

精神衛生資料

第 20 号

昭和 50 年

國立精神衛生研究所

精神衛生資料

第 20 号

昭和 50 年

Annual Report on Mental Health

Number 20

1975

國立精神衛生研究所

National Institute of Mental Health

Japan

精神衛生資料 第20号 目 次

近郊都市化地域における社会変動と住民生活の構造 ——市川市原木地区調査報告——	石原邦雄、齊藤和子、 白井宏明、山村マサエ	1
社会測定論序説	和田修一	81
精神衛生資料総目次		123

近郊都市化地域における社会変動と住民生活の構造

—— 市川市原木地区調査報告 ——

石原 邦雄（社会精神衛生部）

斎藤 和子（優生部）

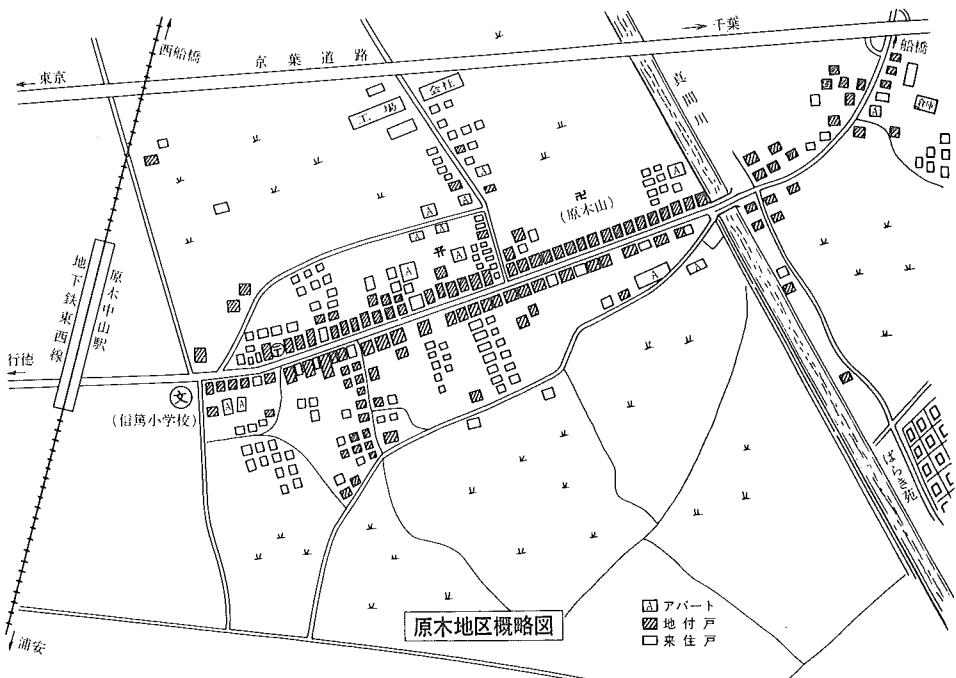
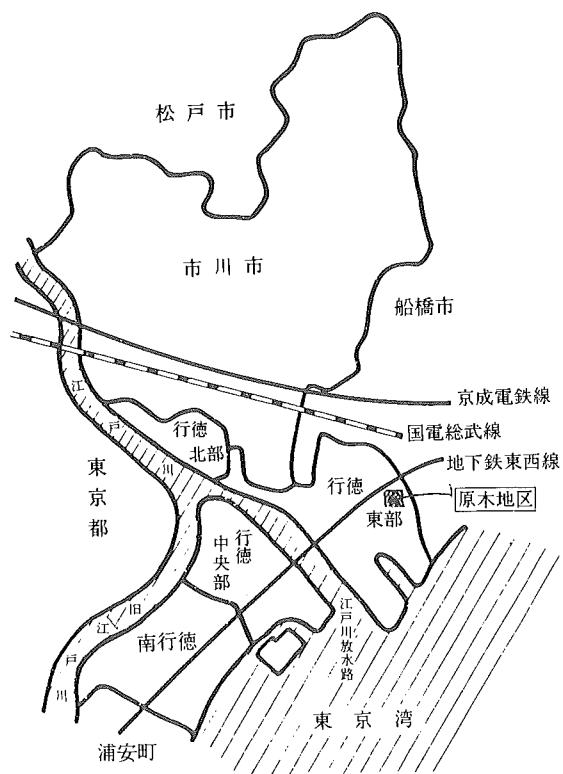
白井 宏明（埼玉大学）

山村 マサエ（東京教育大学）

目 次

序 章 研究目的と方法及び調査の概要	B. 家の形成・継承とその変化
第 1 章 歴史的背景と地域社会構造の展開	第 4 章 「都市化」過程における住民の生活
A. 対象地の概況	パターン(2)
B. 村落構造の展開と変容	A. 家族内人間関係—役割構造の変化—
第 2 章 「都市化」以前の住民生活パターン	B. 家連合の変容
A. 大正期の地主の家経営	第 5 章 生活意識の構造
B. 家連合の諸形態	終 章 要約と結論
第 3 章 「都市化」過程における住民の生活	付 論 地域社会における宗教活動の精神衛
パターン(1)	生的役割—原木山信仰の調査から—
A. 地付世帯の変化と世帯区分	

市川市行徳地区図（原木地区の位置）
ばらき



序章 研究目的と方法及び調査の概要

1. 研究の目的

この研究は、急激な都市化の影響を受けた或る小地域社会における、社会変動と住民生活の構造の関連を明らかにしようとする事例的研究の報告である。

2. 研究の背景

この研究は、国立精神衛生研究所の地域精神衛生研究班の総合的研究課題「地域社会における精神衛生活動の理論と実践に関する研究」のサブ・テーマである「地域社会の構造変動と家族生活に関する研究」に関する成果のひとつである。

精神衛生と地域社会との関連については、大きく分けて2つの研究の流れがある。第1の流れは「社会精神医学」という言葉で概括されてきたものである。ここでは、福祉的援助（精神衛生活動）の過程を対象とするよりは、そのような援助が必要となる事態（いわゆる病理）の発生メカニズムに重心の焦点を合わせている。そしてこれを、遺伝や性格などの個人的資質や生理・生物学的なあるいは個人心理的な過程に関連づけるのではなく、諸個人をとりまく社会的な状況との関連を重視して解明しようとする立場であるといえよう。その基礎になったのは、文化人類学と社会学、特に人間生態学であったが、それらは広く、社会環境論としてまとめられよう。

精神衛生と地域社会の関連についての第2の流れは、地域精神衛生活動すなわち、先の表現でいえば、援助過程、に焦点を合わせたものである。ここでは、施設中心のケアからコミュニケーション・ケアへという、援助（治療）の主要な場の転換が基本的な問題意識になっている。近代国家の行政制度の中では、精神衛生の問題に対し、いわゆる社会防衛論的な考え方がある。障害者の「保護」が同時に社会からの隔離（拘禁）となる傾向があつたことは否めない。これ

に対する反省と批判から、福祉的援助の対象者の「生活」を基礎として、彼らが社会生活を主体的に実現しうる条件をどのように設定していくか、そのための援助方法は何かという視点が強調されてきた。援助対象者の社会生活の場としての家族や職場、地域社会がそうした視点から注目され直した。しかし、この視点も、福祉の財政負担増大に苦しむ行政の立場からは、私的福祉の再評価という形で、安上がりの医療・福祉政策になり変わってしまう危険を一方にはらんでいる。

古い行政優位の考え方とは生産優先の社会構造に対応していたから、これを生活優先の発想に転換することは、「福祉国家」のスローガンを掲げることで済むものではない。そうした中で、日本における地域社会と精神衛生の問題を捉え直していくには、一方で実務（実践）のレベルの試行錯誤による経験を積み重ねる必要があるけれども、他方で、現代日本における、諸個人の生活が地域社会の中でどのように実現しているか、それをどのように科学的に把握できるか、という基礎的な研究が不可欠である。我々のこの研究は、後者を担う問題意識のもとになされたが、両者は「人間生活」を基本視点にもつことによって結合していくであろう。

行政（支配）や福祉サービスを行なう目的で地域が問題とされる場合は、個々の障害者（福祉対象者）の生活の場、あるいはそうした対象者が多数存在（発生）する場、あるいは社会復帰する場として、地域社会が考えられるが、そこで捉えられる地域は、ある外在的な目的（行政、福祉サービス）を達成する単位として設定される地理的範域となる。これを「設定された地域」と呼ぶことができる。

他方この研究で捉えようとするのは、社会的諸個人が、定住性を基礎として「人間生活」を実現している地域的社会空間である。簡単化して言えば、前者は外から（働きかける側から）の地域把握であり、後者は内から（生活者の側

から）の地域形成の問題である。勿論、この研究が後者の視点で地域社会にアプローチするからといって、そこで捉えられる地域社会が、全く自発的なものとしてあると考えるのは誤りである。特に日本の地域社会の問題は、極めて強く政治（支配）の影響を受けてきた歴史をもつ。住民の生活に根ざす自治（生活防衛）と上級の支配にもとづく地域行政とが詰抗している場として地域社会生活の現実は存在してきたのである。そうした認識をもった上で、この研究では、住民自身の生活の必要に根ざす、地域的な共同性を中心に捉えていくことにする。

3. 研究の経緯と対象地の選定

先に記した総合テーマのもとで、本報告の共同執筆者の一人である斎藤和子らを中心に、千葉県市川市・行徳地域（旧行徳・南行徳町域）を対象に、在宅精神障害者の訪問指導をはじめとする地域保健サービスの研究を長期にわたって行なっている。これと並行して、地域社会と住民生活についての分析的理を深めるための作業を石原邦雄を中心に行なってきた。

行徳地域が選ばれた事情は、研究所のある市川市域であるという点で、研究の継続性とサービスの連続性が確保しやすいという点があったが、地域社会の特性として、海岸埋立てによる工場進出地下鉄東西線開通によるベッド・タウン化という形で急激な都市化が進行しており、現代の地域問題のひとつの典型例としてこれを捉えられるという期待もそこにあったのである。急激な都市化によって旧来の地域社会はどのように変化するか、そこに居住する精神障害者はどのような影響を受けることになるか、とりわけ、こうした変化の激しい地域において精神衛生活動はどのように展開しうるか、等が問題関心となった。

ここで、行徳地域に関してこれまでに発表された研究成果を挙げておこう。これらは今回の報告書に、直接、間接の関連を持つものであり、今回触れ得なかった問題を扱ったものもあり、参考に供しうると思う。

1. 高臣武史編『市川市行徳・南行徳地区社会調査（昭和45年）報告書——地域精神衛生活動の基礎として——』昭和48年1月、国立精神衛生研究所・東京女子大学社会学研究室
2. 斎藤和子・佐竹洋人「精神障害者に対する地域住民の態度——市川市行徳・南行徳地区の場合——」『精神衛生研究』第20号、昭和47年
3. 白井宏明・石原邦雄「地域権力構造と住民生活——市川市行徳地区の事例——」『精神衛生研究』第21号、昭和48年
4. 斎藤和子「地域における精神障害者の動向—市川市行徳・南行徳地区の場合—」『精神衛生資料』第19号、昭和48年
5. 石原邦雄・白井宏明「近郊都市化地域における地域社会意識と住民組織——市川市原木地区を対象として——」『精神衛生研究』第22号、昭和49年

こうした研究の中で、今回報告する原木地区に對象地区を焦ったのは次のような理由からである。我々は上記の文献1、3において旧行政町域のレベルで地域社会構造の分析を手がけた結果、地域社会の変動の問題を、更に住民の生活に接近した小地域社会に焦点を合わせて捉える必要を痛感した。行徳地域では、そのような小地域社会はいまも「部落」と呼ばれる形で存在しているので、このうちのひとつを詳細に研究する方法を採用した。行徳地域に20ほどある「部落」は明治以前は幕制村であった地域であり、明治以後は行政町（市）の機構の中では「区」として位置づけられたものである。原木地区（部落）は、その中で最も農業が盛んであり、従って村落社会としての枠組をなお残している地区であることに注目して選定された。とりわけここは東西線開通の際、部落の西端に原木中山駅が開設された結果、その後の人口増加もきわ立って激しく、急激な都市化をとらえる上でも、まことにふさわしい小地域社会である。また、そこにある原木山妙行寺の宗教活動も、精神衛生という観点からきわめて興味のある対象と考えられたことも我々が調査対象に定めた理由の

ひとつであった。

4. 調査の概要

原木地区調査は4次にわたって実施された。その概要は次のとおりである。

〈第1次調査〉 昭和46年8月。地区の古老及び自治会役員を中心とする聴取り調査。既存資料の収集。原木山宗教活動の参与観察。

〈第2次調査〉 昭和47年7月。原木山における「お消滅」経験者に対する面接調査。対象数45うち有効回収数34。

〈第3次調査〉 昭和48年8月。原木地区居住全世帯を集団とする、層別無作為抽出（抽出率5分の1）によるサンプル220世帯に対する世帯調査。（質問紙による面接）。有効回収数168。

〈第4次調査〉 昭和49年9月。地付世帯（昭和19年以前から居住する世帯及び、これから戦後に分家した世帯）の全数（158戸）に対する世帯調査（質問紙による面接）。有効回収数145。
(註)このうち第2次調査に参加した橋口穹枝は、これをもとに東大保健学科修士論文「民間療法の一事例」(昭和49年)を作成した。また、第3次、第4次調査は上智大学社会学科学生の社会調査実習を兼ねて実施され、後者に参加した竹内茂は卒業論文「近隣関係の調査研究—市川市原木の場合—」(昭和50年)を作成した。

5. 研究・分析の枠組

我々は対象を今日なお部落としての一定程度の社会統合を実現している小地域社会としての原木地区に設定した。原木地区が部落としての機構をもっているということは、徳川時代には幕政村原木村として、明治以後は原木区として行政支配の単位であったという政治史的な背景があるが、その基礎に農業にもとづく村落共同体としての生活組織があったことが重要である。部落(ムラ)は農業経営体としての家を基本単位としてなり立っている。そこで社会関係のどちらかは非農家を含めて家を単位として、部落(オオヤケ=全体)への貢献が要求され、その貢献の程度に応じて部落のメンバーシップをはじめとする社会的地位が与えられるという、貢献と地位付与の交換システムとして把握される。それはムラ

ビトの生活を律する社会規範になっている。

「義理」の関係がこれである。

このような規範に支えながら成立する社会関係の構造は、次のように捉えられる。

住民の生活は生活手段（資源）の調達と処理を通して実現しているとみられる。この生活手段（資源）の種類のちがいによって、その組織的な調達と処理（これを経営と呼ぶことができる）の主体がちがってくる。すなわち、いくつかのレベルのちがう経営の活動を通して（それに参与して）はじめて諸個人の生活が可能になる。

伝統的な地域社会における住民の生活の根拠は「家」（経営）である。家の経営は基礎的には個別の経営——家成員のみの互助、協力による家の経営——によって、そこにおける生活の再生産が行なわれる。しかし、家の経営はそれだけで完結するものではなく、他の家々との互助、協力を前提として始めて成り立つものであった。それには2つの形態が考えられる。そのひとつは、道路・用排水施設・共有山林など部落（ムラ）の範囲で共同して維持・管理される生活手段に対応する家々の共同であって、これらの生活手段を利用する権利は、部落のメンバーシップを持つことによって生じる。これを部落的経営と呼ぶことができる。家々の共同のもうひとつの形態は、冠婚葬祭および家普請、農業生産など生活の様々な場面における互助・協力を近隣あるいは親族などの関係にある家の間で行うものである。これを一応、共同的経営（狭義の家連合）と呼ぶことができるだろう。このように、農業生産を基礎とする伝統的なムラの生活は、家を単位として、個別の経営、共同的経営、部落的経営という3つの形態の社会関係を通して捉えることができる。

以上のような社会構造をもつ部落共同体が産業構造の変化（農業の衰退・離農）、社会移動の激化（人口流動）の影響を受けて、解体ないし弱体化してくる過程が、最も基礎的な意味における都市化である。都市化の概念は一義的ではないが、そこに都市的生活様式の普及（普通化）を含めて考える場合が多い。我々も今回の研究に

おいて、この視点をも含めて考えている。従って、産業構造の変化（農業衰退・離農）や社会移動（人口急増）の影響を受けて、原本住民の生活様式が変化する（これがこの報告の分析の中心にはかならないが）過程をすべて都市化と捉えて誤まりではない。しかし、本論の分析で明らかにするように、住民生活の変化は、必ずしも、都市的生活様式の普及としてのみ捉えられないから、都市化を一応、地域生活の構造を変化させるインパクトの面で捉えることにし、従属変数としては、生活パターンを置き、これを一義的に都市的生活様式（の普及）とは考えない立場をとった。

ここで、生活パターンと呼ぶものは、生活再生產の構造を示す。すなわち、生活とは生活手段（資源）の調達、処理、利用を通して労働力および生活能力を中心とすると生活意欲を再生產していく過程と捉えられるが、これは資源配置の状況とそれを調達、処理、利用する行動を規制する社会規範および主体の条件（広義のパーソナリティ）の相互関係の中で、生活主体ごとにパターン化するものとして捉えられる。農村共同体における生活パターンは、（勿論個々の条件により差異はあるが）、家業經營としての農業生産と、全体（オオヤケ）としてたちあらわれるムラの規範（義理）に枠づけられていたと考えられる。この生活パターンが先に述べた都市化の過程の中で、動搖し、変化する方向をどのように見定められるかが、この研究の課題である。ムラの解体は研究テーマとしてかなり取り上げられているが、しかし、いまだにムラが解体した後に如何なる地域社会類型が実現する（しうる）かについて確かな見通し（概念化）は持たれていない実情である。我々もまた同様であることを認めなければならない。であればこそ、我々は、地域社会の現実基盤である、そこでの住民生活そのものにアプローチし、その生活パターンの動態を捉える中から、新しい地域社会類型の実現（発見）を目指そうとしているのである。我々の努力はまだ充分に成功しているとは言えないけれども、地域社会と家族（ムラとイエ）という問題設定が、地域社会学でも、家

族社会学でも改めて脚光を浴びている昨今、我々の今日の調査研究も、その前進に一定程度参与しうるものと考えている。

更にこの研究では、村落社会の単位としての家を直系制家族として捉えることにより、家族社会学の視点からその世代的連続性、および役割構造の視点から分析を深めようとした。地域社会（ムラ）の単位が、農家であったものが、農業の衰退や離農によって、農業を基礎とする生活の共同性が薄れしていく中で、ムラは解体していく。それは家の解体でもあるといえるであろうか。これを我々は家の内部の人間関係の面から捉えようとしたのである。

このような生活パターンを、個々の生活主体において統合しているのが生活意識である。これは現実の生活資源の調達・処理の方法に規定されると同時に、社会規範に規定されるものである。先に述べた如く、ムラの生活における社会規範は義理として捉えられるが、ムラが解体していく中でこの規範も変質・弱化していくであろう。そこに新しい生活規範が形成されていないなら、生活意識も過渡的な（アノミックな）混乱を示していると予想される。しかし、それは生活の崩壊や停止を許すものではないから、人々はその中で何らかの生活の統合を図りながら生活を持続しているとみられる。

以上の枠組から、本報告では、まず小地域社会としての原本部落の社会構造の変化を歴史的に跡づけ、その中で住民の生活パターンを都市化過程とその以前に分けて分析することにした。

付論は、必ずしも以上の研究の枠組に組み込めてはいないが、原本山における宗教活動を支え、それを受け入れているものは、家の成員としての個人である点が、その分析においても明らかであり、これが過渡期の社会構造の中で生活する人々の精神生活の危機とその解決に一定の機能を果している事実は重要である。本論における地域社会学・家族社会学的な分析で捉えきれなかった問題のひとつを補足していると位置づけられるのである。

（石原邦雄）

第Ⅰ章 歴史的背景と地域社会構造の展開

A. 対象地域の概況

現在の市川市原本地区は、近世においては、天領支配下の幕政村下総国葛飾郡原本村であった。この幕政村原本村は、明治前期のめまぐるしい行政区画の変遷を経て、明治22年、町村制施行により成立した千葉県東葛飾郡行徳町を構成する一大字部落（原本区）となり（図1-1），ついで昭和30年の行徳町の市川市への吸収合併によって同市域に編入され、現在に至っている。

旧行徳町域は東京湾沿岸の江戸川デルタ地帯に位置しており、その中心であった本行徳は、成田街道に接続する江戸川水運の宿駅として旧幕時代より町場を形成していた。しかし、明治33年の総武線開通による江戸川水運の衰退によって本行徳の町部としての展開は停滞し、さらに旧幕時代よりひき続いている製塩業も、大正6年に襲った大津波のために潰滅的打撃をうけて衰退し（表1-1），以後は、水稻とネギ・ハスなどの琉菜を中心とする農村地帯として推移

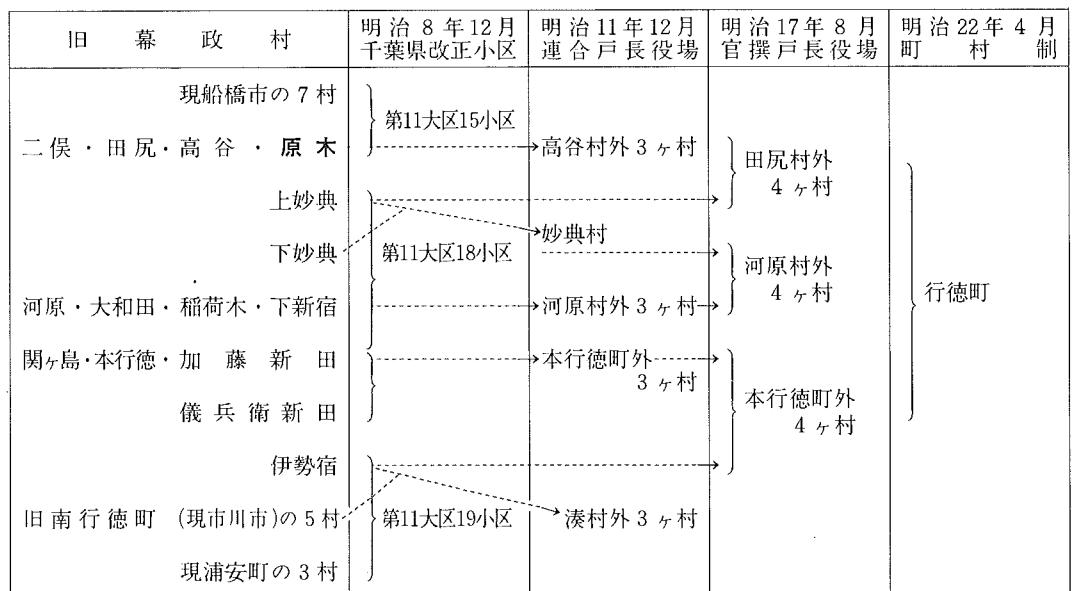
してきた。

※『千葉県東葛飾郡誌』（東葛飾郡教育会編、大正12年）

によれば、大正8年の行徳町の戸数13365戸「住民は一般に農業に從事し」とあり、主な生産物としては、米12,928石、麦1,377石、野菜45,000円、梨21,439円などがあげられている。（P2194）

このような旧行徳町域の産業構造に決定的な変化をもたらした出発点は、昭和30年の市川市との合併であった。すなわち合併直後から市当局によって具体的に策定され始めていた旧行徳町域地先の海面埋立事業が昭和35年には着工され、それにともなう京葉道路の建設と工場群の進出が始まったのである。これによって旧行徳町域内へも企業進出が始まり、一部地区ではすでに戦時中からみられていたものだが、来住住民の増加も本格化しはじめたのである。ついで昭和44年に地下鉄東西線が開通し、爆発的な人口流入が始まったのである（表1-2）。かくして現在の旧行徳町域は、東京近郊のベッドタウン地帯として、また京葉工業地帯の一部として、旧

（図1-1）明治期の行政区画の変遷



※市川市史編集委員会『市川市史』3（昭和49年）PP20~42

(表1-1) 行徳製塩業の推移

年 次	製 造 者 数	製 造 場 数	採 鹹 地 面 積	結 晶 釜 数	製 造 高	価 格
明 治 43 年	47 人	52	91,1302	59	3,799,449 斤	48,862 円
大 正 5 年	36	40	74,2419	47	2,507,440	34,178
大 正 10 年	10	17	40.0	22	360,600	16,227

※各年度『千葉県統計表』

(表1-2) 人口・世帯数の変化

	区 分	大 9	昭 3	昭 10	昭 15	昭 20	昭 35	昭 45	昭 50
戸 数	原 木	121	129	141	135	187	179	448	1,347
	東 部	377	383	401	406	428	519	2,629	5,367
	旧行徳町	1,485	1,659	1,712	1,803	2,152	3,589	12,991	17,606
人 口	原 木	630	667	732	720	916	879	1,771	4,758
	東 部	1,991	2,019	2,145	2,193	2,627	2,695	10,125	18,349
	旧行徳町	7,148	7,806	8,308	9,175	10,405	16,064	44,367	56,034

※「東部」というのは、旧行徳町東部の農村4部落（高谷・原木・二俣・田尻）の合計である。

※昭和3年は役場資料、他は各年度国調

来の地域の様相を一変させてしまった。

原本地区は旧行徳町東部に位置し、大正期までは旧幕時代以来の製塩業が営なまれていたが、塩業衰滅以後は、若干の海苔養殖をのぞけばほぼ純粹な平場の農業村落として推移してきた。このような農業村落原本に決定的な変化をもたらしたのは、やはり昭和44年の地下鉄東西線の開通であり、耕地条件の劣悪さと行政当局の工業化中心の地域開発政策のもとで徐々に衰退はじめていた農業は、これにより急速に衰退した。つまり、戦後農地改革によって生み出された自作農体制の矛盾の深化の中で、各農家は、その経営上の一応の出口をアパート・貸家経営に求めると同時に、民間デベロッパーに土地を売却し、膨大な流入人口を受け入れたのである。

※(表1-3)は、1970年農林業センサス集落カードから得られた若干のデータである。みられるように、昭和35年から昭和45年の10年間で、農家戸数の減少、経営規模の縮少、兼業農家の増大という日本農業の一般的動向と同じ傾向が明らかである。ただ、兼業の

(表1-3) 農業の現状

	昭和35年	昭和45年	
総 戸 数	179 戸	410 戸	
総 農 家 数	103	90	
専 業 農 家	35	6	
第 1 種 兼 業	44	39	
第 2 ハ	24	45	
雇 用 兼 業	48	49	
自 営 ハ	20	35	
経 営 規 模 別 農 家	0.3ha未満	12	17
	0.3~0.5	16	18
	0.5~1.0	68	52
	1.0~1.5	7	3
作 物 売 別 収 入 家 一 敷 位	い ね	—	36
	野 菜	—	45
	果 樹	—	1
販 売 な し		—	8
畠 土 地 売 買 田 畑 煙		30ha	1,200ha
反 当 米 収 量		—	420 kg

(センサス)

種類で自営兼業の増加が顕著であり、この大半が、アパート・貸家経営なのである。土地価格の異常な高騰と反収量のひくさがこれに拍車をかける。なお、農業機械の普及は低く、昭和45年でトラクター(10ps未満)45台、乾燥機53台、トラック41台、バインダー1台という現状である。

このように現在の原本地区は急速なベッドタウン化を特徴とする「都市化」過程にあるが、区画整理も行なわれないまま宅地化が進行したため、生活環境条件の悪化、地付層と来住層とのテンション、農業経営条件の一層の悪化等様々な問題をかかえつつ、旧来の農業村落としての村落構造はドラスライックに変動しつつある。この章では、その様態を歴史的にさかのぼった時点から概略的に分析するのがねらいである。

B. 村落構造の展開と変容

1. 部落財政と部落機能

概況で述べた如く都市化開始以前の原本は基本的には農業村落として存在していたが、このような農業村落原本の村落構造の概略をみるために、原本の部落財政をその支出項目を中心に入分析してみよう。なぜなら、日本近代の農業村落は、近世の藩政村以来の強固な社会的統合の

伝統をひきつぎながら、地方行政の最末端単位として把握され、かつ、その内部において居住各戸の個別経営の再生産に必要不可欠な生産および生活上の様々な家々の共同関係をその範囲において成立させている部落として存在し続けてきたのであり、部落財政とは、そのような部落における共同関係のもとで営なまれる諸活動の経費を意味しているからである。居住各戸はこの部落的共同に参加することによって部落の構成メンバーとなり、自己の再生産が可能になっているわけである。したがって、部落財政中のどのような支出項目に比重がかけられているかによって、各戸の再生産に必要な部落的共同の内容を知ることができるし、そのことは部落の基本的な機能を示すことになるわけである。

部落財政は原本の場合「区基本金」とよばれる銀行預金と「区費」とよばれる部分とから成っていたが、前者は、部落有財産から生じた収入の積立金で臨時に多額に必要となるものに支出された。後者は、毎年各戸から一定の割合で徴収し必要に応じて支出されるいわば部落財政の経常会計部分であり、さしあたり分析の対象となるのは「区費」である。

(表1-4) 区費支出項目別分析

	大正10年		昭和6年		昭和17年		昭和27年	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
土木費	円 738.29	58.6	円 240.66	43.6	円 350.00	34.2	円 11,020	19.4
補助費	85.50	6.8	180.00	19.6	363.90	53.5	300	0.5
寺社費	31.00	2.5	16.00	2.9	55.57	5.4	8,720	15.3
財産費	67.91	5.4	0.38	0.1	—	—	462	0.8
交渉費	57.48	4.6	24.45	4.4	—	—	9,699	17.0
分担金	27.70	2.2	31.44	5.7	102.10	10.0	17,360	30.5
部落機構費	212.07	16.8	110.78	20.1	118.18	11.5	5,890	10.3
計	1,259.95	100.0	551.71	100.0	1,024.83	100.0	56,951	100.0

※各年度とも、原本区有文書『区費支出等』より作成

(表1-4)は表示した各年度における「区費」の項目別支出金額およびその割合を示したものである。各項目の内容は以下の通りである。

- ①土木費：用排水路施設の補修資材費およびその管理労働経費。
- ②補助費：部落内各戸の葬式・婚礼などにかかる香典・祝金および青年団・消防団などの活動に対する補助金。
- ③寺社費：鎮守日枝神社および妙行寺（すべての家がその壇家であったわけではない）の維持費および神官への報酬・謝礼。
- ④財産費：部落共有地（大正10年に開墾されて「区有畠」として希望者に小作させていく）にかかる費用。
- ⑤交渉費：部落役員（部落選出議員も含む）の対行政および対外的活動費。
- ⑥分担金：行政が部落に臨時に賦課する租税・外公課および、学校・農会等数部落共同で負担する経費。
- ⑦部落機構費：「区総会」・「役員会」などの経費および消耗品代。

この項目分類から一見して明らかになるように、生産基盤の維持・管理の共同(①)、生活の共同(②、④)、祭祀の共同(③)、行政への対応(⑤)と補完(⑥)という諸機能を部落は持っております、部落機構(⑦)はこれらの諸機能を担う中枢であって部落の政治構造を表現するものと考えられる。

以上のこととを前提として各年度の支出額の上位3項目をとり出してみると、戦前では、「土木費」、「補助費」、「部落機構費」であり、この3項目で各年度とも支出割合の80%以上を占めている。これに対して戦後の昭和27年度では、「分担金」、「土木費」、「交渉費」となりこの3項目で支出総額の66%となる。このことからただちに見出されるのは、戦前の部落が対内的諸機能に重点を置いていたのに対し、戦後の部落は対外的機能に重点を移してきているということである。いいかえれば、戦前の部落は、生産および生活の共同を中心に部落的共同を営んでおり、戦後の部落は、行政下請的機能をより強化したものとみなしうるであろう。

しかし戦後の部落のそのような特質は、ただちに部落が生産および生活の共同性を失なったということを意味するわけではない。たしかに「補助費」の比率の低下は、生活の共同性の低下を意味すると考えられるが、「土木費」は戦後においても第2位の支出項目である。つまり生産の共同性は戦後においても失なわれているわけではないということである。

ここで「土木費」の内容をなす、用排水路、農道の維持・管理の方法に触れておく。この両者はいうまでもなく土地が耕地として存在する条件であり、それらは一定範囲の農家が共同的にのみ管理しうるものであった。原本においては、「関凌」と「道負請」とよばれる定期的な補修労働が行なわれていたが、その資材費は区費から支弁され、実際の労役は村人の「村仕事」であった。ただ戦前は、この「村仕事」は「手間仕事」つまり賃金が支払われる労働であったが、戦後は、「奉仕」つまり無償労働にかわった。この点はおそらく戦前の地主制の存在と戦後の自作農体制との差異によるものと思われるが、しかしそれにしても戦後にあらたに「村仕事」が「奉仕」にかわったということは戦後の部落が生産の共同性をより強化したものとみなしうるであろう。ただし、戦後の「村仕事」の主宰は形式的には部落機構そのものではなく、部落とは相対的に独立したものとして形成されていた農家組合になっていた。戦前は部落機構がこれを主宰したのだから、この点でいえば、生産共同の機能は一種の合理化をして部落からは切りはなされたことになる。しかし、他方では、資材費用が区費の中から支出され、しかも部落の大半が農家であり、したがって部落機構の中心は農家によって占められるという状態のもとでは、この労働は相変わらず「村仕事」として意識されていた。しかも、農家組合長は部落の役員とみなされていたのであるから、実質的には農家組合も、部落機構であった。以上のように生産の共同機能は形式的には部落からきりはなされて合理化されたように見えながら、その実、部落の重要な機能として残っているのである。実際のところこの「村仕事」への出役は村

人のメンバーシップを決定する重要な要件のひとつであった。

このように戦後段階でも一面では強化されながら部落に残された生産の共同という機能は、しかしながら、農家それ自体が部落のマイノリティになってゆく昭和35年以降のプロセスの中では、実際上部落機能からは独立してしまうのである。その場合、「村仕事」が形式的にもせよ農家組合の担当になっていたことがひとつのテコになっており、部落は行政下請機能をよりいっそう明確にしてゆくことになる。

そのプロセスは前稿（P4文献5）においてやや詳しくふれたので繰返しはさけるが、要するに行政当局は部落に対して増大した来住者をも把握する行政補完団体たることを強く求め、「自治会」であることを要求する。部落は行政への依存を強めざるを得ないから「自治会」たることを受け入れるが、「自治会」という名称にかわってもこれは旧来の地付住民の意識の中では実質的には部落なのであって、そうである限り、「自治会々員」は旧来からの部落のメンバーシップをもった村人の家である外はない。しかし他方で部落の中核となってきた農家が減少し

「村仕事」がはっきりと農家組合の仕事に変化すれば、部落の統合を内部から維持する実質的な条件（生産の共同）は消滅し、そのことによって部落意識も弱まってくるし、さらに各戸の経営基盤が多様化するから一致した利害を部落的共同の形に結集することがむつかしくなり、かつ対立も生じてくる。こうして部落は「自治会」という形式を通じて行政下請機能をその中心に据えるようになるわけである。

以上のように概略的にいえば、部落は、戦前は生産および生活の共同性を、戦後の「都市化」以前は生産の共同性を中心とした機能をもっていたが、「都市化」過程の中で、行政下請機能に純化してきたといいうるであろう。

2. 階層構成の特質と部落機構

前項でのべた如き部落機能の変化は、当然のことながら各個別経営の条件の変化によってもたらされるが、しかしそれにしても各個別経営はそもそもその再生産の基盤がまったく同じわけではない。したがって部落的共同といつても各戸の経営条件の優劣によってそれのもつ意味は異なってくる。この相異は部落機能の中心的

（表1-5）区費賦課額階層構成

階層 \ 年度	昭17年 (%)	昭24年 (%)	昭31年 (%)	昭47年 (%)
I	3戸 (2.1)	17戸 (10.1)	16戸 (10.3)	24戸 (14.5)
II	14 (9.8)	21 (12.5)	30 (19.2)	31 (18.7)
III	11 (7.7)	25 (14.9)	32 (20.5)	26 (15.7)
IV	64 (45.2)	33 (19.6)	39 (25.5)	46 (27.7)
V	46 (32.4)	69 (41.1)	38 (24.4)	39 (23.4)
賦課なし	4 (2.8)	3 (1.8)	1 (0.6)	— (—)
計	142 (100.0)	168 (100.0)	156 (100.0)	166 (100.0)
賦課額区分				
I	14~21円	265~450円	220~350円	500円以上
II	3~8	220~265	200~210	450円
III	2	170~210	160~190	400円
IV	1	120~160	110~150	300円台
V	1円未満	30~115	50~100	200円台

※各年度原本区有文書『区費徴収簿』

※階層基準は総額のほぼ20%ずつになる金額をとった。

※昭和47年の戸数からは「班外」のアパート居住者と企業からの分をのぞいてある。

担手である部落機構の階層的構成に端的に反映されるはずである。本項では、部落的諸機能が各時期毎にどのような仕組で運営されているのかを明らかにすることになる。

(表1-5)は表示した各年度における「区費」賦課額による5段階階層区分である。各階層のとり方は、賦課額総計のはば20%ずつを上位からとて各々I～Vの階層に分けてある。ところで「区費」というのはさきにものべたように部落的諸機能を経営していくための経費であり、それは各戸に分割賦課される。その方法は、戦前は均等割、反別割、資産割(見立割)各々1/5ずつの合計、昭和24・31年は所有反別割プラス見立割、昭和47年は宅地・家屋所有割プラス見立割である。賦課額は、見立割の部分が含まれることによって、部落内におけるプレスティジの評価を含んだ地位(ステータス)を反映するものとなっている。

まず単純に区費賦課額の上限と下限とを見ればその格差は時期がおくれるにしたがって明確に縮少しており、部落内における階層的地位の平準化は明らかである。さらに上層(I・II階層)の区費負担における比重をみると、総額の約40%にあたる金額を、昭和17年では17戸(賦課総戸数の11.9%)、昭和24年では38戸(同じく22.6%)、昭和31年では46戸(同じく29.5%)、昭和47年では55戸(同じく33.2%)で、各々負担することになるからその相対的な比重の低下はいちじるしい。

※ただし、この階層構成表は、厳密に総額の20%ずつの戸数をとったのではないから、各階層の戸数から各層の平均負担率が出せるわけではない。

戦前と戦後との差異は明らかに地主制の有無の差によるものである。昭和47年の場合にはすでに耕地所有が基準ではなくなっているから、自作農体制の解体が背景にある。したがって階層的地位という点ではこれらの期間を通して比較が可能であるとしても、その実質的な内容は、各時期ごとに検討しなければならない。

〈塩田経営とダンナ支配〉

戦前の階層構成については、地主制のあり方を中心にみなければならない。

ところで旧行徳町は東葛飾郡内においても小作率の高い地域であり、原木部落はその中でもとりわけ小作率のたかい部落であった。たとえば、明治43年の旧行徳町の小作地率は(表1-6)に示す如く74%に達しており、また大正12年の行徳町農会の原木部落における会員数は120名あるが、そのうち68名が「耕作者」すなわち小作農家であり小作農家率は56%になる(表1-7)。

ききとりによれば大正期ころの原木の地主は(表1-8)に示す如く10戸程であったが、その大半が手作地主であり、この外に若干の村外地主があった。これに加えて大正末期の塩田廃止時期までは、明治期には10戸、大正期には5戸の塩田地主があり、これらが多くの場合農業の面でも地主であって、これらが「ダンナ」と呼ばれる明確な社会階級を形成していた。(表1-8)は、明治3年の『小菅県報恩社拠出金』に記載された原木分の人名、大正6年ころのききとりによる地主層、昭和17年の区費賦課額を各々対応させたものである。そのうち○印をつけた各戸が塩田地主である。これによってもダ

(表1-6) 明治43年旧行徳町自小作別耕地面積

	自 作 地	小 作 地	作 付 地	(%)
田	162.8 反	491.0 反	653.8 反	(89.0)
畑	26.5	54.3	80.8	(11.0)
計	189.3	545.3	734.6	(100.0)
(%)	(25.8)	(74.2)	(100.0)	

※千葉県統計書

(表1-7) 旧行徳町農会々員数

大字名	会員数	有権者 数(A)	土地所 有(B)	耕 作 (C)	失権者 (A)	$(B) \times 100$
1丁目	32	29	26	3	3	89.6
2〃	10	9	9		1	100.0
3〃	19	18	12	6	1	66.6
4〃	14	14	13	1		92.8
新田	134	132	32	100	2	24.2
伊勢宿	49	48	13	35	1	27.0
閑ヶ島	37	37	20	17		54.0
下新宿	24	23	20	3	1	86.9
河原	49	46	22	24	3	47.8
大和田	33	31	22	9	2	70.9
稻荷木	58	56	35	21	2	62.5
下妙典	98	87	46	41	11	52.8
上妙典	95	83	48	35	12	57.8
田尻	86	81	42	39	5	51.8
高谷	128	118	66	52	10	55.9
原木	143	120	52	68	23	43.3
二俣	58	54	24	30	4	44.4
計	1,067	986	502	484	81	50.9
越谷	223	223	223			100.0
合計	1,290	1,209	725	484	81	59.9

※市史編纂委員会『市川市史』3(昭和49年) P431

ンナ層の隔絶した地位のたかさをうかがうこと
ができるよう。ただ、塩田經營は塩価の不安定さ
のために塩田地主の浮沈は相応に激しかったよ
うで、明治3年で10戸あった塩田地主が大正6

(表1-8) 戦前の地主層

家番号	明治3年 拠出金	大正6年 土地所有	昭和17年 区費
59	°20 円	(小作)	1 円
88	°16	° 6 円	21 円
108	°11	° 4	14
74	10	2	5
49	°10	(°自小作)	5
38	° 8	° 4	21
93	° 8	° 4	8
絶①	° 8	° 6	
43	° 6	1	1
絶②	° 5	(小作)	
57	° 4	2	2
78	3	4	6
102	—	2	7
23		20	0

※○印はききとりによる塩田地主

※明治3年は『報恩社社報録』

(前掲『市川市史』3, P42)

年では5戸にへってそのうち絶家・転出や自作・
小作層への転落もかなりみられる。

ところで塩田廃止以前までの時期は、部落は、
ダンナたちによってきりまわされていたもので、
塩相場を話しあうためにダンナたちがよく酒屋
に集まっていたが、その時について部落のこと
とも決められたような状況であったといわれる。

(表1-9) は戦前の部落役職の経験者を昭和
17年区費階層での出身階層別にみたものである。

(表1-9) 役職者出身階層

S1階層(戸数)	区長	区長代理	評議員	消防部長	土木員	計	役員率(%)
I (3)	3	2	—	—	—	4	100.0
II (14)	2	6	3	4	5	11	78.6
III (11)	2	3	5	3	4	9	81.8
IV (64)	—	1	7	3	4	12	18.8
V (46)	—	—	2	1	2	2	4.3
なし(4)	—	—	—	—	—	—	0.0
計(142)	7	12	17	11	15	38	26.8
延人数(期間)	(T3~S19) 19	(T3~S19) 19	(T10~S17) 35	(T8~S19) 14	(T10~S19) 26	(T3~S19) 123	
平均就任回数	2.7	1.6	2.1	1.3	1.7	3.2	

※原本区有文書『重宝帳』より作成

(ただし、昭和17年では1円未満に没落するが昭和初期まで部落内最大の地主であった1戸((表1-8)の②家)はI階層にして数えてある) I階層の区長経験者3名は、大正3年から昭和4年までの間区長職を交替で占めていた。このような部落運営のいわばダンナ協議体制は、塩田地主の経営と深くかかわっており、塩田経営が部落内外から大量の労働力を雇い入れて営なまれるということもさることながら、ここで注目したいのは塩田経営にかかわる塩田地主相互の共同の必要性についてである。原本の塩田経営は近世以来廃止にいたるまでいわゆる入浜式の方式をとっていたが、この方式では広い砂浜を必要とし、かつ各々の塩田経営者は堤防(塘堤とよんでいる)を共同で管理する必要があった。原本では西浜と片浜とにわかれていたが、その各々に塩田をもつ地主は、毎年行なわれる塩田堤防の修繕を共同で行なった。そのやり方は、作業に必要な労働力は各々の地主のもつ奉公人を出し(たりない時には臨時雇いを使った)、その労賃分と資材費の総計を塩田の所有反別割で分担し精算する。この共同経営の責任者はまわりものようで、また塩田堤防に自生するヨシ(海苔養殖用のヨシズの原料になる)の販売権もまわりものになっていた。

他方部落における「村仕事」には、用水路にかかる閑瀬、農道にかかる道負請があったが、これらはいずれも「手間仕事」であって、資材費も含むそれらの費用は区費の中から支出されていた。塩田地主はやはり奉公人を村仕事に出役させているわけである。

以上のような塩田経営の共同と部落における共同とを対比させてみれば容易に気づかれるように、ダンナ協議体制のもとでは、ダンナにとって部落の運営は塩田経営における地主の共同が拡大されたものにすぎず、区費負担率の隔絶した高さによって「村仕事」の人足も「結局は地主が金を出してやっている」ように見えたのであろう。

しかしそのような形態の部落運営は、塩田の共同経営の単純なまたは量的な拡大ではない。塩田の共同経営経費は所有反別割であったが、区費の賦課額中には戸数割部分が含まれており、

各々は別な論理にしたがっている。つまり戸数割部分はその負担が部落のメンバーシップとの交換となることを意味しているから、部落は単純な土地所有者の共同経営体なのではなく、メンバーシップと貢献との交換システムをもつ村落共同体として存在しているわけである。しかし同時に戸数割部分が均等割であるかぎり、結果的には土地所有の小さいもの程、さらには小作層程、相対的な負担過重になるという構造が形成されている。かようなしくみは村落共同体における地主支配の一般的構造であるが、それが可能になるのは地主層が部落機構を握ることによってであり、ここに「ダンナ支配」とよびうる部落の権力構造が成立しているのである。

このようなダンナの支配基盤は、塩田経営・手作経営における大量の労働力の雇用と小作地の存在にあろう。いいかえれば、地主の経済力と中下層の地主への生活依存の強さにある。とはいって、この支配基盤は決して同族団的なそれではなく、中下層の地主への生活依存はかなり相対的であった。それはひとつには原本が大規模な労働力市場である東京の近郊にあり、単純労務あるいは都市雑業によって生計をたてることは比較的容易であったということと、貨幣経済に深くまきこまれていたことによるのであろう。

そのような事情があったから、大正6年の大津波による塩田経営の不振と消滅はダンナ層の部落内における支配力を弱めることとなった。そしてそれにともない、部落内の権力構造も変動してゆくのである。

〈「原本区規約」制定と重立支配〉

(表1-9)をみるとただちに明らかなように、III階層以上(地主・自作)とIV階層以下とでは、役職経験の比率に大きな差があり、とりわけ、区長、区長代理はその階層性が明確である。そこで(表1-10)は同一役職の経験回数別に区長・区長代理を分けてみたものである。区長職では上層ほど同一人物の再就任回数が多くなっている。そのうちI階層の3名が大正3年から昭和4年の間区長職を独占していたことは前にもふれたが、この独占がくずれてII階層

(表1-10) 階層別役職(区長・代理)経験回数

昭17 階層	5期		4期		3期		2期		1期		計		双方 経験	平均就任回数 区長	代理
	区長	代理													
I	1	—	1	—	1	—	—	—	—	2	3	2	1	4.0	1.0
II	—	—	—	—	1	1	1	3	—	2	2	6	1	2.5	1.8
III	—	—	—	—	—	—	1	2	1	1	2	3	2	1.5	1.7
IV	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	1.0
V	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1		1	—	2	1	2	5	1	6	7	12	4	2.7	1.6

※原木区有文書『重宝帳』より作成

から区長がでるようになるのは昭和6年以降である。この独占がくずれる前提としてまずとりあげなければならないのは、大正9年12月に制定された「原木区規約」である。何故ならこの規約の制定によって役職者はすべて投票による選挙でえらばれることになり、ダンナ協議体制が形式的には否定されることになるからである。

この規約の制定事情をみると、その詳細は明らかではないが、この規約書の末尾に記された記事によると、大正9年12月30日の「規約集会」に53名の出席者によって決定されたとされる。そして、「議案提出者」として区長、区長代理、土木委員(2名)、消防小頭(2名)、「賛成者総代」として4名が記されている。ここでひとつだけはっきりしているのは、区長・区長代理をのぞいてその他の「議案提出者」の中にも「賛成者総代」の中にもダンナ層は1名も入っていないということである。そして、この区長・区長代理も、区長は、もともと原木出身者であるが一旦転出して土建業で成功し、明治末に原木に再転入して土地を集め部落内最大の地主となつた、いわば新興地主家の2代目であり、区長代理は塩田地主ではあったがすでに自小作(経営面積は2町)となっていた家の当主である。

結局この制定事情から見出されるのは、この規約の制定が、旧来のダンナ協議の方式とはまったく異なった方法でなされたということである。ききとりによれば、この規約制定のねらいは「何事も選挙で」というスローガンをかかけた「部落の民主化」にあったといわれているが、他方でダンナ層内部に個人的確執があったとも

いわれ、さきにのべた制定方式とあわせて考えれば、新興地主が自作小作の一部をひきつけて(「賛成者総代」4名中、3名は、昭和17年の区費階層でIV階層、1名は同じくIII階層である)一種の権力奪取を行なったものとみなされ、それが結果的には一定の「民主化」を生み出したものと判断される。というのも、このあと昭和4年まではこの当時の区長を含めて旧来のダンナ3名が区長職の独占をしているのであり、そのあとは、この当時の区長代理が区長に2期続けてなるからである。

しかし、この旧来のダンナ協議体制からみるとやや強引と思われる方法がその通り成功したのは、明らかに塩田経営の衰退による塩田地主の支配力の後退があり、さらに、(表1-11)にみられるように、この規約の特徴は、選挙とそれをうらすべき「役職義務制」とにあり、この制度は、後退したとはいえ塩田地主の勢力が相当に残り続けていると考えられる場合のものでは、規約(成文法)による一種の「依法的支配」の形式をもって旧来の権力構造を変化させてゆく契機となったことは明らかである。この規約が「民主化」というねらい通りの効果を發揮してダンナ層による役職独占を事実上つきくするのは昭和6年以降のことであるが、それは明らかに戦時体制へのきりかえによる地主制の一層の後退と軌を一にしているものと考えられる。

以上の如き経過の中で、部落機構は土地所有者上層によって中心的に担われてゆくが、その場合特徴的なのは、過去に何らかの部落役職を経験し

(表1-11) 原木区規約分析

	大正9年12月30日(制定)	昭和23年4月22日(改正)
公民規定	居住期間 3年以上 年令 20才以上 性別 男子 被選挙権 20才以上	居住期間 1年以上 年令 20才以上 性別 なし 被選挙権 25才以上
権利	区役員の選挙権、区名誉職の被選挙権	区役員の選挙権 名誉職の被選挙権
義務	名誉職の担任	選挙権の行使 名誉職の担任
制裁	条件 疾病、業務不在、60才以上、官公職者 4年以上役職経験、評議員の議決 内容 1年以上4年以下公民権停止	条件 疾病、業務不在、区の議決 内容 1年以上4年以下区の一切の交渉停止
役員	(種類) (任期)(定員)(再選)(3選)(その他) 区長 2年 1 許 不許 区長代理〃 1〃〃 消防部長〃 1〃〃 } 現職中評議員 小頭〃 2〃〃 } (掛員) 土木員〃 2〃〃 役員任命現職中評議員 檀家総代 5年 7〃〃 } 兼務 宮総代 終身評議員 9 従来よりの重立者 評議員 3年 5〃〃	(種類) (任期)(定員)(再選)(その他) 区委員 2年 5名 不許 委員長、副委員長、各1名互選 消防役員〃〃 各団体長 区は必要に応じ、参加を求める協議す
役員責務	区長 1. 金銭支収の帳簿閲覧させる 2. 決算報告書の掲示 3. 区公民の質問に答弁する 4. 重宝物、区有財産、帳簿保管 5. 重宝帳への記入、記名調印 消防部長、土木員 1, 2, 3 区長代理、評議員 5	委員長 1. 金銭収支の帳簿を閲覧させる 2. 決算報告書の掲示 3. 区民の質問に答える 4. 図面、単箇の保管 消防部長 1, 2, 3
選挙	選挙長 区長 投票方法 無記名連記 成立要件 1/2	選挙長 委員長 投票方法 無記名連記 成立要件 1/3

※原木区有文書『重宝帳』による。

た者が「重立」として部落機構の中心にすわることである。大正9年規約のもうひとつの重要な特徴は、9名の「終身評議員」を定めてこれを部落機構の中心にすえたことであったが、この終身評議員の中には旧来のダンナ層の各戸の他に、下層ではあるがいくつかの役職の経験者をも含みさらに後に2名追加されている。この「終身評議員制」は一方では旧来のダンナの勢力を新しい事態に適応して補強したものという側面をもつと同時に、他方で、役職経験を要件とする新しいタイプの部落支配層をつくり出していくのである。終身評議員も含めて昭和6年以降の区長・区長代理はすべてそれらへの就任以前に、それら以下の役職を経験しているのである。

このような体制を「重立支配」の権力構造とよびたいと思うが、役職経験が「重立」という一種の身分と結びついてゆくのは、やはり地主制に基本的には規定されていたためとみることができるだろう。しかしこの時期の地主経営はかつてのように村内労働力に依存するのではなく、むしろ、野菜栽培とその東京方面への販売と、よりいっそうの賃労働とに依存する富農的な性格をもつものに変わっていた。^① もともと塩田経営の存在からして、地主の農業に対する依存性はさほど強くはなく、自・小作層の経営も、賃労働収入が得やすいという条件下にあったため、各戸の家経営においては個別性が相対的に強かったものと考えられ、村仕事が「手間仕事」として行なわれていたのはそのことのひとつの表現であったろう。そのような歴史的的前提条件のもとでの塩田経営の衰退とそれによる地主勢

力の後退が「重立支配」を生み出したのだが、同じこの条件が、中・下層の部落機構への進出を可能にしており、それを制度的に支えたのは選挙によって選出される任期3年の「評議員」の設置であった。(表1-12)は選出評議員の年度別階層構成であるが、III・IV層がこの役職の主力であることは明らかである。実際の会合の際にどの程度の発言力をもっていたのかは明らかではないが、5名という人数からしても、ダンナ支配のもとで「注文をつける程度であった」といわれた「土木員」^②とくらべると、明らかにその影響力に差があったものと考えられる。

この重立支配のもとで蓄積された中・下層の役職経験が戦後の農地改革をへたあとの自作農体制下における権力構造に影響を与えることになるのである。

〈自作農体制下の村落構造〉

戦後の村落構造は、地主制の解体とそれにともなう自作農体制のもとでのそれである。戦後自作農は小商品生産者でありながら、同時にそれを部落的共同を不可欠の前提として含む「家」業経営としていとなんていいるというところに特徴があるだろう。原本に關していえば、戦前は「手間仕事」であった村仕事が、「奉仕」にかわったというところに原本における戦後自作農の経営上の特質をうかがうことができる。つまり一面では、地主制というフィルターを通して存在していた生産の共同が、それがとりはらわれて直接的な共同性を生み出したわけで、部落的共同への依存性は一層強化されたものと考えられる。

(表1-12)「評議員」の年度別階層別構成

昭17階層	大10～大12	大13～大15	昭2～昭4	昭5～昭7	昭8～昭10	昭11～昭13	昭14～昭16	計(100)
I	—	—	—	—	—	—	—	—(0.0)
II	—	—	2	2	—	2	1	7(20.0)
III	2	2	1	1	1	2	2	11(31.4)
IV	3	2	2	1	2	1	1	12(34.3)
V	—	1	—	1	2	—	1	5(14.3)
計	5	5	5	5	5	5	5	35(100.0)

このような条件下における部落機構の構成をみると、まず「原木区規約」は昭和23年に全面的に改正されて、区長・区長代理・評議員（終身・選出とも）廃止されてあらたに5名の委員の選挙と委員の互選による委員長・副委員長制になり、あらたに農家組合長と消防団長が委員に準ずる扱いをうけたこととなった。^③ しかしこれらの点は、昭和24年、25年、27年、29年と連続して改正され、結局、委員長・副委員長（通常の呼称は区長・区長代理）2名の直接選挙となり、評議員4名が新設され農家組合長と消防団長は「区委員」となった。つまり、区長・区長代理、評議員の体制は基本的に戦前と同じであり、農家組合長・消防団長も、戦前の土木員・消防部長にはほぼ相当する役職となつたわけである。

そこで戦後の区長・区長代理・評議員（委員を含む）経験者を昭和31年の区費階層によって階層別にみたのが（表1-13）である。戦前とくらべて大きく異なるのは、3つの役職とも同一人物の再任が非常に少くなつたことであり、とりわけ区長代理では1例もない。また3つの役職とも各々の階層性の差異はみられず、全体的に上層程役職経験率はたかくなっているが、これも戦前ほど極端ではない。とはいって、V階層からひとりも役職経験者がでていないのは戦前と同じである。この点は、この層の大半が非農家であり、役職経験者42名中39名が農家であったことから理解されるだろう。つまり戦後の

部落機構は農家を中心にして担われていたのであり、その中でも自作農上層が相対的に数多く役職についていたということである。

概略的には以上のように理解されるとして、相対的には均質化された階層的条件のもとでどのような部分が部落機構を握っていたのであるか。

そこで戦後の区長・区長代理経験者18名についてみると、1名をのぞいてすべてがそれ以前にそれら以外の役職についている。これには勿論戦前の役職経験も含まれている。つまり昭和戦前期において役職を多く経験した者が「終身評議員」に推されるという形のいわば「役職重立制」と呼べるものがあったが、それが戦後のこの時期にもひきつがれています。とりわけ昭和40年までの区長は在職中に死亡した昭和24年の1例をのぞいて4名が再任されている。また評議員中にも区長代理経験後に選任される例があり、ここにも役職重立制の影響を見出すことができるだろう。もちろん戦後の役職重立制を、地主制に規定された戦前の身分的な重立支配と同様にみることはできない。階層的条件の相対的均質化の中で、「農家の跡取り」がふつうにたどるコースとして「青年団→消防団→農家組合」をへて部落の仕事をするようになるという、部落リーダーの養成・選別システムがより純粹に働いているものとみなされるべきである。

（表1-13）戦後役員の出身階層

昭31階層	区長 (昭24～昭46)	区長代理 (昭24～昭46)	評議員 (昭24～昭46)	計	役員率
(16) I	2	2	8	9	56.3
(30) II	4	6	11	17	53.3
(32) III	2	3	9	11	34.4
(39) IV	1	2	4	5	12.8
(38) V	—	—	—	—	0.0
(1) なし	—	—	—	—	0.0
(156) 計	9	13	32	42	26.3
のべ人数	13	13	46	72	
平均就任回数	1.4	1.0	1.4	1.8	

※原木区有文書『重宝帳』による。

このシステムの中で選別された者が部落リーダーとして部落機構の担い手に選出されてくるわけであるが、その経験者が一定の「重立」的な地位を与えられるのは、戦後の規約改正によっても変化しなかつた「役職義務制」によっている。つまり、「役員に選ばれたらそれをひきうけるのは部落の不文律である」とするこの考え方は、規約自体の有無を知っているかどうかにかかわらず、「役員をひきうけるのは世話になった部落への義理を果すこと」であるとする規範観念によって支えられている。そして役職が義務と觀念されているかぎり、誰でもが担えるわけではない義務を果すのは部落に対する特別な貢献となるわけで、これとの交換で一定の「重立」的な地位が与えられることになると考えられるのである。かようなシステムに支えられた部落内権力構造を「役職重立制」と呼んだわけである。

「役職重立制」は青年団を出発点とするリーダー養成コースを前提とするかぎり、世代的な序列をもつ傾向がある。しかし、そのようないわば受動的な資質だけでは行政当局との交渉能力をより多く必要とされた部落のリーダーたりえないであろう。ここで、フォーマルなリーダー養成コース以外のインフォーマルな団体の活動をみておく必要がある。

戦後の部落機構の構成メンバーを考えるうえで重要なのは、昭和22年に結成された「新栄会」とよばれる団体である。これは、米の供出割当を直接の問題として、当時30代～40代の若い世帯主層18名によって結成されたもので、供出割当を各家の実情に応じて公平にすることを目指したという。供出割当は、農家組合を中心とする農業関係役員によって行なわれたが、新栄会メンバーは積極的にそれらの役員選挙の活動をやったわけである。このメンバー中には旧地主も旧小作も含まれていたので農地改革には会としてタッチすることはなかったという。この団体の解散については正確な情報は得られなかつたが、その後人数が増えて内部に対立が生じたことと、それに連して「部落内の政治に介入した」ことなどが原因で、活動を停止してし

まったという。しかし、供出割当の公正化という発足の契機からしてこの団体が一種の部落内政治団体であったことは明らかであり、結局内部の政治的対立が解消の原因であったと考えられる。戦後の役職経験者中にはこの新栄会メンバーだった者が多く含まれており、部落内に一種の派閥的な対立を生み出してもいるようである。

しかし、この団体の活動について注目したいのは、これが戦後自作農体制の形成期に、部落内に積極的な政治的態度をもちこむ契機となつたと考えられることであり、派閥的な様相がみられるとはい、この態度が戦後の「役職重立制」に一定のフレキシビリティを与える要因となつたとみられるのである。たとえば、市川市への合併反対運動にみられた一部リーダー層の対行政交渉・対応活動はこの点を抜きにしては考えられないであろう。^④

以上、戦後自作農体制下における部落内権力構造の特質を「役職重立制」としてとらえてきたわけであるが、この構造は同時にいわゆる「保護農政」下において行政との対応を強化してゆかねばならなかつた戦後の農村部落の存在条件に規定されたものといえるだろう。さらにいえば、自作農層内部の階層的利害の差異が部落機構の階層的意味をもたらすのではなく、むしろ部落の非農家層との関係で自作農層の部落機構掌握の問題が考えられるべきであろう。つまり、「村仕事」が農家組合の主宰になったことは非農家との関係では一種の機能合理化であったが、その資材費用が区費中から支出されているところに、部落メンバーシップの要件としての区費負担を非農層にも求める、部落という社会構造における階層的意味が存在していたと考えられるのである。かような構造自体はまた戦後の地方行政が、「住民」の確実な把握のために部落を必要としていたという条件に規定されてもいたのである。この事態は次の「都市化」過程の中により一層明確な形であらわれてくるのである。

〈「都市化」過程における部落機構の変容〉
前節でふれたようにここで「都市化」という

場合は、一方における農業の衰退＝戦後自作農体制の解体と他方における来住者の急増による地域の急速なベッドタウン化をその内容としている。かような事態のもとで、旧来からの部落機構は、前項のおわりでもふれたように、行政補完機能の遂行を中心とした「自治会」として存在している。

「区」から「自治会」への名称変更は、来住者も含めて部落内居住者をひとしく「住民」として把握しようとする行政側の要求にそつたものであつたが、部落側にとって、それは、部落構成各戸の利害を部落的共同の形で結集して行政に対していく、この意味における自治的団体から、そのような自治機能を失なって行政側の要求に沿つた行政補完団体としての性格を強めてゆくことを意味していた。たしかに現在の「自治会」は広報の配布や国保掛金の集金などの下請業務に忙殺されている観がある。したがって「自治会」がそのような側面だけで考えられるとすれば、「自治会」の役職は旧来の地付住民のみが担う必然性は余りない。実際昭和49年の地付住民を対象とした調査結果では「来住者も自治会の役員になるべきだ」とする考え方を肯定した数が67.6%を占め、この割合は旧来の部落機構を担ってきた農家層程たかく80.3%を占めている。しかし現実には「自治会」役職は旧来からの農民層を中心とした地付住民によって占められているのであって、このかぎりで部落機構としての性格が保持されているのである。

かような部落機構的自治会の構成を支えているのは、部落と「自治会」との地付住民における同一視であり、それにもとづく旧来からの「役職義務制」を支える規範観念である。昭和49年の同じ調査の結果では、「役員に選ばれたら当然受けるべきである」という考え方を肯定した数は先程と同じく、67.6%を占め、やはり農家層程その割合はたかく85.5%を占めている。かような部落機構的自治会觀を支えている現実的な条件

は、来住者の増大と農業からの離脱という新しい事態のもとでも、部落的共同の範囲で行政に対応していく必要が残されているからであって、先の同じ調査で「自治会」の利点を肯定した60.7%のうちのほとんどが、道路・街灯・ゴミ処理など新しい都市的な生活環境条件の整備に関連する行政当局との交渉・実施窓口になる点をあげている。

しかしこのような行政への対応はいわば部落の対外的機能であって、部落統合の基礎であった生産の共同性はすでに失なわれており、さらに各個別経営の多様化の事態のもとでは、部落的共同の形での利害結集は事实上不可能になっている。^⑤ したがって生活環境条件がある程度整えられてくれば、各戸の生活利害に密着した部落機構の機能は失われるわけで、その時には、文字通り行政下請団体としての自治会が残されることになる。

以上のことから、現在の部落機構的自治会は生産の共同性が急速に失なわれていく過程を背景とした過渡的性格をもつたものであり、「役職義務制」を支える規範観念によってかろうじて維持されている状態にあるといえるだろう。今後の「自治会」のあり方については、その残された機能からみて、行政当局の姿勢により強く左右されることになるものと考えられる。

註

①この点に関しては、第2章を参照。

②用水路や農通の補修の実際上の差配をする。戦後は、農家組合の役職となった。

③(表1-11)参照。

④この点については、白井・石原「地域権力構造と住民生活」(精研紀要『精神衛生研究』21昭和48年)参照。

⑤この点については、石原・白井「近郊都市化地域における地域社会意識と住民生活」(精研紀要22昭和49年)にややくわしくふれた。

(白井宏明)

第2章 「都市化」以前の住民生活パターン

A. 大正期の地主の家経営

戦前の原本の村落構造を基本的に規定したのは地主制の存在であったが、「ダンナ」支配にしろ「重立」支配にしろ、それらは地主勢の階級的利害に部落機構が従属させられていたところに形成されたものであった。そしてそのようなことが可能であったのは、基本的には地主の家経営に小作層の生活が依存していたという事情に拠っている。本節ではそのような戦前の村落構造を規定した地主制下の家経営の形態を分析することが主題となる。なお、分析の中心になるのは現当主の御好意によって文書資料の得られた⑩家である。当家は大正10年まで塩田経営を行ない、その後は農地以来まで田、畠の手作經營も行なって典型的な手作地主であった。

1. 土地所有と土地経営

(表2-1)は大正9年当時の⑩家の土地所有状況である。田畠の手作地と小作地との割合はこの当時から昭和6年まではほぼ変わらなかった。この家の経済活動はこれらの土地の経営によっており、小作地からの小作料および手作地

からの生産物の販売によって収入を得ている。

(表2-2)は大正10年9月から翌11年8月までの間に販売された生産物とその金額および小作料(畠)である。販売高からみると、米(小作米、手作米も含む)が第1位で次いで野菜、塩の順となっている。

この順位に関連して注意しなければならないのは、この年は塩田経営最後の年であり、大津波以前あるいは塩専売法施行(明治36年)以前の塩田経営の最盛期の様相は、これとは異なり販売額の第1位は塩であったといわれている。^①米の生産が本格化するのは、明治45年に始まる「東葛飾郡八幡町外九ヶ町村耕地整理組合」による耕地整理事業^②の結果であったが、これには原本では42名の土地所有者が加わり、⑩家も含まれていた。^③家の当時の当主は米作経営に熱心だったようで、かなり早くから古くなった塩田を「開墾」して田にかえていたという。また野菜が導入されるのは、大正6年ころからであるといわれ、丁度塩田経営が大津波のために不振におちいったのにかわって登場したわけである。

生産物の販売先は、米は近在の米穀商にほと

(表2-1) 大正9年当時の土地所有

	单 数	面 積	地 価	手 作 地	小 作 地	小 作 地 率
田	7	321.05	1149.04	132.26	188.09	58.6%
畠	7	41.02	50.71	20.09	20.23	49.3
(耕地計)	14	362.07	1199.75	153.05	209.02	57.7
塩 田	2	263.07	301.57			
原 野	2	206.06	18.54			
宅 地	2	18.05	175.55			
所 有 地 計	20	850.09	1695.41			

(表2-2) 生産物販売額(大正10年9月~同11年8月)

生 产 物	米	野 菜	塩	ヨ シ	ワ ラ	畠+作料	宅 地 代	計
販 売 額	165.03	730.02	465.92	75.40	71.90	29.33	24.00	3038.60
(割 合)	(54.0)	(24.0)	(15.3)	(2.5)	(2.4)	(1.0)	(0.8)	(100.0)

んどすべてが販売されているが、野菜は東京下町（浜町）の青果市場に出荷されている。主力は葱であり出荷の最盛期は12月～1月である。塩は当時すでに専売品であり船橋にある専売局の出張所に細入されている。その外に苦沢が若干販売されている。

2. 手作経営

〈家族〉

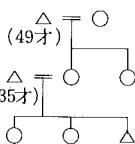
大正10年当時の⑧家の家族形態は（図2-1）に示す如くN-Nの構成をもつ直系家族形態であった。家経営は当時49才の家長が細かな日常的支出にいたるまで主宰していたようである。当時35才のあととりの聾養子は公務員で家経営にはほとんど参画していなかった。孫はいずれも幼く、長女と次女が小学生、長男（現当主）が誕生したばかりである。

〈奉公人〉

当家の手作経営は、基本的には当主の指揮のもとに、数名の住込奉公人によって営なまれていた。大正11年の奉公人は（表2-3）の通りである。大正10年の奉公人は男2名（表中の2名と同一人物）女2名（うち1名は表中のものと同一人物）外に子守1名（表注と同じ）である。

契約条件は1年々期で、給料は男で70円から85円、女で50円。いずれも両親ないし兄に前払いされている。契約時の現金の外に特に重労働した際や祭りなどの休日に小遣い錢が与えられ、年2回仕着せ（着物、反物、下駄、タビなど）が与えられた。「カモイナシ」というのは、主人が奉公人の面倒をみないということであるが、塩田

（図2-1）



経営のさかんな時期には、一生の面倒を主人がみて葬式までだしてもらう奉公人があったといわれ、また、同じく当時には主人の世話で結婚し分家させてもらう奉公人もあったという。ただ分家といってても、家屋や田畠（多くは主人の家の）を3～4反小作させてもらい、同時に塩田労働者としてやとわれるという形であり、その際の世話を主人がしてくれたというものであった。^③ したがってかつては家員としてとりこまれた奉公人があったようだが、この時期にはすでに年雇労働力としての性格が明確になっていたものと判断される。

奉公人の労働は、塩田作業、田畠の農作業、野菜の販売、ワラ打ち・縄ない・米搗きなどの家内作業が中心であるが、掃除などの家事作業にも従事していた。この外、村仕事や他家との「テマガエ」には「内の人足」として出役している。

〈傭人〉

奉公人の外にも手作経営全般にわたって、「ヒヨウ」とよばれる日雇労働力を入れている。大正10年9月から同11年8月までの年間雇用労働力は（表2-4）の通りであるが、賃金は、田植で男1日2円、女1日1円30銭、その他の農作業では1日1円である。この外にとくにきつい労働には「骨折賃」とか「酒手」とかの名目で20銭から30銭のプラスアルファがつけられていた。

（表2-4）で実人数39名から单一作業のみに従事した28名をのぞくと11名となり、これらは2つ以上の作業に雇われている傭人であるが、とくに家内作業（もちきつ、大掃除、祝事の賄など）にも雇われている者が3名ある。この3名のうち1名は前年度まで奉公人であった娘で

（表2-3）大正11年当時の奉公人

性別	出身地	年間	契約日	契約立合人	給金	受取人（日）	備考
男	若高村	1年	1月16日	兄	85円	兄（1月16日）	「カモイナシ」「休マザル時ハ賞与」
男	兵庫新田	〃	1月11日	伯父、伯母	90円	伯父、伯母（1月11日）	「借財ニ都合ニヨリ本年ハ式捨円高ク払フ」
女	厚木	〃	1月12日	母	50円	母（1月12、28日）	

※この外に子守の子供が1名あった。

(表2-4) 一手作地主の大正11年度における年間雇用労働力

作業	延人數	実人數	うち、単一作業のみ
田植	58人日	28人	20人
田草取	25	4	3
田仕事	2	2	—
稻刈	39	4	2
肥打	7	4	1
畑・野菜造	36	5	1
塩田作業	38	5	1
釜焚	35	1	—
家内労働	6	3	—
計	246	39	28

他の2名は経営全般にわたって当家に「デイリ」している。1名は奉公人の母であり、他の1名(男)は田、畠とも当家の小作人をかねているとくに関係の深い傭人のようである。これらの2名の家には金穀を貸したり預金(積立)の一時たてかえをしたりもしており、さらに年間2日分の作業を「テマガエ」で清算したりもしている。このような方式の「テマガエ」は分家の2軒とも各々年間1日ずつ行なっており、それらの際には奉公人が出かけるわけである。分家の2軒は「テマガエ」分以外にも雇われて農作業に従事しており、その際には賃金が支払われているのである。したがって、この「テマガエ」方式は、いわゆる「本家末家的ユイ」の一形態と判断され、「デイリ」の家は、分家に相当する扱いをうけていたものと考えられる。

ところで塩田の盛んな当時には、塩田地主は一軒で20名~30名の使用人を雇っており、その中からよく仕事の出来る者を選んで「番頭(シモリ)」として、塩田労働の差配をさせたという。この「番頭」は多く地主家の小作人をかねており、盆暮には手当が支払われたというから、通いの奉公人であったようである。

⑧家の「デイリ」のうちの1名(男)は、大正6年の津波の後の塩田の復旧作業にも分家の1軒とともに連日作業に従事しており、当家の「番頭」であったようである。

以上のように大正末期の地主の手作経営は、

一部に庇護一奉仕関係にもとづく同族団的な労働力編成を残しながらも、基本的には、雇用賃労働に依存する富農的な経営であったと判断される。塩田が経営の中心であった時期には同族団的な労働力編成の色彩がもう少し強かったようにも思われるが、それは分家慣行や小作慣行の側面からもう一度分析しなおすべき問題であろう。

(表2-5) 小作料と小作人數

年 度	小 作 米	小 作 人 數	畠+作合	同+作人數	小 作 人 合 計
大正 9	22.29	8人	18.86	6人	11人
10	19.57	9	34.33	6	11
11	19.60	7	32.41	6	10
12	19.45	6	32.59	5	8
13	9.65	6	33.79	5	8
14	17.63	5	38.29	5	7
15	16.90	5	38.09	7	8
昭和 2	19.61	5	42.09	8	9
3	16.60	5	39.19	8	9
4	14.79	5	55.85	8	9
5	20.79	6	39.69	8	9
平 均	17.90	6.1	36.83	6.5	9.1

3. 小作地經營

田の小作地率は先に示したように58.6%であり、昭和初期までこの比率はほゞかわらなかつた。小作料は土地によって異なるが、平年作で反当1石~1石2斗の割で、小作料率はほゞ5割であった。不作の時は作柄に応じて小作人と地主との相対で減免された。収量かかなり不安定だったことは、(表2-5)からも明らかであろう。小作契約は口頭で1年ごとである。俵裝は小作人で行なうが、俵裝料として地主より1俵につき20銭(年により多少の増減あり)程が支払われた。この外、産米検査で4等以上の小作米を納めた小作人には適宜、賞与米ないし賞与金が与えられた。

なお手作米は小作米収量のほゞ2倍程あり、小作米のすべてと手作米の一部が販売されていた。

畑の小作料は金納であり、大正10年で平均約1円50銭程度であった。畑小作料は年々増加の傾向にあり小作人数も増加している。これは野菜の販売による収益が大きくなりはじめたことの影響であろう。

小作人は、塩田が経営の中心であった時期にはほとんどすべて塩田労働者でもあり、それによって現金収入を得ていた。しかし塩業が衰退したあとは、現金収入をもとめて東京や船橋方面に土方仕事に出たり、植木職人になったりしたというが、この外に野菜の行商も重要な現金収入源になったといわれている。

ところで、この家の小作人についてもう少し詳しくみていくと、田・畑とも大正9年からひき続き小作人である者は各々3名あり、そのうち2名は田・畑とも小作人である。この2名のうち1名は先に傭人の項でふれた「デイリ」の1名であり、田の3名の小作人のうち残りの1名は、当家の分家である。この「デイリ」の家と分家の家とは、当地主家と「テマガエ」を行なっていることからもわかる通り、他の小作家よりは当家との関係は深いとと考えられる。しかしながらこれらと他の小作人との間で小作条件がとくに異なってこれらの家が特別な状態にあったというわけでもない。つまり、小作地が地主の大手作経営をの労働力を確保するための「子作地」であったというわけではない。

小作人と傭人とのかさなりを見てみると、先の傭人39名中他部落の者は6名おり、部落内傭人33名を家単位でみると22戸となる。この22戸のうち当時（大正10・11年）の小作人であった家は4戸になる。これらの4戸のうち3戸は田畑とも小作しており（うち1戸は「デイリ」）他の1戸は分家である。小作人がとくに地主の大手作経営のための労働力給源になっていたというわけではない。

以上のこととはいわば当然のことであろうが、結局、当時の地主経営は一部に「デイリ」、分家などの小作人を含みながら、全体としては、小作米の収納を第一義とする経営内容をもっており、手作地経営はそれとはきりはなされた富農的経営になっていたといいうる。

かような経営形態を規定するのは、一方では地主の家経営における貨幣経済の進展度であるが、他方では、小作の家経営が特定の地主家にさほど深く依存しなくても再生産が可能な状態にあったことにも拠っている。

前者に関していえば、米・野菜は基本的に自給されるが、その他の消費材は購入している。そのうち日常的な消費材およびサービスは、部落内および近在の商店・職人から購入しており、本行徳よりは船橋方面にややかたよっている。その外の特別な衣類や医療などのサービスは東京に依存している。この購入圏は、さきの米・野菜の販売圏とはかさなりっている。

後者に関していえば、塩田経営を中心であった時期には、塩田経営のための雇用労働力は原木だけでも200人をこえたといわれ、そのうち半分は部落外からやとわれたといわれる。つまり、部落内に労働力市場があったわけで、それへの依存によって、分家も比較的簡単に行なえたという。もちろんそのことは分与財産がまったくないかあってもわずかな土地ないし飯米と家屋くらいなもので分家を出すということであり、基本的には2~3反の小作地を複数の地主から借りて他を塩田労働によって補う形での経営であった。塩業衰退後は分家もさほど簡単ではなくなったが、大都市東京の近郊という地理的条件によって、土方作業や植木職という形での労働力需用がかなり多くあり、それに依存して、特に部落内の特定の地主に小作人として固定化される必要もなかったのである。

このように、戦前の原木においては、各家経営の個別性が相対的に高く、地主経営においても同族団的な労働力編成は行ないえなかつたし、小作人においても、特定の地主家に依存する必要性もうすかつたわけである。

かのような家経営の特質が、「ダンナ」支配や「重立」支配を生み出しているわけで、前者に関しては、小作層にとっての労働力市場が基本的には部落内にあったことによって、「ダンナ」の層としての部落内における勢力がより強力であったことに対応し、後者に関しては、小作人の労働力市場が部落外にうつったことによって地

主の支配的勢力が後退したことと関連しているであろう。

さらにいえば、この各家経営の個別性のたかさが、戦前期においては地主制を軸にして村落の統合を成立させていた条件のひとつとなり、戦後の農地改革期に「新栄会」というインフォーマルな政治的団体の活動が存在した理由でもあろう。

B. 家連合の諸形態

1. 家連合の種類

前節では家生活の経済的面に焦点をあてて、そこにみられる家経営の特質を分析してきたが、本節では家生活の社会的側面に焦点をあてて、家経営が展開される様態を明らかにしたい。家はいうまでもなく様々な社会的諸側面において他の人々と共同関係をとりむすんでおり、そのような共同関係を通じて家経営が見体的に展開されているわけである。そのような家相互の共同関係を生活組織としての家連合とよぶわけであるが、原本の生活において基本的に重要な生活組織は、キンジョとムラシンセキとよばれる2つの家関係によって狙われている。

この両者は、年祝い、婚礼、葬式などの人生儀礼上のあるいは病気見舞、屋根葺等、生活上の危急の際に、各々の仕方で機能する生活互助組織であるといってよい。

またこの2つの生活組織は、部落内で生活をつづけてゆくかぎり「末代抜けない」関係といわれるが、まずこれらの生活組織の構造上の特徴からのべておく。

キンジョは基本的には「向三軒両隣」の人々の間でとりむすばれる居住の近接性にもとづいた家関係である。ここで注意を要するのは、原理的にいって、「向三軒両隣」は個々の家からみてのみその家関係の範囲が定まる、いわゆる視野的構造をもっている。もちろん、この限界は当然部落の範囲である。一本の県道の両側に家がたちならび集落を形成している原本の景観からすれば、部落全体に、少しずつズレながら重なりあうキンジョ関係のネットワークがはりめぐらされているように見えるわけである。し

かし現実には、長い間の人々の退転、絶家、分家、転入、あるいは部落内移転によって必ずしも原理通りの構成にはなっていないし、また、「向三軒両隣」が、人々の個別の事情にかかわりなくキンジョとして定まっているわけでもない。我々の調査でも一方の家からキンジョとして指定されていながら、その相手の家からはキンジョとして指定されないようなことはどの家の場合にもみられた。これはキンジョが居住の近接性にもとづきながら、同時にそれが生活関係であることによっているとみられる。

これに対してムラシンセキは、ひとくちでいってしまえば部落内の親戚である。これには、イットとよばれる本分家関係と養子縁組を含む姻戚関係の人々とが基本的に含まれる。ここで注意すべきは、本分家関係は家の系譜にもとづく関係だから一旦形成されれば特別な事情の変化のないかぎり超世代的にひきつかれるものであるのに対して、姻戚関係は、一般的には縁組当時者の死亡によって徐々に消滅するのが原則である。ところがムラシンセキの場合は、具体的にどのような姻戚上のつながりがあったのかわからなくなってしまっても「シンセキヅキアイ」とする家関係として連続するのである。この点はさらに、親族関係がないとえば仲人役のやりとりをしたような問題の人々の関係でも「シンセキヅキアイ」とする家としてムラシンセキに含まれていることと関連する。

この2点が、部落外の親戚関係とムラシンセキとの基本的な相違であって、たとえば、前節でふれた⑧家の大正6年と昭和25年の葬儀への参加者でみると、ムラシンセキは大正6年にあらわれた5軒が昭和25年にもすべてあらわれるのでに対し、部落外親戚は大正6年にあらわれた9軒が昭和25年では2軒のみがふたたびあらわれていたにすぎない。④

ムラシンセキは、このように単なる親戚関係一般にもとづく家関係ではなく、部落内居住を要件とする超世代的な生活関係となっており、構成原理上はキンジョとは異なるが、生活関係という点ではキンジョと同等なのである。そしてその構造上の特徴は、やはりキンジョと同じ

く、特定の家からみてのみその範囲が定まる視野的構造を有しているわけである。したがって部落は、構成各戸間における、キンジョとムラシンセキとの各々の生活関係のネットワークの複合である。

さて、キンジョとムラシンセキは、基本的には生活上の様々な側面、機会においてそれのもつ互助機能が發揮される、いわば機能複合的な家連合であるが、これらに対して、構成原理上もやや異なる「機能別中心の組」がある。

その第一は祭礼の共同という機能を中心とする祭礼組織である。原本の場合これには基本的には2つあり、ひとつは氏神日枝神社の祭礼(10月9, 10, 11日)を執行する祭礼組織であり、他のひとつは、「オビシャヤ」(「奉謝」)とよばれる祭礼行事(1月10, 11, 12日)を執行する祭礼組織である。

前者は、原本全体を、東西に走る県道とほぼその中央にある氏神の参道(南北)とで4つにしきり、それぞれ、西北組、東北組、東南組、西南組とにわけ、その各々の組が一年交替の輪番で「年番」をつとめて祭礼の執行にあたる組織になっている。それぞれの組内では、年番にあたった年に(まわり方は時計まわり)主だった者が2名「頭」をつとめることになるが、この役はとくにどの家と決まっているわけでもなく、またとくに選挙されるということでもない。組内の各家は祭礼には1戸から1人必ず出て様々な手伝をするが、「灯明錢」とよばれる祭礼費用は、部落全戸に割当賦課する。またこの祭礼の日には部落各戸では新米で餅をつき神社にそなえるが、「年番」の者がこれをうけつけ、神主が持参したお札とともに、神主の神事終了後年番の組の者が分けて部落全戸にくばるものといわれている。

こうしてみると、氏神の祭礼は明らかに収穫祝いのひとつであって、その本義である神饌の共食は各戸がそなえるモチの再配布という形で行なわれているとみなされるから、「年番」の組は一種の「頭屋」組織であるとみなされる。

他方、「オビシャヤ」の祭礼組織は、これとは無関係に毎年、「軒並み順送り」(時計まわり)の15

軒づつによって形成される。その最初の家が「ヤド」となり、一年間15軒の家々が共同で祭祀費用を積み立てて、1月の祭祀当日に「ヤド」に集まって料理をつくり飲食をする。その際「カケジ」をかけ、原本山妙行寺(日蓮宗)から僧侶がきてお経をあげてくれる。飲食するのは15軒の組のもの他に「ヤド」のキンジョの者がおまいりに来たり、また、部落中の者に酒をふるまつたりしたことがあった。

この祭祀が終れば次の15軒にひきつがれて、その最初の家が翌年の「オビシャヤ」の「ヤド」になるわけである。

以上のことから推察される通り、「オビシャヤ」の組織は、固定した組ではなく、家の増減によっても、また部落全体の戸数如何によっても変動するわけで、組を形成するのは「年番」にあたった年一年間のみで、7~8年後にまわってきた時は以前とは多少なりともズレた家々が15軒の組をつくるわけである。

以上この2つの祭祀組織は、要するに祭祀の頭屋組織であって、祭祀組織としての基本は部落であることは明らかである。したがって祭礼の組にしろ、オビシャヤの組にしろ、来住者や分家は、居住場所の関係で適宜組みこまれるわけであり、そこに入ることができれば、一軒前の村人として認められたことになるのである。

このような一種の輪番頭屋制がいつころからどのようにして始められたのかは明らかではないが、ただ、賃労働收入に依存することが可能であっただけ各戸の個別性が強かったことと何らかの関連があるのではないだろうか。

さて「機能別中心の組」のもうひとつとして、農家組合がある。これは戦時中の実行組合がその出発点であったが、部落全体を画地的に10班に分けた。これは明らかに部落機構の下部組織であり、戦後は米の供出や農協との連絡、さらには行政伝達の機構として働いていた。部落役員として位置づけられた農家組合長のもとに班長がおかれたが、班長の選出方法は班によってまちまちだった。これは機能的には純粋な行政下請組織であり、必要に応じて編成がえが可能であって、事実、都市化開始以降は来住戸の増加によって「自

治会」の「班」として編成がえが行なわれている。

とはいって、一定期間班単位での活動がつみ重ねられると、その近隣性と相まって一定の親密な家関係がその範囲に形成されることは明らかであり、それをもとにした互助関係も一部にはみられている。この意味では日常的な生活組織になっている面もあるが、基本的には、それまでの原木の家連合の組織形態とは明らかに異なっており、画地的な近隣組としてキンジョにかわるまでには至っていない。

2. 「都市化」以前の生活パターン

さて、以上原木の主な生活組織としての家連合についてみてきたわけであるが、生活組織としてもっとも基本的なものはやはりキンジョとムラシンセキである。以下において、この両者の機能上の差異を明らかにしながら、原木における生活パターンを分析してみたい。

キンジョとムラシンセキは、その機能が發揮される場面がほど同じあるとはいっても、それらの家連合としての性格の差異は明らかである。すなわち、まずそれが結成される契機から考えてみると、両者はともに部落内居住を前提としながら、ムラシンセキは、各戸のまったく個別的な事情によって結成されるのに対して、キンジョは、原理上人々の地理的な近接性に規定されるから、選択性の余地は相対的に小さい。この選択性がより小さいということはそれだけキンジョの方が家関係としてのフォーマリティがたかいということであって、この点は村落における最高のフォーマリティをもつ部落との関連でみればより一層明らかになる。つまり、来住戸や分家が一軒の村人としてみとめられるのは、部落の総会で挨拶をして、さらに「キンジョをとる」ことが必要であったといわれる。つまり「キンジョをとる」ことは村人となるための手続きのひとつだったわけで、そのうえで、部落内における生活を続けていくうちに、人々の家の個別の事情に応じてムラシンセキが形成されてくるわけである。

このような両者の差異はその機能のうえにもあらわれている。葬式を例にとってみると、キンジョは、「シラセ」「チョウバ」「賄方」など葬儀

一切のとりしきりをするものであったといわれる。他方ムラシンセキからは1人は「チョウバ」に出るものといわれるが、その葬儀への関与のしかたでいえば、二十七日の「死払」に招待され、新盆の墓参に加わり、年忌へ出席するなどである。ここではムラシンセキは生活組織として機能するよりは死忌にかかる喪家の身内としての性格が色濃く表現されている。また葬儀の社会学的意味は、親戚関係の確認（消滅を含めて）であるといわれるが、その点でみても、ムラシンセキは葬儀のまさに当事者であった。

村落生活における一場面として葬式をみれば、それは一定の規模において執行されるところに意味があろう。この点にかかるのは「香奠」であるが、昭和25年当時のそれの額をみると、親戚（ムラシンセキを含む）500円、村役200円、キンジョ100円、小作人100円、使用人100~50円、村香奠1円、という段階をもっていた。村香奠は「一銭もなくても最低限の葬式が出せるよう」に」という目的で部落中から集められたものであった。この点では、部落は最低限の生活保障システムだったのである。実際、部落は各個別経営が単独では行ないえない最低限の、したがって、もっとも重要で基礎的な生活条件の維持、保全を行なうのであって、その分だけ部落のフォーマリティはもっともたかいわけである。次に、どの家もが必ずしもっている制度的家関係がキンジョであって、キンジョは葬儀の執行に責任をもっているのであるから、香奠の額は相対的に小さいとはいえる、直接的な労働提供によって、他の人々つまり部落に対しては当事家にとって私的な関係にたち、一定規模の葬儀を執行する保障をなしているのである。次に親戚（ムラシンセキを含む）は、喪家の私的な関係にあるから、喪家に対して葬儀の規模を決定する最終的な互助機能を果すわけである。したがって、親戚はキンジョよりも家にとってのフォーマリティの程度は低く、その分だけ、私的な関係にあるわけである。

葬式以外の他の生活互助場面においても、キンジョの役割はムラシンセキからくらべるとよ

リフォーマルであり、その分だけ互助の内容も慣行的な標準化の程度がたかいといえる。ただしこのようにいふことは、決してキンジョの互助が生活上実質的ではない、ということではない。キンジョの互助がなければ生活の維持したがつて家の経営が不可能であることにはかわりがないのである。経営のもっとも基本的なところで家は部落に依存し、さらに部落内で生活していくかぎり「キンジョは抜けない」のである。

これらの家関係における生活互助のあり方、つまり社会的交換の様式を支える規範観念として「義理」が成立している。「義理」に規定された交換関係は等量交換であることを原則とするが、その様式は、家関係のフォーマリティの程度が高い程、標準化された形式性をもつものとなっている。

つまり、部落は、村仕事、区費、村役などの一定の標準化された様式における貢献と、メンバーシップを含む部落内における地位との交換システムとなっているが、部落の「義理」とは、この交換関係に入っていることである。またキンジョは、このような部落レベルの交換システムを前提として、その中に含まれる人々の間における超世代的な交換関係として成立しており、その様式は、特定の機会ごとに標準化された内容をもつ贈答関係となっている。キンジョの「義理」は、この贈・答関係を確実に維持することであった。

これらに対してムラシンセキにおける生活互助は、「義理」の観念で考えられる対等な等量交換であるというよりは、時と場合に応じて、不等量な、返礼を要しない一方的贈与を許容するものとなっており、その様式も一定していない。とはいへ、近親性が失なわれた古いムラシンセキの関係になると、対等な関係を維持しようとする傾向が顕著になってくることは確かである。しかしその場合でも、「最後に頼れるのはムラシンセキだ」といわれるよう、それのもつ交換の様式は、一方的贈与を許容する「庇護」的な側面を常にもつているのである。

部落内に視野を限定すれば、生活組織の構造は、以上のように、より私的なレベルに一方的

贈与—福祉関係を組み入れた交換システムとして成立していたのであり、それを規定する社会規範が「義理」であった。

註

- ① 第1章の（表1-1）参照。また、塩田経営の盛時には、1戸の塩田地主家で、20~30人程の使用人を雇っており、この外に4~5人の住込奉公人がいたといわれている。そのため、田はほとんど小作に出されていたといわれるが、使用人用に自家消費されることが多かったといわれる。
- ② この整理事業は、製塩業とのかかわりでいえば、これによって用排水路としての真間川の拡幅改修が行なわれて、ために海水の塩分濃度がうすまり、塩業衰退の一因となったといわれている。なお、整理事業そのものは東葛飾郡内の地主的立場からの米収量の増大をねらったものと判断されるが、当時の同郡内の農業労働力の事情を「東葛飾郡八幡町外九ヶ町村耕地整理組合事蹟」（市央編纂委員会『市川市史』昭和49年、P.P. 307~310）には次のように述べられている。「由來本地民ハ當時蔬菜果実、栽培ニ從事シ日々東京ニ搬入シ多大ノ利益ヲ以テ米作ノ利益ハ第二位ニ置クノ傾向アリ加之労働ノ供給者タル日稼者ハ何レモ都會ニ出テ種々ノ労働ニ從事シテ多大ノ銀ヲ得ルヲ以テ農耕ニ力ヲ致スノ觀念ニ乏シク…」。この部分を大正6年以降におきかえれば、丁度、原木の状態にあてはまるわけである。
- ③ ここにのべたような事情で、小作層の方が、分家は出しやすかったといわれる。
- ④ 同家賃帳による。 (白井宏明)

第3章 「都市化」過程における住民生活のパターン(1)

A. 地付世帯の変化と世帯区分

1. 来住層と地付層

原本地区は既に述べたように、昭和35年以降、とりわけ昭和44年の地下鉄東西線開通以後、急速な人口流入がみられる。これは、現在なお進行中のものであるが、一応現段階でどのような住民が住んでいるかを、我々が昭和48年8月に実施した第3次調査の結果から確かめよう。これは、昭和48年4月の住民登録台帳をもとに、居住歴を区分した層別無作為抽出による世帯サンプルを対象としているから、原本地区全体の

縮図となっていると考えてよい。得られたデータを人口増加との関連で、1. 戦後、昭和44年までの来住者、2. 45年以後の来住者、3. 地付住民の3層に分けて世帯の基本的な属性を表3-1に示した。我々のサンプル168世帯のうち、実に8割は来住者であって、しかもそのうち76%までが45年以後わずか5年足らずの間の来住者である。これによても、原本の都市化がいかに急激に起こっているかを想像させるに充分である。いま、細かい検討を省いて云えることは、地付住民と来住者の大きな異質性ということである。来住者は、世帯主年令も30代を中心

(表3-1) サンプリング調査による来住者・地付層世帯属性比較 (付:S49年地付全数調査)

	来住層1 (S44年以前)	来住層2 (S45年以後)	来住者小計	地付層	(付) S49年地付調査
世帯数	36	102	138	30	145
世帯構成単身者	16.7%	15.7%	15.9%	3.3%	2.1%
核家族	63.7	82.3	77.5	43.3	38.0
完全直系家族	2.8	—	0.7	20.0	20.0
欠損直系家族	11.1	2.0	4.3	10.0	24.8
3代夫婦同居	—	—	—	3.3	6.2
その他(欠損)	5.6	—	1.4	20.0	9.0
世帯員数平均	3.8人	2.8人	3.0人	4.5人	4.8人
世帯主年令					
~34才	44.4%	71.6%	64.5%	6.7%	14.5%
35~44才	47.2	21.6	28.3	23.3	22.1
45~54才	5.6	4.9	5.1	26.7	26.2
55才~	2.8	2.0	2.2	43.3	37.2
世帯主学歴					
小卒	19.4%	17.6%	18.1%	70.0%	64.8%
高卒	50.0	50.9	50.7	20.0	31.7
短大・大卒	30.6	31.4	31.2	10.0	2.1
持ち家率	44.4%	19.6%	26.1%	96.7%	95.2%
室数4室以上	36.2	16.7	21.7	63.3	80.7
畳数30帖以上	13.9	2.0	5.1	36.6	49.7
耐久材所有7点以上	55.6%	28.4%	35.5%	70.0%	69.0%
諸収入源農漁業	—%	—%	—%	36.7%	13.8%
その他自営	16.7	8.8	10.9	23.3	21.4
資産収入	2.8	—	0.7	—	27.6
勤務	80.6	91.2	88.4	40.0	35.8
その他不明	—	—	—	—	1.4
世帯主職種農業	—%	—%	—%	56.7%	38.6%
その他自営	22.3	9.8	13.0	16.7	24.1
勤務(事務系)	52.8	50.0	50.7	10.0	12.4
勤務(労務系)	25.0	40.2	36.2	13.4	15.2

として若く、世帯の構成は圧倒的に核家族の形態をとり、単身者も少なくない。学歴も相対的に高く、大多数が雇傭労働者である。彼らの住宅条件は低く、来住第1層でさえ持家率が5割以下であり、来住第2層では半数が勤務先の寮や社宅に入っている。そのことは当然ながら、室数、畳数の少なさに結びついている。これに対して、地付層は、世帯主の年令も高く、世帯の構成も既婚の親子が同居する直系家族の形態をとるもののが過半数を占め、世帯員数も多い。主な収入源として、勤務は少なく、農業、他の自営業、不動産収入などが中心であり、大多数は持ち家で室数、畳数も来住者に比べてはっきり差があり、消費生活水準を示す耐久消費状況でも、地付層の方が高水準である。このように来住者と地付住民では、生活の基礎条件に大きな差がみられる。

以上のような違いから、来住者と地付住民では、その生活パターンに大きな違いがあることが容易に想像されるのであるが、しかし、地付住民といっても、決して同質的な集団ではない。このことは既に前章までにも、都市化以前の生活パターンを検討する中で触れて来たが、都市化過程に対する対応の仕方も一様ではなく、そこにはいくつかの生活パターン(或はその変化)を見出すことが出来る。

以下、地付層について、各戸の来歴と変遷を捉え、更に各戸が家として再生産される構造を明らかにしたい。

2. 地付世帯の来歴と変化

我々はこの研究において、小地域社会としての部落(ムラ)を構成する単位を家(世帯)として捉える立場をとっている。地域社会における家は、その安定性と継承(連続)性において識別区分され、これがまたその家の基本属性ともなる。昭和49年の第4次調査で地付世帯全戸を対象として得られたデータ145戸(全158戸中の92%)について、家の来歴を示せば次のとおりである。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1). 明治以前から存続する家 | 67戸 (46.2%) |
| (2). 明治期に分家 | 16 (11.0%) |
| (3). 明治期に来住 | 7 (4.8%) |

- | | |
|-----------------|-------------|
| (4). 大正昭和戦前期に分家 | 13戸 (9.0%) |
| (5). 大正昭和戦前期に来住 | 10 (6.9%) |
| (6). 戦後分家創設 | 32 (22.0%) |

戦前の原本を考えれば、戸数約135戸で、これは明治初年の戸籍に見られる戸数とほぼ同数である。このうち30戸あまりの退転戸があり、他方、分家(29戸)と来住(16戸)の増加があつて、差し引き若干の増加という形になっていた。近年の都市化による急激な変化とは別に、かなり以前から比較的流動性の高い地域であったことは念頭に置いてよい。それにしても、戦後分家32戸という数値は、戦前の2つの時期(ほぼ2世代)の分家をあわせた数より多い。このことは、都市化に伴う来住者の激増と軌を一にする現象であって、大きな社会変動が単に地付層の外側で起きただけではなく、地付層自体の内部に生じていることを示す一例である。このような外的変化に対応する主体の側の条件と主体自身の変化という点こそ、この研究の主要な分析のポイントになるものである。

原本において、近年の都市化として捉えられる社会変動に匹敵するような、ひとつ前の大きな転換点は、日本の他の大部分の農村と同様、第2次大戦の敗戦とそれに続く革命的な諸政策、とりわけ農地改革であった。原本における各戸の社会的地位は、「見立て割」による区費賦課額に端的に示されるから、表3-2によって、改革前の昭和17年と改革後の昭和24年の各戸の区費負担の変化を見れば、そこに、まことに急激な地位変動が展開されたことが知られる。全体として、2つの時点の間の分布に χ^2 検定による関連性が認められないことがまずもって注目される。つまり、この間に大きな階層変化があつて、前の時期との関連性が見失なわれる程であるということである。これを立ち入って見れば、昭和17年の上層(5円以上層)の8戸中、24年の上層(250円以上)に留まった家は3戸(38%)しかなく、下降移動した残り5戸のうち、4戸までが、一挙に2段階以上転落していることがわかる。中上(2~4円)層でも、同階層への残留は3戸(18%)にすぎず、他が丁度7戸ずつ上昇と下降に2分解している。中下(1円台)

(表3-2) 農地改革をはさむ区費階層の変化

区費負担S24年 区費負担S17年	下	中の下	中の上	上	不明・非該当	計
下 (~1円)	11	10	8	3	2	34 (23.4)
中の下(1円台)	13	14	10	10	4	51 (35.2)
中の上(2~4円台)	1	6	3	7	—	17 (11.7)
上 (5円~)	1	3	1	3	—	8 (5.5)
不明・非該当	—	—	—	—	35	35 (24.0)
計	26 (17.9)	33 (22.8)	22 (15.2)	23 (15.9)	41 (28.2)	145 (100.0)

層の移動も激しく、残留率は約30%で、25%が下降した反面、10戸(20%)は一段飛び越して、一挙に上層部に入り、24年段階の新しい上層世帯の中核になっている。最下層(1円未満)でも残留率は30%程度にすぎず、残りの上昇戸も3割は2ランク以上飛躍している。農地改革によってこのような大変化がもたらされた訳であり、そのことは当然、地域社会組織(部落機構)に影響を及ぼす(前出P.17以降参照)。

こうした大変動が、その後の各戸の消長にどのように影響したかは重要な問題である。これをみるために、昭和31年と昭和41年の2時期について、昭和17年の区費階層がどう変化したかを確かめたが、紙幅の制約で表示は省かざるを得ない。その変化の要点は、戦前の上層はなお下降変動し、旧中上層も下降傾向にある。他方、旧下層、中下層の上昇傾向は鈍っている。こうした動きは、農地改革後の体制が一応確定し、旧下層、中下層から上昇してきた世帯は、ほぼその地位を固め、旧中上層とりわけ最上層(旧地主)の後退も確定し、いわゆる中農標準化といわれる戦後農村の構造が、原本でもはっきり認められる。

更に、都市化期に入って、来住者の増加、工場進出、脱農傾向が急展開する昭和47年になると、全体の変動量はさらに鎮静化するが、内部的にみれば、戦前の下層、中下層の上昇傾向はむしろ31年段階より伸びて、更に上昇の動きを示し、旧中上層も上昇に転じ、また、旧最上層も31年までの大幅な落ち込みから、かなり回復

してきた事がわかる。この間に上昇移動あるいは回復移動が多いことは、農地改革による中層肥大化による下層の底上げ現象とはまた別の要因によっている。即ち、都市化期における来住戸の急増と、それに並行する分家層の増加によって、地域内に新しい下層が形成され、地付層(戦前から存する家)全体がランクを底上げされたことによる。また、脱農傾向が強まる中での産業(就業)構造の変化に関連して階層移動が生じている点も見逃してはならない。

以上、もっぱら「見立て割」による区費(自治会費)の階層区分とその移動として捉えてきたが、こうした変動(社会構造変動)が各戸における経営の変化として、具体的に押さえられる必要がある。そこで次に、各戸の生業(収入構造)の変化を軸に、都市化期における地付層の変遷を跡づけてみよう。

表3-3は、今回調査された145戸の地付層について、昭和30年以降5年毎の時点を区切って離農状況と分家創設の推移をみたものである。勿論、過去に逆のぼる質問では多少の不正確さは避けられないし、地付住民の生活変化をいう際、現在までの過程で絶家したり、転出した家のことも考慮する必要がある。これらの不備はあるものの、一応変化の大様は捉えていると判断できる。

まず昭和30年の段階をみると、地付の世帯の8割以上が農家で、6割近くは一般の農家調査でいう、専業農家と第1種兼業農家を合わせた数、即ち、農業収入を家計の中心にしている。

(表3-3) 世帯移動(離農・分家)

	年次別推移					変化戸数				
	S 30年	S 35年	S 40年	S 45年	S 49年	S 20-29年	S 30-34年	S 35-39年	S 40-44年	S 45-49年
農主世帯数	68+1 (57.5)	65+2 (54.5)	56+3 (46.1)	42+2 (32.6)	18+2 (13.8)	不詳	-2	-8	-15	-24
農従世帯数	30+1 (25.8)	28+1 (23.6)	34+1 (27.3)	41+2 (30.5)	54+2 [*] (38.6)	不詳	-2	+3	+8	+13
脱農世帯数	2 (1.7)	7 (5.7)	10 (7.8)	17+1 (12.8)	28+1 (20.0)	+2	+5	+3	+8	+11
非農世帯数	13 (10.8)	13 (10.6)	13 (10.2)	13 (9.2)	13 (9.0)					
分家創設世帯数	5(+2) (4.2)	7(+3) (5.7)	11(+4) (8.6)	23(+5) (16.3)	27(+5) (18.6)	+7	+3	+5	+13	+4
計	120 (100.0)	123 (100.0)	128 (100.0)	141 (100.0)	145 (100.0)					
地付中の農家率	83.3 %	78.1	73.4	63.1	52.4					

註) ※+αは戦後農家として分家した世帯

※このうち 販売農26+1 (18.6), 自家農28+1 (20.0)

昭和35年までに脱農5戸を生じたのを中心と離農傾向がはっきりしてくるが、次の5年間で農主世帯が8戸減少して地付層全体の中で遂に5割を割る昭和40年からが、本格的な離農傾向の進む時期であることが判る。農主世帯は次の10年足らず(S.49年調査時まで)に1割ほどにまで急減し、脱農世帯も前の10年間の2倍以上の増加を見せた。

このような離農傾向と分家数の推移が符合している点も注目される。昭和35年以降、特に40年以降に都市化が急速に進展したという判断は、これらの事実に良く照応している。但し、細かくみれば、離農傾向が調査時点でお強まるかの印象を与えるのに対して、分家創設は一段落したかにみえる点に違いがある。こうしてその8割までが農家だった地付層も、5割が非農になり、「農家らしい農家(農主世帯)」は、わずか20戸(14%)にすぎなくなってしまった。勿論この間、来住者層によって、地区住民全体の数は数倍に増えているから、全住民の中で農家の占める比率はもっと急激な低下をしているのである。

原木の場合、都市化の影響は、工場進出と来住者の急増を直接の契機としているから、離農傾向は、農業の規模縮少であると同時に農地の宅地あるいは工場用地への転用の増大であり、各戸にとっては、それに伴って土地を手離すことも多くなる。これも聞きとりでは正確さが多少鈍るが、表3-4によって土地売却の動向を見れば、これまた35年以降急増し、40年以降も一層件数が増加していることが確認できる。但し、売却件数の増加とは反比例して、一件当たりの売却面積は小さくなる傾向が見られる。これは都市化の前半が工場進出を主としていたのに対し、後半はベッドタウン化(宅地利用)が中心となった事情に対応している。このことはまた、新しい地価の高騰をも結果している。

都市化による生活変化を収入源の変化の点でみると、表3-5から次の諸点が明らかとなる。まず、この10年あまりの間に実に61戸、地付全体の42%もの世帯で、主な収入源に変化が生じていることが判る。それはとりわけ、昭和40年以降に集中している点は、先の離農傾向の特徴

(表3-4) 時期別土地売却戸数と面積

売却面積	~34年	35~39	40~44	45~49
10アール未満	1	2	6	10
10~19アール	2	3	8	8
20~29アール	3	3	6	5
30~39アール	—	2	1	3
40~49アール	—	—	1	—
50アール以上	—	7*	2	1
不明	—	2	—	—
売却戸数	6	19	24	27

註) 時期不明の1件を除いた。

各戸の最大の売却事例を捉えた。

※7件中、2件はS38~48の間に50アール、S39~49の間に100アールをそれぞれ売却と回答。

(表3-5) パターン別10年間の収入源変化戸数

変化前	変化後	S 35~39	S 40~44	S 45~49	計
農業	賃労	2	3	3	8 (13.1)
	自営	3	5	3	11 (18.0)
	資産	3	7	17	27 (44.3)
(小計)		8	15	23	46 (75.4)
非農	賃労	—	—	3	3 (4.9)
	自営	1	2	3	5 (8.2)
	資産	—	2	2	4 (6.6)
	年金・その他	—	2	—	3 (4.9)
(小計)		1	6	8	15 (24.6)
合計		9 (14.8)	21 (34.4)	31 (50.8)	61 (100.0)

に符合している。変化したうち75%が農業からの転業であり、離農の問題が収入源変化についても同様に中心になるが、しかし逆に、都市化による収入(就業)構造の変化は、単に農家に留まらず、非農家でも大きな影響を受けていることもまた否めない。更に収入源変化の落ちつき場は、賃金労働の増加であることが通例であるが、原木の場合、自営業、更にまた資産収入(アパート・貸家等)を主な収入源とする形での変化が中心になる点が、原木地区の今日の都市化(への住民の対応)の特徴になっている。

以上の検討によって、まず、原木における地付住民層は、近年急増している来住者世帯とは

かなり異質な生活パターンをもっていること、しかし、地付層といっても一括することはできず、階層差をもっており、しかもその階層区分が変動してきたこと。都市化過程において、地付各戸が大きな経済基盤の変化を体験しつつあること、等々を確認できた。これらの検討結果を集約的に表現するものとして、地付層の世帯区分を中間的結論として提示しておこう。これは、今までの世帯の農業との関連の度合と家の創設継承の問題を組合せた複合的な分類基準である。地付層はまず、A、現在も農業経営を行なっている世帯、B、戦後のある時期に脱農した世帯、C、戦後を通して非農である世帯、

という3区分に識別できる。そして更に、Aにおいては、I. 農業収入を家計の中心とする世帯（農主世帯）II. 農業収入はあるが、主要ではない世帯（販売農家）III. 農家だが出荷していない自家消費農家の3区分に分けて捉えられる。B（脱農世帯）も、これまでの分析でわかるように都市化の進行度によって、その生活パターン（への影響）が異なると考えれば、IV. 昭和40年以後の脱農と、V. 昭和39年以前の脱農層とに分けて捉える必要がある。C（非農家）については、VI. 戦前から一貫して非農家だった世帯と、VII. 戦後に非農家として分家した世帯とでは、世帯の性格に相違があると予想される。こうして7つの区分に地付層を識別することが可能と思われる。この7区分と世帯の社会的属性との関連をまとめたのが表3-6である。

まず、家族成員の属性から見れば、世帯主年令が高く、員数も最高で、核家族率が最低なのがII（販売農家）で、この層が家族構成上最も古いパターンをとっている。この対極はVII（戦後非農分家）で、年令平均も唯一30才代で、核家族形態が圧倒的であり、これに対応して世帯員数も3.5人と少ない。地付層ではあるが、構成上の特徴は、都市の核家族としての来住層と全く同質的である。これに次いでいるのがV（昭和39年以前脱農）層である。農家層（I, II, III）と脱農層（IV, V）は世帯人員が5人以上か否かで線を引けるが、同じ脱農層でも最近まで農家であったIV（昭和40年以後脱農）は現在の農家層に近似的であり、昭和39年以前の脱農層とは異質性が感じられる。また、農家層の内部では前述のように、II層が最も伝統的な形態を示し、農家らしい農家としてのI層が、農家では最も非伝統的な形態を示しているのは、今後の分析にも注意を要すると思われる。

次に世帯の歴史的属性ともいべき項目についてみる。原木における地付層は、各戸及びその成員を家号によって識別する慣習をもっているが、VII層だけは3割しか家号ありとしていない点で異質的である。先代（父）の職業では当然ながら農業が多いが、VI（一貫非農）のみは、1例を除き、全て非農出身である点で際立っている。戦前の

自小作別と農地所有については、現在の農業への関与の程度にリンクしているが、唯一例外としてV（S 39以前脱農）は戦前の経済階層で高い地位を占めていた点が注意される。戦後段階で農業をどの程度やっていたかについては、ほぼ現在の農業程度にリンクしており、現在自家消費のみの農家は、既に脱農している層と同様、農業の基盤はもっとも弱いことがわかる。

次に現在の世帯の経済基盤に関連する諸項目についてみると、住宅条件（敷地面積、室数）はほぼ農業との関連度にリンクしており、耐久材の所有状況もほぼ同様である。主な収入源では、まずI層は当然ながら、農業が収入の中心である。但し、Iの30戸のうち3戸は漁業（ノリ養殖）が中心の世帯であることを断わっておきたい。厳密に言えば、漁業と農業を込みにするのには問題もあるが、そのうち1例を除き、全て農業をやっている世帯であり、他の属性も農家との間に異質性を認められなかったので、この分析では、今後もこれを込みにして扱うこととした。IIからIVの3層では、資産収入（アパート、貸家等）を主な収入源とする世帯が多い。これは、後にも触れる事になるが、原木における脱農傾向の中での特徴である。これに対してV層は、非農自営業（主に商店）が中心で、VII層では非倒的に勤務が多い。年間収入額では、I以外の農家と脱農層、すなわち、資産収入と非農自営業が中心になっている層が比較的高い。表示していないが、この中では、V（自営中心）が最も水準が高い。若い賃労働者層であるVIIと、地盤沈下した農業に依存しているI層は、収入額で他の層より劣っている。就業形態として、農業従事者数が、農業の程度に関連するのは当然であるが、農家層、特に第2種兼業のIII、IV層で多就労形態が顕著であることも留意しておきたい。

最後に、部落内における世帯の社会的地位を示す標識についてみると、第1章に明らかにしたとおり、部落への貢献としての区費納入、役職経験とともに明確に世帯と農業との関連度にリンクしている。但し、戦前（S 17）の区費階層では、現在の状態と関連は認められない。

(表3-6) 農・非農世帯区分と諸属性の関連

変数名	摘要	V						VI		VII		合計		X ² 検定結果
		農業主世帯	販売農家	自家消費農家	S40以前脱農	S35以前脱農	一貫非農家	非農家分家						
(0) 該当戸数		20	27	29	20	10	13	26						
1 一世帯主年令	平均	52.7才	59.3才	56.9才	55.4才	46.4才	56.7才	37.9才	48.6才	48.6才	48.6才	48.6才	48.6才	48.6才
2 一世帯員数	平均	5.0人	5.6人	5.4人	4.5人	4.2人	4.3人	3.5人	4.8人	4.8人	4.8人	4.8人	4.8人	4.8人
3 一世帯構成	核家族率	30.0%	11.1%	24.1%	25.0%	60.0%	30.8%	92.3%	37.9%	37.9%	37.9%	37.9%	37.9%	37.9%
4 屋号	あり	95.0	100.0	100.0	100.0	90.0	92.3	30.8	85.5	85.5	85.5	85.5	85.5	85.5
5 先代(父)の主な職業	農業	85.0	74.1	82.8	80.0	60.0	7.7	76.9	71.7	71.7	71.7	71.7	71.7	71.7
6 戦前小作別	地主+自作	45.0	33.3	24.1	30.0	70.0	7.7	—	26.9	26.9	26.9	26.9	26.9	26.9
7 改革前農地所有	100アール以上	30.0	25.9	20.7	10.0	30.0	—	—	—	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5
8 戦後最盛期経営面積	70アール以上	80.0	88.9	48.2	45.0	40.0	—	—	—	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2
9 敷地面積	200坪以上	30.0	11.1	17.2	5.0	20.0	—	—	—	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
10 室数	7室以上	45.0	40.7	27.6	25.0	10.0	7.7	—	—	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1
11 耐久材所有点数	9点以上	45.0	40.7	31.0	35.0	60.0	15.4	11.5	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4
12 収入源	第1位	100.0	48.1	37.9	40.0	50.0	自営=勤務	76.9	勤務	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4
13 年間収入額	300万円以上	15.0	40.7	37.9	40.0	40.0	23.1	3.8	28.2	28.2	28.2	28.2	28.2	28.2
14 就業者総数	3人以上	50.0	88.8	65.5	20.0	20.0	23.1	11.5	44.8	44.8	44.8	44.8	44.8	44.8
15 農業従事者数	2人以上	80.0	77.8	37.9	—	—	—	—	33.1	33.1	33.1	33.1	33.1	33.1
16 一世帯主役歴	評議員以上	40.0	29.6	13.8	20.0	—	7.7	—	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2
17 昭和17年区費負担	2円以上	35.0	33.3	13.7	15.8	20.0	—	—	—	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2
18 昭和47年区費負担	400円以上	55.0	40.8	41.4	30.0	20.0	15.4	—	30.4	30.4	30.4	30.4	30.4	30.4

**は1%水準、*は5%水準で有意差あり。

このことは、農地改革の影響として既に述べた所である。

以上の点検により、農業との結びつきを軸に世帯の来歴をも加味したこの7つの地付世帯区分は、明快な特徴をもって識別しえる有効な分類であることが保障されたと言えよう。以後、都市化過程における地付層の生活パターンを分析していく際の主要な軸のひとつとして、これを採用していくことにしたい。

B. 「家」の形成・継承とその変化

以上の分析から、都市化状況下の現段階における原木地付住民をその生活パターンのちがいから一応7つのグループに区分して捉えられることが示された。それは結局、各戸の生業形態（農業との関連）と地域社会における位置づけ（来歴）の組合せとして捉えられたものである。次に我々は、更に家族生活の構造にまで立ち入って、生活パターンとその変化の状況を明らかにしなければならない。それは基本的にムラ（地域社会）の解体・変質に規定されつつ、逆にこれを基礎づけている「家」（家族）の再生産と変質という問題にはかならない。

「家」とは何かといえば、「家長夫婦を中心とする直系制家族によって担われる、家産にもとづく家業経営体である」と定義できよう。古い時代に逆のぼれば、家の担い手（メンバー）は親族関係をもたないものまで含んでいたことが言えるが、明治以後、日本の近代における「家」は、親族集団としての直系家族と考えて差しつかえない。また、家産にもとづく家業経営体という規定も明解な基準を設定するのは容易でない。農業村落である原木にあっては、自己資本としての農地その他を有し、農業経営を行なう世帯は、家のもっとも普通の形態であったが、農家だけが「家」であった訳ではない。商店その他他の自営業や、近年急増したアパート経営その他資産収入を得る世帯についても家産にもとづく経営として捉えられることはいうまでもない。とりたてて資産もなく、賃労働に主要な収入源を求める世帯もまた「家」である（ありうる）。それらの世帯についても、単に農業世帯中

心の地域社会（ムラ）の側から押しつけられた属性であるのではない。非農賃労働者世帯では、確かに収入獲得（生産）活動に於いて、地域組織や他の世帯との共同を何ら必要としないけれども、消費生活を中心とする生活全体の再生産過程は、近隣や地域（組織＝部落）との超世代的な交換によって可能となる以上、そうした生活パターンを承認（継承）し、他から期待される役割（ムラビトとしての行動）をとる以上、その世帯も「家」であるといえる。世帯の側からいうなら、家産にもとづく家業経営とは、広く解釈して、生活再生産のための資源として、自己資本にとどまらず家連合に於ける超世代的交換により得られる（と期待される）支持やサービスをも、これに含めて考えるべきである。

他方、自己資本にもとづく経営体（自営業世帯）はすべて「家」であるかといえば、これは当らない。それは、まず何より世代的継承（の意識）に支えられたものでなければならない。この場合に、家連合（近隣）による超世代的な交換パターンの保持は「家」の存続にとって十分な条件ではあるが、必ずしも必要条件ではない。ムラがなくても「家」が存立しうることは十分留意されねばならない。しかし、この場合にも注意してみれば、單一世帯内で、世代的継承（の意識）が保持されているという孤立した状態は実際には考えにくい。地域的な結合が弱い場合でも（弱い場合では）、親族紐帶が強いということで、先に指摘した支持やサービスを期待できることや、近代日本の国家構造の特徴として、小地域社会にかわって国家が法律と教育を手段として個々の家族（世帯）をイエとして把握し、またそのようなものとして支持、サービスを提供すると共に、価値意識を弱化した点も重要である。

1. 家族形成——婚姻と分家創設

i) 婚姻形態

「家」の再生産の中核のひとつは、家産の維持・継承であり、それを可能にする生業形態であるが、同時にそれを担うメンバーの再生産は不可欠の要素である。近代日本の「家」は、これを直系制家族としておこなってきた。「家」の

再生産を家族生活としておさえる場合の基礎は「家」の中核成員となる（家長）夫婦の婚姻成立に求められる。そこで原木の地付層における婚姻を、各戸の世帯主（夫婦）の場合についてみてみよう。婚姻慣習は、時代によって随分変化してきているとみられるので、まず世帯主の

年令層（世代）別に概観してみる。表3-7でみるとおり、原木内の通婚は高年令程多くなっているが、65才以上でも、2割程度で一般の農村よりはるかに内婚率が低い。それだけ早くから流動性の高い地域であったことの目安にもなる。ムコ入婚の率は現世帯主でみる限り12%

(表3-7) 世帯主世代区分×結婚形態

	1	2	3	4	5	計	χ^2 検定結果
	~34才	35~44才	45~54才	55~64才	65才以上		
1. 原木内婚率	4.8%	3.1	5.3	11.5	21.4	9.0	N.S.
2. ムコ入婚率	4.8	15.6	7.9	19.2	10.7	11.7	N.S.
3. 仲人原木内	28.6	28.2	44.8	57.7	60.7	44.1	**
4. 実家の職業農家	38.1	62.5	63.2	80.8	75.0	64.8	*
5. 見合い婚率	57.1	56.3	65.8	88.5	64.3	66.2	**
6. 伝統的婚姻度高得点世帯数	14.3	15.6	31.6	46.1	39.3	29.6	**

(表3-8) 農・非農世帯区分×結婚形態

	農家	脱農	非農家	計	χ^2 検定結果
1. 原木内婚率	7.9	6.7	12.8	9.0	N.S.
2. ムコ入婚率	9.2	16.7	12.8	11.7	N.S.
3. 仲人原木内	54.0	50.0	20.5	30.3	*
4. 実家が農家	81.6	66.7	30.8	64.8	**
5. 見合い婚率	77.6	70.0	41.0	66.2	**
6. 伝統型婚姻度高	40.7	33.4	5.1	29.6	**

で特に多いとはいえない。しかし原木はムコが多い。ムコに恵まれているという話がよく出るように、過去にもムコは多かった。またこの表でも特に年令には関連していないことがわかる。しかしこの表には入らないアツギ世代についてみると、35例中、実に9例(25.7%)までムコであることは傍証として挙げ得るだろう。

実家の職業が農家である率、見合婚の率とも、ほぼ年令にリンクしているが、いずれも、最年長層より、その下の55~64才層の方が高いこと、見合婚が若い世帯主でも案外多い点など、年令(世代)の効果が予想される程には明確ではない部分もある。

以上のうちムコ入婚の項のみ除いて、該当項

目を足し上げて、伝統型婚姻得点を算出してみると、これまでの指摘が総合的に表現される。そして大きな世代の差は44才を境に、戦後世代と戦前世代の間にみられることも確認される。

次に、農家・脱農層・非農家の3区分で婚姻形態をみると(表3-8参照)、内婚率とムコ入婚率ではグループ間に大差なく、むしろ農家層でこれらの比率が低いという結果になっているが、他の3項目は明確に農業との関連性に結びついている。特に、配偶者の実家が農家であるほど脱農しにくいという点は注目される。配偶者(主に妻)の価値観や行動様式が、都市化への対処を規定するという仮説を持ち得るし、農業における労働力調達源として実家が少なから

ぬ比重を持っていることも考えられよう。以上のように、婚姻の形態が、世代のみならず、農業との関連の程度にも結びついているということは、このあと、都市化過程における家の解体、変質、また、その内部過程を捉えていく上に重要なヒントを与えることになるだろう。

ii) 分家の創設

原木も含めて行徳地区では、明治以前でさえ、塩田労働、日雇稼ぎ(行徳土方は有名)、農産物、魚介類の行商等、貧しいながらも生計を立てる方途はかなり開かれていたので、家産の大幅な分与を伴なわない分家創設が比較的容易であったという伝統がある。外婚率が高く、またムコが多いというのも、労働力の移動性が高かったことに対応している。

現世帯主が創設世帯主(分家初代)である例は調査世帯中24% (35戸)であり、うち3戸は戦前に分家している。

まず分家にともなう財産の分与についてみれば、戦後分家32戸中、農地分与を受けたケース

が3例あるが、これは昭和30年までの分家であって、それ以後の分家には全く見られない。農地のほか、家屋や宅地も含め何らかの不動産分与を受けた例は、14例 (43.8%) になるが、それでも分家の半数以上は、少なくも創設時は家屋分与なしでスタートしている。いま、昭和39年以前とそれ以後の分家に分けると、前者は15例で、不動産分与は6例 (40%) にみられるのに対して、昭和40年以後の分家は、時期が半分以下に短かいにも拘らず、17例に増え、不動産分与も8例 (47%) に増加している。これが、都市化過程における、家産(不動産)の資産化ともいべき現象に対応していることは明らかである。これはまた、後にみる相続の問題にも関連してくるだろう。

家産分与の有無とも関連して、分家させる親元の家経営の状況は分家創設を規定していると考えられる。多少ラフだが、昭和47年の自治会費階層によってこれをみれば、表3-9のようになる。

ここから明らかに、分家を出しているのは中

(表3-9) 戦後分家の親世帯の区費 (S47) 階層

	200円台	300円台	400円台	500円台以上	不明	計
戦後分家の親元世帯	—	18.8%	43.8%	28.1%	6.3%	100.0% (32)
調査全戸	21.4%	26.2%	36.6%	14.5%	1.4%	100.0% (145)

上層以上であることが判る。

さて、原木において、一軒前として認められるインフォーマルな規準であり、当事者のムラ意識、イエ意識をも反映しているシンボルとして家号がある。これは後にも多少詳しく触れるから、戦後の分家についてのみ、これをみれば、32戸中13戸(40.6%)が家号ありと答えている。戦前からの家で家号がないというものが例外的であることからみて、これは大きな変化である。更に39年以前と40年以後に分家時期を分けてみると、前者では53.3%と半数を越える分家で家号をもっているのに対し、40年以後ではそれが29.4%に半減している。分家後間もないと、自他共に認める「家」になっていないという要素もあるかも知れないが、むしろ、そこに家意識

自体の変質・稀薄化を看取することが妥当であろう。このことは、生活意識を分析する際に再度触れねばならない。

2. 「家」の継承——相続と世帯主宰権移行

i) 相 繼

原木において、「家」の継承は長男子単独相続を基本としてなされてきた。いわゆる家督相続であるが、カトクというコトバは当地ではあまり聞かれない。明治の前半期ぐらいまでは、家長が先代の名を襲名する慣行があったらしく、その家長名が家号として、その家全体を指す呼称ともなっていたのが一般であったらしい。相続によつて家名を継ぐというのは、当事者の「家」としては姓を継いで名のるという面をもつが、地域

社会の中でみれば、むしろ家号を継いでこれを名のる（あるいは、まわりから認知される）ことが家名継承の中心であったと思われる。たとえば、⑥は当主の祖父の代に⑧の二男が死跡相続してK姓を名のったが、⑧の分家として創設されたいきさつが明らかであることは「トミイムシンタク」という家号によってこの家が呼ばれている点に示されている。

また原木にはムコが多いという点に関連して、次のような形もみられる。⑧は現在夫方のY姓を名のっているが、妻がこの土地に多いF姓であり、その父が菓子職人であったことから、カシヤの屋号があり、戦前父が死亡した後の母子世帯の娘と他県出身の現世帯主が結婚し、妻方の母もふくめて妻の生家に居住する形となつたが、姓は夫方を名のることにした。従ってムコではないと本人は強調しているが、家号はやはり「カシヤ」であり、何代目かとの問い合わせには4代目と答えている点からみれば、この地域社会において、「家」(或はその継承)とは姓の連続性であるよりも実質的な社会関係としての内部的連続性と外部(他の家)との超世代的な交換パターンの継承性の中に、その実質が求められていると考えてよからう。

⑪当主は戦前の来住者で原木の女性と結婚したが、自分の姓を名のって分家初代(創設世帯)であると述べている。妻の父は精米所をしており、家号もコメヤとなっていたが、跡つぎはなく、S家は絶家した形となった。しかし、現在この⑪は屋号としては「コメヤ」と呼ばれていることも、先の事例と同様である。

「家」の継承を家産相続の面で捉えるなら、戦後の民法改定で諸子均分相続が規定された影響がまずもって注目される。今回の調査で確認された相続件数97例のうち何らかの分割相続が行われたのが25戸(26%)である。しかしそれには戦前の旧制度下での相続も含まれるから、戦後(S.20年以降)の相続で時期が確定できる61例にしぼって考えると、そのうち分割事例は21例(37.8%)である。法律の均分相続規定にも拘らず農村で単独相続がいまだ圧倒的に多いという点は広く知られた事実である。

しかし、ここで注目したいのは分割一単独の比率の時代的推移である。調査で得たデータの限りではS20年代の相続中、分割相続は26.7%，これがS30年代では29.4%ということで、民法改正の影響は停滞している。しかし、40年代は27例中12例(44.4%)と分割相続率がはっきり上昇してくる。更に仔細に見ると、S45年以後の相続例9のうち分割例が5例であり遂に分割相続の方が多くなっているのである。これは均分相続の基礎にある個人主義的な考え方が普及してきたという一般的な状況の影響を受けた結果であろうが、むしろ都市化の急進展にともなつて、地価の高騰と脱農傾向が進んだ中で、「家産(不動産)の資産化」ともいべき現象が生じてしまったことを反映していると見る方が、原木の実情に近いと考えられる。

次にやはり戦後の相続を、前章で捉えた住民世帯区分との関連でみてみる。戦前からの非農家では分割率が2割以下で、農家層・脱農層より格段に低い。これは、たいした家産がないことから、特に分割することもないという場合が多いことを想像させる。これに対して農業にたずさわった層では、現に農業をやっている3層(I, II, III)と脱農層(とりわけS40年以後脱農)では、後者の分割相続率がはっきり高い。分割相続が農地売却・細分化→脱農化へ向う主要な契機になっていることがここに示されている。そして農業を主たる収入源としている層(I)でも3分の1で分割相続がみられることは、この層も既に農地細分→脱農傾向が進んだ他の層と同様の変化にさらされていることを示唆しているだろう。

以上、家業の継承と財産相続の面から家の継承の問題をみてきたが、更に家の世代的連続性を家の内部の人間関係に焦点を当てて捉えるためには、家長の交替あるいは世帯主権に結びつく役割が直系家族における上の世代(父)から下の世代(アトツギ)へ移行する過程の問題がポイントになるであろう。これは筆者が「世帯主権限の世代的移行」として神奈川県や山梨県で調査研究したことのあるテーマである。^①それらと同様の分析方法として、世帯主権限の指標

がどのようにして、家の内部で前世帯主(家長)から次期世帯主(アツギ)へ移行していくか、つまり「家」が再生産されていくかを捉えてみよう。

ii) 世帯主宰権の世代間移行

a. 権限は誰から誰へ渡されるか

原木では戦後のみならずそれ以前にも、特に定まった形の隠居慣行というものはない。勿論このことは、どの家でも家長(世帯主)が死ぬまでその地位をゆずらないということではない。それぞれの家の事情に応じながら、ある場合には隠居として一括して世帯の主宰権をセガレ(アツギ息子)にまかせることもあり、また死ぬまで一切の役割を年寄り(前世帯主)がとりおこなっている場合もあるが、そうしたやり方に特にきまり(制度的慣行)がないということである。そこで家の継承というこの節の問題との関連では、世帯主の地位や役割が誰から誰へ渡されるか、それは前世帯主の生前であるか死後であるか、また世帯主としての種々の役割(権限)によってその移行は異なってこないか、そしてこうした権限移行による世代交替のパターンが時代によって(戦前、戦後、都市化状況)変化していないか、或は世帯のもつ属性のちがい(生業形態や階層)によって相違はないか、およそ以上のような検討をすることから、原木における家の継承の性格を明らかにできるであろうと考えられる。

そこで一応原木の大多数の家がそうであったところの農業世帯を中心に考えて、世帯主の権限(役割)として次の諸指標を設定した。

(1)農作業の中心および日常的作業分担の決定
 (2)年間営農(作付)計画の決定、以上は農業經營権に属すると考えられる。(3)村仕事への出役
 (4)部落への会への出席、この2つは地域社会において世帯を対外的に代表する権限の指標となる。(5)(大きな)財布の管理。(6)中心的な預金の名義、この2つは世帯の財政権の所在にかかる。(7)不動産処分の決定権。(8)土地の主要な所有名義、これらは家産管理を示す指標と考えられる。以上の8指標の他に農業以外の生業形態として、(9)漁業(大部分ノリ養殖)と非農自営業の經營管理権についても問うたが、該当戸数が少ないとその中で家業として世代継承されている場合がまだ少なく、理世帯主の創業になる場合も少なくないとので、一定傾向を捉えようとするには資料不足である。

さて、まず各種の権限指標が誰から誰へ移行するものであるかをみる。表3-10は、先代から現世帯主への移行が確められたケースについて、また表3-11は、現世帯主(正確には現存最年長男子あるいはそれに準ずる者)から次期世帯主(アツギ)へ現存する2世代間の生前移行のみをそれぞれ示している。145戸の調査戸数に対して合計欄がかなり少ない数値になっているのは、非該当(農家でない分家初代で継承

(表3-10) 先代から当代への権限移行パターン

	父→息子※	母→息子※	祖父→孫	父→娘	母→娘	亡夫→妻	その他	小計(実数)	創業(件数)	非該当(件数)
1. 農作業	62.2	9.5	4.1	6.8	5.4	10.8	1.4	100.0 (74)	1	71
2. 作付決定	64.9	9.5	2.7	5.4	5.4	10.8	1.4	100.0 (74)	1	71
3. 村仕事	67.6	6.8	4.1	2.7	5.4	10.8	1.4	100.0 (74)	2	71
4. 会合出席	65.3	9.3	2.7	5.3	2.7	13.3	1.3	100.0 (75)	2	69
5. 財布管理	54.2	15.6	1.0	5.2	11.5	11.5	1.0	100.0 (66)	—	50
6. 預金名義	57.1	16.0	1.2	6.2	2.5	13.6	1.2	100.0 (81)	15	50
7. 家産管理	60.4	13.2	2.2	6.6	3.3	13.2	1.1	100.0 (91)	3	52
8. 土地名義	65.4	11.5	5.1	5.1	1.3	10.3	1.3	100.0 (78)	4	64
9. 漁業(ノリ)經營	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0 (4)	2	140
10. 非農自営經營	57.1	—	14.3	—	—	28.6	—	100.0 (7)	14	125

※ ムコ養子を含む

(表3-11) 当代から次代への権限移行パターン

	父→息子※	母→息子※	母→娘	父→娘	父→母	夫→妻	その他	小計(実数)	創業(件数)	非該当(件数)
1. 農作業	60.9	—	4.3	4.3	8.7	13.0	8.7	100.0 (23)	—	123
2. 作付決定	60.9	—	4.3	4.3	8.7	13.0	8.7	100.0 (23)	—	123
3. 村仕事	75.9	—	3.4	—	3.4	13.8	3.4	100.0 (29)	—	117
4. 会合出席	70.0	—	3.3	—	3.3	13.3	10.0	100.0 (30)	—	116
5. 財布管理	66.7	—	23.3	—	—	3.3	6.7	100.0 (30)	—	116
6. 預金名義	84.2	—	10.5	—	—	—	5.3	100.0 (19)	2	125
7. 家産管理	80.0	—	5.0	—	—	—	15.0	100.0 (20)	—	126
8. 土地名義	75.0	—	—	8.3	—	—	16.7	100.0 (12)	—	134
9. 漁業(ノリ)経営	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0 (3)	1	142
10. 非農自営経営	80.0	—	—	—	—	—	20.0	100.0 (5)	5	136

※ ムコ養子を含む

なし) の他、高令者について聴取不能であった場合が相当数あったことによる。また表3-11の小計欄(行事例)が少ないのは、ここで捉えるのが、原則として現在直系家族形態をとる世帯に限られる(例外として夫→妻のような移行は夫婦家族形態にもあてはまる)ことと、更に直系家族形態をとっている世帯でまだ上の世代(オヤジ)が頑張っていてセガレに移行していない場合も多いことによる。

以上の点を留意して表3-10をみると、全体としてどの指標も60%程度が男親からアツギ息子への移行であって、これが主要な移行パターンであることがわかる。即ち、直系的家族としての標準的な(正常な)権限移行が原本においても中心であることが確認できるわけである。それ以外の移行パターンでは、母からアツギ息子への移行と、亡夫から未亡人となった妻への移行が相対的に多く、これは直系家族の家族周期において父の死亡が母の死亡より先行するのが通常であるから、父が比較的早死にした場合、或はアツギとの年令差が大きくて、未成年のうちに死亡した場合などに、母が中継的な世帯主になる場合がかなり起こり得ることを反映している。

b. 平均的権限移行年令の分析

紙幅の制約から、ここでは権限指標が父からセガレに移行する時期(年令)について、権限の項目による違いと、移行の生じた時代の相違

による違いとに着眼をしほって論述しよう。表3-12は、調査世帯内で生起した、父からセガレへの権限移行事例について、移行時の双方の年令を、父の存命中の移行か否かを生前移行、死後移行に分けて、平均年令として算出したものである。

一応、戦前期(昭和20年以前)にみられた移行を、原本での伝統的なパターンとみれば、村仕事出役が最も早く、次いで部落会出席と代表権の指標がまず移行する。これに続いて、農業経営権が移行する。以上の2領域では、生前移行が中心であるが、以下の財政権・財産権では、死後移行が中心(6割以上)になる。そして、財政権指標(財布管理・預金名義)の方が財産権指標よりも遅くなってしまい、財布の管理が最も遅く、平均で父57才、息子27才である。次にこれを、戦後段階の2時期の数値と比較すると、権限領域別で、代表権、農業経営権、財産権、財政権という平均的な移行順序に、大きな変更はない。むしろ、戦前と戦後の間の大きな変化は、移行年令が大幅に上昇したことであろう。これは、戦後に至って権限の移行が、全般的に遅れるという筆者がかつて神奈川県下で捉えた事例と同様の傾向である。但し、生前移行の率も一率に上昇している。

このような事態は、戦後になって寿命が急速に延長したことが基礎になっている。しかし、戦前と近年(S36年以降)ではほぼ10才から15才

(表3-12) 時期別、権限移行平均年金

		I ~ S20			II ~ S35			S36 ~ S49			時代間の移行年金差					
		件数	生前率	前任者年金	後繼者年金	件数	生前率	前任者年金	後繼者年金	件数	生前率	前任者年金	後繼者年金	II - I 年	III - II 年	III - I 年
1. 貿 作 業	生前移行	17	68.0%	50.7才	22.8才	18	81.8%	57.1才	28.7才	9	75.0%	64.8才	35.3才	8.30	12.40	
	死後全	8	60.0	25.3	4	23.6	22	57.3	27.0	3		74.3	33.7			
	全	25	53.7					57.1	28.4	12		67.2	34.9			
2. 作付決定	生前移行	16	64.0%	51.3	23.3	19	79.2%	58.2	28.6	9	75.0%	64.8	35.3			
	死後全	9	58.1	24.1	5	23.6	24	57.8	28.4	3		74.3	33.7	4.65	7.75	12.40
	全	25	53.7					58.1	28.5	12		67.2	34.9			
3. 村 仕 事	生前移行	23	69.7%	49.1	20.1	16	84.2%	55.1	26.2	15	88.2%	63.2	30.8			
	死後全	10	58.4	25.2	3	21.6	19	58.3	27.7	2		74.5	44.5	4.25	6.40	10.65
	全	33	51.9					55.6	26.4	17		64.5	30.3			
4. 部 落 会	生前移行	17	60.7%	50.2	22.1	17	77.3%	56.2	26.7	14	82.4%	64.9	32.6			
	死後全	11	59.8	25.9	5	23.6	22	57.8	28.4	3		69.7	38.0	2.75	8.15	10.90
	全	28	53.9					56.5	27.1	17		65.7	33.6			
5. 財 布 管 理	生前移行	7	43.8%	52.6	28.1	18	72.0%	63.8	32.1	21	75.0%	64.8	35.3			
	死後全	9	60.0	26.0	7	26.9	25	61.4	32.9	7		69.4	35.3	6.00	2.95	8.95
	全	16	56.5					63.1	32.3	28		66.0	35.3			
6. 預 金 名 義	生前移行	5	38.5%	52.8	28.2	11	52.4%	65.7	34.8	16	55.2%	63.8	35.1			
	死後全	8	59.8	24.9	10			65.2	32.2	13		69.8	38.6	7.95	2.00	9.95
	全	13	57.1	26.1	21			65.5	33.6	29		66.4	36.7			
7. 家 産 管 理	生前移行	7	43.8%	51.0	25.6	12	50.0%	62.8	31.8	17	58.6%	66.9	37.9			
	死後全	9	59.3	26.4	12			65.9	33.3	12		70.2	38.7	7.55	4.75	12.30
	全	16	55.7	26.1	24			64.4	32.5	29		68.2	38.2			
8. 土 地 名 義	生前移行	4	30.8%	50.3	25.8	8	40.0%	58.8	27.5	10	40.0%	67.1	39.9			
	死後全	9	57.6	24.6	12			65.4	33.0	15		71.5	40.2	6.07	8.10	14.80
	全	13	55.3	24.9	20			62.8	30.8	25		69.7	40.1			
9. 漁 業 経 営	生前移行	3	100.0%	50.7	21.7	4	100.0%	48.8	22.3	-	- %	-	-			
	死後全	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全	3	50.7	21.7	4			48.8	22.3	-		-	-			
10. 自 営 業 経 営	生前移行	-	0.0%	-	-	3	100.0%	56.0	26.7	2	66.7%	70.0	46.5			
	死後全	1	61.0	25.0	-	3	-	-	-	1		60.0	25.0	(-1.65)	11.65	10.00
	全	1	61.0	25.0	3			56.0	26.7	3		66.7	39.3			

の移行の遅れがみられるとはいっても、中間のS35年までの段階との関連を加えて考えるなら、指標の間に遅れ方が一様でないという点は注目してよい。この点をはっきり示す為に、表3-12の右端に時代間の移行年令のズレの平均を算出して掲げた。これによって、戦前の移行事例と戦後段階（S21～35）では3年（部落会）から8年（預金名義）の遅れがあること、更に戦後期と都市化期（S36年以降）ではなお2年（預金名義）から8年（農作業、部落会、土地名義）の遅れが加わっていることがわかる。戦前から戦後にかけて、一番変化の少なかったのは部落会出席（2.75年）を先頭にした代表権領域であり、預金名義（7.95年）を中心に財政権、財産管理権の遅れが顕著であり、農業経営権領域の遅れはその中間に位置していたことがわかる。

戦後段階の特徴を一言でいえば、年寄りが財布をなかなか手離さなくなったということである。ところが、次の都市化期への変化としては、財布よりも代表権や経営権領域の遅れが特徴となる。この変化こそ、これまで述べてきた都市化による地付層の生活パターンの変化に対応するものにはかならない。すなわち、そこでの基本は農業の衰退、離農傾向の急進展であった。若い世代は農外就業が一般化する中で農業は老人中心のものとなり、農業の衰退が部落機構の弱化に関連して村仕事や部落会に出ないという家も増えてきたりして、これらの権限指標の重みが相対的に軽くなってきた点は見逃せない。

他方財政権に関連する指標は、既に前の時期で遅れ現象が頭打ちになっていたともいえるが、農外就業の増加によって、セガレが父とは別の収入源から家計中心者になってしまう場合が増えてきたことも考えられる。こうして戦後期の「財布をゆずらない」という所に特徴のあった移行パターンが都市化期に至って変化してきたといえる。

ここで注目したいのは、土地名義の項目である。これは、戦後期にかけて6.07年平均年令が遅れたが、都市化期に至って、他の財政・財産項目の遅れが縮小したのに拘らず、更に8.10年遅れ、戦前と比べれば、実に15年も移行年令が遅れる結果となった。戦後段階で土地名義の項目は、特に生

前移行の場合、父50才代、子20才代で他の財政権項目より若い。このことは、農地改革期に取得した農地を息子名義にしたり、民法改正による均分相続を不満として、アトツギへ生前贈与してしまうという形態が見られるなど、戦後の混乱期の特徴を反映しているといえる。

都市化期では、息子は別個の財布を持って日常生活をとりしきっていくことも増え、これは次章で「役割の世代間分離」の問題として詳しく論じられる問題に関連する）、財布移行は世代交替の中核としての印象が弱まっている。これに対して、土地名義は、生前移行においても、死後移行においても、大幅に遅れている。死後移行がなお基調になっている点で、寿命の伸びをストレートに反映していると見られるが、他の項目が遅れながらも生前移行中心になってきた中では特異な存在となってきており、これが世帯主宰権の最後のとりでになっているという感じも与える。それには、先にも触れた農地の資産化という事態も大きく影響していると見られるのである。

c. 世帯区分と権限移行

以上にみたような世帯主宰権移行の問題点が、どのような世帯の特徴と結びついているかを捉えたい。それをここでは前節に提出した、7つの地付層世帯区分との関連で考えてみよう。表3-13は7区分の各世帯の現世帯主の権限取得のパターンの特徴をつかむ為に、移行例中の遅い移行（先の表3-12での戦後2時期を込みにした平均移行年令より遅れた移行）の比率（A欄）と生前移行率（B欄）を示したものである。

これまでもって指摘できることは、現在も農業を主な収入源としている世帯（I）では、すべての権限項目を通して、遅い移行の率が低く（相対的に移行が早い）、かつ生前移行の率も高いことである。前節で明らかにしたように、農業への関与の程度が、ムラにおける「家」としての性格の強さにリンクするとすれば、この層における移行のパターンが最も伝統的形態に近いと見てよいであろう。その特徴は、比較的早い年令でのスムーズな世帯主の世代交替ということであり、その根拠は、父・子ともに農業従事

(表3-13) 農・非農世帯区分別権限移行

農・非農区分 権限指標	I	II	III	IV	V	VI	計
	農主世帯	販売農家	自家消費農家	S40年以降脱農	S39年以前脱農	戦前から非農	
作付決定 例 数	13	16	19	7	1	1	57
遅い移行の率	15.4%	18.8	31.6	14.3	100.0	—	22.8
生前移行の率	61.5%	50.0	36.8	85.8	—	100.0	52.6
会合出席 例 数	13	16	19	7	2	2	59
遅い移行の率	15.4%	25.0	31.6	14.3	50.0	100.0	27.1
生前移行の率	61.5%	43.8	42.1	71.4	50.0	—	49.2
財布管理 例 数	11	16	18	10	8	7	70
遅い移行の率	9.1%	25.0	33.3	40.0	25.0	14.3	25.7
生前移行の率	54.5%	37.5	27.8	40.0	62.5	42.9	41.4
預金名義 例 数	11	13	15	8	7	7	61
遅い移行の率	9.1%	30.8	33.3	25.0	42.9	14.3	26.2
生前移行の率	45.4%	46.2	—	12.5	28.6	42.9	27.9
土地名義 例 数	10	15	17	9	5	2	58
遅い移行の率	16.0%	33.3	17.6	44.4	40.0	—	25.9
生前移行の率	40.0%	33.3	17.6	22.2	40.0	—	24.1

する中では、父が体力の衰えによって農業（家業）の中核から引退する時期に対応して主宰権全体も移行するという傾向によるであろう。これに対して、同じく農家であっても、現在自家消費のみになっている層（III）では、全般に遅い移行の占める率が高く、かつ生前移行率も低くなっている。

現在農業をやっていない層（IV, V, VI）では、全般に農業経営権や世帯代表権の移行が現在も農家である層より遅い。しかし財政権については比較的早く移行しており、第2種兼業農家層（II, III）よりも早い傾向さえある。これが、父の農業離脱とアトツギの非農部門による家計支持力の獲得に関連することは先にも述べたおりである。しかし、財産権としての土地名義になると、非農層は農家層よりも移行が遅

れる傾向が読みとれる。

以上の分析から、原本における「家」の再生産伝統的パターンと、その都市化状況下での変質の一般傾向は示し得たものと思う。この後、個々の世帯における世代交替と、都市化状況への対応について、事例的な検討を加える予定であったが、予定の紙幅を越えているので括愛せざるを得ない。

註

- ①石原「農村直系家族の世代交替における世帯主権限の移行」『社会学評論』67, 1967年。および、石原「世帯主権限の世代的移行」、森岡・山根編『家と現代家族』（培風館）、1976年。

(石原邦雄)

第4章 「都市化」過程における住民の生活パターン(2)

A. 家族内人間関係一役割構造の変化

1. はじめに

ここでは家族の役割構造に視点をおき、家族内人間関係が都市化によってどのように影響を受け、変化させられたかを検討する。すなわち、都市化過程が「家」の崩壊過程をともなうとするならば、急激な「都市化」(=地域変動)に直面させられた対象地域における家族は伝統的な「家」をどのように保持し、あるいはそれから離脱することによって現存しているかを検討する必要がある。そして、「家」的な人間関係が崩壊されつつある場合、その役割構造はいかなるパターンをもって都市化に対応しているであろうか。都市化にはさまざまな要因が考えられるが、とりわけ、脱農化過程に注目するならば、これが、「ムラ」とのかかわりを示す対外的な集団的役割と家族内部の関係的役割にどのように影響しているかを、ここで明らかにしたい。

家族の役割構造は主として家族成員の地位のあり方から集団的役割と関係的役割の二側面が考慮される。集団的役割とは世帯を維持、運営させるために、ある成員が代表的に遂行する役割のことである。これには家族内の役割と個別的な「家」として果たす対外的な役割がある。一方、関係的役割は継承的地位にもとづき、ある成員が他の成員に対し、生活に必要なサービス、支出金などを与えたり、与えられたりする役割のことである。これは家族によっては個人的に遂行されたり、協同的に遂行されるため役割ごとにパターン化して提えることができる。そうすることによってそれらのあり方が明確となる。また、このパターンを媒介に、家族内人間関係のあり方が見い出せると考えられる。つまり、ここでの主眼である、都市化による「家」的人間関係の崩壊はどのような関係的役割パターンをとることによって崩壊しているといえるか、に何らかの示唆が与えられると考えられる。

次に、関係的役割パターンの分類基準と意味

内容を説明すると以下のようである。(1)協同的パターン：世代間で協同して遂行するパターン。(2)世代中心パターン：世代間に区別なく同一の成員が遂行するパターン。したがってここでは親世代中心とか子世代中心とかの世代区分がなされていないため、夫婦家族の場合の世代中心パターンと直系家族のそれとは後述のごとく意味内容が相違する場合のあることに注意せねばならない。(3)世代間分離パターン：親と子世代の役割担当者は分離しているが、その同一世代内では同じ成員が遂行するパターン。(4)世代内分離：世代間分離パターンのうち一方の世代間のみで個人化しているパターン。したがって、二世代以上同居している場合に該当しうる。(5)個人化：各成員が各自自分で遂行するパターン、以上である。

このパターンの分類はいかなる世帯構成にも適応できるようにしたものであるが、世帯構成によっては該当しない場合のあることに注意せねばならない。たとえば、ここでは子供が20才以上で独立している場合は配偶者をもたない場合でも一世代とみなしているが、夫婦と20才未満の未婚の子供から成る夫婦家族では世代間分離パターンも、世代内分離パターンも該当しない。ここで、世代内分離パターンは個人化パターンに分類されることになる。

さらに、役割項目ごとに、これらの役割における結合、分離の程度をみるために得点化した。この得点は0点(不点)、1点(協同)、2点(世代中心)、3点(世代間分離)、4点(世代内分離)、5点(個人化)であり、これを次の10項目、すなわち1日用品の支出金の出所、2晴着の支出金出所、3小遣いの出所、4洗濯、5針仕事、6夜具のあとかたづけ、7日用品の買物、8よそいきの買物、9個人部屋のそうじ、10看病、について与えた。

家族内人間関係のあり方に視点を据えるかぎり、家族内的要因である世帯構成が関係的役割パターンを規定する重要な要因となる。したが

つてこれを分析媒介変数に導入する必要がでてくることになる。

一般に、伝統的な「家」制度にもとづいた家族の内部構造は親子関係の結びつき（タテの関係）が強く、夫婦関係の結びつき（ヨコの関係）が弱い、いわゆる「家」の系譜、連続を重視したパターンが理念型とされている。ここで着目している関係的役割パターンのグレードから言えば、得点が低いほど結合が強いということになる。しかし、結合度が強いことのみで「家」的であるとはいえない。これは、さきに述べたように世帯構成による相違、さらには同じ世帯構成であっても「家」的な規範による結合か否かによって結合の強さの意味するところが異ってくるからである。たとえば、世帯構成による相違では、直系家族の場合の結合と夫婦家族の場合の結合は、前者がタテとヨコの関係を含む結合であり、後者がヨコのみの関係の結合である、ということである。また、同じ家族形態でも「家」制度に規定された伝統的な結合度の強い家族と「家」制度に規定されない家族とがある。今回のサンプルは、役割分析のために一定の選定基準を設けたわけではない。したがって、

さまざまなヴァリエーションをもっている。しかし、このことは、変動期にある地付層の特性ということができる。

ここでの課題は、「都市化」の要因によって、「家」の内部構造がどのように影響され、今後どのように変化するか、にあるため、「家」的であるというのは何によっていえるであろうかをまず確認しておく必要がある。これを「家」的である意識とその中における分離度の関連でみると表4-1のようになる。世帯構成別にみると、「家」意識と「ムラ」意識はともに直系家族の方が夫婦家族よりも高く、その中の役割関係の分離度も直系家族において高い。このことは「家」、「ムラ」意識が高いつまり、伝統的な意識をもつほど分離度が高いことを示している、とみられる。したがって、我々が関係的役割のグレードから「家」の崩壊をみた場合、ここでは得点が高く、結合度が弱い（分離している）ほど「家」的であるという仮定を得る。「都市化」によって、「家」の崩壊が促進されている現在、家族の外に対して、より「家」的であろうとすれば、家族の内部においては分離しやすいのではなかろうか。その意味で分離傾向は、急激な社

(表4-1) 「家」「ムラ」意識高得点群とその中の役割関係分離度

	「家」意 識 高	左のうちの分離率	「ムラ」意 識 高	左のうちの分離率
1 夫婦家族	13(23.6)	30.8	8(14.5)	75.0
2 直系家族	21(55.3)	85.7	23(60.5)	91.2
3 直系欠損	17(44.7)	64.7	12(31.6)	75.0

会変動、価値観の変化による「家」の崩壊過程における何らかの適応とみることができる。したがって、その中には、「家」を維持できず、緊張を孕んだアノミックな家族が潜在している可能性がある。

2. 「都市化」の変数と役割構造の関連

家族の役割構造は家族外的な要因と家族内的要因によって規定されるきわめてダイナミックな変数と考えられる、したがって、その変化は家族外的要因による社会的、「歴的変動と家族周期などによる家族外的要因によって規定される。

あるため、前者と役割構造の関連を検討することになる。

「都市化」の過程は脱農化の過程としてもとらえることができるから、前章で設定した農、非農世帯区分別に結合、分離度をみると表4-2のようになる。これによると、分離度の強い21点以上は、農業が主(85.0%)、農業収入あり(74.0%)、自家消費農家(68.9%)昭和40年以降脱農(45.0%)、昭和39年以前脱農(50.0%)、戦前より一貫非農(62.0%)、戦後分家非農(50.0%)となる。農業をやっている場合とやってい

(表4-2) 農非農世帯区分別関係的役割のグレード

	農業主地帯	農業収入あり	自家消費農家	S40年以降脱	S39年以前脱	戦前より一貫非農	戦後分家非農	合計
1. ~19(協同)	5.0	14.8	10.3	5.0	0.0	7.7	7.7	8.3
2.20(中心的)	10.0	11.1	20.7	50.0	50.0	30.8	42.3	28.3
3.21~25(やや分離)	55.0	25.9	24.1	25.0	20.0	15.4	30.8	29.0
4.26~30(分離)	10.0	44.4	31.0	10.0	20.0	23.1	7.7	22.1
5.31~(個人化)	20.0	3.7	13.8	10.0	10.0	23.1	11.5	12.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
21以上の率(結合弱化率)	85.0	74.0	68.9	45.0	50.0	62.0	50.0	63.5
例数(%)	20(13.8)	27(18.6)	29(20.0)	20(13.8)	10(6.9)	13(9.0)	26(17.9)	145(100.0)

ここでの着目は「都市化」の要因が家族の役割構造にどのように影響しているかということに

ない場合を比較すると明らかに現在農家である場合の結合度は弱い。

(表4-3) 農・非農世帯区分別集団的役割主要担当者率

	I 農業主	II 農業収入あり	III 自家消費農家	IV S40年以降脱	V S39年以前脱	VI 戦前より一貫非農	VII 戦後分家非農	合計	例数
炊事(妻の担当率)	80.0	81.5	75.9	65.0	80.0	69.2	88.5	77.9	113
買物(〃)	80.0	77.8	72.4	65.0	80.0	46.2	84.6	73.8	107
育児(〃)	15.0	37.0	24.1	25.0	30.0	46.2	57.7	33.8	49
PTA(〃)	50.0	44.4	37.9	35.0	60.0	30.8	30.8	40.0	58
T.V.(子供が選択)	60.0	33.3	34.5	35.0	60.0	30.8	46.2	41.4	60
近隣交際(夫)	25.0	14.8	34.5	35.0	20.0	15.4	23.1	24.8	36
(妻)	45.0	22.2	31.0	30.0	70.0	38.5	61.5	40.0	58
親戚交際(夫)	60.0	25.9	41.4	30.0	10.0	30.8	50.0	37.9	55
(妻)	20.0	14.8	17.2	25.0	70.0	23.1	46.2	27.6	40
(父)	10.0	37.0	17.2	25.0	0	7.7	0	15.9	23
村仕事(出ない)	0	18.5	20.7	65.0	70.0	84.6	69.2	41.4	60
(父)	10.0	29.6	17.2	15.0	0	7.7	0	13.1	19
(夫)	65.0	33.3	37.9	10.0	20.0	0	11.5	27.6	40
組合会合(出ない)	5.0	18.5	20.7	60.0	100.0	100.0	96.2	49.7	72
(父)	10.0	29.6	13.8	15.0	0	0	0	11.7	17
(夫)	55.0	33.3	37.9	15.0	0	0	0	23.4	34
部落会合(出ない)	0	18.5	17.2	45.0	80.0	69.2	61.5	35.9	52
(父)	10.0	29.6	10.3	20.0	0	7.7	0	12.4	18
(夫)	60.0	33.0	41.4	20.0	10.0	7.7	15.4	29.7	43

集団的役割の主要担当者率は(表4-3), 家族内的な役割においては明確な相違はないが, 家族外的な役割には著しい相違を呈する。すなわち、「村仕事」「農家組合」「部落会」への参加において、脱農層、非農家層は農家層に比較する

と参加率が低い。参加する場合は夫が主要担当者である。父の参加は他に比べて、「農業収入のある」層において高い。このことから、農業をしていない脱農層、非農家層は村へのかかわりが少なく、したがって、地域社会の側からみた

場合むらへの貢献によって地位を付与されるという伝統的な「家」として存在するよりも、より個別的な「家」として存在しているとみられる。また、近隣交際の主要担当者は妻であり、その比率は脱農層や非農家層に高く、「自家消費農家」

層や「昭和40年以降の脱農」層では夫の担当率の方が高いか、また、近隣交際に比べ親戚交際の主要担当者率は夫が高い。妻の比率は「昭和39年以前の脱農」層、父の比率は「農業収入のある」層において高い比率を示している。このよ

(表4-4) 都市化要因別役割分離度

都 市 化 要 因	実 家 の 職 業 别		世帯主の主な職業別		世 帯 主 の 現 職 別	
	分 離 度	全 体 の 例 数	分 離 度	全 体 の 例 数	分 離 度	全 体 の 例 数
1 農業（漁業）	71.3	94(64.8)	76.6	64(44.1)	77.0	52(35.9)
2 自 営	61.1	18(12.4)	56.4	16(11.0)	52.9	34(23.4)
3 勤 務	18.8	16(11.0)	61.0	47(32.4)	50.0	40(27.6)
4 そ の 他	85.8	7(4.8)	56.3	16(11.0)	—	—
非 該 当	33.3	3(2.1)	50.0	2(1.4)	73.7	19(13.1)
不 明	57.2	7(4.8)	—	—	—	—
合 計	63.5	145(100.0)	63.8	145(100.0)	63.5	145(100.0)

うに妻や父の担当率が高いことはこれのみで「都市化」の影響ということはできないが、農家ほど父が担当しているといえる。以上のことから、農業が主であるほど関係的役割の分離度が高く、集団的役割の村へのかかわりが強く、したがって「家」的であるとみられる。

次に、職業階層別の変数によってみれば、表4-4のようになる。「都市化」の過程は都市勤労世帯化、つまり、農業から自営あるいは勤務への変化としてみることができる。まず、実家の職業が農業である率をみると半数以上(64.8%)に及ぶ。一方において、現在の世帯主が農業である率は実家の農業の率の約半数弱(35.9%)であるが、自営(23.4%)、勤務(27.6%)が増加している。勤務の増加は明らかであるが、世帯主の主な職歴においては、現職よりも高い比率(32.4%)を示している。言いかえれば、現職の勤務以上に多くがサラリーマンを経験している。以上は職業の推移であるが、次にこれら職業階層別の現段階における分離度(横断的分析)をみると、農業の方が勤務よりも高い。このことから、勤労化するにしたがい、分離度が低くなるといえる。

次に、世帯の収入別、不動産所有状況別、相続別関係的役割の分離度をみると、農・非農世帯区分別分析と同様な傾向を得る。すなわち、世帯の収入別関係的役割では、農業、漁業世帯層(65.0%)、不動産副収入(58.8%)において分離度が高く、無家産世帯層(31.4%)で低い。不動産所有状況別には、不動産と農地を持つ世帯の分離率(56.3%)、不動産をもたない層(45.5%)家、家敷のみ所有層(49.1%)であり、農業世帯層の分離率の高さに対応している。財産相続は、単独(56.3%)が約半数を占め、分割(17.2%)、相続するものなし(8.3%)である。ここで注目に値するのは「家」の崩壊を示すとみられる分割が2割近くあるということであろう。

3. 家族内的要因と役割構造

次に、家族がもつ内的な諸要因(世帯構成、世帯員数、世帯主の位置、世帯主の時期区分、結婚時期)が役割構造をどのように規定しているか、について検討しよう。

世帯構成は横断面的に家族周期段階をあらわしているともみられる変数である。また、家族

周期は世帯員数や世帯主の位置など家族内の諸要因によって規定される一変数であるとみられる。^①したがって、世帯構成は家族内的要因の重

要な変数と考えられることはすでに述べた通りである。そこで、関係的役割を表4-5によってみると、C-N(C), N-N(C), 既婚三世代同居家

(表4-5) 世帯構成別関係的役割のグレード

	C	N	C-N(C)	N-N(C)	3世代同居	M-N(C)	F-N(C)	その他	合計
グレード	1.~19点(協同)	25.0	6.1	0	16.7	11.1	14.3	0	5.6 8.2
	2.~20点(中心的)	0	42.9	0	0	0	28.6	55.6	38.9 28.1
	3.32~25点(やや分離)	50.0	28.6	35.3	33.3	44.4	25.0	33.3	11.1 28.8
	4.26~30点(分離)	0	12.2	58.8	25.0	44.4	21.4	11.1	11.1 21.9
	5.31点以上(個人化)	25.0	10.2	5.9	25.0	0	10.7	0	33.3 13.0
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	21点以上の率	75.0	51.0	100.0	83.3	88.8	57.1	44.4	55.5 63.7
									計 145

(表4-6) 世帯構成別集団的役割主要担当者率

	C	N	C-N(C)	N-N(C)	3世代同居	M-N(C)	F-N(C)	その他	合計	X ² 検定
炊事(Wがする率)	75.0	95.9	70.6	58.3	55.6	71.4	100.0	55.6	77.4	NS
買物(Wかける率)	75.0	89.8	64.7	58.3	66.7	71.4	88.9	44.4	73.3	NS
育児(Wかける率)	0	38.8	35.3	58.3	55.6	25.0	33.3	5.6	32.9	NS
P T A (W出席)	0	42.9	52.9	41.7	33.3	46.0	55.6	11.1	39.7	NS
T. V(子供が選択)	0	55.1	35.3	33.3	22.2	39.3	44.4	33.3	41.1	*
近隣交際(夫)	50.0	26.5	29.4	0	0	35.7	44.4	11.1	24.7	***
(妻)	25.0	63.3	23.5	0	33.3	25.0	22.2	55.6	39.7	
親戚交際(夫)	50.0	53.1	35.3	0	22.2	46.4	33.3	16.7	37.7	**
(父)	0	0	29.4	66.7	33.3	0	55.6	11.1	15.8	
村仕事出発(出ない)	75.0	53.1	11.8	33.3	22.2	42.9	11.1	55.6	41.1	**
(父)	0	0	23.5	50.0	44.4	0	33.3	11.1	13.0	
(夫)	25.0	24.5	47.1	16.7	33.3	28.6	55.6	5.6	27.4	
組合会合(出ない)	75.0	71.4	23.5	41.7	11.1	46.4	11.1	55.6	49.3	**
(父)	0	0	17.6	41.7	55.6	0	22.2	11.1	11.6	
(夫)	25.0	16.3	41.2	16.7	11.1	28.6	66.7	5.6	23.3	
部落会合(出ない)	50.0	46.9	23.5	25.0	0	39.3	11.1	44.4	35.6	**
(父)	0	0	17.6	58.3	55.6	0	22.2	5.6	12.3	
(夫)	25.0	28.6	41.2	16.7	22.2	28.6	66.7	16.7	29.5	

族のように、直系家族形態において、分離度が高く、他方、F-N, Nのような夫婦家族形態ないし直系欠損家族形態で低い。このような比率の低さは世帯構成の相違から生じるとみられるが、ここで推察される家族内的要因として、母死亡による家族形態の結合は父への個人的サ

ービス、扶養のための再結合、再統合の方向ではなかろうか、と思われる。

集団的役割の世帯構成別主要担当者率については(表4-6)、家族的な家事的役割は主に妻であり、家族外的な村仕事や会合などの参加は夫ないし父であることは農・非農世帯区別

分析と同様である。ここで注目されることは親戚交際において、直系家族形態では父の担当率が夫よりも高いこと、さらに、村仕事など、村へのかかわりを示す家族外的な役割において、夫婦家族形態、父欠損直系家族では参加しない比率が高いということである。つまりこのような世帯は原本の住民としてよりもむしろ地域の枠にとらわれない個別的な「家」を単位とするところに生活の基盤があることのあらわれである。また、これらの役割の主要担当者がC-N, F-Nの場合には夫、N-N、3世代同居家族の場合には父であることは対外的主宰権のありかを示す傾向として注目される。

このような集団的役割の担当者は各成員ごとに存在数が異なるが、これらの役割担当者と集

団的役割パターン（ここでは日用品の支出金出所を示したが他の項目もほぼ同様の傾向を得た）の関連をみると表4-7のようになる。ここで近隣交際は全体の傾向からみると、妻の担当率が夫のそれよりも高率であったが、関係的役割が世代中心（結合的）パターンである場合、妻よりも夫の担当率が高く、また世代間分離をとる場合、夫、妻よりも父、母の担当率が高い。さらに、個人化パターンでは妻の担当率が他の成員の担当率に比較して高くなっていることがわかる。同様の傾向は親戚の交際にもみられた。村仕事、部落会合では全体の傾向では参加しない比率が高いが、参加する場合には夫の担当率が高いことはすでに確認した通りである。これを、関係的役割別にみると、世代中心パター

(表4-7) 関係的役割パターンと集団的役割担当者（日用品の支出金出所と対外的役割）

担当者 日用品支出		(1) F	(2) M	(3) H	(4) W	(5) 子	非該当	0不明	計
近 隣 交 際	0不 定	0	0	0	0	0	100.0	0	0.7
	2中心(結合)	38.5	39.1	72.2	62.1	100.0	0	0	56.6
	3世代間分離	53.8	39.1	8.3	10.3	0	0	0	19.3
	4世代内分離	0	17.4	2.8	3.4	0	0	0	4.8
	5個人化	7.7	4.3	16.7	24.1	0	0	0	17.2
	非該当	0	0	0	0	0	0	100.0	1.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
例 数		13	23	36	58	1	13	1	145
		F	M	H	W	し な い	非該当	0不明	計
村 仕 事	0不 定	0	0	0	0	0	1.7	0	0.7
	2中心(結合)	36.8	66.7	60.0	50.0	0	63.3	0	56.6
	3世代間分離	42.1	33.3	20.0	9.1	0	16.7	0	19.3
	4世代内分離	21.1	0	5.0	4.5	0	0	0	4.8
	5個人化	0	0	15.0	36.4	100.0	16.7	0	17.2
	非該当	0	0	0	0	0	1.7	100.0	1.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
例 数		19	3	40	22	1	60	1	146
		F	M	H	W	非該当	0不明	計	
部 落 会	0不 定	0	0	0	0	1.9	0	0.7	
	2中心(結合)	33.3	75.0	65.1	46.4	61.5	0	56.2	
	3世代間分離	44.4	25.0	16.3	10.7	19.2	0	19.9	
	4世代内分離	22.2	0	4.7	3.6	0	0	4.8	
	5個人化	0	0	14.7	39.3	15.4	0	17.1	
	非該当	0	0	0	0	11.9	100.0	1.4	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
例 数		18	4	43	28	52	1	146	

ンをとる場合、高い比率を示すのは夫、母（例数は2例で少ないが…）である。世代間分離パターンでは父、個人化パターンでは妻あるいは参加しない場合が高い比率を示す。このように集団的役割と関係的役割の関連を分析すると村レベルへのかかわりが主要担当者以外の場合、関係的役割が分離、個人化傾向を示すといえる。このことは村レベルからみた「家」の崩壊、この意味で家族の役割構造の変化とみることができよう。

ところで次に、世帯構成と相互に規定しているとみられる家族内的要因と役割構造の関連を検討してみよう。まず、世帯員数のモードは3人（37.9%）にあるが、そこにおける分離率（38.9%）は5人のそれ（37.1%）に次いで低い。6人以上になるとすべて60%以上を示し急に増加することは注目される。さらに、世帯主の位置別には世帯構成別の分析と同様な傾向を確認することができるが、同じ直系家族形態でも世帯主が父（96.0%）と夫（84.6%）では父の方が分離度が高い。また、同じ夫が世帯主

でも直系家族形態の夫（84.6%）の方が夫婦家族形態の夫（50.9%）よりも分離率が高い。同様に、直系家族の父（96.0%）の方が母欠損直系家族の父（40.0%）よりその率は高いことがわかる。つまり、分離度は直系家族形態では世帯主が父の場合に最も高く、F-Nの父（40.0%）N-Nの母（40.0%）で低い。世代区分と結婚時期でみると対象サンプルの大半は、大正から戦前期まで（42.8%）に生れており、昭和21年以降（65.5%）に結婚している。その分離度は戦後生れ（57.1%）と明治生れ（73.1%）に高く、その間の世代において低い。

以上のように、家族内的要因は役割構造のあり方を規定するが、さらに、家族外的要因が一定であれば、世帯構成別にどのような関係的役割のあり方をするであろうか。次に、表4-8によって、世帯主の主な職歴が農業の事例（53事例）における世帯構成別分離度をみると、夫婦家族（66.7%）、直系家族（88.4%）、直系欠損家族（61.1%）であり、直系家族の分離率が高い。同様なことは収入源の変化があった場合（55

（表4-8） 都市化要因と世帯構成別役割分離度

都市化要因 世帯構成	世帯主の主な職歴が農業の事例	収入源変化あり率	主婦の農外就労経験
1 夫婦家族	66.7	50.0	48.4
2 直系家族	88.4	94.8	100.0
3 直系欠損家族	61.1	45.0	63.7

事例）、主婦が農外就労経験のあった場合（51事例）においてもいえる。つまり、都市化の要因が一定であれば、直系家族の分離（タテの分離）の方が夫婦家族の分離（ヨコの分離）よりも高い。これは、「家」的な要素を残していくほど、ヨコの分離よりもタテの分離が生じることを示していると同時に、人間関係の複雑さからくる緊張の緩和として作用していることを意味している。

4. 「都市化」の要因と「家」的人間関係の変化

「都市化」の要因が世帯構成によって相違することはすでに明らかになったが、それら両者

と関係的役割の関連から、家族内人間関係がどのようなあり方をするかを見い出そう。表4-9によると、「農業が主」である場合、夫婦家族も直系家族においても分離度が80%以上ある。この層は、対外的役割において、より「家」的であったが、人間関係の面では分離している。しかも、夫婦家族における分離は農・非農世業区分における他のタイプに比べて最も高い。農家層のうち、最も分離の高いタイプは「農業収入あり」の直系家族である。したがって、ここでは「家」的であるにもかかわらず、人間関係の面では分離しており、それだけにアンバランス

な緊張を孕みやすい構造を呈しているといえる。逆に、「自家消費農家」の直系家族は対外的役割

でなお「家」的であるにもかかわらず、人間関係の側面で分離度が低く、したがって、緊張が

(表4-9) 農・非農地帯区分別・世帯構成別分離度の高い世帯の比率

	1 農業主	2 農業収入あり	3 自家消費農	4 S 40 以降脱	5 S 39 以前脱	6 前より一貫非農	7 戰後分家非農	計	
夫婦家族	4(80.0)	1(33.3)	4(57.1)	1(20.0)	2(33.3)	3(60.0)	12(50.0)	27	(49.1)
直系〃	6(85.7)	16(94.1)	1(12.5)	3(100.0)	1(100.0)	2(100.0)	—	29	(76.3)
直系欠損	6(85.7)	2(33.3)	7(70.0)	3(60.0)	1(50.0)	2(40.0)	—	15	(41.7)

(表4-10) 世帯主の現職・世代区分別分離度

都市化要因 世帯構成	世帯主の現職別分離度(21点以上)			世代区分別分離度(21点以上)			
	1 農、漁業	2 自営	3 勤務	1 戦後生れ	2 S 6 ~	3 大正~S 6	4 明治生れ
1. 夫婦家族	75.0	30.8	48.4	100.0	25.0	62.4	100.0
2. 直系家族	91.3	100.0	50.0	100.0	87.5	87.4	100.0
3. 直系欠損家族	59.9	60.0	44.4	100.0	56.7	44.5	40.0

低いといえる。しかし、この層は直系欠損や夫婦家族での形態をとった場合でも必ずしも分離度が低いわけではないことに注意せねばならない。直系家族の方が夫婦家族よりも分離度が高く、人間関係の側面で緊張を孕みやすいことはすでに明らかになっているが、農業をしていない層の直系家族タイプ（例数は少ないが）は農家層のそれよりもアノミックなまでに分離している。しかし、対外的な集団的役割においては、農家層から非農層へ変化した脱農層はすでにみたように、「家」的な様相をしつつあるがなお、依然として「家」であるといえた。「家」的であろうとすればするほど役割関係が分離するならば、農・非農世帯区分別に直系家族をみると、農家層よりもむしろ脱農層、非農層において、より「家」的であるといえよう。

さらに、これを世帯主の現職と世代区分別にみると、表4-10のようになる。これによると世帯主の現職が、いずれの職業であっても、直系家族における分離度は高い。ただ、同じ直系家族でも勤務においては低い。また、夫婦家族では農業における分離が多いことから、他の職業に比べて農業はより緊張を孕んでいるとみることもできる。

マクロにみれば、家族は常に社会的、歴史的

変動（家族外的要因）によって規定される従属的な変数と考えられる。また、ミクロにみれば、家族周期などの家族内的要因に規定されて変化する。このような家族外要因と家族内の要因の相互関連の中で役割構造の変化が生起する。そして、この両者の共変関連による役割構造の変化によって「家」が変化させられるものとみられる。

以上、対象サンプルを「都市化」の影響という視点からみれば、対外的には「家」として存在しているが、家族の内部の人間関係の側面では「家」的な枠にしばられないパターンに変化しつつある。このような、家族の内部構造のアンバランスは急激な社会変動によって、伝統的、慣習的生活に重点のあるパターンから、近代的、合理的な生活に重点のあるパターンへ変化しつつある場合に多く生じるものと思われる。また、この変化に適応できなくなった場合、病理的な家族が生じるものと思われる。

「家」的人間関係は崩壊されつつあるといえるが、これのみで伝統的農村的直系家族から近代的都市的家族へ変化したとはいえない。我々は「都市化」によって、「ムラ」とかかわる集団的役割と家族内部の関係的役割のあり方が相違するところに過渡的パターンを見出す。このよ

うな都市近郊地域における今後の家族のあり方、方向は、「家」的要素がどのような方向で、また、どのような生活領域で崩壊するかによると思われるが、少くとも、現段階の家族の役割構造は「都市化」によって「家」の枠にとらわれないパターンへ変化しつつあるといえよう。

注

① W.R.Burr "Theory Construction and the Sociology of the Family" pp. 218~220, 1973.

(山村マサエ)

B. 家連合の変容

「都市化」過程の現象的な内容の中には、農業の衰退と来住戸の増大とがあったが、これによって、旧来の部落が持っていた生産、生活の共同性は、部分的に失なわれるかあるいは新しい形式に「合理化」された。たとえば、部落の共同性の存立基盤のひとつであった「村仕事」は、農業の衰退と非農業来住戸の増大とによって、部落機構とはきりはなされた農家組合の主宰に完全に移されて、農業用水路への家庭排水処理等の問題は、「自治会」ではなく、農家組合が中心的にとり組むようになった。また、「村香奠」は廃止され、「自治会」費の中から支出されるようになった。そしてそれは、「一銭もなくても最低限の葬式が出せる」ものとは異なり、実質的な生活互助機能は失なわれていた。

もちろん、かような生産、生活の共同機能の喪失には相応の抵抗がある。たとえば、用水路汚染については「自治会」に相談がもちこまれるし、「自治会」役員がこれに関与しないわけではないし、「村香奠」に関しても復活を望む声もあがっているのである。しかし、それにしても「村仕事」の「合理化」にしても「村香奠」の廃止にしても、それらの背景には、農業の衰退と非農業来住戸の増大とによって、地付層各家の経営基盤が大きく変化し、したがって部落的共同の形での生活互助それ自体が実質的に必要性がなくなるという、生活様式の変化があるわ

けであり、さらにいえば、家の存立そのものが問題化しているような状況におかれているわけである。ただ、部落の生産、生活の共同性はそれ自体、フォーマリティのより高い手続きによって維持されてきたから、その分だけ、より一層の形式化によって、生活様式の実質的变化に対応することが可能なのであった。

ここで注意すべきは、部落的共同を示す手続き——たとえば「村化事」への出役、「区費」の負担など——は、従来、部落のメンバーシップ（「村人」）確認の要件になっていたということである。「村仕事」や「村香奠」は実質的に消滅したし、「区費」は「自治会費」とかわり来住戸からも徴収されている現状のもとでは、これらの手続きがメンバーシップ確認の要件にはなりにくくなり、したがって「村人」は観念的なイメージとして実質からは遊離してくる。

これはいわば部落という「村制度体」の解体現象であるが、部落における制度的な生活互助機能の大部分を担ってきた「キンジョ」は、そのフォーマリティが部落よりは低いだけに一種の「合理化」によって生活様式の変化に充分対応しきれない部分をかなり残している。いいかえれば、「キンジョ」の互助機能の実質は失なわれながら、互助の具体的な手続きだけは残され続けて、結局、互助機能が形骸化しているということである。

たとえば子供の年祝いは、当事家の次代を担う子供をこの近隣関係の中に披露することによって、この家関係の連続を確認するという意味を持っていたのであって、「キンジョ」からの祝いもそのような社会的文脈の中で生活互助機能を果していたのである。また屋根葺にしても、「キンジョ」が持ち寄る縄やその他の材料は実質的な援助であったし、屋根職人に多くを負うとはいえ「キンジョ」の手伝いはやはり屋根葺作業の中で実質的な労働提供による生活互助機能を果していたのである。しかし、現在では、祝われた子供が将来部落内に居住するかどうかは定かではないし、屋根葺も実質的な手伝いそのものが必要ではなくなっている。

それにもかかわらず、年祝には「キンジョ」

を招待し、「キンジョ」は祝いを出し、屋根葺には「キンジョ」は集まり相応の祝いをする。これらは、「ツキアイ」としては当然のことであるが、しかし「ツキアイ」としても形骸化している。というのも「キンジョ」の「ツキアイ」は家の超世代的連続性を前提とするものであって、受けた援助に対してはその都度の返礼が行なわれるとはいへ、近い将来に相手の家にも同様な援助を必要とする機会が予想されてその時に相応の返礼の出来ることが期待されていることによって、「キンジョ」の援助が安心して受けられたという仕組みになっていた。このような交換を規定する社会規範が「キンジョの義理」であった。しかし、家の存続それ自体に不安が持たれるようになりながらも同時に家を存続させようとする志向がまだ残されているという現状のもとでは、過去にうけた（といつても具体的ではないが）援助に対する返礼の側面がとくに強調されて、「キンジョ」の「ツキアイ」が派手で形式的になる。このように、互助内容の実質性からみても超世代的な交換パターンからみても、生活互助の手続きは形骸化したものとなりやすいわけである。病気見舞にしても葬式にしても、内容と程度にちがいがあるとはいへ、同じような形骸化は進行しているのである。

かような「キンジョ」の生活互助機能の形骸化の進行のもとでは、どちらか一方が「義理を欠く」ことによって「キンジョを切る」という事態がその分だけ起りやすいことにもなろう。たとえば、子供の年祝いの祝いを受けどらないとか、香奠を出さないとか、は意図的に「義理を欠いた」ものとみなされ、その外の理由で仲違いがおこったりした場合なども、「キンジョ」の「ツキアイ」が停止されることがある。

もちろん、この「キンジョを切る」という事態そのものは「都市化」開始以前にもあったことであり、それは、「キンジョ」が居住の地理的近接性に規定されて相手の選択性の余地の小さいことや、「キンジョ」は1戸の家に複数あることなどから比較的起り易い現象であった。ただ、「キンジョ」の互助機能の実質が失なわれて、各戸がいわゆる「ツキアイ」の外にとくに援助

を必要としなくなるような生活様式の変化の中では、「キンジョ」を切るというようなことは、一層生じ易くなっていると考えられるのである。

他方、「キンジョ」とならんで重要な生活組織をなしてきた「ムラシンセキ」にも、「キンジョ」の場合と同様な互助機能の形骸化が生じてはいる。しかし、「ムラシンセキ」は「キンジョ」よりは家関係としてのフォーマリティは低く、実質的な互助の場面が残されているものと考えられる。たしかに、「ムラシンセキ」との間で多く行なわれてきた「ユイ」（田植、稻刈りなどの際の労働交換）は、まったく消滅し、土地の資産化にともなう相続問題の複雑化によって、形式的な「ツキアイ」だけが残されて実質的な互助が失なわれることは实际上いくつもみられるものであった。しかし；たとえば、分家初代ないし2代目と本家とのつきあいは、分家が交際上のほとんどすべてを本家の傘の中で行なうようなことがよくあり、また、多くの家で困った時に最後にたよりになるのは「ムラシンセキ」だとされており、ここでは、対等な交換関係ではない一種の保護的な家関係が残されているのである。「ムラシンセキ」についての以上のような実質性の強調は、部落や「キンジョ」の互助機能の形骸化の進行の中ではいっそうきわだつようであるが、住民層からいえば、現在でも農業を何らかの形で続けている層に多くみられるようである。

この点はこの層が、従来からの部落内における生活共同に深くコミットし、部落、「キンジョ」「ムラシンセキ」という互助組織を使い分けてきた層であったことから来るものであろう。さらにそれと共に考えておかなければならないのは、「ムラシンセキ」は友人関係とならんで、部落内における政治的な勢力関係の形成要因となっている点である。「ムラシンセキ」の外側には、世帯主同士が親友であるという事情から親戚づきあいをしているという関係がひろがっており、一部には、このような関係をも「ムラシンセキ」として数えあげる例もあった。友人関係のソシオグラムを作つてみると、明確にいくつかのクリークが形成されており、これが「ムラシンセ

キ」と重なり合いながら一部には議員後援会を形成する人脈となっている状態が観察された。また、農作業上の互助に関しても友人関係によって担われている例もいくつか見出された。

このように、家の存続そのものが問題となるような事態のもとで、「キンジョ」はその互助機態の形骸化の度を強め、「ムラシンセキ」も程度の差はある同様な方向を免がれないとすれば、それらにかわって、家の存立そのものとは直接かかわりのない世帯主の友人関係が、生活互助の実質をより多く担い始めるというのは、ひとつの方向性として当然のことなのであろう。しかし、「キンショ」や「ムラシンセキ」の互助機能は単に形骸化しているというだけのものではない。部落という「村制度体」の解体は、それに規定されて家が存立する件条をとりはらったわけだが、そのことによって、地付層と来住層の家の存立条件が一面では同じ（部落に依存しない）になったわけである。このような事態のもとでも「キンジョ」としてみとめられるのは来住戸のうちでも宅地・家屋の所有者に限られるが、しかしそれでも、そのような来住戸との交際は、旧来からの「義理」の規範からは相対的に自由なフランクな「キンジョヅキアイ」が見られるのである。このような方向は、互助機能と義理規範の形骸化とならんで生じているのであって、家の超世代的な存続を前提としない近隣関係に漸時変化していく過渡期の状態を示すものであろう。

最後に、祭祀組織（頭屋組織）についてふれておく。この面では来住戸の増大によって彼らをこの組織の中に含めるかどうかについて、かなりの混乱がみられるようである。たとえば、来住戸から祭祀の灯明錢を集めのかどうかは、

各々の年番の組によって異なっており、また各々の組内においても明確な意志統一があるわけではないようである。灯明錢の集金を行った係の者が一存で集めてきたりすることがあり、あるアパート居住者がまとめて出した灯明錢はとくに受け取りを拒否されるわけでもない。「オビシャ」の組織についても同様なことがあり、毎年順送りされる15軒の組の中に来住戸を含めるかどうかは、その時々の組の考え方によっており、参加する来住戸もあれば参加しない（あるいは声をかけられない）来住戸もあるのである。

祭祀組織への参加は、これも部落メンバーシップの一つの要件であったが、それ自身があいまいになって、「村人」が観念的なイメージになっている状況のもとでは、かような混乱はこれも当然のことであり、一般的には来住者をも含めた祭祀組織の方向にむかうことは予想されるが、しかし、その場合は現在のような頭屋組織ではなくなるであろう。

以上のように、「都市化」過程の中での各種の家連合は、生活様式の変化と、家そのものの存続の不安とによって、多様な変容形態をみせており、大まかには、形骸化した「義理」のつきあいと、それからは相対的に自由な近隣交際とがあらわれているとみることができる。とはいえる、その内容はかつてのように一定のパターンをもった制度的なものとは異なり、それ自体アモルフな状態にあるといわなければならないだろう。

この互助機能の今後は、家と部落との今後がどの程度存続するかにかかっているものと考えられる。

（白井宏明）

第5章 生活意識の構造

1～4章にわたって、われわれは原本における地域社会生活を、都市化以前と都市化過程の中で捉えてきた。これらの生活パターンが、どのような生活意識によって統合されているか、あるいは意識自体がどのように変化しつつあるか、について本章で扱かう。分析の析組としては、これまでの章に示してきた、住民生活の3つの基本領域、すなわち、部落レベル、家レベル、家連合レベル、からアプローチすることにしよう。

1. 「村」意識

原本の地付住民にとって地域社会として、具体性をもって感じられているものが、部落（ムラ）であることは現在なお妥当している。とはいへ農業生産を基盤としたいわゆる村落共同体（部落）としての実質を急速に弱めている現状に対応して、地付住民のムラ意識もまた変化し、稀薄化していくこともまた事実である。従来の部落と全く別の組織原理をもった地域社会（の形態）が充分に形象化されていない段階では、意識の捉え方は、古いタイプの意識がどれほど持続しているか、また変化してきているか、という形にならざるを得ない。今回の調査ではこれ以下の7つの質問によって捉えようとした。

（但しカッコ内は肯定率）

- (1) 「村仕事には当然出るべきだ」(73.8%)
- (2) 「来住者も部落（自治会）の集会に出席すべきだ」(73.8%)
- (3) 「来住者も役員になるべきだ」(67.6%)
- (4) 「部落（自治会）の役員に選ばれたら当然うけるべきだ」(67.6%)
- (5) 「自治会があることで役立っている」(60.3%)
- (6) 「祭礼の灯明銭は最近の来住者からも集めるべきだ」(40.7%)
- (7) 「盆踊りなど皆が参加できる行事を盛んにする」(75.9%)

これらの質問について、前章で確定した来歴と現在の農業との関連の程度との組み合せによる、地付層の世帯区分との関連を示すのが表5-1である。大きく農家(I～III)脱農層(IV, V)・非農家(VI, VII)に分けると、ほとんどすべての項目で農家が他の2層より明確にムラ的な意識が強い。脱農層と非農層は類似的だが「来住者役員」などで非農層の方が部落的共同性とはとなる地域共同性を志向する程度が強い。更に7つの世帯区分に即して細かくみていくが、この際に第1に、「村仕事」の項に注目したい。なぜなら部落の共有財産が皆無に近い原本のような村落が、なお、共同体としての性格を示すのは、農業生産基盤の保全を共同労働によって

(表5-1) 農・非農世帯区分と村意識の関連

変数名	摘要	I	II	III	IV	V	VI	VII	合計	X ² 検定結果
1. 盆踊りなどの行事	肯定	80.0	81.5	82.8	70.0	60.0	76.9	69.2	75.9	NS
2. 村仕事	出るべき	100.0	100.0	79.3	60.0	50.0	23.1	65.4	73.8	**
3. 役員	受けるべき	85.0	85.2	86.2	50.0	30.0	46.2	53.8	67.6	*
4. 来住者の会合	出席するべき	90.0	96.3	82.8	55.0	60.0	69.2	50.0	73.8	**
5. 来住者の役員	なるべき	85.0	81.5	75.9	50.0	40.0	69.2	53.8	67.6	NS
6. 自治会	役立っている	85.0	77.8	72.4	50.0	20.0	38.5	46.2	60.7	*
7. 灯明銭来住からも	とするべき	45.0	51.9	24.1	35.0	50.0	69.2	30.8	40.7	NS

行なう組織を部落的規模で成立させている点にみられるからである。

世帯区分でみると、農業を主な収入源とする世帯（I）と農産物を出荷して農業収入のある世帯（II）の2グループは100%村仕事にコミットする態度を示している。しかし農業をやっていても、既に自家消費のみに縮少している農家（III）では支持率が8割を切っている。脱農した世帯では近年の脱農（IV、40年以後）層が60%で、それ以前の脱農層（V）の50%を上まわっている。更に戦前からの非農世帯はわずか23%しか村仕事への全員参加を支持していない。このように村意識の中核をなすと考えられる共同労働に対する態度は、同じく地付世帯であっても、その家が農業にどれだけ依存しているかによって明確な差異を生じているのである。都市化の影響を受けて、農業への依存度が低下するにつれて、地付層全体として村意識が稀薄化するであろうことが、これひとつとっても、ほぼ推察できるのである。更に戦後非農分家層（VI）の65%が村仕事を支持しており、VI層のみならず、脱農層（IV、V）より高い点に留意しておきたい。

次に「役職義務制」（これは第1章で触れた）への支持率も、村仕事についてほど落差が大きくはないが、農業との関連が高い層で、支持も多い。また、自治会が役立っているかという質問に肯定的な答えをするのも、前の2つの質問とほぼ同傾向であって、農業をやっている世帯と、脱農・非農層との間に大きな差がある。つまり、農家組合と一応別組織になった自治会であっても、なお自治会はムラの機構として存続している。従ってそこでは農業世帯中心の運営がなされ、それゆえに農家層からは評価されているが、農業を離れたり、無縁の層には不満がかなり強いとみられる。

来住者と自治会の関係についての2項目についてみれば、それが農業の程度に関連するという分布型は、村仕事その他の質問についての分布型に近似している。すなわち大筋として、伝統的な地域社会（部落）へのコミットの高い層ほど、来住者をも取り込んでいこうとしている

といえるから、彼らと来住者との間に強い緊張関係があるとはいえない。しかし、来住者に対する態度として、祭礼の灯明銭を最近の来住者からもとるべきかとの問い合わせに対する回答は、これまでの質問の場合と趣きを異にしており、農業との関連による区分とは全く無関係であるかの如くである。

まず全体としての支持率が4割しかないのは、他の項目に比して明らかに低い。自治会は居住者全部を包含するという前提に立っているのに對して、祭祀組織では来住者を排除して、地付住民の純粹性を守る寄り所と考えられているのであろうか。来住者からの灯明銭徵収に肯定的な者の属性としては、戦前からの非農家、明治以前から存立する古い家、評議員以上の役職を経験している層、仲人経験が2度以上ある層などであり、否定的な者の属性としては、戦前の来住者、自家消費農家、親族関係の利点を積極的に評価するものなどを挙げることができる。つまり自治会に来住者を取り込む態度と同様に、地付の中核部分ではむしろオープンである。もちろん、そこでは来住者は住まわせてやっているのだという意識が何程かあり、その上で同調を求めていると考えられなくもない。

これに対して、戦前からの非農層は、ムラへのコミットは強くないが、この来住者灯明銭のほか、次の盆踊りなどの行事の活発化も支持している点で、彼らの中に農業を基盤としない、新しい地域の共同性への志向を認める事ができるかも知れない。但し、まだ彼らは地付層の中ではまったくの少数派である。

一方、自家消費のみの農家に否定的態度が相対的に強いが、この事情は次のように考えられる。激しい都市化過程にあって、自己の經營も含めて農業の衰退を否定すべくもない状況は、同時に農業中心に成立してきたムラ社会の解体をも意味する。失なわれていく実質的な生活の共同や連帶性をつなぎとめる最後の寄り所として部落祭祀が機能している地域は少なくない。このような多分にノスタルジックな統合志向が、自治会はともかく、祭りだけは地付住民の結果を示す場であり、従って来住者を軽々に取り込

まない（排除する）という態度をとらせるということが考えられる。こうした意味で親族志向が強い層、伝統的な生活様式の崩壊寸前にある自家消費農家に、来住者を排除する態度が生じやすいのではないか。

祭礼のみならず、自治会も含めて来住者に否定的な態度をとる者が比較的多いのは、戦後非農分家層である。彼らの態度についても仮説的にしか述べられないが、2つの可能性を考えられよう。そのいずれの場合も、既に見たように、地付層の中で最も都市的な生活形態と態度を有している層であること、別言すれば、伝統的地域社会と、急増する来住者たちの都市的生活類型の双方に対してマージナルな位置に彼らが立っていることを基礎に考えるべきである。すなわち、第1の考え方として、彼らのムラに対する態度は、既に示されたように、非農層や脱農層よりある面では積極的である。そのような志向が、生活基盤としては最も類似的であるはずの来住層と自己を峻別する態度に結びついているのかも知れない。他方第2の考え方として、彼らの中に旧来の地域社会への反発があって、ムラへの貢献の否定、従ってまた、来住者に貢献を求めるムラ側の態度に対する否定が、このような意識態度となってあらわれているということが考えられる。今回のデータでここまで識別はできないが、この両者が並存しているとの印象は強いのである。

2. 「家」意識

原本区の規約を見るまでもなく、伝統的な地域社会としてのムラはイエを単位として成り立っている。日本の近代において、「家」は家系を継承するアトツギ(ほぼ長男)が結婚後も親と同居し、他の子女(傍系成員)は他出・独立・婚出することを基本形態とする直系制家族として存続してきた。そこで「家」意識は主として直系家族制度をどの程度支持しているかによって測るのが普通である。今回の調査で用いた8項目を支持率の高い方から並べると次のとおりである。

- (1)「遺産相続は長男またはアトリに多くする」(74.5%)

- (2)「長男またはアトリが（1人で）老親扶養の責任を持つべき」(69.7%)
- (3)「親から譲られた財産は、減らさず同じ程度には残すべきだ」(62.1%)
- (4)「農地相続はアトリ単独とすべきだ」
(42.8%)
- (5)「若い頃、親（の家）の職を継ごうと思った」(36.6%)
- (6)「老後を子に頼るつもり」(33.8%)
- (7)「子に自分の職を継がせたい」(27.6%)
- (8)「アトツギの配偶者の決定は親が中心になるべき」(17.2%)

これを例の農・非農世帯区分との関連でみたのが表5-2である。まず家業意識では、現在農業をやっている世帯（I, II, III）では半数程が親の職を継ぐ意志があったが、子に継がせたいと考える親は減っている。その中でなお、農業を主な収入源としているI層だけは、45%が子に継がせたいと表明している。

配偶者の選択では、いわゆる見合い婚から恋愛婚へ、これに対応する親中心から当人中心への推移は、意識においては既に転換が済んだとみられるほど親中心は否定されている。その中で年令的にも一番若い戦後の非農分家層（VII）がこの点について相対的に一番古い態度を示していることは、他の項目や、また先のムラ意識の分析とも関連して注意しておくべきである。家産及び相続についても、ほぼ農業との関連度にリンクしているが、非農分家層（VII）はここでも、脱農や非農層（V, VI）よりもむしろ伝統的な態度を示している。

扶養問題については、自分は老後を子に頼らないつもりだが、一般的にはアトリが扶養義務者になるべきだという態度であり、これは他の調査でも報告されているパターンである。扶養問題について注意したいのは、VIIの戦前からの非農層である。他の項目では伝統的規範からかなり離れた態度を示していたのに、この項目ではかなり支持率が高い。家産の基盤を持たずに来たこの層でも、扶養の問題では、直系家族制（家）への依存を断ち切れない。

このように、家の問題は多面的であり、必ず

しも農業生産を中心とする「ムラ」に対応しなくとも「家」は存続しうるし、またその要請も存在している。言い換えれば、ムラの解体に対応して「家」はどのように変質するか、ムラを離れて存続する「家」はどのような存在形態をとることになるかが解明されるべき大きな問題となる。この様な事情は、各項目と世帯区分の関連が、ムラ意識項目の場合ほど強くないことにも示されている。(表5-2の χ^2 検定結果参照)。しかしにも拘らず以上の6項目の伝統支持の答えを足し上げた家意識の総合点でみれば、原木における農・非農の世帯区分はやはり明確に家意識の程度に対応していることが言える。

ここで、質問項目の中で一番支持率の高かつ

た「遺産相続は長男(アトトリ)中心に」と答えた者にその理由を自由回答法で更に聞いた結果をみると、家の概念(イメージ)にもう一步踏み込んでみたい。アツギ優先相続を支持する根拠として挙げられた項目を表5-3に整理した。親族扶養の必要(大部分老親を差すが、他のキョウダイの世話をするという場合も若干これに含まれている)が第1位であることは、先の議論によく対応している。これと並んで「付き合い」を維持することが強調されている点は、後に近隣関係の意識を考える上でも重要である。以下、アトトリ優先相続の根拠をもう少し論理的に整理しながら、農・非農世帯区分との関連を考察してみよう。あげられた理由

(表5-2) 農・非農世帯区分と家意識の関連 (%)

変数名	摘要	I	II	III	IV	V	VI	VII	合計	χ^2 検定結果
1. 親の職を継ぐ	思つた	55.0	40.7	58.6	30.0	30.0	15.4	11.5	36.6	*
2. 子に職を継がせたい		45.0	29.6	27.6	30.0	20.0	23.1	15.4	27.6	NS
3. 老後を子に頼る		40.0	55.6	31.0	25.0	30.0	46.2	11.5	33.8	NS
4. あとつき結婚	親中心	20.0	22.2	10.3	15.0	0.0	15.4	26.9	17.2	NS
5. 親の遺産	同程度以上	85.0	70.3	82.6	50.0	30.0	38.5	46.2	62.1	*
6. 遺産	アトトリ多く	85.0	88.9	79.3	70.0	40.0	53.8	73.1	74.5	NS
7. 農地相続	アトトリ	55.0	44.4	41.4	60.0	30.0	30.8	30.8	42.8	NS
8. 扶養義務者	長男	80.0	74.1	86.2	65.0	60.0	76.9	42.3	69.7	NS
9. 意識得点	高(5点以上)	65.0	51.9	41.4	45.0	20.0	23.1	15.4	39.3	*
	低(2点以下)	5.0	14.8	17.2	15.0	30.0	30.8	50.0	22.8	*

(表5-3) 世帯区別、アツギ優先相続支持理由 (カッコ内は延べ数)

	1 包括継承	2 家業・家産	3 先輩系維持	4 地位の継承	5 親族扶養	6 付き合い	7 準均分的	合計
I	23.5	23.5	—	5.9	23.5	17.6	5.9	100.0 (17)
II	17.2	13.8	17.2	3.4	20.7	20.7	6.9	100.0 (29)
III	19.2	—	7.7	11.5	23.1	34.6	3.8	100.0 (26)
IV	6.7	6.7	—	20.0	26.7	26.7	13.3	100.0 (15)
V	—	—	40.0	20.0	—	40.0	—	100.0 (5)
VI	—	11.1	—	11.1	66.7	11.1	—	100.0 (9)
VII	4.2	8.3	20.8	8.3	25.0	25.0	8.3	100.0 (24)
計	12.8	9.6	11.2	9.6	25.6	24.8	6.4	100.0 (125)

のうち最も包括的、あるいは未分化なのは、「家を守るために」「家を継ぐから」といった答えで、それは個々の理由を挙げる必要を感じない（あるいは、言いようがない）という点で、最も「家」制度にコミットした態度だとみてよい。そしてこうした態度は、農家層（I, II, III）に特徴的である。次に「家のものがなくなる」「（分割しては）農家はやっていけない」など家産や家業に言及している場合も伝統的な家の実質を重視した態度といえよう。そしてこれも農家（I, II層）に多いが、自家消費農家にはみられない。

次いで「先祖の守り」「たやさない」など家の継承性、宗教性を強調する態度があり、古い脱農層（V）に特徴的である。地位の継承としたのは、具体的には「家の代表だから」「アトリの責任」「本家だから」等を含むが、それは実際には「付き合い」や「扶養」を家の（一族の）代表者として担っていく家長の役割の重大性とそれへの期待を表現している。これは新しい脱農（IV）に若干多い程度で、世帯区分とは関連が弱い。

ところでその家長が家を代表して行なうツキアイは、原木住民の家の概念の大きな部分を占めている。ツキアイとはどんなものとしてイメージされているのかというと、「シンセキとの」とか「土地との」「親の代からの」という限定がつきやすく、「何かとものいり」「大変、重荷」であるものとイメージされている。このようなツキアイの重要性を指摘しているのは、古い脱農

（V）自家消費農家（III）新しい脱農（IV）などである。

そしてもうひとつ、家長（相続人）が行なうべき最大の役割として「親族扶養」が出る。これはどのグループでも2割以上のものが挙示しており、共通性が高い。但し、戦前からの非農（VI）のみ（66.7%）とズバ抜けて高い数値がでている。

3. 近隣関係（家連合）意識

既に述べているように、原木において、近隣関係の基本的な形態は、キンジョとムラシンセキである。家経営の個別性が以前から強かった原木では、画地的な家連合（近隣組）がムラの下位組織となる度合が弱く、また家の自立性の強さは、同族団形成の可能性を弱めた。こうして比較的選択性の高い、視野的構造をもった家連合の形態がもたらされているのであるが、その社会結合を安定させている基礎は、一方で個別の家の生活再生産に、他の家との互助が必要であるという事情と、他方そうした関係をよしとする、ムラ社会の規範（義理）の存在とによっている。そこで今回の調査では、キンジョとムラシンセキについて、利点（必要）を感じているか、それはどんな内容かを問い合わせ、またそれぞれの関係において「義理を欠く」というのはどういう場合かを問うて、義理の規範の有無と内容をとらえようとした。表5-4はこれを、農・非農世帯区分と関連させた概要表である。

（表5-4）農・非農世帯区分と近隣関係（家連合）意識の関連

変数名	カテゴリー	I	II	III	IV	V	VI	VII	計	X ² 検定結果
キンジョの利点	ナシ	15.0	7.4	6.9	15.0	20.0	7.7	46.2	17.2	＊＊
	積極的	55.0	40.7	51.9	50.0	60.0	61.5	46.2	48.3	
	手段性重視	80.0	74.1	79.3	80.0	70.0	84.6	38.5	71.0	＊＊
ムラシンセキの利点	ナシ	—	14.8	17.2	5.0	20.0	23.1	34.6	16.6	＊＊
	積極的	90.0	48.1	58.6	70.0	40.0	30.8	38.5	55.2	
	手段性重視	85.0	55.6	55.2	55.0	60.0	46.2	30.8	54.5	—
キンジョの義理	イメージなし	5.0	11.1	13.8	20.0	50.0	23.1	34.6	20.0	*
ムラシンセキの義理	イメージなし	10.0	7.4	31.0	15.0	50.0	23.1	19.2	20.0	＊＊

キンジョの利点を積極的に評価しているのは、戦前からの非農(VI)とS39年以前の脱農層(V)であり、利点なしとする者は全体の2割以下だが、戦後非農分家(VII)では半数に近い。また、Vは積極評価の多い反面、否定的な評価もVIIに次いで多く分極している。ムラシンセキについては、全体としてキンジョより多少評価が高い。その中でも農業中心世帯(I)は9割が積極評価をし、否定的見解ゼロで、この層がキンジョよりムラシンセキを生活上重視していることがはっきりする。40年以後の脱農層(VII)がIに似たパターンでシンセキ優位である。これに対して、VIとVの脱・非農層はキンジョの評価の方が高い。VIIの非農分家層は他の層に比べて、キンジョ・ムラシンセキの両方とも相対的に評価が低いという特徴が読みとれる。

以上のような家連合への評価の差は、義理の規範とどのように関連するであろうか。2つの家連合について、義理のイメージを付与していないのは全体で2割に留まるから、その内容や程度を一応別にすれば、原木における地付層の近隣関係は、現在なお、義理の規範に大きく規定されていると判断してよい。住民層別に義理規範からの自由度をみれば、まずV(S39年以前脱農)層がキンジョ・ムラシンセキとともに半数まで義理を意識しなくなっている点で極立っている。VI層も双方に義理のイメージが弱い。VII層ではキンジョについて義理のイメージが特に弱く、III層では逆にムラシンセキに義理を結びつけない者が比較的多い。

更に要約的に近隣関係の意識をまとめると、次の諸点が指摘できよう。まず全体としてはムラシンセキの方がキンジョより重視されている。そして、これは農業を中心とした部落であった時ほどそうであったと考えられる。それは現在も農業が中心の世帯が圧倒的にシンセキ重視である点から推察できる。その根拠は、生産における共同性としての労働力交換が原木では主として親族間でとりおこなわれていた点が重要であろう。また現状においても、「相談にのってもらおう」「お互いかばい合う」など情緒的な結合をも含めて「最後に頼るのはシンセキだ」という

意識をもつ者が多い。

これに対してキンジョは生産以外の生活場面での日常的互助を基礎に、冠婚葬祭の儀礼的つき合いと、慣行的互助(テツダイ)などの面で機能してきた。しかし家経営の個別性がかなり強い原木では、日常の互助もそれほど密接だったとはいえないようである。他の農村では普通にみられる。味噌・醤油・食器等のちょっとした貸借りをする関係を通してみられる。気軽な互助は原木ではあまり見られない。こうした関係の家をもっているとするのは、VIIの非農分家(38.5%)とIの農業中心世帯(30%)の両極に見られるが、他は1割前後である。そして「店で買える」「そんなものも揃っていないのかとバカにされる」などの理由で、こうした依存関係を避けようとしてさえいる。上に挙げた2層でも、こうした関係の家はキンジョとしてよりもムラシンセキであるか、または新しい来住戸との間にもたれているのが事実である。そうなれば、キンジョのツキアイはいきおい儀礼的なものが中心になっていかざるを得ない。或る主婦がキンジョのツキアイのひとつとしての見舞いについて次のように語っているのも義理の形骸化の文脈で捉えられよう。

『キンジョの家で入院する者がいたら、その家のキンジョ(の主婦)が多くの場合一緒に病院へミマイに行きます。近頃では軽い病気でもすぐ入院することが増えたので、ミマイに行くことも増えました。しかも入院しているうちにミマイに行かないとフギリになるので、うっかりしていると退院してしまうから、入院を知ったら本当に他のことはほったらかしにしてでもミマイにかけつけなければなりません。盲賜なんかだったら一週間とか、早いのは3日ぐらいで退院してしまうから気が気ではありません。バカげた話です。そのくせ、入院さえしていなければ、明日死ぬかも知れない年寄りがいるような場合でもミマイには行きません。そんな場合には、その病人の話題は出したくないので(話が出ていて、ほってもおけないから)、その家の人と道で会っても顔を伏せて知らぬふりをきめ込むこと

さえします。そうしておいて、病人(年寄り)が死んだとなると、早速、オクヤミに行っていますました顔で「チットも知りませんで」とあいさつをします。なーに、すでに百も承知のことなんです。おかしなものですよ。本当に』
(108 主婦談)

このような中で先に見たとおり、戦前からの非農家がキンジョへの傾斜をもっているのは、彼らがムラシンセキを中心とする強い社会基盤を原本内に持っていないことから、キンジョへの依存性を相対的に強めているからであって、彼らの場合も日常の互助よりも、「何かの時の手助け」を求めている。それにしても、この傾向(脱親族)は、先に述べた古いムラ意識からの離脱に結びついている点が特に注目されるのである。

4. 生活意識における「ムラ」「家」「近隣の関係

以上別個に検討してきた住民生活の3つの領域に対応する意識の相互関連性とその中の変化の方向性を次に明らかにしなければならない。我々の検討はこの点まだ不充分であるが、仮説的な結論としてまとめておきたい。

村落社会は、農業を個別経営としての再生産基盤にもつ家が、個別経営としては完結しない生産基盤の保全を共同労働によって達成する組織を基礎に成り立つ集落社会であると考えられる。従って、その単位は個別経営の主体としての農家にほかならない。従って生活意識が構造化される基礎は、個別経営としての農家の存在形態にある。都市化による生活意識の変化は、まずもって農家としての性格の変化に対応するであろう。原本における急激な都市化過程は、農家の兼業化、更に脱農家として現われており、こうした農業の全面的衰退の中で、村仕事を軸として、これへの出役を貢献(義理)として、それとの交換でメンバーシップを獲得(付与)するという交換システムを前提する社会意識としての「ムラ」意識は、非農・脱農層を中心に、急速に弱められ、或いは形骸化されてきた。都市化以前の原本の社会構造では(そこに歴史的

な変化が見られた事実も各章で指摘されたが)、基本的にこの貢献と地位付与の交換パターンを認める者のみが成員であり得たのであり、非農家といえども例外でなかった。

他方都市化以前から家経営の個別性が強かった原本では、家連合が部落機構の下位単位とはならず、直接の関係は弱いという特徴がある。しかし、部落のメンバーとして認知されるには、部落への接続だけでなく、キンジョをとることが前提とされていたように、ムラビトとしての資格には、義理の生活規範にもとづいた家と家の関係(ツキアイ)をすることも含まれていた。別言すれば、家連合の意識は、ムラ意識の周辺部分をなしてきたといえる。

そこでのムラ意識は、崩れた連帯を観念的に、或は形式的に維持しようとして、ノスタルジックに統合のシンボルとして、ムラの意識を持ち続ける場合と、むしろ来住者を受け入れながら共同消費生活手段の保全を軸に新しい地域社会を模索しようとする意識に変容していく場合とが考えられる。原本の現在の地付層について、これを明確に識別するのはむずかしいが、次のことは言える。農業とのつながりが強かった層程、ノスタルジックになり、弱かった層程、新しい地域社会意識をもつという単純な図式にはならないということである。確かに、戦前からの非農についてこれが当てはまるなどを先に指摘したが、戦後の脱農層(VI)はアノミックな傾向を示し、非農分家層(VII)にも義理の規範から自由な層が比較的多く存在するとはいえ、本家(親元)への依存が強いことに結びつくかのように、存外伝統的な意識を支持している。他方、農家層でも、なお農業中心でやっている世帯や、役職経験をもつ世帯主に来住者を取り込んで行く姿勢が見られないわけではない。ノスタルジックな意識は、自家消費農家を中心に、既に非農部門に、「経営の出口」を求めるながら、なお新しい(積極的な)地域対応をし得ない層においてみられるようである。

こうしたムラ意識の変化に対応した家連合の意識の変化は、主要には「形骸化した近隣の義理(ツキアイ)」として捉えられる。ここで形骸化

したというのは、ムラ社会の生活基盤との関連を喪失した点を言っているのであって、現象的に言えば、決して稀薄化しているわけではない。ムラのレベルでの統合が、祭祀組織についてさえ稀薄化している中で、むしろ家連合のレベルにおいて、ムラビトの行動様式を保維しようとしているかとさえ見える。資産収入を中心に所得水準が高まる中で、儀礼的なツキアイはむしろ盛んになる面もある。これとは別に、義理を離れた都市化された近隣関係も、来住者との接触の中で見られ始めているが、これはまだ萌芽にすぎない。

他方、家が農家としての性格を弱め、あるいは喪失していく過程で、「家」意識も大きく変化せざるを得ない。しかし、原木の場合、地付層

は不動産を基礎にした収入形態（アパート・マンション・貸家・地代収入）を中心に「経営の出口」を見い出している点で、なお、家産を基礎に家生活を成り立たせるという性格を、一定程度保持しつづける見通しがある。このことは、家意識の変化に少なからぬ影響を持つだろう。即ち、家意識の変化の方向は、非農層を中心に関般的に老親扶養を軸とする扶養共同体としての家の存続が求められている点は、都市においてもみられる今日的状況であるが、これとならんで、ツキアイの維持が、大きな負担感を伴ないながら今なお、重要な家存立の前提として意識されている点は、先に家連合について指摘した所と符合するものといえよう。

（石原邦雄）

終章 要約と結論

この研究は急激な「都市化」によって変動する伝統的な地域社会（ムラ）における住民生活パターンを、部落的共同、家連合（近隣関係）、家経営の3つのレベルで捉え、更に「家」についてはこれを直系制家族と見て、内部の役割構造（集団的役割と関係的役割）にまで下りて捉えようとしたものであった。この課題をどの程度果し得たか、まず6章にわたる分析結果の要約をしておこう。

(I) 第1章では、原本の地域社会（部落）構造の歴史的展開がまず跡づけられた。

最も簡略化して言えば、部落は、戦前は生産および生活の共同性を、戦後の都市化以前には生産の共同性を中心とした機能をもっていたが、「都市化」過程の中で行政下諸機能に純化してきた。この大筋の中で部落機構の展開をあとづけると次の4つの時期に類型化される、第1は〈ダンナ支配〉の構造であって、これは少数の塩田地主の隔絶した地位を背景に成立したが、中・下層農民の地主への依存は同族結合をとらず、家経営の個別性がかなり高かったから、塩田経営の不振を機にダンナ支配は第2の〈重立支配〉へ転換していく。これは、地主層の支配力の後退が、区規約の制定による伝統的支配の確立によって定まり、そこに「役職義務制」が導入されることに対応して、役職経験が支配層の要件となる構造である。しかし、これも終身評議員制の採用など、地主制に規定され、その弱化を補強するという面が多分にあった。

戦後、農地改革によって地主制は解体し、自作農体制が成立した。これに見合う支配構造は「役職重立制」として捉えられる。戦前は「手間仕事」であった村仕事が「奉仕」に変わり、共同体的な性格はむしろ強まった中で、戦前から引きつがれた役職義務制を基礎に役職経験によるリーダーの養成コースを前提にして「役職重立制」が成立する。この世代順おくり的な支配層形成の構造に、フレキシビリティを与えたのは、供出割当の公正化を要求した「新榮会」

の活動経験であった。これを通して、政治意識、行政との交渉能力を持つリーダーがインフォーマルに育成されたのである。

「都市化」過程における部落機構は、「部落機構的自治会」と特徴づけられる。自治会と農家組合の機能分化、対外（行政）的には「区」から「自治会」への名称変更によって、自治会は行政補完団体としての性格を鮮明にする。しかし地付層においては、自治会と部落の同一視がなお続いている、来住者を取り込む意識はあるが、実際の役職層は、農家層を中心とする地付層に限定されており、それは役職義務制に支えられた規範意識と、なお部落的共同を必要とする農業経営の存続に基礎づけられている。

(II) 以上までは地域社会（部落）の構造を通観した上で、第2章以後では、そこに展開される住民生活のパターンを、家経営と家連合のレベルで捉えた。

まず第2章では、都市化以前の生活パターンが扱われる。

塩田地主の家経営の大正期の記録資料からの家生活の経済的側面を中心とした分析から、先に概観したダンナ支配の基礎になっていた、地主と小作の関係が詳細にあとづけられた。ダンナ支配は小作地を通しての土地支配を基礎としていたが、必ずしも1人の地主に全面的に依存する形態をとらなかつたこと、地主経営の側でも既に奉公人はおかず、年雇や賃金労を村内から調達する富農的経営になっていたことが示された。

次に家生活の社会的側面における伝統的な生活パターンを形づくるものとして、家連合の諸形態がとり上げられた。原本における基本的に重要な生活組織は、キンジョとムラシンセキという「末代抜けない」関係であり、どちらも、各家にとって視野的構造をもつ点も共通している。但し、ムラシンセキは、各戸の全く個別的な事情によって結成されるのに対して、キンジョは原理上人々の地理的な近接性に規定され、選択性がより小さく、逆にその分だけフォーマリティが高い。

住民生活において、最高のフォーマリティ（オオヤケ）を具現するのが部落（ムラ）であって、それは、最も基礎的な生活条件の維持・保全を部落がとり行なうことを基盤としている。キンジョはこれに次ぐフォーマリティを部落社会において認められていた。これは、葬儀をはじめ基礎的な家生活を維持・保全する機能を保持していたからであり、ムラビトになる条件として、キンジョをとることが要求された意味もここにある。ムラシンセキを含む親戚は、家にとってのフォーマリティの程度は低く、その分だけ私的な関係になる。

社会関係のフォーマリティのあるところには、それを支える規範観念として「義理」が成立する。部落は、村仕事、区費、村役などの一定の貢献と地位の交換システムであり、そのうえで、キンジョは構成各戸間の超世代的な生活互助の交換システムである。ムラシンセキはより私的な性格が強く、それの互助機能には「保護」的な側面を常にもつ点で、義理の規範にもとづく対等な家族関係と異質な面をもつ。

(III) 以下の2つの章で「都市化」過程における住民生活パターンが追究される。

まず、現状における原木地区の住民を来住者と地付層に分けて捉えると、今や圧倒的多数を占めるに至った来住層は、地付世帯と様々は面で異質的であることが明確になった。その上で地付層に焦点をしづり、その歴史的な展開をあとづけた後、「都市化」過程と世帯（家）との関連を示すものとして、農業の程度と世帯の来歴を組合せた農・非農世帯区分を設定した。すなわち、I. 農業を主な収入源とする世帯、II. 農収ありの世帯、III. 自家消費農家、IV. 40年以後の脱農世帯、V. 39年以前の脱農世帯、VI. 戦前からの非農、VII. 戦後の非農分家の7区分である。この区分は世帯の諸属性の差異を包含する包括的区分であるという保証が得られたので以下の分析のひとつの軸に据えることにした。

次の節では、「家」の再生産の問題が扱われた。「家」の形成にかかわる婚姻と分家創設については、前者に関して伝統的婚姻形態が、世代（年令）の違いもさることながら、農業の程度にリ

ンクしていること、後者に関しては、戦後分家の増加が、離農傾向や、農地の資産化、分割相続の増加に対応していること、の2点が示された。「家」の再生産（継承）については第1に地域社会におけるメンバーシップ（認知）のシンボルとしての家号の継承として、第2に財産相続において、第3に世帯主宰権の世代間移行の3点から捉えられた。前2者については、非農分家の増加の中で、家号をもたぬ世帯や分割相続が増加しており、その中には既に「家」の枠組から離脱しているとみられる場合も出てきていることがいえる。第3の点については、寿命の伸びに対応する権限移行の大幅な遅れが確認された。そこでは「都市化」以前の戦後段階で特徴的であった財政権のみ特に遅れる形にあって、「都市化」段階では、代表権・農業経営権も同様に遅れており、財布の遅れだけが目立つことはなくなったこと、しかし、財産権としての土地名義だけは一層遅れていること、などが示された。更にこうした動向は離農傾向、収入源の多様化に対応していることが農非農世帯区分との関連で確認された。

(IV) 第4章では、前章で捉えた「家」の変化が、内部過程としての役割構造と、外部過程としての家連合にどのように反映しているかが捉えられた。

まず役割構造については、家族集団の存続維持にかかわる集団的役割と、内部の人間関係の中で個人的欲求充足を果たし合う際の関係的役割に分けて考え、特に後者の役割配分パターンの分離度（結合の弱さ）を軸に分析した。そこで、関係的役割は家族の内部要因、とりわけ家族構成に規定される面が強いことがまず確認された。つまり、直系家族の構成をとる世帯は、夫婦家族形態のものより分離度が高い。

分析結果からは、概括的に次の3点が重要であろう。第1に、まだ農業をかなりやっている世帯（I, II）では、家意識が最も高く、直系家族形態をとり、対外的に「家」的な対応をしているが、内部関係は分離度が高い。第2に自家消費農家（III）や最近の脱農世帯（IV）では、家意識もかなり高く、直系家族世帯をとり、対外的にはなお「家」的に対応しているが、内部関係の分

離度は低い。第3に、戦後非農分家（VII）を典型とする非農家層では、家意識が低く、夫婦家族形態が多く、対外的に「家」的な対応が弱いか、しておらず、内部関係の分離度は低い。

このうち第3の傾向は、「家」制度から離脱した都市的家族への移行を強く示唆していることは明瞭である。第1・第2の傾向はとりあえず、「都市化」過程における「家」のアノミックな、あるいはアンバランスな存在形態として位置づけられるが、そこにみられる分離度のちがいの意味するところは、なお充分に分析されていない。

次に、家連合の変容をみると、生産のみならず、他の生活場面においても部落に依存する必要がなくなつて来ると、フォーマリティを形式的に維持することも困難になり、「村人」は観念的なイメージとしてのみ存在し、実質から遊離してくる。このことが、村仕事、村葬、区費、祭祀組織などの検討から確かめられた。キンジョ

キンジョも互助機能の実質が失なわれ、形骸化した「ツキアイ」としてのみ存続する状態になり、そこではキンジョを切るといった事態も起こり安くなった。ムラシンセキは、フォーマリティが低い分だけ、なお実質的な機能（互助的というより保護的な性格の強い）を果しているが、キンジョと同様の方向は免れない。こうした中で、家の存立そのものとは直接か、わりのない、世帯主の友人関係が生活互助の実質を担い始めたり、また、来住者と旧来の「義理」の規範から相対的に自由なフランクなキンジョツキアイが見られ始めている。

(V) 以上分析してきた社会過程を具体的に生活意識のレベルで捉えようとしたのが第5章である。そこで、これまでの分析に照合する生活意識の変容が確かめられた。すなわち、ムラ意識が地付層でも農業と関係のなくなった部分から急速に稀薄化しているが、しかし、それに変わる新しい地域社会のイメージはまだ持たれていない。家連合としての近隣関係（キンジョ）は形骸化した義理の意識に支えられてなお存続しているが、相対的には、ムラシンセキへの依存が強い。後者の方により情緒的な結びつきを表明する者が多いことにも両者の差が示されている。

最後に、家意識の強さは、やはり農業との結びつきの程度にリンクしている。農業をやる世帯ほど、包括的な家をイメージし、脱・非農層では、なお家意識をもつ場合でも、その家のイメージが限定され、その中心は、親族扶養とツキアイにしばられている。

結論

急激な「都市化」にみまわれた小地域社会としての原木地区は、部落としての「村制度体」の解体现象を呈しているが、それは地付層においてさえ、農家としての実質が薄れてきた上に、来住者の急増という事態が重なって、行政下諸機構としての自治会によって統合（統制）をはかる拡散したものになってきた。その過程を地付住民の家生活の変化として捉えると、ムラは解体しても「家」は変質しつつなお存続することが判る。しかしそれはもはや、ムラに依存しつつこれを支えてきた「家」ではなく、扶養（とりわけ老親の）とその展開としての家々の互助を軸としたもので、後者はとりわけ儀礼化した義理として存在し、伝統的な家連合も形骸化してくる。こうした変化の中で「ムラ」と「家」の制度から離脱した生活パターンの崩壊もみられるが、なお地付層の多くは、アノミックな、あるいはアンバランスな内部の人間関係をもちらがら「家」を守ろうとしているのである。

こうした変化の中で、地付層と来住層がどのような関係を持ちながら、新しい地域社会を自主的に形成していくかが問題である。これは前稿（p.4,文献5）にも若干触れたが、今回はその分析まで含めることは断念した。それら残された課題は稿を改めて取り組みたい。

（石原邦雄）

付論 地域社会における宗教活動の精神衛生的役割

—— 原木山信仰の調査から ——

はじめに

宗教あるいは信仰と精神衛生との関わりは古くから存在する。今日精神医療あるいは精神衛生上の問題と考えられることがらが宗教の対象となっていたりする。特に民間信仰との関わりは古くまた深い。怨霊、生き霊などの記載は平安朝頃には盛んに出てくる。民間信仰では肉体的病気はもとより悩み、苦しみ、などの精神的問題、その他災難、不運、貧困などあらゆる生活現象を対象としている。そして行者による加持祈禱や魂よせ、憑き物落しが病気を治し、苦悩の原因をとり除いてきた。このようにして民間信仰はそれぞれの時代と社会環境の中で精神衛生的役割をはたしてきていた。

近代医学の成立によってこれら民間信仰の論理や実践は非合理的なもの、非論理的なもの非文明なものと見なされ幣害をもたらす迷信であるとされた。たしかに近代医学は疾患の原因追求、治療において目ざましい成果をあげ、発達が遅れたといわれる精神医学の領域でも次第に治療法が確立されてきている。しかし今日でも民間信仰や宗教活動が各地に存在して人々の精神衛生に大きな影響を与えているのも事実である。特に精神障害では原因がつかみにくく、経過も長く、問題は単に障害そのものだけではなく生活全般に及ぶ。その影響は家族など周辺にも及ぶ。このような場合は一方で医療をうけながらも他の救いを求めてくるのであろう。ここに報告する原木山妙行寺における加持祈禱も求められる救いの一つである。

原木山における加持祈禱については夙に精神医療の領域で知られていた。大正7年内務省印刷の呉秀三による「精神病者私宅監置の実況及び其統計的觀察」と題する報告書に、大正6年

10月三宅鉱一調査報告としてくわしくのっている。参籠所、参籠者、参籠者の日課、修法等について報告したあと、これを「主トシテ宗教的精神療法ニシテ修法ハ病氣ヲ以ツテ附憑・邪祟ト為シ、催眠術ニ類スル方法ヲ用ヒテ治療ヲ試ミシトスルモノニシテ、収容方ハ開放的制度ヲ採用ス。…」とのすべて開放療法として評価し、「宗教的精神療法ト薬理療法トガ能ク調和ヲ保ツニ於テハ環境ノ静寂・幽邃ト相俟ツテ一種ノ新シキ試ミナリト思料ス。」と結んでいる。

1. 目的と方法

目的

筆者が原木山の存在を精神衛生との関わりにおいて実際に知ったのは昭和44年のことである。当時行徳、南行徳地区において地域精神衛生研究の一つとして在宅精神障害者の生活実態把握と相談指導を行っていた。たまたま原木在住の1例が服薬のかたわら毎日早朝から夜遅くまで原木山へ“修業”を行っていることを知った。そして原木山での“修業”や“加持祈禱”，“お消滅”的役割が本人の治療だけでなく家族の者の病気への対処のし方、精神的安定に大きな影響を与えていたことを知ったのである。そのうち別の例でもかって本人あるいは家族が“お消滅”的ために参籠あるいは通っていたことがわかった。また折々の民生委員との話などから、加持祈禱が病気だけでなく広く生活上のトラブルをも対象としていること、原木の住民にとっては“お消滅”は特別のことではなく身近なことであること、また原木山は原木の住民だけでなくほとんど全国的に信徒をもっていることがわかった。

この調査の目的はこのような原木山の行う加持祈禱の意義およびそれがはたしている精神衛

生上の役割を検討することにある。

方 法

基本的には面接調査である。上人や参籠者からのききとりと原木在住でお消滅した人の訪問による面接調査である。また資料として参籠者名簿から参籠者数の変化や講組織などを調査した。

調査期間中は原木山の空いている講舎に泊った。これは参籠者の生活や日課を知る上で役立った。参籠者の日課に従い題目を唱えることもした。休憩時間には体験などをきくことができた。法座にも列することを許されお消滅のプロセスを見学することができた。

2. 原木山信仰

原木の概況

原木は行徳東部四部落のうちの一つである。行徳地区は半農半漁といわれるが一方古くから塩業がひらけたところである。江戸時代には天領となり幕府の庇護の下で「行徳」といえば塩をさすほどになった。塩田は海に向って拓けていき、後に残ったところが畠になったという。しかしこの塩田も大正4年の津波で壊滅的打撃をうけた。それでも官制になるまで細々と続けられた。塩業の廃止後は農業が盛んになった。

大正4年の津波では村に死者がたくさん出た。原木山では水死者の遺体を集め供養した。このあと壇家になる者が増えついに一村ほとんどが壇家になったという。

ごく近年まで原木部落は農業とのりなどの漁業を中心として大きな変動もなく過してきた。

京葉臨海工業地域開発、埋め立てなどで漁業は廃止となる。京葉道路それにひき続く昭和44年3月地下鉄東西線の開通は交通の便に寄与したが同時に建設にいたるまでの土地買収、埋め立てなどで地域の産業構造や経済構造に大きな影響を与えた。人口は急激に増加し、その構成も大きく変化した。アパート、マンション、小さな建売り住宅が立ち並び、東京など都市部への通勤サラリーマンが増えてきた。このように急激な都市化によって部落の様相は一変した。

原木山の歴史と加持祈禱

原木山の現上人39世日勇師による「当山略縁起」によれば、原木山妙行寺は天文7年7月(西暦1538年)日蓮上人の法孫日具上人の弟子日進上人の開基である。当時一村40余戸を全て信徒としたということである。その後消長を経るが寛政3年8月6日(1791年)の大津波で村の大半と共に寺堂は流出てしまい、25世住職であった日光上人も溺死してしまう。その後はほとんど復興らしいことはできずにいたのであるが明治政府による排仏毀釈政策により全く衰微してしまう。

中興の祖は日淳上人(1850~1921)である。日淳は明治11年に原木山に住するようになり寺門も恢興するようになった。日淳は寺門を再興したのみでなく、現在の「因縁罪障の消滅」という加持祈禱のスタイルをつくりあげた。

日淳は原木村の出身である。子孫にあたる人の話によると母親が眼を患っていた。母親は信心していた中山の法華経寺に「もし眼病が治ったら腹にいる子供が男であったら出家させる」と願をかけた。眼はよくなかった。それで生れた子供を出家させ12才のとき得度させた。これが後の日淳上人である。20才頃からは中山の法華経寺の智泉院で修業していた。荒行も行っていた。しかし生来病弱であり結核になっていた。医療も及ばなくなり絶望的になってきた。このとき日淳は「本宗には起死回生の秘法がある。いたづらに死を待っていてはいけない」として100日の大荒業を企てた。明治6年11月1日(1873)から明治7年2月10日(1874)の間である。荒業は水行が中心である。現上人日勇師によると毎日7回水をかぶる。また、100日のうちはじめの35日は読経のみ、次の35日は書写の業、これは祈禱の文句や日蓮のかいたものの写書、最後の30日間は木剣の練習である。荒行に入つて7日目、すでに死に頻していた日淳は声が出なくなってしまった。そこで水行に加えて、線香一束に火をつけ左の前腕の上にのせて焚き祈念した。「もし私に寿命がないならば7日の内に命を終に至らしめよ、しかしもし自分が法華経

を布教することによって世に益することがあるならば7日後に大声を発せさせてくれ」と祈念した。すると7日目満願の日に靈顯があらわれて、大声を発した。その声は中山から2キロメートルはなれた原本山にまできこえたという。その後上人は自らが得た法力を広く衆生に施す決意をして荒行に基盤をおく現在の加持祈禱の方法を確立したのである。現在この寺の宗教活動ではこの加持祈禱が大部分を占めている。寺自身は特に布教はしていない。功德は消滅した人から人へと伝えられる。そして自ら消滅したいという人のみを対象としている。

しかしこの時代に対する布教は着実に行っている。「訓育学校」といわれるものである。信者の子供を対象に夏休み3日間寺の宿泊所に合宿させる。我々が調査を行っていたときもこれが開かれていた。小学生と中学生が30人ほど合宿した。日蓮の一生を描いたスライドや古文書からの講話、経文の書きとりとその説明などである。この「訓育学校」は最近まで近くの会社からの依頼で新入社員のためにも開いていたという。

他に「原本山信報」を毎月発行している。また月1回「行学会」を催して講話をしている。もちろん部落内の地つきの家はほとんどが壇家であるから葬式や折々の供養など攝り行うが、現在の上人は死んだ者より生きている者の方が大切だという。

荒行は寒中100日間であるがこれを1行とかぞえる。日淳は42才までにこれを5行行ったという。

その後日淳は諸国行脚に出、明治11年に原本山に住するようになった。その後次第に法力を慕ってくる信者が多くなった。大正2年のお会式の施本として発行された「原本の信光」と題する小冊子によれば、それまでに教化をうけた信者は2万人以上に及んだという。

講組織

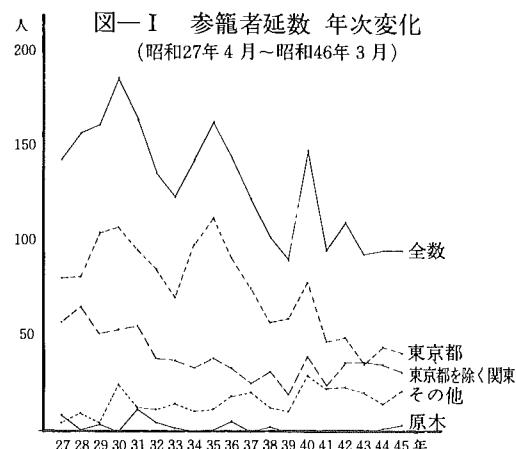
信者も増え参籠する者も多くなると宿泊させるための設備が必要になってきた。ここに講が組織された。明治の末年に寺の建築に加わった

日本橋の大工がはじめの講をつくった。開仁元講である。講も次々とおこされ、前掲の「原本の信光」には23の講と講元の名が記されている。

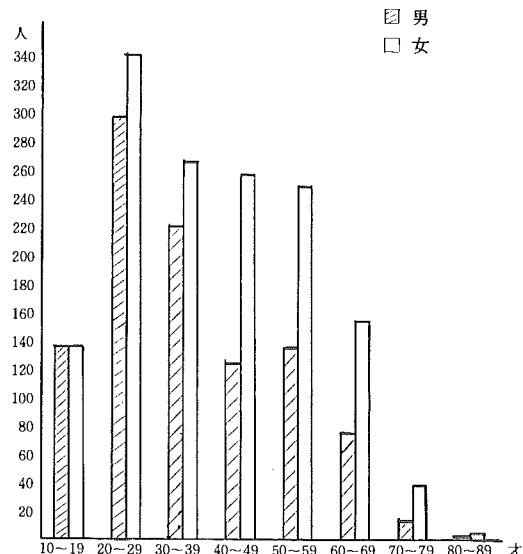
現在講は33となり連合会が組織されている。各々の講は講舎をもつていて、参籠者を宿泊させている。講組織の運営、講舎の運営管理は連合会が行っている。

参籠者

参籠者はほぼ全国から来ている。昭和27年から昭和45年までの参籠者名簿によると北海道から本州の全ての都県にわたっている。



図一II 参籠者数性別年令別
(昭和27年4月～昭和45年3月)



参籠者の年次推移は図-Iの通りである。参籠者数は実数で2,408人、延2,489人である。この性別および年令構成は図-IIの通りである。また職業は、原木山連合会の昭和38年頃の信者統計では表-Iようであり自営業従事者が多いことを表している。

表-I 信者の職業分類
(昭和38年原木山連合会調べ)

職業	人数(人)	百分比
農業、漁業	111	8.8
会社経営	11	0.9
卸売、小売、飲食店	242	19.3
製造、加工業	152	12.1
建築請負、運送業	28	2.2
サービス業	52	4.2
職業人	39	3.1
専門技術者	16	1.3
会社員	228	18.2
公務員、教員	32	2.6
店員、工員	24	1.9
無職(女を含む)	319	25.4
計	1,254	100.0

なお、参籠の中には相当数の精神障害者がいたものと思われる。原木の土地の人はいわゆる脳の悪い人が加持のために参籠していることを知っているし、だからこの部落には脳の悪い人が多いのではないかという人もいるくらいである。明らかに精神障害者であったと思われるエピソードもいくつかある。ある人の親戚の者が参籠したが参籠中上人の寝所の床下にもぐりこんだり夜中にとびだしたりした。つきそいの人が近所を歩いて歩いたりした。精神障害者らしい人には附添いがついてきたようである。またとびだす人はちょいちょいあったようで、その度に家族やつきそいが村中さがして歩いていたという。

戦前から10年以上もいた親子もあるという。娘がときどきあはれた。ついによくならず、母と娘と2人で汽車道(総武線)に立っていたのをみつけられてつれ帰られたこともある。また

上人の話によると、「我は日蓮である」と「いぱりかえった態度」の者がいた。いわば「宗教的精神異常者」で医者も治せず師匠の上人にも治せなかつた。アルコール中毒も来ている。ある講の講元の人で酒のために身上つぶしかけた人がいた。この人は一度消滅してもまた飲むようになり結局3回目の消滅でようやく治つた。

前掲の三宅鉱一の報告によれば大正6年当時精神障害者は参籠者5,60人のうち、3,4人あったといわれる。

お消滅ということ

原木山の行う加持祈禱は他の民間信仰の加持祈禱とほぼ同じで、病気平癒、苦しみ悩みの解消が大きな目的である。この病気や苦悩にはいわゆる脳の病気、精神障害やノイローゼも含まれていることは先にふれた。

原木山ではこれら病気や苦悩は因縁罪障による障りと考えられる。そこでこの因縁罪障を消滅させれば病気は平癒し、苦悩は解消して安らかな生活を得ることができる。

それでは因縁罪障のお消滅とはどのようなことであろうか。これは手練加持、あるいは木剣を使うところから木剣加持といわれる。木剣というのは巾10cm、長さ25cmほどの剣先の形をした白木の板である。これとやはり木製の珠数と一緒に握り振るとカチカチと澄んだ音が出る。荒行の最後ではこの木剣の音がきれのよい澄んだ音になるように修業する。

お消滅するためには参籠が原則である。これはお消滅が一つの形式をもったプロセスである以上望ましいことであろう。

手続きはお消滅したい人はだれでも直接寺へ行って申し込むことができるが講を通して申し込む者が多い。原木の人の場合は、だいたいが壇家であり講には入っていないせいもあって、まづ題目を唱えるところへ加って一緒に題目をあげ、お消滅の可能性が見えてから(手先が見えるようになってから)正式にお消滅を願う者が多い。

参籠者がまづすることはお題目を唱えること

である。一日の大部分の時間をプログラムに従って一心不乱に題目を唱える。プログラムは参籠者中心にできており通う者はこれに合せて来ている。原本の人は早朝に寺に来て夜遅く帰る。寝に帰るようなものである。一日の時間割は

表-II 参籠の一日の日課

時 間	プロ グ ラ ム
3:45	起床、講舎の掃除
4:15~ 4:30	題目（祖師堂）
4:30~ 4:50	祖師堂の掃除
4:50~ 5:45	題目、上人が出座して読経
5:45~ 6:45	朝食、休息
6:45~ 7:00	題目（祖師堂）
7:00~ 9:00	本堂、境内の掃除
9:00~11:00	題目（15分毎に題目と休息をくりかえす）
11:00~12:00	法座（読経、法話、お調べ、蔭祈禱）
12:00~12:15	題目
12:15~ 1:00	昼食、休息
1:00~ 3:00	題目
3:00~ 3:45	法座
3:45~ 5:00	題目
5:00~ 6:15	夕食、休息
6:15~ 8:30	題目
9:00	就寝

表-IIの通りである。講の食事は一汁一菜で生ぐさものは一切だめである。通う人は食事時に家に帰ったり家族の者が弁当を届けたりする。休憩の時間は手足をのばしたり堂内を歩いたりしている。お互に雑談してもよい。話題は自然とお消滅のこと、互に手が見えてきたとか、そろそろできそうだとかしゃべっていることが多い。調査の期間は空いた講舎に泊りこんでいたので、筆者も数日プログラムに従って生活することができ、参籠者から体験をきくこともできた。

題目は、参籠者、通いの者全て祖師堂に集つて坐り合掌して太鼓に合せて唱する。一心に唱えていくうちに合せた手が振れ出し、次第に体も振れてくる。あまりはげしく体が動くために

坐っている膝がすりむけたりする。腰が浮くように体がリズミカルにはづんで前の方に進んでいたりする。

意識状態にも変化がおこってくる。軽いトランクの状態といえるようである。手が振れることを“手先が見える”あるいは“手先にでてくる”ようになったという。これは障っていた因縁罪障が一心不乱の題目にいわば責め立てられて現れてくるものと考えられる。したがって手先が見えてくることは自己の修業がある段階まですすんだことを意味し、消滅の可能性があることを示すことになる。この段階までに2日から10日、平均7日かかる。

早くこの段階に入るように助題（スケダイ）という人をつけることもある。助題はすでにお消滅した人で、当人の隣や後にいて一緒に題目を唱えたり太鼓のリズムに合せて肩をたたいたりする。つまりペースメーカーである。

このようにして手先がみえてきたらいよいよお検べをうけることになる。いつうけるかはまわりの人が手先の見えてきたことを認めてすすめられ当人が申し出ることが多い。

このようにして準備状態ができあがるといよいよお検べである。お検べには一つの型ができるが、あがっており法座で行われる。法座は毎日午前1回午後1回ある。上人が出座して読経、法話あるいはお検べ、それと蔭祈禱を行う。参籠者も通いの者も全てこれに出席する。横に5人ぐらいづつ坐る。お消滅をする人はこの人達の最前列に少し前に出て坐る。上人が出座し皆に背を向けて読経し、最後に題目を唱える。一同は頭を下げ目を閉じて拝聴し、題目のときは合掌して唱和する。お検べをうける者ももちろん合掌するがすでに手も体も振れている。

題目が終ると上人はこちらを向き、検べをうける者の前に立って直面する。そして「障り」に対して問いかける。「人間は万物の靈長である。また皆仮性をもっている。しかるに餓鬼道、畜生道に陥っている者がある。これは障りが邪気を及ぼしているからである。障りはこのように万物の靈長である人間に悪さをしている。悪かったと思い、これを改めるのならば“改めます”

といえ。改めるかどうか、改めるか？」こう語りかけながら手の木剣を振る。木剣はカチカチと音高い澄んだ音をたてる。お検べをうけている人は目をつぶり合掌した手を盛んに振り体も振れて前へずり出していく。上人の“改めるか”という声にも力がこもり木剣の音も熱気を滯びてくる。手の振れ体の振れも盛んになり一座の空気も一種熱のこもったはりつめたものになる。全てが昂まり頂点に達したところで「改めます！」とふりしぶるような声でけぶ。これが「発言」である。いわゆる感応があったわけである。感応とは自力だけでも他力だけでもない仏と人間との一致協力が実現した状態のことであると日淳は説いている。発言はお検べをうける人自身が発するのではない。あくまでも障っていた、とりついていた障り、因縁罪障が“責められて”，“口をきる”のである。

これではりつめていた空気はやわらぎ、振れも静かになるが、手はまだ振れている。それから一連の問答が展開される。これも障りとの問答である。上人が質問し、障りが答える。質問の内容順序は定式化しており次のようにすすめられる。

一障りはどこにさわったか？

一障りはだれか他の人にも障ったか？

一いつから障っているか？

一どこで障ったのか？

一何故障ったのか？ 理由はあるか？

一障りは改めますといったがいつまでに治るのか？

一その約束を守れるか？

ここで障りが“守ります”と約束するところ問答は終る。

最後に上人は約束を守れるならば木剣とともに振れている手を胸の前でぴたりと止めよと命令する。そして木剣をひときわ高くカチカチいわせ最後にカチッといわせてピタリととめる。すると同時に振っていた手も止りお検べをうけた人は夢からさめたように目をあける。これで消滅したわけである。助題をはじめわりの人にはよかったよかったと喜びをのべる。当人は涙を流してありがとうと答えている。

守護神

消滅した人は守護神をいただくなることになる。しかしすぐにいただけるわけではない。改めますと発言し、何日までに治すと誓った約束が守られたことがたしかになったときに与えられる。守護神の前身は障っていた因縁罪障である。約束を守ったときから因縁罪障は障りから180度転換して当人を守護するものなる。ここで障りは障りでなくなり名も与えられて守護神となる。守護神を与えるということは名義を与えることであり、そのための儀式が勧請式である。勧請式はお消滅のあと数ヶ月経って行われることが多いが何年か後のこともある。ある例ではお消滅から3年後に、自分が本当に信仰しようと思ったときにいただいたという。

いただいた守護神は以後ずっと祭っていかなければならない。毎朝あるいは1日と15日に水、ごはんをあげ、題目を唱える。これを怠ると守護神はまた悪さをはじめる。これは注意を促すためであると説明される。そこでまたお消滅し直さなければならない。そういう場合を招待という。何度も招待する人もある。

以上がお消滅の始終である。催眠法によく似ており民間精神療法の一つと考えられる。このことを確かめ、このような宗教活動が地元である原木の人達にとってどのような意義をもっているかをとらえるために調査を行った。

3. 調査結果

対象は昭和27年から昭和45年までの参籠者名簿に現住所原木となっている者45名である。このうち住民票で確認できたのは31名であった。住民票のない者の中には婚出転出した者もあるが、身許引受人というような意味で親戚の住所を届けていた者もあった。これらのうち面接できたのは34名であった。

被調査者の性別および地つき来住の別は表一Ⅲの通りである。女が圧倒的に多く約85パーセントである。地つきすなわち原木生れも多い。婚入は全て地つきに嫁いでいる。

年令構成は表一Ⅳの通りである。現在の平均

表-III 原木在住でお消滅した人、性別、
地つき来住別 (昭和27年～昭和45年)

地縁	性別	男	女	計
地つき		5	11	16
婚 入			16	16
転 入			2	2
計 (百分比)		5(4.7)	29(85.3)	34(100.0)

表-IV 原木在住でお消滅した人、年令別

年 令 (才)	調査時(昭和47.8)		お消滅のとき	
	男	女	男	女
~ 19				1
20 ~ 29		1	1	8
30 ~ 39	1	7	1	10
40 ~ 49		5	1	5
50 ~ 59	2	6		3
60 ~ 69		3	2	1
70 ~ 79	2	5		1
80 ~		2		
平均年令	57.8才	53.2才	52.6才	36.9才
	53.9才		37.8才	

年令は約54才、お消滅したときが38才で16年経っている。

学歴は尋常小学校卒が19名、高等小学校卒が7名、新制中学卒が4名、新制高等卒が3名、大学卒1名となっている。

調査は訪問による面接調査である。あらかじめ寺側には調査の主旨を説明し、了解を得ていた。対象者には手紙で説明と依頼をしておいた。調査を拒否した者はいない。

結果は次のようにあった。

(1) 信仰をもっているのかどうか。

はっきり信仰をもっていると答えた者は19名であり全て日蓮宗であった。信仰をもっていないと答えた者が9名あった。6名ははっきり答えられなかった。

(2) 家の寺はどこか。

原木山が30名である。4名が原木山以外であった。

(3) 墓はどこにあるか。

原木山が27名、墓のない者6名、他地区1名である。

- (4) お消滅に関して、 i. 何のためにお消滅に行ったか、 ii. だれにすすめられたか、 iii. お検べの様子、 iv. 発言のときの気持、 v. 障りは何であったか、 vi. 守護神の名、 vii. お消滅の結果をきいた。

お消滅の動機、障っていたこと、お消滅の結果をお消滅した時期の早い順序に並べると表-Vのようになった。これらを整理すると次のようになる。

(i) お消滅について

お消滅のプロセスは催眠法によく似ている。題目をとなえていて手が振れ体も振れる頃は意識状態にも変様があらわれ、トランスに近い状態になるものと思われる。題目中心の一日のプログラム、講舎での参籠生活はこの状態に入ることを助長している。型にはまった単純化した生活内容、余計な刺戟は遠ざけられ、単純なくりかえし刺激のみとなる。集団であることが促進する働きをしている。題目を唱えること、合唱の声を聞くこと、太鼓のリズムなどはそのまま催眠誘導ともいえる。これを度々くりかえしているうちに学習効果としても被暗示性はたかまつていくのがわかる。一つの準備状態が形成されたわけである。そこでいよいよお検べとなるがここではほとんど催眠状態に近い状態となる。被暗示性は極度に高まっている。このときの意識レベルは催眠でいえば深い状態から浅い状態までさまざまである。非常に浅く被暗示性がたかまっただけの者もある。面接調査ではお検べのとき自分がどのような状態であったかという質問に対し、意識レベルでは“ぜんぜん覚えがなかつた”、“無我夢中であった”と答えた者（10名）から“うすうす覚えている”、“部分的に記憶がある”、“声はきこえていた”という者（5名）までがある。またそのときの気持として、“天にでものぼるような気持”、“無心になった気持”、と答える者（4名）と“苦しい”、“不安な気持”、“あせる気持”という者（8名）があ

(表-V) お消滅した人々一覧

事例	性別	年齢	お消滅した理由、動機	お消滅したこと	障つていたこと	お消滅の結果	守護神の名
1. M.L 女 86	お消滅した理由、動機	45 長男が19歳のとき脳を壊った。頭がぱっとしていた。	わからない、理由はご前髪が知っている。	自分の気持がやわらかになつた。	夫は死んだが自分は健康である。	夫は死んだが自分は健康である。	不 明
2. O. I 女 74		35 夫が弱かった。腰痛、仙骨など。	自分が生靈として夫に障つていた。	夫は死んだが自分は健康である。	夫は死んだが自分は健康である。	夫は死んだが自分は健康である。	地福自在大菩薩
3. Y.S 女 49		15 見ていてまねいた。きれいな娘になるといわれた。	何もない。	はつとしだとさなど自然とお題目である。	はつとしだとさなど自然とお題目である。	はつとしだとさなど自然とお題目である。	清樂自在大菩薩
4. I.C 女 58		32 中興の祖日暮が出て家の娘だから。	心の迷い。	皆聖眼であり家の中に渡風がたたない。	皆聖眼であり家の中に渡風がたたない。	皆聖眼であり家の中に渡風がたたない。	頤德自在大菩薩
5. K.U 女 64		27 44 息子がヒロボン中毒になつた。	家の異障があつた。夫の祖母が殺した蛇	息子はよくなり会社の役員になつた。	特に変りない。	特に変りない。	不 明
6. F.I 女 55		27 34 特に理由なし、いいことだといつたので。	何もない、心の悩みがでた。	息子はよくなつた。	近所の人の呪いで船荷がついていた。	近所の人の呪いで船荷がついていた。	圓徳自在大菩薩
7. I.T 女 70		27 50 息子がヒロボン中毒になり精神病院に入院した。	近所の人の呪いで船荷がついていた。	息子はよくなつた。	悪気にかけられていた。近所の人へのねたみ。	悪気にかけられていた。近所の人へのねたみ。	圓徳自在大菩薩
8. M.C 女 51		27 33 自分の肺結核	部屋内で碌だ家があり、祭つてもいいといつた。	特にない。姑と子供の関係よくなつた。	部屋内で碌だ家があり、祭つてもいいといつた。	部屋内で碌だ家があり、祭つてもいいといつた。	圓徳自在大菩薩
9. Y.S 女 59		28 42 子供が逆に反抗、自分も体が弱い。	心の迷い。	一 よくない家業手伝い、けがもなく昏迷している。	二 男が中学生の頃金使い荒くなく家の金持ち出した。	一 よくない家業手伝い、けがもなく昏迷している。	信徳自在大菩薩
10. I.S 女 65		29 47 二男が中学生の頃金使い荒くなく家の金持ち出した。	心の迷い。	二 男が中学生の頃金使い荒くなく家の金持ち出した。	心の迷い。	心の迷い。	信徳自在大菩薩
11. I.T 女 45		29 27 産後の肥立ちが悪かった。	心の迷い。	三 二男が金使い荒い。	心の迷い。	心の迷い。	信徳自在大菩薩
12. M.Y 男 50		29 32 自分の体の弱気、姉妹死、父死など不幸重なる。	普段した蛇	四 金がたまるようになつた。無事に生活している。	五 金がたまるようになつた。無事に生活している。	五 金がたまるようになつた。無事に生活している。	光輝自在大菩薩
13. K.K 男 79		31 63 二男が金使い荒い。	親の牙羅神。川に流したので。	六 男よくなり結婚した。後に自動車事故死。	六 男よくなり結婚した。後に自動車事故死。	六 男よくなり結婚した。後に自動車事故死。	顯正自在大菩薩
14. S.M 女 38		31 23 娘に行つたが亡くなつた祖父の歿はばかり見る。	何もない。祭つてほしいという気持が出た。	七 特になし。気持がきっぱりした。	七 特になし。気持がきっぱりした。	七 特になし。気持がきっぱりした。	明徳自在大菩薩
15. K.S 女 41		31 26 家庭貧しい、姑が冷い。はじめの子供を人工中絶	わかららない。	八 娘がなくなり娘になつた。	八 娘がなくなり娘になつた。	八 娘がなくなり娘になつた。	明幸自在大菩薩
16. Y.N 男 53		32 40 気持の支え、生活の目標をつかむため	事故死した母の弟の笠	九 夫は普通になつた。	九 夫は普通になつた。	九 夫は普通になつた。	正慶自在大菩薩
17. Y.M 女 70		32 63 息子のこと。	十 夫の贈け草、謵費、田を売つたりした。	十 先祖の祭りが不充分だった。	十 先祖の祭りが不充分だった。	十 先祖の祭りが不充分だった。	慶樹自在大菩薩
18. Y.K 女 50		32 35 夫の贈け草、謵費、田を売つたりした。	十一 実師が病弱などを助けるため。	十一 災難がない、少しきらいの病気は治る	十一 災難がない、少しきらいの病気は治る	十一 災難がない、少しきらいの病気は治る	信幸自在大菩薩
19. J.N 女 47		32 33 夫の贈け草、謵費、田を売つたりした。	十二 飼いていたが徹夜作業がつらくてやめ遊んでいた。	十二 心の支ができた。以後随き順調。	十二 心の支ができた。以後随き順調。	十二 心の支ができた。以後随き順調。	明勝自在大菩薩
20. I.K 男 34		33 21 娘の病気。因縁の病気で治つなかった。	十三 先祖が告武士で人を切つて死んだ。	十三 先祖が告武士で人を切つて死んだ。	十三 先祖が告武士で人を切つて死んだ。	十三 先祖が告武士で人を切つて死んだ。	命明自在大菩薩
21. T.I 女 85		33 70 娘の病気。因縁の病気で治つなかった。	十四 生靈だった。だれのかは絶対にいえない。	十四 娘はよくなり娘に行つた。	十四 娘はよくなり娘に行つた。	十四 娘はよくなり娘に行つた。	わすれた。
22. I.M 37		36 27 流產した。	十五 何もない。方角が悪かった。	十五 さっぱりした。その後子供がさづかった。	十五 さっぱりした。その後子供がさづかった。	十五 さっぱりした。その後子供がさづかった。	
23. I.H 女 71		36 61 夫が心臓弁陥症	十六 借りている土地に昔から放置してあった船荷。	十六 变りない。息子の病気よくならない。	十六 变りない。息子の病気よくならない。	十六 变りない。息子の病気よくならない。	直幸自在大菩薩
24. I.Y 女 70		36 63 息子2人が精神病。	十七 自分のわがまま。	十七 気の持ちようだと思うようになる。	十七 気の持ちようだと思うようになる。	十七 気の持ちようだと思うようになる。	正光自在大菩薩
25. I.M 女 46		36 36 姉がきびしい。自分は土地の人間でないので。	十八 不 明	十八 変りない。息子の病気は治らない。	十八 変りない。息子の病気は治らない。	十八 変りない。息子の病気は治らない。	不 明
26. I.Y 男 73		38 64 息子2人が精神病。	十九 中山の竜神が体を震るためについた。	十九 体に元来丈夫である。	十九 体に元来丈夫である。	十九 体に元来丈夫である。	正經自在大菩薩
27. K.N 女 62		38 53 親族の斬新を見に行くて愛に胸を打つた。	二十 何もない。	二十 自分の久持が空つた。夫にからまでも腹を	二十 自分の久持が空つた。夫にからまでも腹を	二十 自分の久持が空つた。夫にからまでも腹を	孝順自在大菩薩
28. I.K 女 51		38 44 夫の酒ぐせが悪い。家族にあたり散らす。	二十一 何だからわからない。	二十一 子供はその後元気である。	二十一 子供はその後元気である。	二十一 子供はその後元気である。	まだもらわない。
29. I.Y 女 32		39 24 生れた子供が陽器茎になつた。	二十二 何だからわからない。	二十二 嫦にきてトラウルもあつたがきりぬけた。お産も無事。	二十二 嫦にきてトラウルもあつたがきりぬけた。お産も無事。	二十二 嫦にきてトラウルもあつたがきりぬけた。お産も無事。	正經自在大菩薩
30. Y.I 女 25		42 21 結婚するので。先方は親も兄弟も同居で大変だううと。	二十三 きかれなかつた。	二十三 気持が樂になつた。子供も物事わかるようにになつた。	二十三 気持が樂になつた。子供も物事わかるようにになつた。	二十三 気持が樂になつた。子供も物事わかるようにになつた。	正經自在大菩薩
31. I.K 女 37		44 33 子供の火いたすら。2階で炊煙管を燃した。	二十四 流產したことあり、それが子供に障つた。	二十四 気持がよくなつた。夫は勤いでいる。	二十四 気持がよくなつた。夫は勤いでいる。	二十四 気持がよくなつた。夫は勤いでいる。	まだもらわない。
32. M.C 女 36		45 35 夫がぶらぶらして脚かない。	二十五 心の迷い。	二十五 わからなら、人からきいて、よいことだといわれたから。	二十五 わからなら、人からきいて、よいことだといわれたから。	二十五 わからなら、人からきいて、よいことだといわれたから。	まだもらわない。
33. I.K 女 31		45 29 特になし、人からきいて、よいことだといわれたから。	二十六 わからなら、生まれたとき罪障をもつてきた。	二十六 わからなら、生まれたとき罪障をもつてきた。	二十六 わからなら、生まれたとき罪障をもつてきた。	二十六 わからなら、生まれたとき罪障をもつてきた。	正健自在大菩薩
34. E.C 女 37		45 36 自分のせい隠袋	二十七	二十七	二十七	二十七	

る。しかしいづれも終ったあとは“さっぱりし”，“ほっとし”，“つかえがとれたような気持”，“すーといい気持になり”，“ありがたい気持”になっている。発言，その後の問答については全て“自分で言うのではなく自然と出てくる”という。“口から自然と出る”，“罪障がしゃべる“ことばがすらすら出る”という。これはうすうす覚えている人達でも同様である。終るときは“手がピタッとおさまって我にかえる”。そして“ありがたくて涙が出る”という。催眠的法悦というのかもしれないがカタルシスともいえよう。これは障りとの関連で検討してみたい。

(ii) 障りについて

上人によれば障りになるものにはいろいろある。ひと口に因縁罪障といわれるものである。具体的にはキツネ，犬，蛇などの動物，人間の生靈，死靈などもある。神様が障りをすることもある。お稲荷さん，海神，守護神も障りをする。これらはたいてい本人のこれまでの生活，あるいは先祖の行為とどこかで関わりをもっている。たとえば殺した蛇，先祖が武士で人を切ったこと，近所の人のねたみ，のろいなどである。先祖そのものが障りになることは少い。というのは先祖の本性は家の者を護っていこうとすることであるからである。家の者が先祖の祭りを怠るといましめのために障ることはあり得る。何とも名のつかない障りもある。邪念あるいは悪霊が凝結し，迷ってたまたま當人に障ったと考えられる。お檢べのとき“理由は何か，迷ってか”と問うのはこのためである。理由もなく迷ったという場合はそれ以上の詮索はしない。上人は自分は悪霊の戸籍調べはしない，目的は消滅させることでありこの方が大切であるという。精神療法やカウンセリングをする人の心構えに通じるものがある。

(iii) お消滅に行った動機

動機はいろいろある。“息子のヒロポン中毒，それに伴う浪費”というのが2例あり当時の社会環境を反映するものとして興味がある。

動機をa. 自分に関わることとb. 自分以外の者たとえば家族，家，肉親などに関わることに分けると男では5人のうちa. 自分に関する

ことのものが2人，b. 家族に関することが2人，C. 自分を含めた肉親のことが1人である。家族に関することは2人とも息子に関することがある。

女ではa. 自分のことが8，b. 家族や肉親，家に関することが18である。その内訳は子供が10，夫が5，実家の姉1，姑との人間関係1，原木山と深い関係をもつ家の嫁であるから1である。特に動機はなく，単なる興味，ばくぜんとよいことを期待してが3人であった。女では家族に関することが自分のことよりもはるかに多い。

お消滅に行った動機と障りとの関わりは必ずしも論理的に理解できないし一貫性も認められない。

動機と関連して，お消滅するということが部落の中での通過儀式的なものであるかどうかたしかめた。結果はそれほどの意味はないということであった。たとえば部落の外から嫁に来たような場合でも別にお消滅しなくてもよい。他から嫁いできた人で姑と折合の悪いという人が消滅でもしたならばということできているがこれも強制的，義務的なものではない。

(iv) お消滅の結果

お消滅の結果はだいたいよい。子供がまじめになった，胸の痛みがとれた，夫は死んだが自分は丈夫でいる，事故をおこしても被害が少ない，はては金がたまるようになったというのもある。気持がかわって腹を立てなくなったというものもある。変りないというのもある。この中には精神障害者をもつ家族もある。

4. 考 察

最後にまとめて精神衛生との関わりにおいて考察してみたい。

まづ第1はお消滅のプロセスが一つの民間精神療法と考えられることである。その方法は催眠法によく似ている。そしてお消滅をした人はカタルシスを体験したことになる。

第2はお消滅ということが原木の人の生活にきわめて自然にとけこんでいるために何かがあると原木山が頭に浮び，お檢べをうけることに抵抗がないことである。

第3は原木山の教義である。全ては当人のせ

いではなく因縁罪障のせいである。したがって問題が当人の怠惰によることであったり反社会的行為である場合でも当人を直接責めたり批判したりはしない。あくまでも因縁罪障に罪を認めさせ、悔い改めさせ、改める約束をさせる。

第4は上人の言うところの因縁罪障の戸籍調べはしないということである。たとえば人のねたみが障っているというような場合、ねたんでいるのはどこのだれかとか何をねたんでいるかななどの詮索をしないということである。前任の上人はお検べでそこまで言わせたが必ず“うらむなよ”といっていたという。精神医学の臨床でときに病気の原因は何かということよりどうしたらよいかをまづ考えようという場面が出てくるがこれに近い。

第5は因縁罪障に“改めます”と約束をさせることである。そして何日までに治すと日限をきって約束する。これは契約である。また一つの暗示でもある。それも因縁罪障が言っているとはいえしゃべっているのは当人なのだから自己暗示といえる。酒癖の夫にからまれても腹を立てなくなつたなどがよい例である。

第6は因縁罪障といふいわば諸悪の根源が一転して守護神となるということである。これは論理の飛躍でありまさに宗教的転換である。悪は悪でなかつたのである。どのような悪も改めることができるとし改めれば悪ではなくなるのである。

第7は守護神をいただくことの意味である。守護神となつたのであるから以後祭らなければならぬ。怠ってはいけない。怠ればいつまた悪さをするかわからないのである。お消滅のときの心境は必然的に再確認され持続するようになる。

最後に少しく今日的意味を考えれば今日人間は祈らなくなったといわれ、日本人は無宗教であるといわれるが、消滅し、守護神をいただくことで祈る対象を与えられたといえるであろう。動機から考えればお消滅したことで一応目的は達せられるはずである。そこで守護神をいただくということは祈る対象を求める気持とも考えられる。そして守護神をいただくことはずっと祭

るという意志の表れでありこれは自分自身への契約である。一つの修身法とも考えられるのである。

現在まで原木山は一村の壇那寺として地つきの人の信望をあつめてきた。原木の地つきの人は生れたときから太鼓の音をきいて育ち、お消滅した人は家族にも近所にもいて、自分もいつかはいくものと考えていた。原木山はこれまで地域の精神的支えとなりまた現実に求めに応えてきていた。しかし今後は地つきの人は少くなり来住者が増え生活環境も変化していく中で今までのような役割を維持していくかどうか簡単には推測できない。

5. 事例

事例 I

I. K 女 51才 婚入 消滅44才 家は地つき、農業

消滅に行ったのは夫の酒ぐせが悪いため。夫は結婚後2年で兵隊にとられ北支へ行った。そこで強い酒をのみはじめやめられなくなった。酒びたりになり家族に当たりちらす。夫に消滅させたかったがいやがった。

本家（日淳の出た家）の嫁にすすめられた。夫は大反対だったのでかくれて行っていた。

参籠し、3時には起きて拝みっきりで拝んだ。助題はS家の夫婦。2日目で手先がみえてきて6日目にお検べ。明日はご法座に出るという前日、体の中がからっぽになったようにすうとした。夢に本家の年寄りが出た。これはお消滅できると思った。

お検べのとき苦しくはなかった。改めますといえと10回ぐらい促されてから発言した。いろいろきかれたが覚えていない。何も障っていなかつた。父ちゃんの酒を何日でやめさせるかときかれ10日でやめさせると答えた記憶がある。

守護神は2、3ヶ月経つてからもらった。「南無直幸自在大善神」という。身がわりになってくれるので願いごとがかなう。大事にするようといわれた。

その後自分の気持がかわった。夫にからまれても腹を立てなくなり落ちついた。それまでは“キモいれて”ぶっ殺しちゃおうかと思つたり

もした。夫もいくらかおとなしくなって物を投げたりしなくなった。しかし死ぬ1, 2年前にはアルコール中毒になり医者にいわれてやめたらよくなった。そのあと1合ぐらいなら良いといわれてまた飲みはじめ結局脳出血で死亡した。本人が消滅すればよかったのだ。自分も田が忙しくなり拝み続けられなかつたので大した効果がなかつた。朝晩でも行けばよいのだがと思う。

守護神は親達の守護神と一緒に神棚に祭つてある。夜はお灯明、1日15日にはお榊をあげる。普通に祭つてゐる。

事例2

I. S 女 65才 地つき（婿とり） 消滅47才 燃料、食料品小売商

子供の頃からいづれ何かの時には行くものと思っていた。村の娘は他にすることもないのでよく皆で寺へ手伝いに行つた。当時は200人から300人の参籠者がいた。自分は若いときから通つて太鼓をたたいてゐる。現在も夜7時から8時30分の夜のおつとめに行く。

お消滅を行つたのは二男の金遣いが荒いためである。中学卒業前後で、家の金を持ち出していた。夜のお勤めだけに通つた。お勤めのあと鬼子母神などにお百度参りをし、お消滅できるよう心懺悔し、願をかけた。懺悔は心の中で祈ることである。

1ヶ月目に手先がみえてきて、それから2日後にお検べをうけた。そのときのことはうすうす覚えている。障りは心の迷であった。子供に障っていた。3年前から原本で障っていた。理由はなかった。「改めて」実行できるかときかれ、「できます」とくりかえし答えた。

守護神は3ヶ月たつて信仰する気持になつてからいただいた。名は「信徳慈大大善神」

懺悔してさっぱりした気持になつた。心の洗濯である。そのときの気持は一生忘れない。息子も一応おさまつた。本当は本人がお消滅しなければならないのだかいやがつてしまつた。しかしその後も毎日こうやって家族が配達の車を運転していくてもけがもせずにやつていられるのだからご利益だと思っている

守護神は家にある稻荷と一緒に祭つてある。灯明、お榊、ご飯をあげている。4月17日にお消滅したからその日が守護神の命日である。だから毎月17日には特にお供物などする。また2月19日は千願陀羅尼の日で守護神の祭りの日なので寺で行事があるので手伝いに行く。

事例3

K. U 女 64才 婚入 消滅44才 家は地つき、以前はシ尿問屋現在肥料商（この例は前後6回消滅している。そのうち1回目、3回目について。）

1回目 昭和27年、長男が17才でヒロポン中毒になつた。良い金になるということできそわれて食用ガエルを取りに行つてゐた。夜取りに行くので睡くなる。それで使うようになった。普通の様子でなくなってきた。ポカンと一点を見つけていた。気が荒くなつた。金を持ち出し、米まで持ち出すようになった。医者は入院をすすめた。2, 3ヶ月で治るといった。しかし医者にかかると名前がわかつてしまうと夫は言う。近所の人は原本山へ行くことをすすめた。おかげで必ずよくなる、病院に入れたら生きて帰れないといわれた。しかし頭の具合の悪い人が原本山へ行くということを知つていていたせいいかえつて面よごしになると反対した。夫と相談し、まず夫が1週間で消滅した。夫には生れたときからの自分の罪障がでた。ひき続き自分が行つた。2日目で手が出て6日目にお検べをうけた。

お検べでは自分の思っていないことがすらすらと胸に浮んできた。あとで「聞き人」の叔父にきいたのだが家の罪障が出た。つまり、夫の母は継母であった。その人は前夫と子供4人をおいてきた。夫の父も妻（つまり夫の母）を追い出して一緒になつた。つまり夫の父も継母も人を泣かせていた。その罪業が障つてゐた。このときまで自分は姑の素性を知らなかつた。

6ヶ月後に息子は働き出した。

その後昭和38年長男29才のとき長男が原本山へ行つた。このときは長男はノイローゼだった。働きに行かなくなつた。つまらないことを考えて消極的になつてゐた。車を運転して外へ出るのが

こわいという。人前に出るのをいやがり、ついに原本山へも行くのをいやがった。結局精神科の病院に入院した。6ヶ月入院した。退院後働いている。毎日は出でないが一応会社組織の店の次長になっている。その後事故をおこしたが被害は少くてすんだ。

3回目 昭和42年、二男19才のとき、勤めていたが元気がなくなった。食欲がなくなってきた。あちこち病院へ行ったがどこも悪くないという。一軒で肋膜炎だといわれた。本人は肺病なら自殺するといいだした。それで本人は入院させ自分が消滅に行った。

障りは二男の友人が小学校5年頃に殺した家の蛇であった。家は何代も続いた古い家で稻荷と守護神が祭ってあった。そこに蛇が棲んでいた。夫の父が死んだとき姿をあらわし、繼母が倉に帰れといったらどこかへ行ってしまった。二男が5年のときまた出てきて倉の籠の中でとぐろをまいていた。それを友人が殺して川に捨てた。自分は川に捨てる瞬間をみてぞくっとした。(この友人は後に精神病になった。)

手先でその蛇が障っていたことがわかった。障りは子供には障れないで19才になるまで待っていたといった。その場で子供を殺そうかと思ったが懺悔させようとして殺さなかったといった。

二男は退院してから消滅を行った。以後普通に働いている。

事例4

K.K 男 79才 地つき 消滅63才 農業

あまりよいことがないので行った。二男が一寸見は大人しいのだが金を使って親のいうことをきかない。家の金を持ち出した。

母親が消滅していた。30代のときにその守護神を川に流してしまった。何の気もなくはづみですでてしまった。その後良いことがないので(親の代まで居た家を出なければならなくなつた)勧請札(守護神の名をかいた紙)を戻したいと思っていた。親を流したから親として泣かされるのだと思った。自分は気まだからやつた方がよいと思っていた。

家から通った。寒いときで妻が夕方餅などを

焼いて運んだ。

手先がみえてきたのは2週間目ぐらい。そのあとでお消滅したが1ヶ月はからなかった。

これといって障りはなかった。強いていえば神様の障りで親の守護神を流しながらだとご前様にいわれた。息子は悪い友人がいて金を使っていた。

守護神を守れます、守れますと言った。守護神は「南無顯正自在大善神」という。

二男は植木職人をしていたがその後姉の嫁ぎ先の中華料理屋の手伝いをするようになりよくなつた。結婚もした。その後防衛庁に勤めたが3年前事故死した。勤めの帰りに大きなバイクに後からひかれた。外傷は何もないのに脳内出血でかけつけたときは人の見境もなくなつた。

事例5

K.N 女 62才 地つき 消滅53才 家は水道工事請負業

消滅は自分のけがのため。親戚の家で新築したので棟上げに手伝いに行った。銭や餅を投げたのでそれを拾おうとして横に出ていた木に胸の下を打ちつけた。トクホンをはつていたけれど1日おいて原本山へ行った。自分は体は強いがよくけがをする。ころんだり屋根から落ちたりする。

ひまなとき寺に行っていた。朝食の後かたづけをして寺に行き昼食つくりに戻ってきた。また寺へ行き夕食つくりに戻ってきて食べてから出かけ夜は8時ぐらいまでお題目した。

3, 4日目に手がみえて1週間で消滅した。消滅のとき手は上にあがってうずまわっていた。改めますと言ったがそれを言うまでが苦しかった。問答で自分では何を言ったか覚えていない。あとで後座の人が教えてくれた。中山の竜神がついていた。当人の体をまもるためについたといったそうだ。自分では竜神に思いあたりはない。

守護神の名はどんな字だったか忘れたがちゃんとまつてある。毎日朝晩お明りをあげ水とご飯をあげてお題目をあげている。

消滅したあと別に変わったことはない。体は昔から強かった。ただ生活は前には苦しかったがだんだん安定してきた。

事例6

I. K 女 31才 婚入 消滅昭和45年、29才
夫は地つき薦職

お消滅の動機は特別はない。人からきいてお消滅したいなと思っていた。実家でお稲荷さんを信仰していた。

子供は実家にあづけて通った。朝4時から夜8時まで拝んだ。助題は近所の人になつてもらった。

2日目から体が動いた。9日目に手先に罪業がでた。11日目にお検べをうけた。

お検べのとき、言っていることは自分ではわからない。頭では（罪障が）出てくれた方がいいと思っていた。出なければまたやらなければならない。苦しい、自分とのたたかいの連續の11日間であったから。最初はうなっている。それから突びょうしもない声が出る。

障りはよくわからなかった。ご前様は追求しなかった。問答は次のようであった。ご前様「気ままがついたのか」、障り「はい」、ご前様「ど

こでついたのか」、障り「浅草で」、ご前様「これからはI.Kの御守護神になって守ってやるか」、障り「はい」。

浅草に心あたりはない。理由もわからない。浅草橋の問屋にいたことがあるのでそのときついたらしい。

守護神はもらっていない。もっと拝んでからもらう。

蔭祈禱を夫の無事のため月に1回してもらう。夫の仕事のためである。

その後特別に何事もなく過している。何かのときに「南無妙法連華経」とすぐなる。お消滅の体験が心のよりどころとなっていると思う。生活の一つの区切りとなった。

尚お検べのときお検べをうける人は「聞き人」を伴っていくことができる。聞き人は、お検べでの問答の内容に自分で覚えがなく思い出せないことが多いので自分の代りに聞いておいてもらう人のことである。自分に障っている因縁罪障が何をしゃべり出すかわからないので、聞き人は身内でも他人でもまづ信頼のおける人がえらばれる。

記

この研究にあたっては終始深い理解を示され、ご高齢にもかかわらず数回にわたる面接に快く応じられ懇切にお話をいただいた原木山日勇上人に深く感謝し、ご健康を心から祈るものである。

なお調査にあたっては下記の方々のご協力を得た。記して感謝の意を表する。
橋口穹枝(埼玉県精神衛生センター、もと精研研究生)、故亀井慈子(もと精研研究生)、中町美佐子(もと精研研究生)

(斎藤和子)

社会測定論序説

—— その理論と資料 ——

和田 修一

目 次

まえがき

第三章 社会測定

第一章 序論(経済学におけるマクロ分析)

3. 1節 社会システムの測定

1. 1節 経済学におけるマクロ理論

3. 2節 社会指標

1. 2節 経済循環と社会会計

おわりに

1. 3節 経済システムのマクロ分析の 要約と特性

主要文献

第二章 社会的資源処理

資料 1

2. 1節 社会的資源処理

資料 2

2. 2節 社会的資源処理のマクロ理論

まえがき

この論文の目的は、社会システムのマクロ分析の理論について考察することである。

まずわれわれがこの論文の中で依って立つ基本的な考え方を明らかにしておく。

われわれは社会システムを「情報・資源処理」のシステムとして抽象化する。すなわちわれわれが設定する最も基本的な仮定は、「社会システムは、その情報処理のシステムによって制御された資源処理のシステムである」ということである。⁽¹⁾ その中でも特にわれわれは、その資源処理システムのシステム総体の（すなわちマクロ的な）構造を把握することを目指す。

ところで社会システムを情報・資源処理のシステムとして把握し、かつそのマクロ的な構造分析を行なうという方法論は、そのそもそもの発想の原泉は、経済学からのアナロジーにあることは否定できない。事実われわれのこの論文における分析方法は、その多くをマクロ経済学の分析方法論に依拠している。しかし社会システムを情報・資源処理のシステムとして把握するための経験的根拠は存在するのもまた事実であるように思われる。そこで、次にわれわれが社会システムを情報・資源処理のシステムとして抽象化する際に立脚している経験的根拠について述べることにする。

まずわれわれは、われわれが日々日常的に嘗む「生活」という事柄に注目しよう。ある個人（あるいは家族）の生活とは、その個人（あるいは家族の成員）の「欲求充足の行為のシステム」である（森岡清美「家族周期論」1972, を参照）。ところでそのような欲求充足の行為とは如何なる行為であろうか。ある主体がその欲求を充足するためには、そのための客体が必要である。したがって欲求充足の行為とは、そのような客体の獲得とその費消であると言いうるであろう。ところで、個人の欲求構造は極めて複雑

な多面性を有していることを考えれば、そしてまた欲求充足の客体となりうる社会システムの素材（すなわち社会的資源）が本来的に稀少であることを考えれば、欲求充足の客体の獲得は他の主体との間でのある一定の関係パターン（例えば、協同関係、交換関係、あるいは支配関係）を形成することによって獲得しうる。したがってどのような関係パターンがどのような条件の下で主体間に成立しうるのか、ということが社会システム分析の1つの分析方法論である。そしてこの分析方法は、社会システムを情報・資源処理の体系と見做した場合の、ミクロ分析であると規定することが可能であろう。その理由としては、次のようなアナロジーに立脚した説明が可能であると思われるからである。すなわち、経済的な資源処理の分析において、経済市場の分析は一般にミクロ分析方法論として位置づけられるが、その場合の経済市場を構成するそれぞれの主体間の市場を媒介とする経済的な取り引き関係は、先に述べた社会システムの構成主体がその欲求充足の客体を獲得する際に形成する社会関係の1つの特殊ケースと考えられるからである。

ところで、経済上の取り引き関係が、社会システムにおける社会的資源の移転（この場合には、各主体間の相互移転である。）を可能にする社会関係の1つの特殊なパターンであるとすれば（もっともそれは、社会システムの資源処理を機能的な視点から把握した場合には、社会システムの資源処理様式の中で最も支配的な資源移転の様式ではある。）、それでは社会システムの中には、その資源移転を可能にするような関係パターンには、経済市場を媒介とする関係パターン以外には如何なるものが存在するのであろうか。そしてまた、そのような関係パターンが社会システムの中で複数存在するとすれば、社会システムのある一定の社会関係による資源処理のパターン相互の間には、社会システム総体としての資

(1) 情報・資源処理システムに関しては、吉田民人『情報・資源処理パラダイムの構想』1974、現代社会学1号：1-20、並びに同『社会変動の一般理論』1974、現代社会学講座第1巻「理論社会学」PP.189-238を参照されたい。

源処理をめぐって如何なる相互連関々係が存在するのか。

以上のような間に解答を見出すことが、マクロ社会学である。

ところで、そのような社会関係を考察する場合に鍵概念となるのが、「制度化された社会関係 (institutionalized social relationships)」という概念である。一般に社会関係は、その関係性を規定する社会的価値が、その社会関係を構成する大多数の主体に共有された時「制度化された」といわれる。(したがって、社会的価値の複数の主体による共有ということがある一定の文化的背景を基礎として行われるということを考えれば、如何なる社会関係がある社会システムの中で制度化されるかは、その社会システムを取りまく文化に相対的である。) そして社会システムの中で、ある一定の文化を背影として制度化された社会関係をわれわれは、「制度 (institution)」と呼ぶ。

ところで、そのような社会制度は、ある一定

の資源処理パターンによって特徴づけられた社会システムの資源処理のセクターであると考えられるから、われわれの言う社会システムのマクロ分析とは換言すれば、その社会システムの諸制度間の相互連関分析である。(このような社会システムのマクロ分析の特質を具体的に表わす事例としては、2.2節の中で述べられる Smelserモデル、Colemanモデルを参照せよ。)

最後にわれわれは、次の事柄を指摘しておきたいと思う。それは、マクロ社会学という研究領域は社会学の中でも、科学的体裁を取り始めたのは比較的新らしい。したがって、われわれの分析も極めて初步的な段階に留まらずを得ない、ということである。尤もマクロ社会学という分析方法を積極的に主張する業績も出始めている。例えば、Etzioniの力作Active Society (1972) はその代表であろう。しかしいずれにしても、この分野はその発展を今後に期待される分野ではないだろうか。⁽²⁾

(2) Peter M. Blau の Power and Exchange in Social Life (1964) も、社会システムのマクロ変数 (Blau のタームでいえば、emergent properties) を、マイクロな日常生活の中の相互作用 (社会的交換) の中から導き出すことを意図したものである。

第一章 序論（経済学におけるマクロ分析）

われわれが「まえがき」の中で述べた如く、この論文の目的は一言で表現すれば、社会システムをマクロ的に分析する分析方法論を議論することである。

ところで、社会システムのマクロ分析の方法論には、それが経験科学の一分野であることを考えれば、次の2つの分野に大きく分けて考えることができる。すなわち、社会システムのマクロ理論を目指す「理論的」分野と、その理論の経験的妥当性を検証する「実証的」分野である。このような事柄は、経験科学に携わる者にとっては実に初步的な常識であるが、社会科学におけるマクロ分野の研究においては、次のような1つの特殊事情が生じてくる。

すなわち、社会科学のマクロ分野においては一般的に、理論の検証方法として実験的方法を（少くとも意図的に）採用することは困難である。したがってそのような場合には、調査から得られる統計的なデータが、分析資料となるわけだが、社会システムのマクロ分析を可能とするためには、極めて大規模な統計調査が必要であることは明らかであろう。ところでそのような大規模な統計調査は、私的な集団（例えば、研究者の任意的な集団）の能力によっては行いえないのが一般的である。すなわち、そのような大規模な統計調査を可能とするためには何らかの政治権力を背景とした行政主体による調査でなければならないであろう。そしてまたその調査が継続して行われるためには、その調査対象となる一般市民、あるいは集団・組織の協力が必要であることは当然であるが、一方その調査の実施と結果の公表等に関する制度化される必要がある。

ところである特定の理論（たとえそれが、如何に特定の利害関心から自由なものであっても）に基づいて、ある統計調査に関する手続きが制度化されるということは、社会システムの構造

に対して新たな1つの要因が付け加えられることと同義である。というのは、仮りに統計調査によってもたらされるデータは、社会システムの構造を正確に把握したものであるとすれば、そのような統計データは、社会システムのそれぞれの構成主体にとって「情報資源」としての機能を持ちうるからである。この事は例えば次のような事例によって説明することが可能である。

経済システムに関する統計データ（経済統計と呼ばれる）は、社会システムに関する統計の中でも現在最も完備されたものであるが、このような経済統計は行政レベル、あるいは分析・研究レベルで使用されるばかりではなく、例えはある企業が事業計画を設立する場合にも当然使用されていると考えなければならない。したがって経済システムに関しては、自由競争を保証するためには、経済統計はすべての経済主体にとって平等に利用可能でなければならぬであろう。

しかしこのような統計資料は、社会システムのすべての主体にとって資源となるわけではない。すなわち、同一の統計が、社会的位置(position)の異なる2つの主体にとって全く相反する機能を持ちうるのである。例えば、社会福祉事業を効率的に行なうためには、ハンディキャップを負った人々(handicapped persons)の実態を把握することが必要不可欠であるが、しかしその場合には、調査を実施する主体と調査の対象になる主体との間では、その統計に対する認識がかなり食違う可能性が生じる。

要するにわれわれは、社会システムのマクロ分析に関する議論を行う場合、次の事柄に注意しなければならない。すなわち、われわれが社会システムをマクロ的に、かつ計量的に把握する場合に必要な社会統計の体系は、社会システムにおける1つの制度の産出物（アウト・プッ

(1) 今は、「効率的に」という概念がどのような事柄を意味するかについては説明しない。

ト)である。⁽²⁾したがってそれは社会システムの構造(特に情報処理構造)を規定する1つの要因である、ということである。

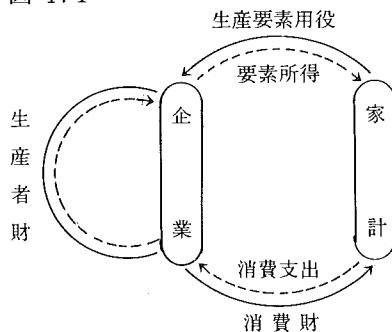
ところで社会システムのマクロ分析の中で最も完備しているのは、言うまでもなく経済システムのマクロ分析である。したがって、われわれはまず、次章以降の議論に対して、その手掛りを得る意味でマクロ経済学の理論を概観することにする。⁽³⁾

1.1節 経済学におけるマクロ理論

まずわれわれは、国民経済における「経済循環」に注目しよう。

経済循環とは、経済学において抽象化された、社会システム総体の資源処理のパターンである。即ち、その資源処理のパターンとは、主として市場において行なわれる経済交換によって媒介される、財貨・サービスの生産と消費として抽象化される資源処理のパターンである。したがって、最も単純な経済循環のシステムは、財貨・

図 1.1



小泉進・建元正弘「現代経済学4 所得分析」
1972 PP. 17より引用。

サービスの生産主体(企業)とその消費主体(家計)によって構成される。今、家計については、家計は消費の主体であって、全く生産の主体ではない、という仮定を置けば、経済循環は、図1.1の如くに表わされる。

さて、このように抽象化された資源処理は如何なる特性を有するであろうか。

まず最も特徴的な事柄はいうまでもなく、資源処理が市場のメカニズムによって行なわれるということである。市場とは換言すれば、価格の形成機構である。したがって、経済交換においては、各主体は市場によって決定された価格に基づいて、財貨・サービスを交換する。各財の価格(均衡価格)は、それぞれの財に関して、その需要と供給が均等する(市場均衡)ことによって定まる。そしてその均衡価格は経済システムに対して、資源配分に関して、効率的な配分(パレート最適性)をもたらす(厚生経済学の基礎定理)。

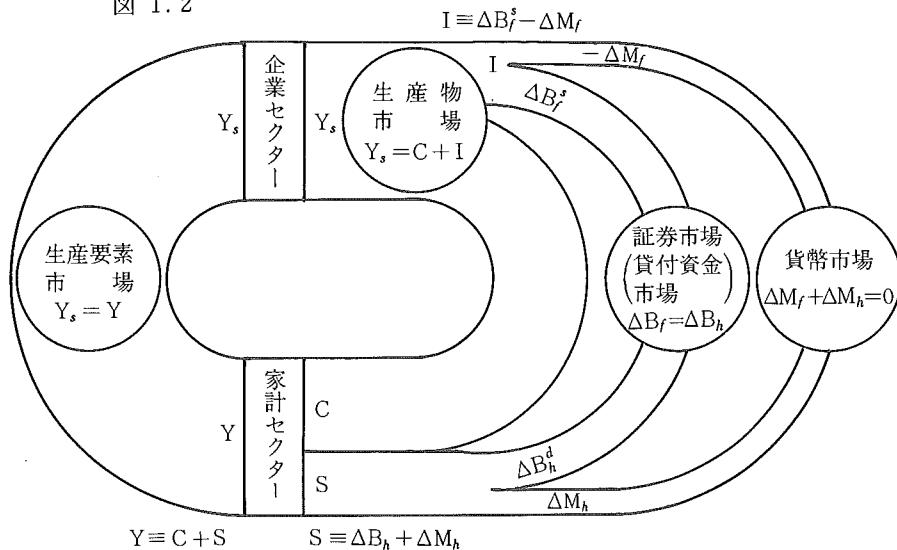
ところでこのような経済市場に関しては、経済システム全体に対しては、次の4つの経済市場が考えられている。すなわち、「生産要素市場」、「生産物市場」、「証券市場」、そして「貨幣市場」の4者である。生産要素市場とは、財・サービスの生産に対して必要な生産要素に関する、売手(家計)と買手(企業)の間の経済取引きの場である。生産物市場とは文字通り、企業によって生産された財の取り引きの市場であるが、売手は企業であり、そして買手は企業と家計である。証券市場と貨幣市場もまた、企業と家計をその構成主体とする経済財(貸付資金・貨幣)の取り引きの場である。ところでそれら4つの経済市場によって構成されるマクロ的な経済循環は、図1.2の如くに表わされる。

(2) 現代社会において統計調査の実施手続きが制度化されていることは、統計法が存在することによって証明される。

(3) 但し、この章でわれわれが述べようとする事柄は、マクロ経済学理論の総体を描写するものではない。われわれの意図はあくまでも次の事柄に限定される。それは、第二章以降でわれわれは社会システムのマクロ分析における3つの分析方法論である「社会システムのマクロ理論」、「マクロ的計量分析」そして「社会統計」について議論するのであるが、その議論の基礎付けとして経済学における「マクロ経済理論」、「マクロ的計量経済分析」そして「経済統計(社会会計)」について、それぞれの連関々係を検討する、ということである。

(4) すなわち、マクロ・レベルの経済システムということと同義である。

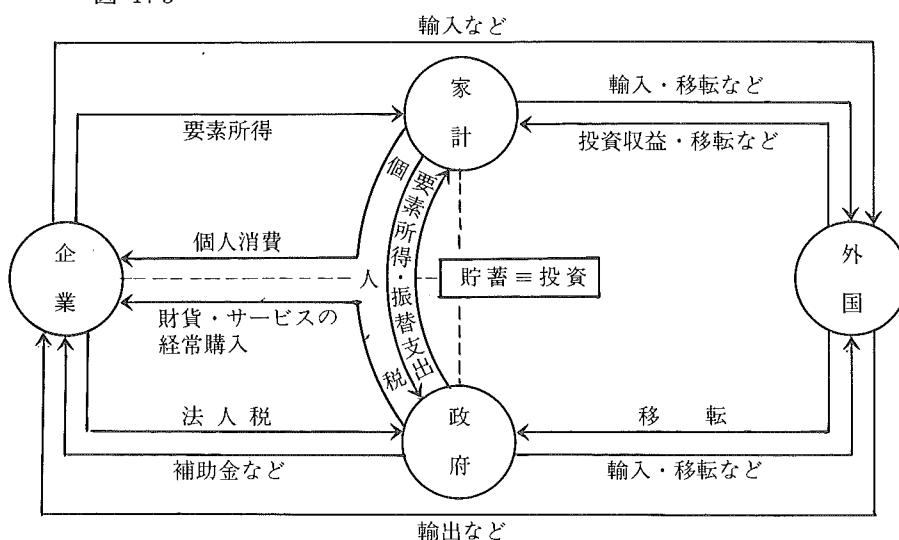
図 1.2



小泉進・建元正弘 op., cit. PP. 25 より一部修正して引用。

(注) 記号の意味に関しては、表1.1と表1.2を参照されたい。

図 1.3



小泉進・建元正弘 op., cit. PP. 26 より引用。

あるいは、その経済循環のモデルに、他に2つのセクター、「政府」と「外国」を加えれば、その場合の経済循環のモデルは、図1.3の如くである。

ここでわれわれが強調しておきたい事柄は次の如くである。すなわち、マクロ経済理論とは、それら4つの市場の間の相互連関を分析する（あるいは、描写する）理論であり、かつその理論は、図1.1あるいは図1.2によって表現される財の循環様式を前提として建てられている、ということである。そしてまた、次節で述べられる社会会計は、このような経済循環を計量的に把握するための経済統計の体系であり、かつ1.3節の中で述べられる計量的な経済モデルの1つである産業連関分析もこの経済循環を基礎にして形成されている。要約すれば、マクロ経済分析とは、経済財の循環の構造を理論化し（マクロ経済理論）、その構造のそれぞれの構成要素を統計的に把握し（社会会計）、そしてその構造を検証し、かつその構造のアウト・プットを予測する（計量経済学）、そういう分析方法論であるということができるであろう。したがって、そのようなマクロ分析が可能であるためには、まず社会システムにおける社会資源の循環様式が明らかにされなければならない。

I. 2節 経済循環と社会会計

われわれは前節の中で、マクロ経済学において抽象化されている資源処理のパターン（即ち、経済循環）を示したわけだが、この節においては、そのような資源処理の活動が如何にして計量的に把握されるのか、ということを示そうと思う。

まず社会会計(social accounting)は次の3つの基本概念より構成される（中山一郎編「統計学大辞典」、1965、東洋経済新報社；VI 経済統計 PP. 651）。即ち、

- (1) 経済取り引きの主体の集まりを定義する「部門」(sectors),
- (2) 経済主体の集まりの経済活動を分類する「勘定」(accounts),
- (3) 「勘定」の内容となる取り引き主体の集まりの間の「取り引き」(transactions)の3者である。

その3つの基本概念をわれわれの経済循環の枠組と対応させてみよう。まず、社会会計の「部門」は、図1.3との対応からすれば、(i)家計、(ii)企業、(iii)政府、そして(iv)外国の4者である。

各部門間の取り引きを最単純形で表わしたのが表1.1である。したがってそこには、家計と企業の2部門しか表わされていない。そしてそれに基づいて、企業と家計のそれぞれの4つの勘定体系並びにそれらの間の取り引き勘定に基づいて表わした経済循環の勘定体系が表1.2である。表1.2が、図1.2で表わされた経済循環のモデルに基づいていることは明らかである。

それぞれの部門の経済活動を表わす勘定体系には、(1)生産勘定、(2)処分勘定、(3)資本形成勘定、そして(4)外部勘定の4つが存在する⁽⁷⁾。

さてここで特に重要な事柄は、表1.1のような各部門間の取り引きが、後に示す表1.4のような国民所得（システム全体の経済活動を表わす）の行列表示の基礎を提供し、かつその行列表示が産業連関表へと構成されていく、ということである。

そしてまたわれわれは、次の事柄を指摘しておきたい。それは、G・N・P（あるいはN・N・P）はある社会システムにおけるトータルな経済活動（換言すれば、その社会システムの下位システムである経済システムのアウト・プット）を表わす指標であるわけだが、その指標は以上述べたような社会会計の理論体系が裏付けとなって初めて有意味（理論的にも実用上でも）となる、ということである。

(5) ただしこの論文の中では、マクロ経済理論が如何に定式化されているか、ということについては一切触れていない。それについては、例えば小泉進・建元正弘 op., cit. あるいは G. Ackley Macroeconomic Theory, 1961 (都留重人監訳「マクロ経済学の理論」1969, 岩波) 等の経済学の成書を参照されたい。

(6) 家計の中には、非営利団体も含まれるものとする。なおこの部門分割についてはここで詳しく論じることはしない。中山編 op., cit. PP. 651~652等を参照されたい。

表1. 1

買手 売手	企 業	家 計	総 計
企 業	①生産者財総購入額(P)	②消費財総購入額(C)	③生産物総販売額(A)
家 計	④生産要素用役総購入額〔要素所得総支払額〕(Y _s)	⑤	⑥生産要素用役総販売額〔要素所得総受取額〕(Y)

小泉進・建元正弘 op., cit. PP.17より引用。

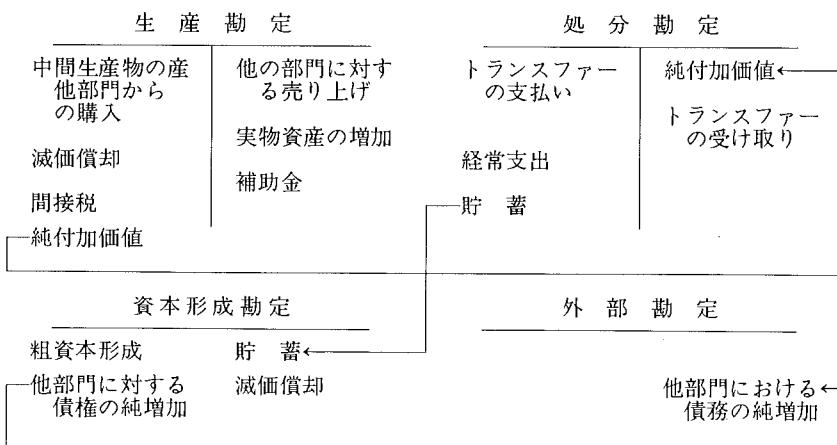
表1. 2

	企	業	家 計		(5) 総 計
	(1) 経 常	(2) 資 本	(3) 経 常	(4) 資 本	
(1)生 产 物		I I _s	C		GNP
(2)(減価償却)	D	-D			O
(3)生 产 要 素	Y _s				Y
(4)(貯 蓄)			S	-S	O
(5)証 券		-ΔB _f ^s		ΔB _h ^d	O
(6)貨 幣		ΔM _f		ΔM _h	O
(7)総 計	GNP	O	Y	O	

小泉進・建元正弘 op., cit. PP.25より引用。

(7) 生産勘定は、各部門の生産活動の成果を記述する。生産活動とは換言すれば、純付加価値（他部門に対する売上げ+実物資産の増加+補助金－中間生産物の購入－減価償却－間接税）を生み出す活動であるが、この純付加価値が如何に処分されるかを示すのが処分勘定である。資金形成勘定とは、各部門の貯蓄高を表わし、外部勘定は、他部門における債務の純増加を表わす。それらを図示すれば、図1.4の如くなる。図の中で矢印は財貨の流れを表わし、それぞれの勘定において縦線の左側は支出を、右側は収入を表わす。

図1. 4



中山編 op., cit. PP.652より引用。

I. 3節 経済システムのマクロ分析の要約と特性

まず、経済システムのマクロ分析の基礎的な考え方を要約しておこう。

われわれが1.1節の中で述べて置いた如く、経済学においては、資源の循環システムを、

(i)家計、(ii)企業、(iii)政府、そして(iv)外国という4つのセクター間での循環(即ち、経済循環)として抽象化する。それぞれのセクターの経済システムにおける役割は、1.1節の中に述べておいた通りである。

そして経済システムに関しては、以上の経済循環に基づいて、その経済システムの各セクター並びにシステム総体の活動を計量的に把握する社会会計(国民所得勘定)という勘定システムが開発されている。そしてまた、その勘定システムに基づく、経済システム総体の経済活動を表わすのが、国民純生産(Net National Product, N.N.P.)或いは、国民所得(national income)であることは、1.2節の中で述べた通りである。

ところで、われわれがこの論文の中で目指している事柄は、一人経済システムに限らない社会システム総体の資源処理に関する、その資源処理活動の計測システム(言うなれば、経済システムの勘定体系である「社会会計」に対する、社会システムの勘定体系である「社会」会計(societal accounting)のシステム)の構成ということである。したがって、ここで社会会計の有する、計測システムとしての特性を指摘しておくことが望ましいであろう(但し、その統計的問題については、第三章の中で触れることにして、この節では一般的・概括的特性を指摘する)。

社会会計の有する計測システムとしての特性的第1は言うまでもなく、すべての経済活動が貨幣単位(money term)によって表示されている、ということである。この事柄に関しては第三章3.1節の中で詳論する。

第2の特性としては、社会会計のシステムは、マクロ経済理論の裏付けを有している、ということである。この事は、そもそも計測システム

といふものが、その対象を如何なる方法で計測するかという理論が完備されない限り、体系としては成り立ち得ない、ということを考えれば、当然の事柄ではある。しかし、このような理論的裏付け、ということは、われわれが第三章の中で述べる社会指標の構成ということを考える場合、極めて重要な事柄であると思われる。というのは、社会指標(計測単位の規定というような統計技法も含めて)の基礎付けとなる理論体系が現在の時点では存在しないからである。したがって、われわれが社会指標の構成ということを論じる場合には、先ずその理論的基礎付けとなるマクロ社会学理論を構成しなければならないことは自明である。

最後にわれわれは、「産業連関分析」(inter-industrial analysis)(或いは、「投入産出分析」(input-output analysis)とも呼ばれる)について述べることにする。

経済学において産業連関分析は、次のような3つの重要な側面をもっている(R. Dorfman, P. A. Samuelson, and R. M. Solow Linear Programming and Economic Analysis 1958, 翻訳PP271)。即ち、産業連関分析は、

- (i) 一般均衡のもっとも単純な形態を与えている。
- (ii) 巨視的集計量とマネー・フローをもっとも詳細に分析している。
- (iii) 線型計画をとりわけ単純な形にしたものであると考えられる。

という点で重要とされる。ここでわれわれが産業連関分析に着目する理由は、上の3つの点の中の第2の点を重視するからであることは言うまでもないであろう。ところで、巨視的な経済分析に産業連関分析を応用する場合、次の3つの特徴を見てとることができる(現代統計学大辞典op. cit. VI経済統計PP688)。即ち、巨視的経済分析方法としての産業連関分析は、

- (i) 構造的である。即ち、産業連関分析は、国民経済を数多くの産業部門に分割し、それらの間の相互依存関係を明らかにする産業連関表(inter-industry table)に基づいて行なわれる。したがって、産業連関分析

は、国民所得分析等の巨視的分析と結合して用いられ、経済全体を網羅すると同時に、部門間の相互関連を構造的に把握する点に、分析方法論としての特徴を有する。

- (ii) 操作的(operational)である。即ち、産業連関分析は、理論を構成する諸概念と、実際の統計の分類基準との対応が、具体的に明確であること、理論の構成概念が統計処理を施す場合に注意の解釈の余地を残すものでないこと、という実証分析における要件を比較的良く充している。
- (iii) 応用面は多面的であるが、未だ実験段階にある。即ち、産業連関分析は、具体的な統計データを使って経済システムの構造分析をするばかりではなく、経済システムに関する予測・計画・政策の編成に対して応用されるが、計量的に決定的な結果を得たものは少ない。

という3つの特徴を備えている。

以上の特性から、産業連関分析は、社会システムの資源処理の分析に対して、一人経済システムの分析に限らず、より広く応用されうるのではないかと思われるのである。特にわれわれは、第二章以降における一般的な社会システム

の資源処理の分析との対応において、次の事柄を指摘しておこう。それは、一般的な社会システムの資源処理の分析においては、各資源処理の活動を操作的に把握することは、現段階では極めて困難ではあるが（勿論、その操作的な把握を如何にするかという問題も、極めて重要な問題ではあるが）、われわれには少なくとも、社会システムの資源処理に対する「産業連関表（投入、産出表）」を作成していくという研究動向が重要であると思われる、ということである。例えば、そのような構想は、後に述べるColemanの社会変動のための資源の分析の中にも現われている。したがって、われわれはここでは、産業連関分析の中でも特に、「産業連関表」について述べておくことにする。

産業連関表は、産業連関分析のための基本的な資料となるものであるが、特に産業連関分析の有する3つの特性の中の「構造分析としての特性」を生かすための1つの資料である。すなわち、「（もっとも普通に行われる産業連関分析は）、産業連関表の作成によって表らかにされた投入一産出構造によってこれら（最終需要と各産業部門の産出額、雇用、労働の生産性、輸入等の関係）を記述的に理解するとともに、その

表1. 3

投 入 → 産 出 →	生産部門			非生産部門			国 内 生 産			
	生 産 部 門	生 産 部 門	中 間 需 要	在 庫 資 本 お よ び 成 形 支 出 支 出	消 費 經 常 支 出 出 支 出	最 終 需 要				
	1 x_{ij}	x_{ij}	n_j	N_i	I_i	C_i	G_i	Y_i	$E_i - M_i$	X_i
生産部門 1	$x_{11} \cdots x_{1j} \cdots x_{1n}$									
生産部門 i	$x_{i1} \cdots x_{ij} \cdots x_{in}$			N_i	I_i	C_i	G_i	Y_i	$E_i - M_i$	X_i
生産部門 x	$x_{n1} \cdots x_{nj} \cdots x_{nn}$			N_n	I_n	C_n	G_n	Y_n	$E_n - M_n$	X_n
中間経費	N'_1	N'_j	N'_n							
賃金・給料	W_1	W_j	W_n							W
企業所得	P_1	P_j	P_n							P
附加価値	V_1	V_j	V_n							V
国内生産	X_1	X_j	X_n	I	C	G	Y		$E - M$	

中山一郎編「現代統計学大辞典；VI章経済統計」PP.693
より引用。

表1. 4

受取	支払	生産		支 出		
		企業	家計	政府	投資	海外
企 業 計			C	G	I	E
家 計		F		T_r		
政 府		T_e	T_p			
投 資		S_e	S_p	S_g		
海 外		M			I_a	

小泉進・建元正弘 op., cit. PP. 37より引用

投入係数マトリックスを通じて、（しばしば投入係数逆行列の計算を利用して）最終需要に応ずる各の直接直接間接の必要産出額の規模を求め、さらに産業別付加価値を知ることに用いられる」（中山一郎編「現代統計学大辞典」op., cit. PP 688 - 689）

ところで産業連関表は、生産活動を行なう「生産部門」とその他の「非生産部門」とから成り立つ（表1.3を参照）、ここで問題となるのは、生産部門を如何に分類するか、ということである（この問題は、われわれが後で社会システムの資源変換を考える場合に、その資源変換は社会システムの中の如何なる領域において行われているのかということを明らかにしようとする場合に直面する問題と本質的に同一の問題である。）経済学においては普通、生産部門は産

業別に分割され、そしてその単位は一般に企業単位（enterprise unit）よりも技術単位（technical unit）を用いる場合が多い（中山一郎編「現代統計学大辞典」op., cit. PP. 692）。

表1.3は、そのような産業連関表の1例である。表1.3の各は産部門の縦欄は、その産業の生産費あるいは経常的支出の内訳を表わし、非生産部門のそれは、その支出の内訳を表わしている。各生部門の横欄は、その生産物の消費先を示したものである。

ところで、産業連関表の有する今1つの長所は、それが先に述べた会計システムと容易に対応付けられうるということである。社会会計の中で産業連関表と対応するのが、「行列表示による」国民所得勘定の表記法である。その簡略形を表1.4に表わしておく。

第二章 社会的資源処理（社会システムのマクロ理論）

「まえがき」の中で述べておいた如く、われわれは社会システムを、「情報・資源処理のシステム」と定義した。そして第一章においては、情報・資源処理の1つの特殊ケース（しかし理論的には最も精密に分析されている）である経済システムのマクロ分析の理論構造を概観した。

しかし経済システムが、社会的情報・資源処理の特殊ケースであるとすれば、それを特殊ケースとして包摂する、より一般的な情報・資源処理のシステムとは如何なるシステムであるのか。われわれはこの章の中で、この間に対する解答を模索することにする。

2. 1節 社会的資源処理

社会システムにおける社会的資源処理は、資源処理にかかる主体との関連において、次の2つのタイプの資源処理に分類することが可能であろう。すなわち、1つには「主体内(intro-subject) 資源処理」であり、今1つには「主体間(iuter-subject)資源処理」である。それら2つのパターンの各々について議論する。⁽¹⁾

主体内資源処理とは、ある一定の主体が行なう、投入資源の産出資源への変換(transformation,あるいはconversion)である。われわれはこの資源処理を特に、「資源変換(resource transformation,あるいはresource conversion)」と呼ぶことにする。この資源変換の概念は、経済学でいう「生産(production)」の一般化である。というのは、生産とは次の特性を有する資源変換だからである。すなわち生産は、投入・産出資源とも「経済財」（それは無限分割が可能であり、かつ市場価値を有する）であり、かつその変換様式は効率的である。

一般的に言って、この主体による資源変換は目的的である。例えば理論経済学においては、その主体の目的的特性を、企業に関しては「利潤の

最大化」で、そして家計に関しては「効用の最大化」によって表わしている。しかしこのような理論経済学による抽象化には1つの問題点が存在する。それは、次の事柄である。

理論経済学において各主体の行動（すなわち目的な資源変換）を上に述べた如く抽象化した前提には、次のように仮定が存在することに注意しなければならない。すなわち、まず第1に各主体は利潤なり効用の飽く無き追求者であるということである。（そのような主体の行動を「最大化行動」と呼ぶこととする。）ところである主体が一定の条件の下で利潤なり効用なりを最大化しうるためには、利潤・効用を一元的に表わす尺度の存在が仮定されなければならない。その尺度は、利潤の場合は生産関数であり、効用の場合には効用関数である。そしてこのような関数の存在に対する仮定は、いわゆる「合理性の仮定」と呼ばれる。この合理性の仮定に対してはサイモン(Herbert A. Simon)による批判が存在する。

サイモンによれば、各主体が持つ効用関数は単調増加関数ではなく、不満足、満足という2つの値のみを取る二値関数である。したがってこのような二値関数を仮定した場合、各主体は効用あるいは利潤の飽く無き追求者ではなく、少くとも2つの異なる行動パターンを取る。すなわち、ある行動を取る主体がその行動によって効用の満足を得たとすれば、彼はその行動をそれ以上続けて取るとは限らない。そしてまた、その主体がその行動によっては常に不満足の状態をしか得ることができないとすれば、その場合もまた彼はその行動を取るとは限らない、ということである。

資源の投入・産出変換とは、換言すれば、投入資源に対して新たな機能を付加するプロセスである。そしてこの付加された機能が、産出資

(1) 以降の議論については、拙著『社会的交換と社会福祉』1975、精神衛生研究23号を参照されたい。ここでは、それらの議論については、この節での議論を展開していくうえで必要最低限度に留める。

源をして社会的に価値のあるものにする。⁽²⁾何故ならば、社会システムの各構成主体は、産出資源に付加された機能によって彼らの欲求を充足することが可能だからである。

ところでわれわれは、主体の欲求充足と資源変換との関連から、変換された資源を次の2つのカテゴリーに分類する。1つは、各主体の欲求充足に対して直接の容体となる事物であり、これを「報酬(rewards)」と呼ぶ。⁽³⁾そして今1つは、欲求充足に対して直接の容体となるのではなく、報酬の産出に対して直接的にか、あるいは間接的にか投入される産出資源である。これを特に、「便益(facilities)」と呼ぶ。(この報酬と便益という概念は、その下位概念として、経済学における消費財(consumption goods)と生産財(productiu goods)を含む)。

次にわれわれは、主体間資源処理について議論することにする。

主体間資源処理とは、ある主他から他の主体への資源の移転(transfer)である。ただしここで注意すべきは、次の事柄である。すなわち資源の移転とは、その transfer というタームが表わす如く、唯單に資源が移動するのではなく、その資源に対する所有権利が移転することを表わしている、ということである。

この資源の移転には、一方的移転と双互移転を区別することが可能である。一方的移転とは、ある主体が他の主体に資源を供与する場合に、その供与に対する見返りを期待することなく供与する場合の資源の移転である。これに返して双互移転とは、ある主体が他の主体に資源を移転を供与する場合に、その供与に対しての一定

の見返りを期待する場合である。したがって相互移転は、主体間で一定の継続性を保つためには、主体相互での資源のやりとりが行われなければならないであろう。

ここでいう資源の移転は、経済学における経済財の移転よりもより広い概念である。経済財の移転が生じる場合には、「社会会計」には表われない反対給付が存在するということを経済学の立場から論じたのは Baulding の Economics of Love and Fier (1970) であるが、このような経済財の移転は社会交換の概念からすれば、移転というよりはむしろ交換の中に属する。しかし Baulding の指摘した経済財の移転は、社会システムの資源処理を論じるにあたって重要なである。というのは、そのような移転が生じるということは明らかに、経済的取引き関係による資源処理のメカニズム以外のメカニズムが働いていることを表わしているからである。そのようなメカニズムを生起せしめる要因として Baulding は「愛」と「恐怖」というタームによって表わされる2つの極概念を示しているが、その移転は社会システムの機能という点から分析すると、下位システム間の「境界相互変換 boundary interchange」に他ならないからである。すなわち、それらの移転は、政治と経済の境界相互変換、統合的下位システムと経済の境界相互変換と見做しうるからである。

2. 2節 社会的資源処理のマクロ分析

Smelser によれば、社会的行為とは4つの種類の資源の変換プロセスである。⁽⁴⁾4つの種類の資源とは、社会的価値(social value),⁽⁵⁾

(2) ただしここで注意すべきは、次の事柄である。すなわちそのような変換プロセスにおいて、社会的に好ましくない(すなわち負の価値を有する)福事的な産出物が生じる場合が存在する、ということである。例えば、いわゆる公害の発生、あるいは種々の事故、肉体的過労、精神的ストレスなどが考えられる。したがって、もしもわれわれがある主体の資源変換についてその特性を分析する場合には、その変換の投入・産出関係のみならず、その変換に福事的に(社会的価値という資点から言って)発生する産出事象をも考慮に入れなければならぬことは言うまでもない。そしてまた、このような福事的な事象の発生は、肉体的、精神的、あるいは社会的な病理現象の発生を物語っている。

(3) この考え方については、拙著(op. cit.)を参照。

(4) ここでいう社会的行為の行為主体は、個人並びに集合体の双方を含んでいる。

(5) Smelser, Neil J. Theory of Collective Behavior. 1962 The Free Press; New York (会田、木原訳「集合行動の理論」1973, 誠信書房)

社会規範 (social norm), 成員 (個人行為主体) の場合にはその主体の) 動機づけ(motivation), そして状況的便益 (stiuational facility) の 4 者である。

Smeler の資源変換に対する基本的な考え方は、資源変換のプロセスが、階層構造 (hierarchical structure) を成している、ということである。即ち、まず 4 種類の資源は、一般性のレベルという軸によって、最も一般的な社会的価値から順に、規範、動機づけ、そして最も具体的な状況的便益に至るまでの階層構造を形成している。そしてまた、4 種類の資源の中でも、それぞれの資源の内部で最も一般的なレベルから、最も具体的なレベルに至るまで変換される。換言すれば、スメルサーのいう資源変換とは、具体性という機能を投入資源に付加するプロセスである。具体性を付加された産出資源とは、ある目標達成のトゥールとして workable であるということであろう。

ところで、スメルサーのモデルは分析的というよりは記述的であって、勿論このモデルから速座に「社会」合計の理論を導出しうるような性格のものではない。特にその最大の欠点は、このようなモデルを以つたのでは、社会システム内の資源循環の構造を把握することはできない、ということである。(この意味ではむしろ後述のコールマンのモデルの方が、よりわれわれの意図する事柄に適合するように思われる)。しかしこのモデルは、少くとも次の点で重要である。すなわち、われわれが社会システムの資源処理を考察する場合、その処理形態に 1 つの階層性が存在するであろう、ということを明確にしたことである。社会システムの制御構造は、フィード・バックを含んだ制御 (すなわち、サイバネティック・コントロール) であることを指摘したのは Etzioni (op., cit.) であるが、社会システムにおける制御・被制御関係は相互的であるのみならず、1 つの階層性を有している。

そしてこのような、資源そのものが有する制御的階層性が、「社会会計」を考える場合の 1 つの大きな難問である。

coleman の社会的資源処理に対する考え方⁽⁶⁾は、次のような図式である。

まず、coleman の基本的な分析の意図は、社会政策 (social policy) に対して必要である社会システムに関する知識が何のようなものであるかを示し、そしてまたその必要とされる知識を使用することのできる社会会計 (social accounting)⁽⁷⁾ に関する概念図式を提示することである (op., cit. pp. ix)。但し、そのような意図が上掲書の中において、どの程度達せられたかは、極めて疑問ではあるが、しかしながら、コールマンのこの研究は、社会システムの資源処理を計量的に測定していくとするわれわれの研究に対して重要な提示を含んでいるように思われる。

さて、上の意図の下で社会システムの資源処理を分析する際して、コールマンの選んだテーマは、「合衆国における、黒人の白人に比較した場合の、行為の自由度 (freedom for action) の相対的な低さ」と、そのような行為の自由度の低さを変革するための「社会の有向変動 (directed social change)⁽⁸⁾」を可能にする社会的資源と資源処理」の分析とである。

コールマンが黒人の行為の自由として述べている社会的資源は、次の 6 つの資源である。即ち、

- (1) コミュニティの中で生み出される資源
 - (2) 家族の中で生み出される資源
 - (3) 個人的に生み出される (或いは、備わっている) 資源
 - (4) 法律、或いは法機関によって生み出される資源
 - (5) 経済力によって生み出される資源
 - (6) 政治 (権) 力によって生み出される資源
- の 6 つの資源である。

(6) Coleman, James. S. Resources for Social Change; Races in the United States. 1971, John Wiley & Sons; New York

(7) われわれの概念からすれば societal accounting。

次に、それら6つの資源が、何のような最終的資源に変換されて行くのか、ということを見てみよう。

(a) コミュニティ資源

まずコミュニティの中で生み出される資源について述べる。コミュニティの中で生み出される資源の中で典型的なタイプのそれは、コミュニティ住民の間の「相互信頼(mutual trust)」である。コールマンの主張は、このような信頼が経済財等を取得する場合の1つの交換手段となりうる（故に、それが資源となる訳である）、ということであるが、この事柄について、われわれは、コールマンの説を補足しつつ、われわれの説を展開して見よう。

テンニエス以来、社会集団には大別して、2つの類型が存在する、ということは社会学における常識である。その2つの集団とはテニエンスに依れば、ゲマインシャフトとゲゼールシャフトであり、それ以降のアメリカ流の社会学においては、コミュニティーとアソシエーションであることは社会学的常識である。ところでわれわれがここで展開する理論は、そのような2つの集団類型を区別する標識に対する考え方に関連している。その事を述べるためにわれわれはまず、社会的交換(social exchange)の2つの類型について述べなければならない。

社会的交換の成立を可能にする根本的な前提是、互酬性が成立しうる、ということである。すなわち、社会的交換において各参与者(participant)が他者に対して他者の欲する事物を供与する場合の動機づけは、他者からの反対給

付を期待している、ということである。したがってその場合、各主体にとって、その主体が供与する事物とその供与物の見返りとしてその主体の期待する他者からの反対給付との間の価値の比格が⁽⁹⁾、その主体にとっての1つの問題となる。そしてその事は当然他の主体にとっての問題でもある。したがって、それぞれの社会的交換への参与者的間での交換対象の価値評価の規準を調整するということが、社会的交換が成立するためには必要である。しかしその価値規準の調整ということとは別に、交換される対象の間の特性の連関についても論じられなければならない。すなわち、社会的交換において交換の対象となる事物は、各参与者にとっては何らかの価値を有する事物であることは言うまでもない、ところでその交換対象には、モノとシンボルという2つの異なる価値を区別することが可能である。そしてその2者は、本質的にその価値の評価規準が異なる。したがって、それらの交換パタンは、モノの交換とシンボルの交換とでは独立した社会システムの下位領域となる。

ところがある一定の条件の下では、その下位領域間の相互移転が可能となる。例えはここで述べた、信頼によってモノを得る、という場合がそれである。そしてその条件を充す状況が、コミュニティであり、後に述べる家族なのである。

(b) 家族における資源と個人的資源

ここでいう個人的資源(personal resources)とは、目標達成を可能にする精神的・心理的資質、すなわち「達成指向(achievement orientation)

(8) コールマンは、資源変換を、資源コンバージョン(conversion)と呼ぶ、上掲書のPart II(PP.37-78)を参照せよ。

このコールマンのいう資源のコンバージョンとわれわれがいう資源変換との間には、次のような関係が存在する。即ち、コールマンのコンバージョンは、われわれの資源変換の下位概念である。というのは、コールマンがコンバージョンという場合には、単に資源の機能、或いは形態が変化させられるという意味以外に、資源がある一定の目的（コールマンの場合には、黒人の行為の自由の拡張のための社会変動）に対して、その達成のための最終的な（或いは直接の）手段となるべく変換されるという意味が含まれているからである。換言すれば、コンバージョンによって変換された産出資源は、中間的資源ではなく、最終的資源（ある一定の目的に対応して）である。

われわれは以降の議論の中で、〈ある一定の目的に対する社会的資源のコンバージョン〉というタームを用いていく。そしてそのタームに含まれる概念は、上に述べたような意味内容である。

(9) この事は、交換対象が計量的な場合には、交換比率の決定の問題である。

tation)』, を表わす概念である。個人の資質 (quality)に備わった一定の達成指向が、一定の目標を達成する上で一定の機能を有する, という意味で1つの資源となるということは明らかであろう。ところでその達成指向が個人の人格特性の中に備わるのは、一連の社会化 (socialization) を通してである。そしてその社会化のうちで個人に対して最も根元的なものは、幼児期に於いて主として家族の中で行われる, ということが可能である。したがって、子供を社会化する機能を有する, という意味で、家族は1つの資源 (family resources) である。そしてまた家族は、個人が便宜・報酬を獲得する上で社会システムの他の下位システムの有する機能を代替する機能を有する。⁽¹⁰⁾ したがってこの意味からも家族は資源である。

(c) 法律或いは法機関によって、経済力によって、そして政治権力によって生み出される資源,

法律あるいは法機関によって生み出される範例は制度化された行為のあり方を示すものであ

るから、法律並びに範例は、一定の目標達成行為に対して(あるいは、その目標自体に対して)正当性 (legitimacy) を与える機能を有する。したがってそれらは、1つの資源である。経済力並びに政治権力はそれぞれ、一般化された交換媒体の所有によって生み出されることを考えれば、それらが一定の目標達成に対して1つの資源となることは明らかであろう。

さて、以上2つの社会的資源処理のモデルを示したが、両者が共通して指摘していることは、社会システムの資源処理が、そのシステムを構成する諸制度の中で行われる、そして各制度における資源処理のパターン（その制度が主として如何なる産出資源を産出するのか、ということを含めて）は、個々の制度によって異なる、ということである。したがってわれわれが「まえがき」の中で述べた如く、社会システムのマクロ分折理論は、そのシステムのそれぞれの制度の資源変換を分析し、かつそれら諸制度間の相互連関を分析しうる理論でなければならないであろう。

(10) より厳密に述べれば、交換対象の有する価値は、それぞれの参与者に対して次のような関連を有している。すなわち、今ある主体Aがある事物 x を供与して他の事物 y を得ようとする場合、Aにとっての x と y の有する相対価値は

$$v(x) > v(y)$$

という関係にある。ただし、 $v(\cdot)$ は、ある事物のAに対して有する価値を表わす。そしてこの事は、社会的交換が事物 x と事物 y の間で成立するとすれば、今一方の主体Bに関しても成り立つ事柄である。すなわち、主体Bに関しては、

$$v(y) > v(x)$$

が成立するのでなければならない。ただし $v(\cdot)$ は主体Bに対するある事物の価値を表わす。

したがって、ある事物 x と y に関して、主体Aと主体Bの間で社会的交換が成立しうるということは、 x と y の間で、その有する価値に関して、二重の不等式が成立するということである。(なおこの議論に関しては、富永健一「社会変動の理論」1970, 岩波, PP. 134注(6)を参照。)

(11) この議論に関しては拙著 (op., cit.) を参照されたい。

第三章 社会測定

この章においてわれわれは、「社会」会計(societal accounting)の体系を構成していく上での統計的な問題を考察していく。

われわれがこれまで再三述べて来た如く、この章において議論する事柄は、社会システムのマクロ分析の理論である「社会システムのマクロ理論」、「社会システムの測定理論」そして「社会システムの計量分析」という三身一体の一環を成す分野である。極めて不完全なものであるが、「社会システムのマクロ理論」について、第二章の中で議論して来た。したがってこの章においては、第2と第3の領域である「社会システムの測定理論」と「社会システムの計量分析」について議論するわけである。われわれが理想とするのは、社会システムの構造を総体的に把握しうる「社会」会計の体系を構成することではあるが、そのような測定の体系を構成する際に問題となる困難な事柄が多々存在する。したがってわれわれはまず、そのような統計的計測において生じる幾つかの問題点を考察することから始めよう。そして第2に、社会システムの計測に対する1つの考え方である「社会指標」について、述べることにする。

3. 1節 社会システムの測定

社会システムをマクロ的に、かつ統計的に把握するためには、統計調査の手続きの制度化が必要であることは第一章の冒頭で述べた。しかしこのことは、社会科学一般に共通の問題であって、社会システムの分析理論に独自の問題ではない。社会システムの測定論の中でまず取り上げなければならない事柄は、社会事象を測定する場合の測定単位の問題である。

経済システムに関するその測定単位には、実物表示(real term)によるものと貨幣単位(monetary term)によるものがある。実物表示による測定とは、例えば1つの自動車製造の企業を例にとれば、自動車製造に必要な原材料である鋼鉄が何トン、ガラスが何トン、等々

であり、そして製品としての自動車が何台といった測定である。われわれが、第一章の中で見てきた如く、ある企業の一定期間の経済活動とは即ち、その期間内でのその企業がどのような材料をどの位買い入れて、どの製品をどの位製造するのかという、投入財と産出財との対応である。ところで各企業の経済活動をこのような実物表示で表わす限りは、それぞれの財の測定単位が異なるのであるから、その企業が効率的な生産を行なっているか否かということを知ることはできない。ましてや、同一産業(industry)内ではともかく、産業間の(interindustrial)経済活動を比較、或は集計することは全く不可能である。したがって、経済システム全体の経済活動を知るために、実物表示ではそれぞれの測定単位の異なる財の間で、一定の共通した測定単位が必要となる。この共通の単位の役目を果たすのが貨幣表示である。このような共通単位としての貨幣表示が可能であるから、経済学においてはわれわれが第一章で述べたような社会会計という勘定体系が可能なのである。しかしこのような貨幣表示に基づく社会システムの資源処理の測定(即ち社会会計)に関しては、幾つかの問題点が存在する。

まず第1に、われわれは社会会計の勘定体系は貨幣表示されるということを述べたが、それではその貨幣の数量はそれぞれの財のどのような特性を表現するのであろうか。それは経済交換に基づく価格決定機構(即ち経済市場)によって定められるそれぞれの財の経済的な相対的な価値を表わす単位である。したがって仮りに、経済市場が社会システムの欲求充足に対して必要とされる、すべての客体の取り引きの場であって、かつそれらの客体の価格を機能的に決定することが可能であるとすれば、経済システムの総体的活動を表わす指標であるN.N.P.(或いはG.N.P.)が社会福祉(広義の)を表わす指標としての要件の大半を充したことになるであろう。しかし経済市場は、社会システムの構成住体の欲

求充足の客体のすべてを取り引きしうる場ではありえない。その理由は、大きく分けて2つあると思う。

その第1の理由は、完全競争市場そのものがある限性である。この事柄は、経済学の中で内在的に指摘されてきた事柄であるが、いわゆる「外部性の存在」、「規模の経済性の存在」、「不確実性の存在」或いは「公共財の存在」がそれである。しかしわれわれは、この「市場の失敗」については議論することは避けることにするが（詳しくは、今井賢一、宇沢弘文、小宮降太郎、根岸隆、村上泰亮「価格理論I, II, III」現代経済学1, 2, 3, 1972, 熊谷尚夫「経済政策原理」1964, 青木正彦「組織と計画の経済理論」1971, 等の成書を参照されたい），ただここでは、公共財と政府の公共支出について述べておこう。

公共財（public goods）とは、その財の取り引きのための（完全競争）市場は成立しないか、或いは市場での取り引きが社会的価値から判断して望ましくない（即ち、その財が公共的性格を持つ）財である。例えば、社会福祉に直接関係のある公共的サービスがこれに相当する。したがって、このような財の供給主体は、国・県、或いは市町村、即ち、公共団体である。

経済市場の有する第2の欠点は、理論的に見て、それは資源配分の効率性（パレート最適性）を保証しうるが（ある一定の条件の下で）、所得分配の公正については必ずしも明確ではない、ということである。

3. 2節 社会指標

社会システムのグローバルな計量的把握の1つの方法として、社会指標（social indicators）による把握がある。⁽¹⁾しかし、一概に社会指標といつても、その考え方には大別して次の2つのものがあるようと思われる。即ちその1つの考

え方は、社会指標を社会システムが達成した（或いは、達成したと仮定される）福祉水準を表わす総合指標であるとする考え方である。そして第2の考え方は、前者のような社会システム全体状態を総合化して表わすというよりも、社会指標を、社会システムの状態の幾つかの下位領域についてそれぞれが測定する指標群であるとする考え方である。

前者の考え方は、G.N.P.に対する、或いはN.N.P.に基づく政策に対する批判から導き出された考え方である。例えば、国民生活審議会によるN.N.W.（国民生活審議会調査部会編「社会指標—よりよい暮らしの物さし—」1974），Drennowskyの考え方に基づく富永健一、直井優也「福祉指標の開発—二基準点法式による試み—」1970，或いは東京都総務局統計部「東京都社会指標の研究開発」1973, 1974, 1975などが、その考え方に基づく社会指標（福祉指標）作成の試みである。

社会指標に対する第2の考え方は、第1のそれの如く総合化することが目的ではなく、社会システムの下位領域に関する個別指標を構成していく考え方である。例えば、Shonfield, Andrew and Stella Shaw (eds.) Social Indicators and Social Policy 1972, Heineman Education Books; New York の中に掲載されている。N.H.Avison の犯罪指標、N.A.King、或いは A.Little と C.Mabey の教育指標、そして A.J.Culyer, R.J.Lauers そして A.Williams の健康指標などだが、この後者の考え方に基づく指標構成の例である。

以上の2つの考え方はその性質からして当然、後者の考え方に基づく社会指標の方が、前者のそれよりもより基礎的であることは自明である。この論文の中ではわれわれは、後者の立場に立つものであるが、われわれはまず、社会指標に対する基本的な位置づけを考察することから始

(1) 社会指標に関する研究動向を知るためにには、次の文献紹介が便利である。

1. 北上敏夫、陸川キヨシ「社会福祉指標関係文献目録」1975、国民生活研究第14巻第4号：71-78
2. Wilcox, Leslie D., Ralph M.Brooks, George M.Beal, and Gerald E.Klonglan Social Indicators and Societal Monitoring : An Annotated Bibliography 1972, Elsevier; Amsterdam

めよう。

B.Cazes によれば、社会指標とは次のような特性を有する。即ち、「社会指標 (social indicators)」は——

社会現象の1つの測定方法 (a measurement) であり、

それは経済に限定されない (transeconomic)，

それは規範的 (或いは完結している (finalized)) であり、

そしてそれは、1つの総合的な情報系の中に統合されている。(Bernard Cazes "The Development of Social Indicators: A Survey" in A. Shonfield and S. Shaw (eds) op.,cit. pp. 9-22)

社会指標が、社会現象を測定する1つの方法を表す概念であることは言うまでもないであろう。したがって、この事を詳述することは省略するが、しかし〈社会現象〉ということについて次の事柄を指摘しておこう。

それは、われわれが社会指標によって測定しようとする社会現象は、社会システムのマクロ的な特性であって、個人主体の行動特性を測定することを考えているわけではない。そしてこの社会システムのマクロ的な把握をする場合には、次のような注意を要する、ということである。⁽²⁾

集合的な社会システムの特性は、グローバルな特性 (global properties) と集計的な特性 (aggregated properties) に分けて考えることができる。⁽³⁾ 社会システムは改めて言うまでもなく、複数の構成主体によって構成されている。したがって、集合的な社会システムの特性は、その構成主体の個人的特性との関連の中で考え

られなければならない。社会システムのグローバルな特性とは、その構成主体の個人特性に関する情報とは全く関連なしに規定する社会システムの特性である。例えば、今、社会システムとして、ある地域社会をとれば、その他域社会に存在する病院、学校、福祉機関等の数がこれに相当する。したがって、それらの特性によって、幾つかの地域社会を比較することが可能である。

一方集計された特性とは、システムを構成する主体の特性を何らかの方法 (例えば加える、あるいは掛け合わせる) で集計することによって導き出されるシステムの特性である。⁽⁴⁾

第2の特性である、社会指標が経済現象に限定されるものではないということは、われわれが再三指摘した事柄である。しかしそれでは逆に、経済現象を超えて、経済領域を1つの下位領域として包摂するような社会システムの測定を考えた場合、どのような事柄をどの様にして測定するかということは全く明らかではない。例えば先にわれわれは、総合指標の研究開発に関して3つの研究例をあげたわけだが、それらの研究に於ける福祉領域の選定の仕方はアド・ホックであると言わざるをえないのではないだろうか。(といって、それらが全く無意味であるというわけではない。) そのように測定領域が今1つ明確にされえない理由は、われわれが第二章の中で述べたように、社会システムの資源処理による社会資源の循環様式が確定されえないからに他ならない。

そしてまた、経済現象に限定されない社会指標という考え方の裏には、測定単位としての価格に対する批判が存在する。例えば、近来経済学者によって指摘され始めている事柄に個人的

(2) この点でわれわれの議論は、例えば安田三郎「社会調査の計画と解析」1973、東大出版会の中で述べられている社会測定論とは異なっている。

(3) 以下の議論は、P.F.

Lazarsfeld and H. Menzel "On the Relation between Individual and Collective Properties" 1972, in Paul F. Lazarsfeld, Ann K. Pasanella, and Morris Rosenberg Continuitics in the Language of Social Research, The Free Press. pp. 225-236 を参照

(4) この集合特性の2つの把握の仕方は、社会指標を構成するうえで極めて重要である。その事柄に関しては、「東京都社会指標の研究開発」(op.,cit.) の中の小室直樹の論文において詳しく論じられている。

あるいは組織的経済活動に伴う「外部不経済効果」がある。そしてその外部不経済効果を取り引きしうる市場の形成のために、それらの活動に対して「社会的費用 (social cost)」を課すという考え方がある。代表的な研究としては、K.W.Kapp The Social Costs of Private Enterprise 1948(篠原泰三郎訳「私の企業と社会的費用」1959、岩波), 宇沢弘文「自動車の社会的費用」1974、岩波 がある。

社会的費用とは、「外部不経済をともなう現象について、第三者あるいは社会全体に及ぼす悪影響のうち、発生者が負担していない部分を何らかの方法で計測して、集計した額」(宇沢広文 op.,cit. PP79-80. 傍点は和田)を表わす概念であるが、その考え方を要するに、ある経済活動にともなって出現する好ましくない影響を、単に経済領域に於ける影響に限定することなく考慮して、それを貨幣単位で表わそうという概念である。そしてこの事柄は、経済領域を下位領域として包摂する社会システムの資源変換の一定の状態を測定しようとする社会指標を形成する場合には、当然考慮に入れられなければならない事柄である。⁽⁵⁾

ところで、ここでわれわれが強調したい事柄は、先の引用文中の傍点を付した部分、すなわち外部不経済効果の算定（測定）の方法についてである。すなわち、社会的費用の算定とは、一定の資源処理活動のアウト・プット（特にその中でも好ましくないアウト・プット）を貨幣単位で表わすということに他ならないが、その場合のアウト・プットは経済的なものに限定されない（すなわち、われわれのいう、経済事象を超えた社会事象）のであるからそれは要する

に、社会事象の貨幣単位による測定ということに他ならない。ところで宇沢 (op.,cit.) によれば、このような算定方法で、理論的にあるいは生活実感的に納得的な方法は必らずしも存在しない。

ところで上に述べた、ある社会測定の方法が生活実感に照らして納得される（あるいは、納得されない）ということは、その測定方法が規範によって作用される、ということを示している。

そして最後の、社会指標が1つの総合的な情報等の中に統合されているという指摘は、われわれが社会指標を「社会」会計の中に位置づけようとしていることから明らかである。

おわりに

以上述べてきた事柄は、残念ながら理論として極めて成熟度の低いものである。しかし唯1つ云いすることは、この論文で述べた分析視点が、少くとも社会保障の分析に対して1つの視点を提示しうるのではないか、ということである。

そしてまた、マクロ社会学の理論が明確にならない現在、G.N.P (あるいはN.N.P)に匹敵する福祉指標を構成しようとすることは、砂上に隣閣を建てるに等しいと云わねばなるまい。

最後にわれわれは、この論文に付随した資料として、現在わが国で行われている統計調査の種類と、それらの統計資料の中で医療とそれに関連した分野での、統計資料の分類に対する1つの考え方を掲載しておくことにする。

(5) 公害などは外部不経済の最も典型的な、そして深刻な例である。

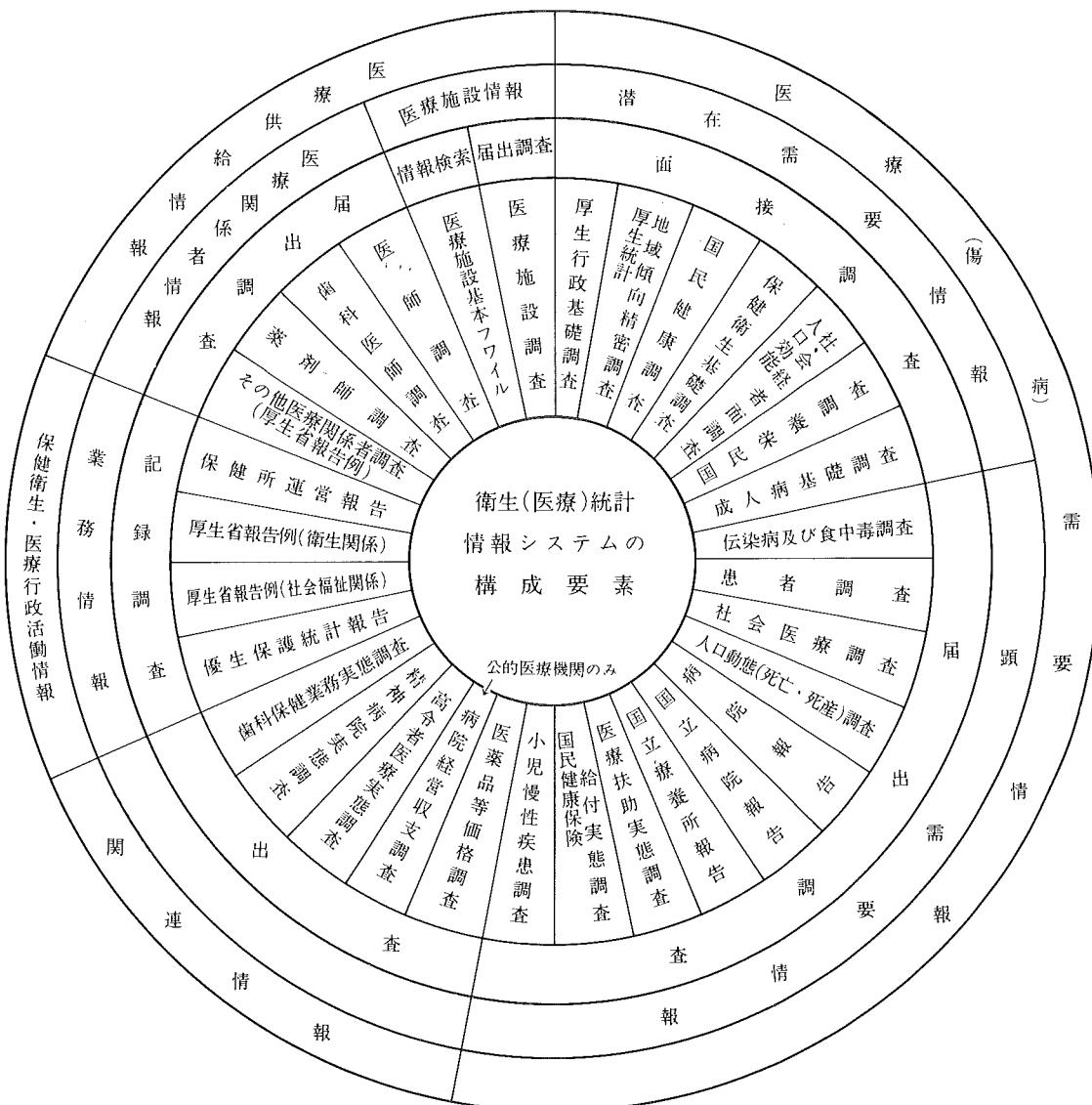
主要文献

1. Bauer, Raymond A. (ed) Social Indicators 1966, The Massachusetts Institute of Technology Press; Massachusetts
2. Coleman, James S., Ernest Q. Cambridge, Carol J. Hobson, James McPortland, Alexander M. Mood, Frederick D. Winfield, and Robert L. York, "Review Symposium" 1967, American Sociological Review 32, (June): 475-483
3. Gambling, Trevor Societal Accounting 1974, George Allen & Unwin Ltd.; London
4. Goldhamer, Herbert and A.W. Marshall Psychics and Civilization: Studies in the Frequency of Mental Disease 1953, The Free Press, Illinois
5. Campbell, Donald T. "Reforms as Experiments" 1969, American Psychologist 24 (April); 409-429
6. Carlisle, Elaine "The Conceptual Structure of Social Indicators" 1972, in A. Shonfield and S. Shaw (eds) Social Indicators and Social Policy
7. Cazes, Bernard "The Development of Social Indicators: A Survey" 1972, in A. Shonfield and S. Shaw (eds) Social Indicators and Social Policy
8. Coleman, James, S. Resources for Social Change: Race in the United States 1971, John Wiley & Sons: New York
9. Culyer, A.J. "Health Indicators" 1972, in A. Shonfield and S., Shaw (eds) Social Indicators and Social Policy
10. Emery, F.E. "The Next Thirty Years: Concepts, Methods and Anticipations" 1967, Human Relations (August): 199-237
11. Shonfield, Andrew and Stetta Shaw (eds) Social Indicators and Social Policy 1972, Heinemann Educational Books Limited. In Press; London, England
12. 井上敏夫, 陸川キヨシ「社会・福祉指標関係文献目録」1975, 国民生活研究14巻4号 pp.71-78
13. ヘンダーソン, クオント「マクロ経済学」1970, 東洋経済新報社
14. 富永健一, 直井 優, 盛山初夫, 「福祉指標の開発—二基準点方式による試み—」1970, 東京都
15. 東京都総務局統計部「東京都社会・指標の研究開発」1973, 東京都
16. —————「東京都社会指標の研究開発」1974, 東京都

資料1

この資料は、昭和46年度厚生科学研究「症病統計の体系に関する研究」(主任研究者：公衆衛生院々長（当時）曾田長宗)によって研究開発されたものであり、ここに曾田氏の許可を得て掲載するものである。

衛生(医療)統計情報源及び情報システム (昭和46年度)



資料2

この資料は、昭和45年から昭和49年の間に国、地方公共団体、及び政府関係機関等によって行われた統計調査のうちで届出のあったもののリストである。

なおこの資料は、行政管理庁行政管理局統計主幹編「統計調査総覧（昭和49年版）」1975、（全国統計協会連合会発行）の中の目次を一部修正したものである。

人口

国勢調査

人口動態調査

昭和45年国勢調査事後調査

住民基本台帳人口移動報告

登録外国人統計調査

異動人口調査

地方公共団体の統計調査

伊達町常住人口統計

羽幌町常住人口統計

人口の分布変動と地域経済との関係に関する調査

一関市昼間人口調査

人口移動調査

岩沼町常住人口統計

秋田県人口移動報告

昭和47年山形市常住人口調査

昭和47年度山形市從業地人口調査

いわき市人口移動実態調査

福島県現住人口調査

住民基本台帳人口移動調査

取手町常住人口調査

人口分布変動実態調査

住民実態調査

栃木県毎月人口調査

群馬県移動人口調査

住民基本台帳人口移動調査

外国人登録人員調査

桶川町常住人口統計

足立町常住人口統計

千葉県人口移動実態調査

村山町常住人口統計

東京都居住環境等移動理由別人口調査

秋多町常住人口統計

人口統計調査

横浜市移動人口実態調査

昭和48年横浜市市民移動、生活環境実態調査

川崎市人口移動実態調査

相模原市人口移動実態調査

大和市人口移動実態調査

山梨県常住人口調査

山梨県常住人口調査付帯調査

(社会移動理由別調査)

月別人口世帯異動調査

下田町常住人口統計

裾野町常住人口統計

松任町常住人口統計調査

富山県人口統計調査

石川県人口移動統計調査

岐阜県住民基本台帳人口移動報告

常住人口調査（名古屋市）

愛知県住民移動調査

旭町常住人口調査

高浜町常住人口統計

知立町常住人口統計

豊明町常住人口統計

三重県常住人口調査

昭和48年松坂市常住人口調査

桑名市常住人口調査

大台町常住人口調査

年齢別人口推計調査

四条畷町常住人口統計

寝屋川市人口移動実態調査

毎月末人口推計調査

神戸市人口移動実態調査

和歌山県人口調査

鳥取県人口移動調査

島根県人口移動調査

岡山県毎月流動人口調査

広島県人口移動調査

山口県人口移動統計調査

徳島県人口移動調査

香川県常住人口調査

丸亀市住民実態調査

香川県人口社会移動調査

愛媛県人口移動統計調査

松山市人口移動統計調査

高知県人口・社会移動実態調査

佐賀県常住人口調査

人口異動調査

熊本県推計人口調査

大分県毎月人口推計

現住人口調査

人口変動測定調査
鹿児島県人口移動統計調査

労働・賃金

1. 労働一般

労働生産性統計調査
非農林就業人口実態調査
中小企業労働問題実態調査
雇用管理調査
労働経済動向調査
勤労者生活意識調査
労働者福祉総合調査
労働生産性統計調査付帯調査
労働者の健康状況調査
労働費用調査
事業所内職業訓練に関する費用・効果調査
第3次産業教育訓練実態調査
技術革新の進展と技態の変化等に関する調査
定年到達者調査
中高年齢者就業実態調査
農業転職者就労動向調査
出稼ぎ労働者就労動向調査
臨時労働者等実態調査
季節移動労働者就労実態調査
アルバイト就労生徒労働実態調査
卸売業、小売業女子家族従業者の生活実態に関する調査
製造業女子家族従業者の生活実態に関する調査
賃金不払事件及び貯蓄金返還不能事件処理状況
日雇求職者就労状況等調査

2. 労働力、雇用、失業

就業構造基本調査
労働力調査
労働力調査特別調査
駐留軍関係離職者帰すう状況調査
大学・短期大学卒業予定者の就職状況調査
求人等実態調査報告
雇用動向調査
昭和49年高齢労働者雇用実態調査
女子パートタイム雇用調査
技能労働者需給状況調査
企業合併の雇用影響調査

地方産業開発関連地域労働実態調査
サービス部門等労働力実態調査
雇用調整状況調査
中・高年齢者雇用状況調査
一般職の国家公務員の任用状況調査
民間企業再雇用制度等調査
人事統計報告

3. 賃金

民間給与実態調査
毎月勤労統計調査
屋外労働者職種別賃金調査
賃金構造基本統計調査
地方公務員給与実態調査
中堅・中小企業における労務・賃金事情調査
昭和45年末年齢者給与実態調査
公共事業労務費調査
毎月勤労統計付帯サービス業調査
毎月勤労統計特別調査
中小企業労働市場別賃金速報のための調査
内職工賃調査
賃金引上げ等の実態に関する調査
職種別民間給与実態調査
国家公務員給与等実態調査
昭和46年度民間企業退職金調査
昭和48年地方公務員給与実態調査付帯調査
農村臨時雇賃金調査

4. 労働条件

賃金労働時間制度総合調査
小企業失業保険基礎調査
昭和48年失業保険受給者構造調査
職場の安全及び労働衛生に関する費用実態調査
労働者福祉施設制度等調査
昭和48年女子保護実施状況調査
金属、機械製造業における婦人労働実態調査
女子労働者の雇用管理に関する調査
女子の雇用管理に関する実態調査
寄宿舎に生活する勤労青少年に関する調査
労働時間・休日に関する実態調査
民間企業の勤務条件制度等調査
監督実施状況報告

5. 労使関係

労働組合基本調査
労使コミュニケーション調査
外資系企業の勤使関係等実態調査
教職員の組織する職員団体実態調査
労働争議統計調査

賃金実態調査

埼玉県中高年齢労働力調査
雇用変動に関する調査
毎月勤労統計調査
東京都職種別民間給与実態調査
退職金事情調査
賃金・定年制事情調査

6. 労働災害

労働災害動向調査
労働災害動向調査特別調査
労働災害動向調査10~29人規模事務所調査
労働者の通勤途上の災害に関する実態調査
労働災害家族の生活実態に関する調査
労働災害被災勤労青少年に関する調査
労災付加給付制度調査
労災保険業務報告
地方公共団体の統計調査
釧路市毎月勤労統計調査
昭和48年度技能労働力実態調査
内職に関する世帯調査
宮城県中小企業賃金実態調査
賃金事情調査
高等学校新規卒業者の就職に関する調査
福島県就業構造基本調査
賃金等労働関係実態調査
事業別賃金実態調査（五泉市）
職業別民間給与実態調査
新潟県冬期循環解雇事業所実態調査
新潟県雇用労働力動向調査
新潟県夏期循環解雇事業所実態調査
新潟県身体障害者雇用実態調査
新潟県通年雇用切替事業所実態調査
茨城県小規模事業所給与等実態調査
中小企業勤労者意識調査
茨城地区労働力調査
栃木県毎月勤労統計調査
中小企業賃金事情調査
労働協約等実態調査
群馬県賃金事情調査
群馬県毎月勤労統計調査
職員給与実態調査
就業者移動統計調査

賃金週休二日制等事情調査
昭和48年度賃金・退職金事情調査
山梨県小規模事業所勤労統計調査
中小企業賃金事情調査
職種別民間給与実態調査
岐阜県賃金及び労働条件調査
労働力調査（白鳥町）
婦人の就業等実態調査
中小企業賃金実態調査
退職金制度調査
労働経済の動向調査
中高年齢者雇用管理等調査
労働者福祉実態調査
勤労者通勤・住宅等実態調査
賃金引上げ等実態調査
労働時間制度実態調査
勤労者実態調査
尾張旭市勤労者実態調査
碧南市衣浦地区勤労実態調査
半田市衣浦地区勤労実態調査
西尾市衣浦地区勤労実態調査
高浜市衣浦地区勤労実態調査
刈谷市衣浦地区勤労実態調査
鳥羽市就業実態調査
昼間流入従業者数調査
中小企業賃金事情調査
昭和49年度賃金事情調査
内職世態実態調査
賃金事情調査
昭和48年度内職就業調査
内職就業調査
内職に関する意識調査
昭和49年度県内就職状況調査
兵庫県賃金実態調査
昭和48年度定年制実態調査

尼崎市労働経済調査	農業生産における機能分担調査
昭和46年度主婦の就労実態調査	農業生産組織調査
昭和49年度週休二日制・労働時間実態調査	中高齢農業経営主調査
中小事業所における勤労者福祉実態とニード調査	畜産基本・予察調査
労働管理実態調査	ブロイラー飼養構造調査
労働力調査	養鶏技術係数調査
労働時間・休暇制度の実態調査	にわとり人工ふ化羽数調査
岡山県賃金調査	と畜場機構調査
就業状況調査	水田の転用に関する意識調査
Uターン労働力調査	昭和47年度農林業意識調査（沖縄）
広島県都市職種別民間給与実態調査（呉市）	養蚕調査（沖縄）
〃 (尾道市)	農村賃金形成調査
〃 (福山市)	農村物価賃金調査
〃 (府中市)	農家経済調査米生産調整関連分析調査
〃 (三次市)	農産物生産費調査
〃 (庄原市)	繭生産費調査
〃 (竹原市)	畜産物生産費調査
〃 (三原市)	農家経済調査における自立経営農家の農業経営意識調査
徳島県就業構造基本調査	農村物価賃金調査（沖縄）
中小企業の賃金調査	農産物生産費調査（沖縄）
辺地内職就業基本調査の実態調査	簡易農家経済調査（沖縄）
内職就業基本調査の実態調査	耕種生産構造統計調査
賃金事情実態調査（久留米市）	昭和46年産北海道たまねぎ作付予定面積調査
労働関係実態調査	作付予測調査
相知町内潜在労働者調査	昭和48年産草地生産量調査
昭和47年佐賀県農村地域労働力調査	野菜作農家意向調査
昭和47年産炭地域労働力調査	稲作転換に関する意識調査
季節移動（出かせぎ）労働者実態調査	米の生産調整に関する意識調査
潜在労働力実態調査	農林生産統計調査（沖縄）
鹿児島県労働力調査	農産物被害応急調査（沖縄）
農林水産	
1. 農業	花き統計調査
農林業センサス	茶調査
牛乳乳製品統計調査	果樹共済基準筆調査
農家経済調査	さとうきび作柄概況及び予想収穫量調査
作物統計調査	パイントアップル実態調査（沖縄）
養蚕収繭量統計調査	農業協同組合・同連合会等一斉調査
米生産費統計調査	農業協同組合経営分析調査
1970年世界農林業センサス農家調査事後調査	都市農協実態調査
1971年沖縄農業センサス農家調査事後調査	都市農協組合員実態調査
農業動態調査	農協及び農協連合会による水田等転用見込面積等調査
	農協の協同会社に関する実態調査
	農業土木事業投入調査

米麦共同乾燥調製事業稼動状況調査	繭価とりきめ状況調査
米麦共同乾燥調製事業投入調査	乳用おす牛の育成肥育に関する調査
稚蚕共同飼育事業投入調査	米麦の品種別出廻り状況調査
と畜場投入調査	1970年たばこ作農家センサス
農業の就業構造改善に関する調査	葉たばこ生産費調査
開拓地當農実績調査	
地域農業生産対策基本調査	2.林業
農作業事故調査	林家経済調査
産繭処理方法別繭数量調査	林業属地基本調査
野菜加工品生産量調査	昭和46年度林業動態調査
生糸検査方法測定調査	育苗事業投入調査
観光農林漁業調査	造林事業投入調査
東北地域における稲作状況調査	素材生産事業投入調査
桑園利用の実態調査（関東・東山地域）	森林組合一斉調査
新潟平野高生産性農業地帯の形成に関する調査	素材生産業経営動向調査
請負耕作に関する調査	立木価格形成要因調査
観光農林漁業調査	素材生産費動向調査
観光農業調査	林家の林業経営意識調査
農地の流動化に関する意識調査（近畿地方）	森林生产力調査
農業経営に関する意識調査	民間林業労務者の賃金実態調査
農業高校生の農業意識調査	林業労働者職種別賃金調査
若い農業者に関する調査	
肉用牛予察調査（九州）	3.水産業
耕種生産構造統計調査（九州）	海面漁業生産統計調査
離職者調査	第5次漁業センサス
農家相続調査	第5次漁業センサス事後調査
生産者の米穀現在高等調査	漁業動態調査
米麦の集荷等に関する基本調査	漁業経済調査
生産者の麦現在高等調査	内水面漁業生産統計調査
米穀の消費動態調査	海面・内水面漁業養殖業生産統計調査（沖縄）
農地移動実態調査	漁業就業者調査
農業の就業構造改善に関する調査（沖縄）	漁業世帯員就業調査
野菜生産状況表式調査	漁業労働賃金調査
園芸用ガラス室ハウス類等の設置状況調査	漁業経営動向調査
花き及び花き球根類の栽培状況等調査	漁業経営体調査（沖縄）
果樹栽培状況等表式調査	養殖業部門投入調査
花き产地生産出荷事情調査	昭和47年北海道いか釣り漁業経営調査
庭園樹の生産状況等の調査	昭和46年度漁業就業者のやとわれ状況調査
桑園及び桑苗に関する調査	昭和47年兼業漁家意識調査（北部日本海域）
蚕業取締事務成績並びに原蚕種及び原蚕種製造配付成績	昭和46年度沿岸漁業構造改善事業に関する意識調査
養蚕の飼育上簇調査	昭和46年度遊漁観光漁業調査
蚕種の製造等の調査及び取引状況調査	昭和46年度観光漁業・民宿等の兼業状況調査

瀬戸内海漁場環境調査	神奈川県遊漁統計調査
昭和47年度のり養殖経営調査	川崎市農業総合計画樹立農家意向調査
漁業経営意識調査	病害虫発生状況調査
昭和46年度有明海沿岸漁家の意識調査	養蚕実態調査
水産業協同組合の現況報告	農業基本調査
水産業協同組合職員の労働条件等調査報告	林業労働に関するアンケート
真珠養殖業及びのり、かき種苗養殖業価格調査	富山県農業基本調査
漁業漁獲成績報告書	富山県水産業基本調査
漁業事業成績報告書	昭和47年農業意識調査
鯨体処理状況報告	魚種別漁獲高漁業種類別漁獲高調査
地方公共団体の統計調査	自立（志向）経営実態調査、離農問題対策調査
北海道農業基本調査	農林水産物生産動態統計調査
青森県農業基本調査	福井県農業統計調査
青森県海面漁業月別漁獲数量調査	滋賀県漁業水域操業調査
昭和48年度水田経営面積状況調査	市街化区域内農業実態調査
農業基本調査	漁家調査
岩手県農林水産業生産額調査	漁家経済調査
農林水産業生産実態調査	大阪府農業調査
岩手県農林水産業基本調査	大阪府農林業統計調査
宮城県農林水産業基本調査	農業実態調査
さんま水揚並びに処理状況調査	奈良県農業基本統計調査
農家以外の農業事業体（畜産事業を営む農業事業体）調査	鳥取県林業水産業経営調査
所得統計作成のための林業生産費調査	鳥取県水産業経営調査
農業的サービス業経営調査	農家の工業導入に関する就業希望等調査
内水面漁業経営調査	島根県農家基本調査
秋田県農業基本調査	島根県内水面漁業基本調査
山形県農林水産業基本調査	島根県林業経営動向調査
福島県農業基本調査	島根県海面漁業基本調査
海水面漁業水揚高統計	昭和48年度島根県農家意識調査
農業情報収集調査	岡山県農業基本調査
茨城県農業基本調査	果樹そ菜生産状況調査
茨城県農家労働力調査	掃立実数及び繭生産実績調査
群馬県農家経済調査	緑化樹生産実態調査
群馬県林業経済調査	集落現況調査
果樹苗木生産状況調査	福岡県青果物流通統計調査
養蚕状況基本調査	のり生産数量調査
月別漁獲高調査	内水面における該當年度内の養殖業実績報告畜産関係調査
水産業協同組合現況調査	郷土のみどり調査
農業基本調査	大分県農林水産業基本調査
東京都農業経営基本調査	出かせぎ実態調査
東京都漁家経済調査	
多摩市農業経営状況調査	

鉱工・電気・ガス

1. 工業一般

工業統計調査
工業実態基本調査
通商産業省生産動態統計調査
工作機械設備等統計調査
鉱工業投入調査
製造工業生産予測調査
工業等の農地利用需要調査
農村地域工業の開発調査
工場立地動向調査
工場分散及び実態調査
製品の安全性に関する実態調査

2. 鉱業

埋蔵鉱量統計調査
粗金及び金地金の生産及び受払状況報告書
粗金及び金地金の受払報告書
本邦鉱業のすう勢調査
炭鉱設備調査
長壁式採炭切羽調査
掘進切羽調査
炭鉱作業別工数調査
貯炭報告
炭鉱從業者調査
亜炭設備調査
石灰製造設備調査
石灰用途別出荷実績
石炭原価計算報告
石炭鉱業収益状況等報告

3. 食料品

食肉加工調査
食品工業部門投入調査
製油工場基礎調査
農林水産関係工場排水実態調査
油糧生産実績調査
食料品生産動態統計調査
植物性蛋白食品調査
食用油脂加工工場基礎調査
食品・油脂工業経営行動調査

でん粉の生産数量調査

製粉、精麦工場及び飼料小麦加工専門工場経営概況調査
みそ及びしょうゆ製造工場実態調査
穀粉及び米菴製造工場実態調査
加工食品工業経営動向調査
米麦加工食品生産動態統計調査
米麦加工食品製造工場実態調査

4. 織維

生糸需給調査
玉糸製造用原料繭購入価格調査
副蚕糸購入価格調査
生糸購務格差調査
生糸製造販売費調査
玉糸製造販売費調査
洗化炭トップ工業調査
織維製品金額表示票
染色整理金額表示票
紙パルプ製造設備調査
段ボール工業設備等実態調査
不織布（乾式）製造業の設備調査
染色加工設備調査
ねん糸製造業の設備、生産、流通調査
かさ高加工糸製造業の設備、生産、流通調査
織維工業における婦人労働実態調査

5. 木材

製材統計調査
木材生産流通調査
木材需給動態調査
素材需給動向観測調査

6. 化学

薬事工業生産動態統計調査
製薬企業設備調査
医薬品企業実態調査
炭酸カルシウム受払報告
石油化学製品四半期報
りん酸質肥料受払報告
混合肥料受払報告
硫酸需要構造調査
粗製しょう脳及びしょう脳原油生産関係月報

粗製しょう脳、しょう脳原油生産生産費調査
F R P加工業の実態調査
高分子加工物需要構造調査
試薬需要構造実態調査
昭和47年合成樹脂需要構造に関する調査
公害防止に伴い副産される硫黄化合物の実態調査
化学工業保安に関するアンケート調査

7. 石炭・石油製品

石油設備調査
コークス製造設備調査

8. 皮革・ゴム

革需給動態統計調査
ゴム製品製造設備調査
合成ゴム需要構造調査

9. 窯業・土石

セメント需給動態統計調査
普通れんが月報
生コンクリート四半期報
砂利採取業者業務状況報告

10. 鉄鋼・非鉄金属

鉄鋼需給動態統計調査
鉄鋼生産内訳月報
添加合金原料半年報
鉄鋼需給月報
特殊鋼鋼材販売、在庫及び普通鋼鋼材、特殊鋼鋼材生産内訳
アルミニウム圧延工業設備調査
高炉作業月報
平炉作業月報
圧延作業月報
転炉作業月報
電気炉作業月報
鉄鋼生産設備調査

11. 機械器具

造船造機統計調査
鉄道車両等生産動態統計調査
機械受注実績統計調査
機械受注見通し調査

機械器具投入調査
農業機械工業実態調査
自動車部品工業実態調査
化学機械工業実態調査
鉱山土木建設機械工業実態調査
医用電子装置調査
集積回路等生産実績調査
自動組立機実態調査

12. 電気

大口電力使用状況四半期報
電気事業年報
発受電月報
電燈電力需用月報
電力需給実績調査

13. ガス

ガス事業生産動態調査
高圧ガス輸送保安実態調査
L Pガス流通実態調査
工業用液化石油ガス（L Pガス）実態調査
地方公共団体の統計調査
札幌市工場実態調査

青森市地下水利用実態調査
岩手県生産動態統計調査
昭和48年度宮城県工業動態統計調査
産業連関表のための製造部門投入調査
採拓業及び砂利類採取業経営調査
産業連関表作成のための食料品製造業部門内投入調査
新潟市工業実態調査
茨城県工業実態調査
栃木県工業実態基本調査
栃木県生産動態統計調査
群馬県工業開発実態調査
工場実態調査
市街地等工場立地実態調査
公害防止計画策定のための工場排水実態調査
燃料使用状況等実態調査
千葉県工業立地実態調査
東京都工業生産動向調査
地下水利用実態調査
素材生産及び価格調査

工業生産統計調査	建設コンサルタント実態調査
工業実態調査	主要建設資材価格実態調査
川崎市工場台帳基本調査	建設機械の管理的経費実績調査
製造工業動向調査	建設機械使用実績調査
浜松市工業用地・工業用水調査	建設機械賃貸業等実態調査
工業統計調査付帯調査	建設機械整備業実態調査
岐阜県鉱工業生産動態統計調査	建設労働実態調査
生産動態統計調査	建設労働者直用化状況調査
食糧品製造業雇用・賃金等実態調査	
一般機械器具製造業雇用・賃金等実態調査	
碧南市工業実態調査	2. 住 宅
名古屋市中小工業景況調査	住宅統計調査
異動工場立地実態調査	昭和48年住宅統計調査事後調査
春日井市工場実態調査	住宅産業に関するアンケート調査
用地用水調査	プレハブ住宅及び住宅設備ユニット統計調査
武生市工業統計調査付帯調査	地代家賃等実態調査
京都府陶磁器生産動態調査	住宅用地完成面積調査
京都府織布生産動態統計調査	民間住宅造成事業実態調査
特産工業実態調査	昭和48年住宅需要実態調査
尼崎市工場基本アンケート	住宅供給企業の住宅建設動向調査
鳥取県工業統計調査	民間住宅・宅地供給企業による住宅・宅地分譲（予定）量調査
鉱工業生産指数量調査	住宅建設資金実態調査
島根県工場生産動態統計調査	民間共同住宅の管理等実態調査
工業生産実績統計調査	昭和46年公共住宅入居者住み替え実態調査
佐賀県生産動態統計調査	民間木造賃貸住宅立地及び経営実態調査
工業用地用水統計調査	公営住宅応募者実態調査
長崎県工業動態統計調査	プレハブ住宅供給システム実態調査
熊本県生産動態統計調査	
大分県工業生産動態統計調査	3. そ の 他
鹿児島県生産動態統計調査	企業の土地利用に関する調査
大島袖生産動向調査	企業の土地取得状況等に関する調査
建設	土地保有移動調査
1. 建 設 一 般	運輸省所管事業土地需要緊急調査
建築着工統計調査	事業所アンケート調査
建設工事統計調査	建設省所管行政に係る土地需要緊急調査
建設工事受注調査	新潟地区大規模開発計画調査のための基礎調査
建築物等実態調査	地方公共団体の統計調査
民間土木工事着工調査	昭和48年北海道住宅統計調査
建設工事鋼材使用量実態調査	昭和48年青森県住宅需要実態調査
昭和45年建築工事実態調査	仙台市住宅団地調査
土木工事費内訳実態調査	住宅需要実態調査の県単独拡大調査（福島県）
	住宅需要実態調査
	昭和48年住宅需要実態調査県単独拡大調査（新潟県）

農山村住宅環境実態調査
昭和48年栃木県住宅統計調査
群馬県住宅需要実態調査
埼玉県住宅需要実態調査
千葉県住宅需要実態調査
住宅需要実態調査の県単独拡大調査（千葉県）
住宅需要動向調査（長野県）
長野県建設業経済調査
住宅需要実態調査の県単独拡大調査（長野県）
石川県住宅需要実態調査
住宅需要実態調査の県単独拡大調査（岐阜県）
昭和48年愛知県住宅統計調査
住宅需要実態調査の福井県単独拡大調査
昭和48年住宅統計調査
昭和48年兵庫県住宅需要実態調査
神戸市住宅需要実態調査
住宅需要実態調査の県単独拡大調査(和歌山県)
住宅需要実態調査の県単独拡大調査（鳥取県）
昭和46年住宅事情調査
岡山県住宅需要実態調査
広島県住宅需要実態調査
住宅需要実態調査の県単独拡大調査（山口県）
昭和48年住宅統計調査の柳井市における拡大調査
香川県住宅対策調査
昭和48年福岡県住宅需要実態調査
住宅需要実態調査の県単独拡大調査（佐賀県）
住宅需要実態調査（長崎県）
住宅需要実態調査（鹿児島県）
住宅需要実態調査の県単独拡大調査(鹿児島県)
糸満市住宅実態調査

運輸・通信

1.陸 運

自動車輸送統計調査
大都市交通センサス
自家用物流施設調査
国土開発幹線自動車道等関連事業調査
地方鉄道統計報告書
軌道統計報告書
トラック純流動調査
営業用自動車流動実態調査
鉄道車両製作工数調査

東京都市郡園物資流動調査
昭和45年産業連関表作成のための運輸事業特別調査
2府県以上にまたがる運行系統の乗合バス旅客府県別流動状況調査
民営鉄道輸送統計月報
民営鉄道統計調査
民営鉄道統計踏切事故調査
車両年度計画表及び実績表
自動車輸送事業用自動車運転車実態調査
自家用自動車の点検整備等の実態調査
トラックターミナル等施設調査
小口貨物の集配に関する調査
自家用トラックの使用状況調査
全国交通情勢調査
街路交通情勢調査
広島都市園物資流動調査

2.海 運

港湾調査
船舶船員統計調査
船員労働統計調査
内航船舶輸送統計調査
沖縄港湾関連企業実態調査
内航船舶輸送統計母集団調査
船員労働統計（母集団）調査
運航事業収支報告
海上運送関係報告書
内航海運業経営実態調査
港湾運送事業の定期報告
港湾貨物流動調査
営業倉庫統計報告
貨物保管需要動向調査
船内災害・疾病発生状況報告
船員需給総合調査
船員単位労働組合基本調査
ボート工業実態調査報告書
海難統計調査
カーフェリーの安全に関するアンケート
海上保安統計調査

3.航 空

沖縄における航空の旅客及び貨物実態調査
輸送事業収支報告

航空運送統計調査

4. 通 信

運輸情報システム実態調査
無線従事者需給状況調査
郵便利用構造調査
内国郵便取扱数調査
外国郵便物取扱数調査
郵便施設調査
通信サービスの需要動向調査
全国流通情報総合調査
ファクシミリ通信技術動向調査
地方公共団体の統計調査
所得統計作成のための倉庫業経営調査
所得統計作成のための水運業経営調査
所得統計作成のための運輸に付帯するサービス業経営調査
自動車運行実態調査
静清地区パーソントリップ調査
通勤通学実態調査
自動車交通量調査
常用港湾労働者賃金調査
沖縄県船舶旅客アンケート調査

商業

1. 商業・サービス業
商業統計調査
商業実態基本調査
商業動態統計調査
特定サービス業実態調査
百貨店販売統計調査
自由業実態調査
サービス業投入実態調査
昭和45年度浴場業実態調査
昭和46年度クリーニング業実態調査
昭和47年度旅館業実態調査
興行場営業経営実態調査
麦製品販売状況等調査
米穀小売販売業者及びとう精業者の現況調査
米穀小売販売業者の経営実態調査
割賦販売実態調査
一般炭カロリー別産業別荷渡調査
石油製品販売事業所母集団調査

機械類割賦販売統計調査

液化石油ガス保安センター実態調査
支店等実態調査
ボランタリ・チェーン実態調査
電子計算機納入下取調査
余暇産業及び余暇関連産業の実態調査
自動車販売業実態調査
暖ちゅう房用炭荷渡明細調査
北海道暖ちゅう房用炭カロリー別荷渡調査
石炭販売価格関係報告
特約店実態調査
給油所経営実態調査
サービス業実態調査
商業・サービス業設備投資動向調査
中小商業近代化対策調査
ボランタリ・チェーン加盟店実態調査
商店街実態調査
ボランタリ・チェーン事業施策普及調査
一般旅行あっ旋業者の業務報告
宿泊施設統計調査

2. 流 通

織維流通統計調査
紙流通統計調査
石炭等需給動態調査
非鉄金属等需給動態統計調査
石油製品需給動態統計調査
機械器具流通統計調査
医薬品卸売業実態調査
医薬品流通動態基礎調査
畜產物流通統計調査
青果物流通統計調査
青果物流通構造調査
青果物流通段階別減耗量調査
農產物流通統計調査（沖縄）準備調査
水產物流通統計調査
生鮮食料品流通情報需要予測調査
花き流通構造調査
米麦加工食品流通実態調査
コークス流通調査
商品流通調査
合成ゴム需給期報

物的流通施設需要動向等調査	香川県工業物資流通調査
商品取引所における商品仲買人の売買玉分類調査	高知県物資流通調査
灯油流通経営実態調査	工業製品等流通統計調査
生活関連物資等在庫調査	長崎県物資流通統計調査
物流施設現況調査	長崎市物資流通統計調査
京浜二区トラックターミナル及び卸売センター調査	大分県工業物資流通調査
地方公共団体の統計調査	大分県商業物資流通調査
産業連関表のためのサービス業投入調査	宮崎県商工物資流通調査
産業連関表のためのサービス業部門投入調査	鹿児島県物資流通統計調査
宮城県製造業物資流通調査	鹿児島県商業近代化基本計画調査
主要物資流通調査	沖縄県流通近代化政策策定のための基礎調査
昭和47年産業連関表作成のための商業実態調査	
仙台市食肉流通実態調査	
山形市農產物流通調査	貿易
福島県商業活動基盤調査	貿易業態統計調査
取引状況についてのアンケート調査	港湾別外材入在荷調査
茨城県農產物流通調査	輸出貢献企業の実態調査
栃木県製造業物資流通調査	輸出入動向調査
物資流通統計調査	生鮮バナナ輸入業者の実態調査
千葉県物資流通統計調査	特恵関連雑貨産業調査
神奈川県大型小売店統計調査	地方公共団体の統計調査
横浜市商業実態調査	山形県輸出荷実績調査
山梨県物資流通調査	県産品輸出状況調査
昭和45年静岡県商工業流通調査	輸出実績調査
伊勢市主要商店街通行者実態調査	輸出産業生産実態調査
商品流通調査	神奈川県輸出生産統計調査
生鮮食料品流通実態調査	神奈川県貿易流通統計調査
滋賀県物資流動調査	輸出生産実態調査
京都府纖維流通統計調査	静岡県貿易業態調査
京都府物資流通統計調査	愛知県輸出入動向調査
京都市物資取引統計調査	昭和48年三重県輸出実態調査
商品流通状況調査	神戸市貿易実態調査
流通基本実態調査	輸出関連企業実態調査
工業関係流通実態調査	岡山県輸出荷実績調査
昭和49年島根県商業関係流通実態調査	福岡県生産品輸出実態調査
島根県物資流通実態調査	奄美群島輸移出入調査
工業物資流通実態調査	
昭和47年度広島県商品県際流通調査	家計・物価
昭和47年度広島県製造品原材料等県際流通調査	1. 家計
昭和46年広島県主要商品仕入先調査	家計調査
昭和45年山口県工業製品 原材料等流通調査	昭和45年国府調査のための家計資産調査
徳島県物資流通統計調査	全国消費実態調査
	貯蓄動向調査

消費者動向予測調査	栃木県家計調査
独身勤労者消費動向調査	栃木県小売物価統計調査
国有林野事業作業員生計調査	栃木県消費者動向予測調査
	群馬県家計調査
2. 物 價	群馬県小売物価統計調査
全国物価統計調査	群馬県消費者動向予測調査
小売物価統計調査	消費者物価調査
小売物価統計調査（小売物価地域差調査）	生活水準調査
緊急物価統計調査（小売価格調査）	大宮市小売物価統計調査
全国物価統計調査事後調査	戸田市小売物価統計調査
特別小売物価調査	小売物価等統計調査
卸売物価統計調査	習志野市家計調査
工業生品生産者物価統計調査	東京都生計分析調査
製造業部門別物価統計調査	調布市小売物価統計調査
輸出入物価統計調査	府中市小売物価調査
料金指数（東京都）調査	狛江市小売物価統計調査
全国小売物価調査	神奈川県消費者物価統計調査
地方公共団体の統計調査	県民消費生活実態調査
北海道家計調査	長野県小売物価統計調査
北海道小売物価統計調査	主要品目卸売価格調査
北海道物価統計調査	静岡県小売物価統計調査
家庭用燃料に関する実態調査	富山県消費者物価統計調査
北海道消費者動向調査	昭和49年度石川県小売物価統計調査
北海道主要耐久消費材調査	昭和48年度石川県消費者動向予測調査
芦別市家計調査	岐阜県家計調査
青森県小売物価統計調査	岐阜県消費者動向予測調査
昭和49年青森県消費実態調査	岐阜県小売物価統計調査
岩手県消費実態調査	愛知県家計調査
昭和48年宮城県民生計実態調査	愛知県物価統計調査
昭和48年宮城県小売物価統計調査	三重県小売物価統計調査
消費者物価調査	消費者動向実態調査
山形県家計調査	尾鷲市小売物価統計調査
米沢市家計調査	消費者動向予測調査
山形県小売物価統計調査	小売物価統計調査
福島県家計調査	滋賀県家計調査
福島県小売物価統計調査	滋賀県小売物価統計調査
消費購買動向調査	消費者購買実態調査
新潟県消費実態調査	消費者購買意識調査
新潟県消費者物価調査	京都府勤労者生計実態調査
小千谷市消費者物価調査	京都府勤労者生計実態調査家計簿補完調査
茨城県消費実態調査	舞鶴消費物価調査
茨城県消費者物価調査	大阪府家計調査

大阪府消費者動向予測調査	景気動向予測調査
兵庫県消費調査	国際通貨情勢の変化と企業行動に関する調査
物価統計調査	法人企業投資動向調査
勤労者財政形成基礎調査	企業経営者見通し調査
奈良県家計実態調査	法人企業間接費調査
和歌山県家計調査	非営利団体・娯楽業等実態調査
和歌山県小売物価統計調査	民間企業研究活動に関する調査
鳥取県家計調査	理工農業系大学院卒科学技術の人材の需要動向に関する調査
昭和48年度広島県消費者動向予測調査	利水合理化基礎調査
広島県小売物価統計調査	設備投資実績及び計画調査
竹原市家計調査	設備投資調査
三原市家計調査	外資系企業の動向調査
昭和49年尾道市家計調査	我国における経営コンサルタントの実態調査
昭和49年因島市家計調査	我国企業経営の情報化システム化の現状と問題点実態調査
昭和49年福山市家計調査	企業経営の情報化の現状に関する調査
昭和48年度府中市家計調査	産業における人的能力の再開発に関する実態調査
昭和49年三次市家計調査	企業経営のトータルシステム化の現状に関する調査
昭和49年度庄原市家計調査	外部情報の集収及び加工に関する実態調査
山口県小売物価統計調査	わが国企業の海外事業活動に関する調査
柳井市小売物価統計調査	工場移転に伴う設備投資調査
徳島県物価統計調査	情報処理実態調査
消費者動向予測調査	情報産業動向調査
松山市内卸売物価統計調査	民間企業における技術開発の実態調査
県民動向予測調査	近畿経済動向調査
小売物価統計調査	中小企業景況調査
長崎県家計調査	中小企業の技術に関する施策普及調査
宮崎県小売物価統計調査	診断指導制度に関する施策普及調査
名瀬市家計調査	小規模企業共済制度に関する施策普及調査
昭和48年小売物価統計調査	中小企業の税制に関する施策普及調査
企業	
事業所統計調査	下請企業動向調査
個人企業経済調査	中小企業経営調査
昭和45年国富調査のための法人資産調査	中小企業経営動向調査
昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査	法兰チャイズチェーン実態調査
法人企業統計調査	中小企業技術者研修実態調査
個人企業営業状況調査	運輸省所管事業設備投資計画調査
北海道資本形成調査	中小企業短期経済観測調査
中小企業の動向に関する調査	中小企業経営分析調査
経営環境の変化と企業行動に関する調査	主要企業短期経済観測調査
当面の企業行動に関する調査	全国企業短期経済観測
資源制約下の企業行動に関する調査	主要企業経営分析調査
	地方公共団体の統計調査
	北海道法人企業経済調査

青森県民経済調査	名古屋市景況調査
産業連関表作成のための青森県法人企業経済調査	産業関係調査
岩手県産業連関表作成のための特別補完調査	三重県法人企業統計調査
昭和48年度岩手県法人企業経済調査	昭和48年度福井県法人企業統計調査
昭和48年度宮城県法人企業統計調査	滋賀県法人企業統計調査
県富調査のための法人資産調査	民間非営利団体等消費及び投資調査
中小企業経営調査	商店経営実態調査
県富調査のための個人企業資産調査	京都府法人企業経済調査
昭和48年地域統計作成のための個人企業経営調査	京都府法人企業付帯調査
山形県経済交流調査	企業体・共同経営体調査
山形県法人企業経済調査	京都市企業経済調査
米沢市商工業動向調査	産業連関表作成のための投資実績調査
昭和49年度福島県中小企業経営調査	法人企業（投資実績調）統計調査
福島県法人企業調査	市史編さんのための会社・工事・事業所調査
新潟県地域産業構造調査	小規模企業実態調査
新潟県企業収益・投資動向調査	奈良県事業所経済統計調査
茨城県法人企業統計調査	鳥取県中小企業動向調査
栃木県個人商工業経済調査	鳥取県事業所経済調査
群馬県法人企業経済調査	島根県事業所経営動向調査
群馬県個人企業経済調査	岡山県中小企業景況調査
埼玉県個人企業経済調査	岡山県法人企業投資予測統計調査
市街地商工業実態調査	岡山県事業所経済調査
法人企業統計調査	岡山県民間非営利団体等消費・投資調査
千葉県事業所統計調査	岡山県国府調査のための個人企業資産調査
個人企業経済調査	岡山県国府調査のための法人資産調査
東京都個人経済力調査	広島県事業所経済調査
東京都中小企業業種別実態調査	山口県事業所経済調査
経済環境変化に伴う都内中小企業の影響調査	徳島県法人企業統計調査
神奈川県法人企業統計調査	香川県事業所経済調査
神奈川県中小商工業統計調査	愛媛県会社事業所設備投資調査
神奈川県個人企業経済調査	福岡県法人企業統計調査
山梨県個人商工業経済調査	福岡県個人企業統計調査
山梨県法人企業統計調査	法人企業経済調査
長野県法人企業経済調査	長崎県法人企業統計調査
静岡県企業経済調査	熊本県産業連関表基礎調査
静岡県景気動向調査	熊本県企業統計調査
富山県法人企業統計調査	大分県事業所経済調査
富山県下請企業実態調査	宮崎県経済統計調査
昭和49年石川県企業経済調査	鹿児島県法人企業統計調査
石川県産物調査	
岐阜県法人企業経済調査	
愛知県法人事業所調査	

金融

農協系統金融事情調査

中小企業の資本調達状況等に関する施策普及調査	生活状況基本調査（昭和47年沖縄）
設備近代化資金貸付制度に関する調査	保健福祉水準調査
民間住宅金融実態調査	所得再分配調査
郵便貯金預払い及び現在高報告	昭和48年保健福祉基礎調査
郵便振替愛払い及び現在高報告	社会保障生計調査
内国郵便為替振出状況報告	被保護者生活実態調査
簡易保険及び郵便年金契約状況	身体障害児・者実態調査
消費者信用統計調査	精神薄弱者実態調査
全国銀行諸勘定	母子世帯等実態調査
預金者別預金統計調査	昭和45年度養護児童実態調査
信託諸勘定調査	全国家庭児童調査
設備資金業種別新規貸付（融資）及び業種別貸出（融資）残高調査	児童手当制度調査
都道府県別業種別全国銀行貸出残高調査	昭和48年度児童養育費調査
都道府県別全国銀行預金・現金・貸出調査	昭和46年度社会福祉施設職員給与実態調査
証券金融会社主要勘定及び貸借取引実績調査	医療経済実態調査
地方公共団体等に対する与信残高調査	保育所における保母の労働実態調査
全国銀行店舗数一覧	日雇労働者生活実態調査
全国金行貸出金利率別残高	重度の身体障害者就業実態調査
通貨発行及び還収に関する統計調査	退職公務員等生活状況調査
都道府県別種類別貯蓄実績調査	厚生省報告例に基づく統計報告（社会福祉関係）
地方公共団体の統計調査	生活保護動態調査
昭和48年度岩手県資金循環構造分析のための調査	被保護者全国一斉調査
金融概況調査	児童養育者所得状況等調査
公益質屋事業成績月報	児童養育者家庭状況等調査
鹿児島県資金循環調査	

財政

印紙税に関する調査
地方財政事業費関係予算四半期別支出額等調査
登録地方債調査
財政資金収支概況
地方公共団体の統計調査
所得統計作成のための国家財政収入支出調査
県富調査のための地方公共団体資産調査
財政収支状況調査
財政活動状況調査

社会・文化

1. 社会福祉	3. 保 健 衛 生
厚生行政基礎調査	(1) 医療・疾病
社会福祉施設調査	医療施設調査
国民生活実態調査	患者調査
	国民健康調査
	社会医療調査
	死体解剖に関する調査
	昭和47年度人口動態（肝硬変）社会経済面調査

病院報告

医師、歯科医師及び薬剤師調査
昭和48年結核実態調査
成人病基礎調査
成人病基礎調査（那霸市）
成人病基礎調査（那霸市）追跡調査
精神病院実態調査
昭和48年精神衛生実態調査
腎機能不全患者の治療状況に関する実態調査
病院経営収支調査
公的病院経営構造調査
公的病院労働条件等調査
保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦学校養成所入学状況ならびに卒業生就業状況調査
歯科材料調査
医薬品価格調査
血液需要動向調査
小児慢性疾患実態調査
優生手術年報
人工妊娠中絶年報
伝染病及び食中毒統計調査
社会医療診療行為別調査
国民健康保険医療給付実態調査
結核登録者に関する定期報告
無医地区等に関する調査
無歯科医地区に関する調査
保健婦登録者数等調査
業務上の疾病報告

(2)保健
学校保健統計調査
保健衛生基礎調査
1974年世界出産力調査
国民栄養調査
乳幼児身体発育調査
医薬分業に関する薬局等実態調査
第6次出産力調査
職場の安全管理及び衛生管理に関する総合実態調査
就学時の健康診断に関する調査
学校給食栄養報告
昭和49年度生活指標調査
厚生省報告例に基づく統計報告（衛生関係）
保健所運営報告

定期健康診断結果報告

4. 事故・災害

(1)交通事故・災害

幼児交通事故の実態と交通安全教育に関する調査
陸上における交通事故等により保護者を失った児童・生徒等に関する調査
陸上における交通事故等により保護者を失った児童・生徒等に関する調査（追跡調査）
通勤途上災害調査被災者転帰状況等調査
通勤災害被災労働青少年に関する調査
水害統計調査
治水経済調査

(2)公害

事業場排水実態調査
公害原単位調査
排水処理実態調査
ばい煙発生施設に関する調査
ばい煙排出状況調査
排煙に関する汚染負荷量原単位調査
騒音防止対策施行状況調査
重金属類使用取扱調査
産業廃棄物排出量原単位調査
昭和44年度産業公害防止施設設置資金調査
産業廃棄物処理、処分状況調査
昭和49年度汚染物質排出量総量総合調査
過密・公害地域からの工場分散に関する調査
合成高分子系産業廃棄物処理処分状況調査
産業廃棄物（廃油等）処理、処分実態調査
鉛害賠償状況調査

5. 司法

登録統計調査
検察統計調査
婦人補導統計調査
少年矯正統計調査
矯正統計調査
保護統計調査
争訟事件統計調査
人権侵犯事件統計調査
戸籍統計調査
供託統計調査
出入国管理統計調査

教職員にかかる係争中の争訟事件等の調査

6. 教育・文化

(1) 学校教育

学校基本調査

学校設備調査

学校教員統計調査

産業教育調査

産業教育調査付帯調査

特別教育活動等に関する調査

父兄が出支した教育費調査

昭和49年度海外勤務者子女教育に関する総合的実態調査

幼児教育に関する実態調査

私立学校の財務状況に関する調査

学生生活調査

育英奨学事業に関する実態調査

大学人学者選抜実態調査

幼稚園の組織編成及び施設設備等に関する実態調査

教職員人事異動状況調査

(2) 社会教育

社会教育調査

婦人教育施設調査

青少年教育施設調査

民法法人社会体育施設調査

婦人教育の現状

家庭教育に関する調査

(3) 技術・研究

科学技術研究調査

技術士に関する調査

原子力開発利用動態調査

科学技術研究者等の情報理用の実態に関する基礎調査

ライフサイエンスに関する研究の実態調査

革新的技術開発に関する調査

研究開発及び技術交流に関する調査

特許・実用新案登録出願の審査請求の調査

商標制度及びその運用に関する調査

(4) 宗教

宗教統計調査

7. その他

国際観光統計調査

全国旅行行動態調査

世論調査の現況調査

北方地域元居住者総合実態調査

消費者団体基本調査

沖縄における模合の実態調査

厚生統計地域傾向精密調査

昭和48年度人口動態（婚姻）社会経済面調査

公益質屋及び消費生活協同組合（連合会）実態調査

人口流動と地域社会変動との関係に関する総合調査

人口の分布変動と地域経済との関係に関する調査

生活実態からみた地域変動の要因に関する総合調査

沖縄県における勤労青少年の職業意識及び余暇活動に関する実態調査

全国同和地区調査

国民の日帰りレクリエーションに関する実態調査

昭和49年度地方統計機構の業務運営に関する実態調査

自然公園利用状況調査

昭和49年度人口動態（死亡）社会経済面調査

地方公共団体の統計調査

産業廃棄物実態調査

学校一覧調査

社会教育基本調査

自転車及び原動機付自転車の交通事故実態調査

廃棄物実態調査

所得統計作成のための国家公務員共済組合掛金給付金等調べ

県民所得統計作成のための給付金調べ

宮城県民生活意識調査

心身障害児（者）実態調査

仙台市民生活調査

昭和49年度山形県学校保健統計調査

昭和48年県民生活実態調査

福島県民健康調査

昭和46年度農家の子弟の卒業後の状況調査

身体障害者実態調査

廃棄物実態調査

昭和47年新潟県民生活実態調査

新潟県新規卒業者実態調査

失業保健夏期季節の受給者実態調査

在宅重度肢体障害者（児）実態調査

要援護老人実態調査

県民生活実態調査

群馬県産業廃棄物等実態調査

群馬県母子世帯実態調査

県民生活実態調査

群馬県新規学校卒業者実態調査	富山県患者調査
町村別生活保護実施調査	教育基礎調査
廃棄物排水量実態調査	岐阜県学校基本調査
県民健康調査	昭和49年一般（歯科）診療所調査
燃料施設・水利用実態調査	昭和45年度老齢者実態調査
在宅重度心身障害児（者）調査	自転車及び原動付自転車の実態調査
同和地区実態調査	産業廃棄物実態調査
第1回廃棄物実態調査	市民生活動向調査
千葉県社会福祉総合調査	県民生活実態調査
交通事故実態調査	住民生活実態調査（半田市）
東京都被保護世帯生活実態調査	〃（西尾市）
東京都民生行政基礎調査	〃（高浜市）
多摩地区工場公害対策基礎調査	〃（刈谷市）
東京都老人福祉基礎調査	〃（碧南市）
昭和48年度東京都心身障害者実態調査	福井県情緒障害児実態調査
東京都乳幼児保健実態調査	出産環境調査
民間企業の公害防止投資に関する調査	心身障害（児）者実態調査
産業廃棄物処理処分状況調査	滋賀県民生活動向調査
民間企業の公害防止投資に関する調査	滋賀県患者実態調査
不正量木材実態調査	交通安全意識調査
幼児栄養調査	同和地区住民生活実態調査
東京都民健康調査	消防統計資料調査
青梅市市勢調査	ばい煙発生施設等実態調査
学校保健統計調査	森永ミルク中毒被害児実態調査
産業廃棄物実態調査	燃料使用状況調査
母子父子家庭生活実態調査	昭和45年度大阪府措置患者実態調査
横浜市身体障害者車いす使用者実態調査	大規模団地とその周辺地域における医療施設利用状況調査
横浜市身体障害者（児）実態調査	大阪府地域疾病構造調査
瀬谷区生活環境についての意識調査	池田市住民実態調査
廃棄物の実態調査	岸和田市生活環境基礎調査
川崎市総合計画立案のための市民意向調査	公害分析用産業連関表作成のためのばいじん（すす、その他粉じん）に関する調査
川崎市通勤状況調査	ねたきり老人生活実態調査
川崎市公害防止計画の策定に伴う工場事業所実態調査	身体障害者（児）生活実態調査
川崎市民意識調査	観光統計調査
特別社会調査	兵庫県政世論調査
成人病に関する食生活実態調査	民間社会福祉施設実態調査
昭和44年度交通事故実態調査	精神薄弱者（児）実態調査
新規卒業者の進学及び県内就転者の都市別産業別就転状況調査	工事・事業場に関する公害実態調査
静岡県民生活実態調査	工場等に関する公害調査
静岡県学校保健統計調査	国民健康保険医療給付実態調査
県民栄養実態調査	昭和46年度学校保健統計調査拡大調査
厚生統計静岡県地域傾向精密調査	

死因統計調査
昭和48年結核実態調査
昭和48年国民健康調査
市民生活実態調査
老齢者生活実態調査
父子世帯実態調査
県民生活圏調査
昭和49年西宮市生活基本調査
昭和48年鳥取県母子世帯実態調査
鳥取県同和地区実態調査
鳥取県学校保健統計調査
鳥取県患者調査
乳児死亡及び後期死産の要因実態調査
昭和49年度島根県県民生活実態調査
島根県患者調査
戦傷病者実態調査
岡山県母子世帯実態調査
老人生活実態調査
身体障害者（児）実態調査
岡山県観光動態調査
市町村青少年対策実態調査
自転車の利用等に関する実態調査
学校台帳
青年団体グループ実態調査
ガン・リ病調査
成人病検診結果分析
岡山県学校保健統計調査
市民生活環境意識調査
昭和47年度広島県民生活実態調査
昭和46年度広島県学校保健統計調査
心身障害者実態調査
広島県高齢者実態調査
広島県県民健康調査
昭和49年県民健康調査
畜産公害ならびに経営動向調査
産業廃棄物実態調査
県民生活実態調査
児童生徒異動状況調査
高等学校入学状況調査
生徒の異動状況・退学者・原学年とめおき者・長欠者調査
大学進学調査
地方教育費の調査付帯調査

県民生活意識調査
県政世論調査
コミュニティ調査
産業廃棄物等実態調査
母子世帯等医療生活実態調査
昭和48年度愛媛県身体障害者（児）実態調査
生活環境調査
同和事業調査
精神薄弱者、情緒障害児実態調査
市町村健康水準基本調査
余暇実態調査
松山市市民意識調査
交通事故実態調査
高等学校卒業者の進学状況調査
福岡県公立学校児童生徒数統計調査
国民健康保険病類別疾病統計調査
給水人口等実態調査
産業廃棄物実態調査
市町村別高校生徒数調査
中学校卒業者の進路決定調査
中学卒業者のうち「就職者」「無業者」「その他」の進路決定要因調査
高齢者実態調査
昭和45年度自転車及び原動機付自転車の交通事故実態調査
卒業後の進路希望調査
沖縄県身体障害者実態調査
昭和47年度心身障害者実態調査
沖縄県老人生活実態調査
昭和48年沖縄県結核実態調査

精神衛生資料総目次

第1号 昭和28年(1953年)

緒 言

I 精神障害者	1
1. 精神障害者の出現頻度	1
2. 内因性精神病の遺伝予後	2
3. 精神病院入院患者の病名別比率	5
4. 精神薄弱者の社会的予後	5
II 精神衛生に関する諸問題	9
5. 精神身体医学的に見た内科患者	9
6. 不就学児童	10
7. 街娼	11
8. 浮浪児及び浮浪者	12
9. 犯罪少年及び虞犯少年	15
10. 麻薬及び覚醒剤	16
11. 小学校における精神衛生	17
12. 自殺	19
13. 離婚	19
III 施設及び職員	20
14. 精神病院	20
15. 精神科関係職員数	23
16. 全国精神衛生相談所一覧表	24
17. 全国児童相談所一覧表	25
18. 児童福祉施設	28
19. 少年鑑別所及び矯正保護施設	31
20. 全国特殊学級数	32
附録	34
21. 精神衛生関係団体一覧	34
22. 学界動向	35
23. 精神衛生関係の年間主要記事	44
24. 精神衛生関係年表	45

第2号 昭和29年(1954年)

I 精神障害者	1
1. 精神障害者の出現頻度	1
2. 精神病院入院患者数の累年比較	3
3. 精神病院入院患者の病名別比率	6
4. 特殊治療法の効果	8
5. 精神病者の転帰	13

6. 精神分裂病罹患者の結婚及び挙子率.....	15
7. 英国における精神薄弱者実態調査.....	18
8. 昭和27年度精神障害者申請、通報及び処理状況.....	23
9. 優生保護.....	24
II 児童及び教育.....	26
10. 全国要保護児童調査.....	26
11. 児童相談所の活動状況.....	29
12. 児童福祉司の取扱った児童等の数.....	30
13. 混血児童——いわゆる混血児童実態調査——.....	31
III 犯罪、非行及び中毒.....	35
14. 犯罪数累年比較.....	35
15. 第一次大戦前後におけるドイツ、オーストリアの犯罪者数.....	37
16. 少年の犯罪及び非行.....	38
17. 犯罪と精神障害.....	40
18. 覚醒剤.....	45
IV 社会病理.....	48
19. 家出.....	48
20. 自殺.....	51
21. 離婚.....	52
22. 壳春.....	54
V 施設及び職員.....	66
23. 精神病院.....	66
24. 精神科関係職員.....	77
25. 精神衛生相談所.....	82
26. 児童相談所.....	83
27. 児童福祉施設.....	84
28. 少年鑑別所及び矯正保護施設.....	85
29. 特殊学級及び特殊学校.....	87
30. 精神衛生関係職員の養成.....	103
附録.....	107
31. 精神衛生関係予算.....	107
32. 精神衛生関係団体一覧.....	108
33. 学界動向.....	110
34. 精神衛生関係の年間主要記事.....	124

第3号 昭和30年(1955年)

I 精神障害者.....	1
1. 精神衛生実態調査.....	1
2. 昭和28年度精神病院患者統計.....	11
3. 精神衛生法による昭和28年度医療および保護状況.....	18
4. 米国における精神病院患者統計.....	18
5. 英国における精神衛生行政.....	25

6. 英国における精神衛生統計.....	27
7. 神経症と時代的消長.....	40
8. 優生保護統計.....	44
II 児童および教育.....	45
9. 精神薄弱児施設収容中の年令超過者の実態調査.....	45
10. 長期欠席児童生徒調査.....	48
11. 学令期における不就学者統計.....	50
12. 米国における特殊教育統計.....	53
13. 児童相談所の活動状況.....	58
14. 児童福祉司の取扱った児童等の数.....	60
III 犯罪、非行および中毒.....	61
15. 犯罪発生検挙累年比較.....	61
16. 戦後における兇悪犯罪、粗暴性犯罪および盜犯の発生推移状況.....	63
17. 少年犯罪.....	64
18. 虐少年.....	68
19. 米国における少年非行の増加.....	70
20. 少年院新収容者統計.....	71
21. 覚醒剤.....	73
IV 社会病理.....	81
22. 自殺.....	81
23. 離婚.....	86
V 施設および職員.....	94
24. 精神病院.....	94
25. 精神科関係職員.....	102
26. 世界各国における精神病院施設数および精神病床数.....	104
27. 精神衛生相談所.....	108
28. 児童福祉施設.....	112
29. 矯正保護施設.....	115
30. 家庭裁判所.....	118
31. 更生保護.....	119
32. 特殊学級および特殊学校.....	121
附録.....	123
33. 精神衛生関係予算.....	123
34. 精神衛生関係団体一覧.....	125
35. 昭和29年度学界動向.....	128
36. 精神衛生関係の年間主要記事.....	146
精神衛生の分野.....	卷末折込
第5回国際精神衛生会議.....	85
精神衛生関係の1954年度国際的会合.....	145

第4号 昭和31年(1956年)

I 精神障害者	1
1. 精神科患者調査	1
2. 精神衛生法による昭和29年度医療および保護状況	13
3. 精神障害者の生態学的調査	15
4. 優生保護統計	23
5. 米国における精神病院患者統計	24
6. 精神薄弱児の処遇	27
II 精神衛生に関する諸問題	32
7. 覚醒剤中毒	32
8. 犯罪発生検挙累年比較	42
9. 戦後における兇悪および粗暴性犯罪の発生推移状況	44
10. 少年犯罪および虞犯少年	45
11. 少年院新収容者統計	55
12. 児童相談所の活動状況	58
13. 不就学児童・生徒	61
14. 長期欠席児童・生徒	63
15. ホスピタリズム	66
16. 自殺	72
17. 離婚	77
18. 家出	85
19. 売春	89
III 施設および職員	99
20. 精神病院	99
21. 精神衛生相談所	115
22. 精神科関係職員	120
23. わが国におけるサイキアトリック・ソーシャル・ワークの現状	122
24. 児童相談所	129
25. 児童福祉施設	137
26. 矯正保護施設	139
27. 更生保護	142
28. 特殊学級数	144
特集 世界各国の精神衛生事情	146
(I) ヨーロッパ各国の精神衛生	146
(II) アジアおよび地中海東部諸国の精神衛生	155
附録	166
29. 精神衛生関係予算	166
30. 精神衛生関係団体一覧	168
31. 昭和30年度学界動向	174
32. 精神衛生関係の年間主要記事	193
33. 精神衛生年表	200

第5号 昭和32年（1957年）

I 精神障害者	1
1. 精神衛生法による昭和30年度医療および保護状況	1
2. 千葉県安房郡における精神障害者の生態学的調査	3
3. 優生保護統計	8
4. 英国精神病院関係法規	9
5. 精神薄弱児の実態	15
II 精神衛生に関する諸問題	30
6. 覚醒剤中毒	30
7. 犯罪・非行	40
8. 精神衛生相談所の活動状況	47
9. 児童相談所の活動状況	55
10. 不就学児童・生徒	59
11. 長期欠席児童・生徒	63
12. 自殺	68
13. 離婚	77
14. 家出	87
15. 売春	91
16. 老人問題および養老施設	99
17. 迷信および宗教	104
18. 産業における精神衛生	122
III 施設および職員	136
19. 精神病院	136
20. 世界各国における精神病院数および精神病床数	156
21. 精神科関係職員	158
22. 精神衛生相談所	162
23. 児童相談所	165
24. 児童福祉施設	175
25. 精神薄弱児施設	177
26. 特殊学級および特殊学校	178
27. 矯正保護施設	206
28. 更生保護	209
29. 養老および救護施設	211
特集 世界各国の精神衛生事情（続）	230
附録	248
30. 精神衛生関係予算	248
31. 精神衛生関係団体一覧	250
32. 1956年度学界動向	256
33. 精神衛生関係の年間主要記事	272
34. 精神衛生年表	276

第6号 昭和33年(1958年)

I 精神障害者	1
1. 在院精神障害者実態調査	1
2. 精神病院関係法規の各国における動向	19
3. 各国の優生対策	30
II 精神衛生に関する諸問題	39
4. 欧米におけるアルコール中毒対策の動向	39
5. 犯罪・非行	53
6. 賭博	63
7. 自殺	71
8. アメリカの児童指導クリニック	85
9. アメリカ児童指導クリニック協会(A.A.P.C.C.)について	91
10. 産業精神衛生	98
11. 臨床心理学者の現状	102
特集 世界各国の精神衛生事情(続)	108
附 錄	114
12. 1957年度学界動向	114

第7号 昭和34年(1959年)

特集 各国の精神衛生	1
I 緒言	1
II アメリカ合衆国	2
III イギリス	21
IV ヨーロッパ諸国	30
V アジアおよび地中海東部諸国	48
VI 南米その他	62
VII 日本	73
附 錄	99

第8号 昭和35年(1960年)

I 精神病院統計	1
1. 日本の精神病院	1
2. 各国の精神病院	34
3. 精神病院統計の新しい動向	81
II 精神衛生に関する諸問題	89
4. 学生相談活動の現況	89
5. 犯罪・非行	94
6. 離婚	103
7. 売春	116
8. 長期欠席および不就学児童・生徒	121
9. 特殊学級および特殊学校	124

10. 児童福祉施設	127
11. 児童相談所の活動状況	127
附 錄	130
12. 1959年度学界動向	130

第9号 昭和36年（1961年）

特集 精神衛生ゼミナール	1
--------------	---

第10号 昭和37年（1962年）

1. 日本の医学教育における精神医学および精神衛生教育についての一資料	3
2. 精神鑑定医の経歴に関する一資料	9
3. 精神病院資料	12
4. 不就学および長期欠席児童・生徒の現状	17
5. 特殊教育の現状	21
6. 少年非行の推移	25
7. 児童相談機関の現状	31
8. 精神薄弱の研究史	35
9. 老人の精神衛生	40
10. アルコール中毒と嗜癖の概念について	50
11. 自殺に関する資料	55
12. 産業精神衛生の動向	64
13. 結婚および離婚の動向	71
14. 売春対策	98
15. 精神衛生相談所の現状	114
16. 学生相談の現状	122
17. 日本におけるサイキアトリック・ソーシャル・ワークの展望	130
18. 国立精神衛生研究所精神衛生相談室の現状	136
特別寄稿『犯罪・少年非行』	145
索引	165

第11号 昭和38年（1963年）

精神障害者のリハビリテーション	3
精神薄弱の発生要因と予防対策	13
日本における精神薄弱の脳波研究に関する文献目録	23
核酸と遺伝と記憶の問題をめぐって——神経化学最近の話題——	27
日本における成人精神薄弱者福祉問題の展望と今後の課題	33
問題児と特殊児童及び児童の事故の状況	67
睡眠薬乱用少年の実態	75
日本における中毒・嗜癖問題の最近の展望	81
産業界の“人づくり”新動向——能力開発訓練の精神衛生——	93
交通事故は何故起る	105
老人の精神衛生——後期壮年層調査にみられた精神衛生問題	123

アメリカにおける家族研究の一動向	129
アメリカにおける精神障害と精神衛生対策の動向	131
アメリカにおけるサイキアトリック・ソーシャル・ワーカーの教育、養成の動向	143
英国における精神病対策15年計画	153
精神衛生相談室活動の現状と問題	157
東京出張相談の現況	171

第12号 昭和40年（1965年）

特集 諸外国における精神衛生に関する法令集、第1巻	3
ニューヨーク州精神衛生法及び一般命令	3
ノルウェー精神衛生法	199
フィンランド精神衛生法	213

第13号 昭和41年（1966年）

特集 諸外国における精神衛生に関する法令集、第2巻	1
イギリス精神衛生法	1
カリフォルニア州精神衛生法	115
イリノイ州精神衛生法	163
西独精神衛生法	193
デンマーク精神薄弱法	201

第14号 昭和42年（1967年）

I. 精神障害者に関する近年の資料	5
II. 精神障害者医療機関に関する資料	20
III. 精神衛生に関する年表	37

第15号 昭和43年（1968年）

沖縄における精神衛生実態調査（1966年）の結果について	1
沖縄の精神衛生	29
フランスにおける精神障害者総合対策の地域組織化について	45
精神薄弱問題における諸発展の国際的概観	57

第16号 昭和44年（1969年）

特集 諸外国における精神衛生に関する法令集	3
フランス精神衛生関係法規	3
デンマーク心身障害者リハビリテーション法	155
D.H.クラーク「日本における地域精神衛生——WHOへの報告」	165

第17号 昭和45年（1970年）

精神障害における多元診断と分類	1
— 6年間のWHO診断会議を通じて —	

わが国における精神病院の現状と問題点（1）	23
— 昭和44年精神病院実態調査の検討 —	
ソ連の精神医療	57
フェニールケトン尿症のスクリーニングの現状	83

第18号 昭和46年（1971年）

外国図書目録	1
--------	---

第19号 昭和48年（1973年）

地域における精神障害者の動向	1
— 市川市行徳・南行徳地区の場合 —	
わが国における精神病院の現状と問題点	27
WHOの第8回および第9回修正国際疾患分類をめぐって	73

第20号 昭和50年（1975年）

近郊都市化地域における社会変動と住民生活の構造	1
— 市川市原木地区調査報告 —	
社会測定論序説	81
精神衛生資料総目次	123

あとがき

三篇の資料を、おとどけします。一篇は、本誌の「20号」発刊を記念して「総目次」にあてました。他の二篇はいずれも社会学的研究資料で、とくに、精神衛生の諸問題に対する社会学的接近にとって有用なものであり、大いに活用されることを期待しております。

発刊が大幅に遅れてしましましたが、その間われわれは、「資料」とはなにか、とか、どのような「資料」をいかに掘り起すか、という論議を、ひろく所員のかたがたとする機会を何度も持ちました。残念なことに、今回の号にはその論議を十分に生かすことはできませんでしたが、その成果は必ずや次号以降に現われるに違いないと信じております。

編集委員	高 橋 徹
〃	今 田 芳 枝
〃	根 岸 敬 矩
〃	和 田 修 一

精神衛生資料

—第 20 号—

編集責任者 高橋 徹 今田 芳枝
根岸 敬矩 和田 修一

発行所 国立精神衛生研究所
千葉県市川市国府台1-7-3
電話 市川(0473) 220141

印刷所 株式会社 弘文社
千葉県市川市市川南2-7-2
電話 市川(0473) 225977

(非売品)

